吉田松陰全集

第九巻

山口縣教育會編纂

編輯校訂委員　廣瀬　豐

玖村敏雄

西川平吉

吉田松陰全集　第九巻目次

安政五年　（二十九歳）

二九四　月性宛　正月四日

松陰在江戸松本
月性在周防國遠崎

松洞（一）生木原翁（二）の貌寫の爲めに罷り越し候故、一書を呈し候。此の内は度々御手數成し下され、未だ悉く復し奉るに暇あらず、失禮恐れ入り奉り候。歳寒窓（三）編に入手仕り候。寫錄仕り度きに付き、暫く留め申し候。○榮太郎字無逸名秀實と申すもの先頃寫し贈り候蘭夷密報、其の後贈り候東武二義士の事（四）一片別に差出し候。中々安坐にては濟まぬ時勢到來かと存じ奉り候。桂生、周布に與ふる書も同斷。○幽囚錄、松洞へ託し候處、松洞豐筑にて只様手間取り大延引に相成り申し候、謹んで爰に呈上仕り候。此の回校合がてら一讀仕り候處、如何にも蕪陋致方御座なく候へども、今更改竄の心もなく其の儘に仕り置き候。○亡友鳥山（五）墓碑高覽に入れ候。是れは例の江幡が作にて貴望には合ひ申す間布く候へども、僕輩交り舊く、交り變ずるを欲せず、又鳥山の事を知る者此の外之

（一）松浦龜太郎（關係人）
（二）木原松桂、當島の窯善右衛門のこ。幼より詩才を以て聞ゆ（關係人）
（三）歳寒窓竹言二編六卷、延江の傳序附の著
（四）第五卷九一頁重出の二義士のこと參照
（五）鳥山新三郎（關係人）碑文は舊全集第九卷「七則の二十一回猛士」中に載る

れなきに付き右の如くに候。是れ等は他日拜面盡く陳ぶべきなり。○清水氏[一]登庸の事は定めて御承知と存じ奉り候。東武二義士、吾が藩の一侍御と實に國家の爲め一愉快と存じ候故、御苫塊[二]中をも憚らず、一賀申上げ候。萬々御海涵祈り奉り候なり。

正月四日　寅白す

尙ほ以て僕の知己馬關伊藤靜齋も嚴譴を免されれ、當月內出府の積りに付き、松洞も夫れに合ひ候樣歸府の積りにて大いに急ぎ申し候なり。

二九五　秋良敦之助宛　正月六日　松陰在萩松本　秋良在周防國阿月

此の度尊貌を寫しのため松洞生貴地へ罷り出で候間、然るべく御賴み仕り候。囑せられし短刀記[三]、僅かに結草致し候へども、鍛工の名及び刀の長さ忘却致し候に付き、此の段草稿へ御書入れ御返し下さるべく候。委細は生の口述に附し候なり。

正月六日　寅二拜

秋良君　座右

（一）清水圖書、通稱新三郞。この度直目附役になる。正議論者なるを以て侍御の役に拔かれしを松陰喜べるなり［關傳］
（二）月性前年の末母を失ひ服喪中なり
（三）第五卷九一頁參照

二九六　清水図書苑　正月九日

松陰　在萩松本
清水　在萩

先達ては格別の御抜擢、此の上なく欣喜し奉り候。(四)先年長崎表に於て初めて拝顔を得候節、仰せ聞かされ候不智か不忠かと申す御議論、今以て胸中に徹し得忘れ申さず候處、図らずも國家今日の大變に立ち至り、癸丑・甲寅の時さへ大變と相考へ候所、昨年二月蘭人申立、同四月下田・長崎兩奉行への幕命等にては、三千年の皇國も今は墨夷の屬國と相成り申すべき勢に相見え候。加之、墨夷の使節當時江戸逗留仕り候一儀、漢土戰國の頃新垣衍(五)・張儀(六)抔の故智に似寄り候事と相考へられ候。中々皇國の御恥辱と申すも愚かにて、幕府へ對し御匡救の御一言之れなくては御當家の御瑕瑾と存じ奉り候。就いては貴公様肝要の御役柄に居らせられ候上は、魯仲連(七)や屈原(八)などの忠魂御欽慕成されずては相濟まざる儀と存じ奉り候。右に付き第一皇國の墨夷に臣たるべからざる大義、君公様へ仰せ上げられ然るべく存じ奉り候。若し已に幕府匡救の思召も在らせられ候はば御同列様は勿論、有志の諸藩且つ幕吏の中にも志あるものは篤と御

(四) 第十巻三一頁及び第八巻二一二頁参照
(五) 戰國魏の人、平原君により趙に游説し秦兵の圍みを解く
(六) 秦の惠王の時入りて連衡を策す、後に梁にゆき魏に相たり
(七) 戰國齊の人、高踏して仕へず。趙、新垣衍をして帝を秦に請はしむ。仲連曰く「一旦肆然として帝たらば余は東海を踏みて死せんのみ」と
(八) 楚の三閭大夫、讒に遇ひて汨羅に投じて死す

談合遊ばされ候儀肝要と存じ奉り候。尤も道傍(一)の舎と申す事も之れあり候へば、彼れに訪ひ是れに謀り候のみにて根本の定見なくては大事成就仕らず候故、天下にも同志の人之れなく候はば御當家計り墨夷に臣たらずと御決心遊ばされ候様祈り奉り候。第二に飛耳長目(二)は今日の急務に御座候所、只今要路の歴々のごとく人材御嫌ひ成され、天下の士へ一向御交遊御座なく候ては井蛙の誹免かれ難く候。此の弊差急ぎ御破り成され候様冀ひ奉り候。差當り桂小五郎久敷く江戸遊學仕り居り候事に付き、萬事御訊問成さるべく候。其の外來島又兵衞・來原良藏抔も在役ながら意を人材に用ひ候様兼兼承り及び候。何分彼の三人抔仰せ合され、天下の模様得と御呑込み成され、有の儘に君公様へ仰せ上げられ然るべく存じ奉り候。第三、朋黨と申す事、漢唐宋明共に其の季世には專ら盛んに成り行き終に滅亡に立ち至り候よし、明末に至りては殊に其の弊甚敷く候處、本藩三五年來全く其の兆相顯はれ、此の一條實に浩嘆の至りに御座候。何卒君公様寛容洪大の御德量御承順成さるべく候。元來朋黨は人臣上を無みするの心より起り候事にて、實に勿體なき事と存じ奉り候。此の外今日の急務數々愚存仕り候

(一) 道傍に家を建てんとして行路の人に相談すれば、三年たても成らずと。後漢書曹褒傳に出づ

(二) 耳を飛ばし目を長うして遠方のことを調査すること、即ち天下内外の事情を探諜すること

〔三〕宋の仁宗の時契丹に使し南北の民をして兵革を見ざる數十年ならしめ、遂に宰相となる。英宗の時、王安石の事を用ふるに反對し致仕す。文忠と諡せらる。

〔四〕明の華亭の人、上書して時事を論ず。後に謫に竄す。愍宗の時忠介と諡せらる。

〔五〕萊陽の進士、天啓の末大理寺丞と爲り、……

事御座候へども、先づは此の三ヶ條に落着仕り候事に御座候。若し此の三ヶ條墓々敷く參り申さず候ては、皇國も御當家も一方ならざる御大事、殊に貴公樣御役柄に對せられ、不忠不智の謗御免かれ成され難く、東海を踏むか、汨羅に投ずるか、何分の御覺悟御座なく候ては相濟まざる儀と存じ奉り候。私儀只今の身分にては是れ等の事も憚り多く存じ奉り候へども、先年長崎表の御一言實以て忘却仕り難く、且つは國家の大變默止し難く、此くの如くに御座候。千萬御熟慮成さるべく候。以上。

吉田寅次郎矩方再拜

正月九日夜認む

宋の富弼曰く、「同異を以て喜怒を爲すことなかれ、喜怒は用を捨爲せ」と。司馬光曰く、「才智の士は必ず忠直の人を得て旁より之れを制せしむ」と。明の鄒智曰く、「三代而下は人臣、君を見るを得ず、事事苟且なる所以なり」と。周宗建曰く、「國家は邊事を以て首務と爲すことを要す、自ら室内の戈を起すことなかれ」と。右富公・司馬公の二語は今日人材御採用の要法に御座候。鄒智の語は今日の急務に御座候。臨朝聽政の法、御復古ならでは古道行はれ申さず候。周宗建は明末の忠臣

にて所謂朋黨を憂ひ候議論に御座候。此の事今日の的症に御座候。要路の人は夫々人割(一)も御座あるべく候へども、私式より考察仕り候へば一人も邊事を務と仕り候部は之れなく、只管室内の戈のみ起し候事三五年來の事に御座候。此の一事は後來必ず思召し當られ候事之れあるべくと存じ奉り候。

二九七　月性宛　正月十日

松陰在萩松本
月性在周防國遠崎

御苦塊中御森寂察し奉り候。此の内は松洞生御地罷り越し御厄害の程察し奉り候。松洞へ附し候書中近狀略ぼ申上げ候外、報ずべき事も之れなく候。尤も幕府は彌々墨夷へ降參、屬國を甘んぜられ候樣相見え候に付き、各々毛利の稱號の墨(二)に汙れぬ工夫のみ夜白塾中に於て工夫仕り候。六十四國は墨になり候とも二國(三)にて守返し候樣仕らでは日頃の慷慨も水の泡と存じ候。御議論の所委敷く洞生へ御示し待ち奉り候。來月は拜眉一議論と御待ち仕り候。

甚だ輕微の至りに御座候へども、海苔少しさる人より貰ひ候間、分贈仕り候。御咲納

(一) 入譯のこと、卽ち仔細、理由の意
(二) アメリカ
(三) 長門・周防二國

下さるべく候。急ぎ候故家兄書なく候。

正月十日夜　　　寅二

清狂上人　獅座下

今早清水出足なり。　十一日追啓　　寅

昨夜中谷正亮事清水氏へ罷り越し、幕府彌〻墨夷に臣たらば二國丈け不同意然るべく申す事、井蛙の見を捨て飛耳長目を務むべしと申す事論じ候所、清水氏も大いに喜び決心の色眉睫に見れ候由、今早正亮來話仕り候。只だ彈正大夫(五)已下の議論氣遣敷く候故、昨夜道太(六)・松如へ簡し候に、松如來り徹宵談じ申し候。二人にて政府へ說し一定の議論を早速清水迄申し遣はし候筈に御座候。何分此の間上人なかるべからず、秋良(七)なかるべからず、只だ御出錫を相待ち候のみ。其の內四方の新聞在らせられ候はば御報知待ち奉り候。僕も清水へ一書を與へ候。蘭書譯使を以て張儀・新垣衍に比し、清水に攻むるに屈平・魯連を以てし候。餘り妄論に候や、御序に御教示下さるべく候。

（四）清十郎

（五）益田彈正、當時國相たり

（六）中村道太・土屋蕭海「周東」

（七）秋良敦之助、周防國阿月の士、浦靭負の臣、闕藩

二九八　佐世八十郎(一)宛　正月十二日　松陰在萩松本　佐世在長門國船木

此の度三子貴地へ参られ候間、然るべく御頼み仕り候。幕府も已に墨夷のコンシュル(二)に天下を任せられ、屬國を甘んぜらるるよし。世間は兎もあれ吾が二國の君子は萬々不同意申す迄も之れなき事、夫れに付き此の節志士仁人の苦心大方ならず候。何卒宜敷き御工夫は在らせられず候や。安坐して居り候へば墨臣になるなり。委細三子より御聞取り下さるべく候事。

正月十二日

幽囚錄・爰書(三)御目に懸け候。重輔(四)追悼御頼み仕り候。

佐世八十郎様　　二十一回生

二九九　月性宛　正月十九日　松陰在萩松本　月性在周防國遠崎

爰に大いに困迫仕り候事體出來申し候。先便にも略ぼ申上げ候通り、六十四國は悉く墨夷に相成り候とも、二國(五)計りは確乎として特立して、天下恢復萬國撻伐の基本と相

(一) 後の前原一誠〔關傳〕
(二) 領事、ここは米國總領事ハリスをさす
(三) 舊全集第九卷に收む。松陰等下田踏海の時の罪案書を輯錄せしもの
(四) 金子重之助、安政二年正月十一日岩倉獄にて病歿す
(五) 周防・長門

（六）陳の後主の名、詩酒音樂に耽りて國亡ぶ。

（七）相背きて[illegible]

（八）孟子離婁上篇に出づ、[illegible]

成り候樣にと同志と商議仕り候處、時勢時勢と申す論起り、道太・松如大いに不同意。尤も松如一夕來宿、道太も一日來話、其の節は同心の申分に候處爾後大いに其の說を變じ、僕等を徒黨を結び候樣申し觸れ、又僕を胸中閑日月なしと詈り、種々の惡言家兒に集まり申し候。而して政府の諸公は陳叔寶(六)の遺風を慕はれ候か、詩酒の會陸續之れあり候。拙者は近來は丸に慷慨は打止め、時務も論ぜず、上人の不興を蒙り候程に之れあり候處、此の節の夷情にては中々默々仕り難く、今は死生も毀譽も拘らず、一向に皇國若家へ一身差上げ申し候。而して道太・松如不同心にては僕は孤立狗死に相違之れなく、夫れも恨みず候へども、吾れ死せば本藩は悉く淪胥(七)と覺え候。是れに仍り來原(良藏)生至極慕はしく存じ候處、來原の書中には委曲之れなく候へども、墨夷に吾が國を開いて貰ふを愉快とするに似たり。此の所吾が師象山甚だ活眼あり。大意吾が國より人を開くは妙、左候へば通信通市も心の儘なり。人に開かれ涙出でて(八)呉に妻す分にて迚も國は持ちこたへ得ざるとなり。僕其の說に服す。又此の內の伊渋菩喩言得と見候へば一々今日の夷情盡せり。いかんせん。左候へば僕が一身は申すに足らず

候へども、神國も吾が藩も今日限りに相成り申し候。上人何卒金革(一)の事は去喪の義も之れある事に候間、早速御決策御出府は出來申す間布くや。左候はば天下の大計一夕の話に決し度く存じ奉り候。若し上人御憐愍之れなく候へば、僕誠に恥づべきの至りに候へども徒然の死を遂げ、天下の士に憫笑せらるるなり。悲しいかな。慷慨極まり語に倫次なく候。御推讀御垂察頼み奉り候。

應接書二巻差出し申し候。ミニストルを江都におき、萬國(二)の通商、政府に拘らず勝手に出來候へば、神州も實に是れきりに御座候。何とも一措置なくて相濟み申すべくや。幾重に思ひかへ候ても、此の時大和魂を發せねば最早時は之れなき樣覺え申し候。秋良へ別に書なく候間、近日の措置は如何に候や、覺束なく候。何卒上人の御出府を希ひ候。御出府手間取り候はば御高論の大意相伺ひ度く存じ奉り候。二十一回猛士は大體膝を屈せぬ男子、事に沮喪はせぬ男子なるが、此の度道太・良藏等に論をきき志氣大いに沮喪、上人の前に膝の屈するを覺えず候。併し是れも一腔の忠の字かと御憫笑下さるべく候。

(一) 兵器、それより戰爭の意となる
(二) 各藩國の意

正月十九日　　　　　　　　　　二十一回生

清狂老上人　座下

三〇〇　肥後藩士某宛　正月二十二日　松陰在萩松本

爾来諸君彌〻御精錬羨み奉り候。小生礫全在囚仕り候、御安念下さるべく候。此の度同藩兒玉（一）吉次郎貴地邊撃劍修行の爲め罷り出で候。何卒横井（四）・宮部兩先生へ面謁を得度く申す事に候へども、貴地の御近狀存ぜず、兩先生も在方へ御引入り成され候よし風聞承り、不安心に存じ奉り候故、三君（五）迄呈書仕り候故、然るべき樣賴み奉り候。兩先生の事僕頻りに案じ居り候間、相成り候はば御復書に仰せ知らされ度く存じ奉り候。去秋信濃上田の士櫻井純藏弊地に參り候節、少々貴地の樣子承り候へども、傳聞故確かならず候。此の節承り候へば國友半右衛門君も在江戸の由、宮部・永鳥（六）君の樣子等傳承も仕り候へども、是れ以て傳ふる所其の人に非ず候故、分明ならず候。櫻井の話に横井君兵制論出來、至極の確議の由、弊藩政府のもの頻りに懇望仕り居り

（三）前出（一〇七頁参照）
（四）横井小楠・宮部鼎蔵
（五）丸山作介・佐々淳二郎・今村乙五郎の三人か
（六）永鳥三平
[illegible]

候間、御寫贈成し下され候樣には相成り申す間敷くや。此の一事去年已來甚だ願ふ所に御座候間、萬々御賴み仕り候。

去年墨夷コンシュル十月二十六日十一月六日、其の後十二月何日頃度々の應接書、幕府より諸藩へ御渡方相成り候よしにて追々傳覽仕り候。最早頓に御覽成さるべく候所、實に驚膽の至り、右に付き御高論倂ほ諸先生方の議等相伺ひ度く、鄙見も陳述仕り度く存じ奉り候へども、何分書中にも盡し難き事柄如何せん。呉々他日の爲めに御自愛專要に存じ奉り候。以上。

正月二十二日

尙々時勢は丑寅(一)已來相見え候事とは存じ奉り候へども、かく早く日本國中墨夷のものとならんとは思はざりし。何分筆懶く多く及ぶ能はざるなり。

柳川藩立花・池邊(二)の諸君近狀是れも櫻井の話にては大いに長進の由傳承仕り候。此の度の議論定めて長岡君(三)の所へは申越されたるならんと遙想仕り候。

兒玉氏柳藩へも罷り出で候積りに付き、相成り候はばいづれへか御差圖願ひ奉り候。

(一)癸丑・甲寅、即ち嘉永六年・安政元年
(二)柳川藩士立花壹岐親雄・池邊藤左衛門永益
(三)肥後藩家老長岡監物

三〇一　佐世八十郎宛　正月二十九日　松陰在萩松本　佐世在長門國船木

佐世君　正月二十九日　寅二白す

賓卿(四)參られ候事に付き、何事も書に及ばず候。靜齋(五)の事賓卿說あり、御談合下さるべく候。墨夷の情、藩府の議、是れ亦賓卿と御談じ成さるべく候。政府も上書位は聽受け申すべき趣に相見え候。是れ吾が黨盡力の秋なり、御工夫成さるべく候。詰り候所は英雄の心事渾べて說かざるに在り、賓卿と御對笑成さるべく候。先書は粟屋英へ託し候、此の度中谷君より達し申すべく候事。

三〇二　森田節齋宛　二月十九日　松陰在萩松本　森田在備後國藤江村

癸丑・甲寅已來時事一變、消息遼濶。扨て先生備中(六)御卜居の由、藩儕月性昨年歸國初めて其の詳を得申し候。先づは筆研御淸適と遙想拜賀し奉り候。此の度友人久坂玄瑞東遊に付き一書を附し吳れ候樣申す事に付き、此くの如く申上げ候。此の生同社中の

（四）中谷正亮〔關傳〕
（五）伊藤靜齋、下關の任俠の士〔關傳〕
（六）備後の人なり、[illegible]〔關傳〕

奇才子、僕大知己に御座候。小生近況色々申上げ度く候へども總べて此の生口頭に附し候。近文三篇錄上仕り候、幽囚中爲すべきものなく已むを得ず此の途に出でたるに御座候。御憫笑下さるべく候。玄瑞(一)を送る敍も作り申し候處相替らず蕪陋、半宵間(はんせうかん)に出來候文字、愧づべきの至りに御座候。月性在京中雨江・江城二子(二)に與ふる貴書寫贈仕り呉れ候。其の後御文況如何に御座候や。江帾(えばた)生は絕えず消息承り候。此の行玄瑞生も江帾を訪ひ候積りに御座候。萬々書中に竭さず候。時下御自重道の爲め是れ祈る。

二月十九日　　吉田寅次郎再拜

森田節齋先生　案右

墨夷の消息日に益々甚し。天下の時勢乃ち此(ここ)に至る。浩嘆浩嘆。

三〇三　月性宛　二月十九日　松陰在萩松本 月性在萩

上人大いに講筵を開かれ候由に付き、松下の童子二三十拜聽に罷り出で候なり。日下(三)への御傳言承知、先々(まづく)降心仕り候。隨分御周旋(四)希ひ奉り候。郭林宗(五)反つて方外に屬す、

(一) 第五巻一〇八頁に出づ
(二) 藤井竹外・雨香仙史と號す。頼山陽門下、攝津高槻藩儒。江城は山陽門下の江木晋戈ならん
(三) 久坂玄瑞
(四) 松下塾徒と明倫館派との對立調停の件をさす
(五) 後漢の人、郭泰、字は林宗。博く墳典に通じ、弟子數千人。善く海内の人士を品題し、人々に慕はる

亦時勢の變か。呵々。

二月十九日　　寅二

清狂上人　案下

三〇四　桂小五郎宛　二月十九日　松陰在萩松本 桂在江戸

久坂實甫東遊、僕同志の士に付き何事も老兄へ商議致し候樣申し置き候。扨て幕府の事情は詳かには測られず候へども、本藩は扨々（さてさて）の有樣、委細久坂承知に付き申さず候。閣老而下水野[六]・河路[七]等の有名家の持論何如。拙案には六十六國、迚も手の下し處なき次第に相成り候やと覺え候。茲に一名利奇男子長府人（ちやうふじん）興膳昌藏[八]と申すものあり。竹島[九]開墾の策あり。此の段幕許を得、蝦夷同樣に相成り候はゞ、異時明末の鄭成功の功も成るべくかと思はれ候。此の深意は扨て置き、幕吏變通の議、興利の說今日の急に候へば、竹島開墾位は難事に非ざるべし。是れ一[一〇]御勘定の主張にて行はれ申すべくと默算仕り候。委細玄瑞存知の事に付き御運籌（うんちう）下さるべく候。天下無事ならば幕府の一利、

（六）水野土佐守、紀州の附家老にして當時の權勢家。
（七）川路聖謨、幕府の能吏。當時勘定奉行たり、外交問題に盡力す。
（八）長府毛利藩の醫家［illegible］。
（九）朝鮮の鬱陵島。
（一〇）幕府の勘定奉行。

事あらば遠略の下手は吾が藩よりは朝鮮・滿洲に臨むに若くはなし。朝鮮・滿洲に臨まんとならば竹島は第一の足溜なり。遠く思ひ近く謀るに、是れ今日の一奇策と覺え候。高論何如。久坂生江戸の事體略ぼ相分り候迄は江戸留學固よりなり。秋頃より樣子次第上田藩の櫻井(純藏)・恒川(才八郎)などに便り、信濃の髯叟(一)へ從學せば誠に妙なるべしと存ぜられ候。此の事も御商議下さるべく候。

本藩今日の大患は言路壅塞の一條に御座候。此の大弊打破、哀痛の令を下し切直の言を求むと申す趣に相成らずては、迚も何事も致方之れなく候。國相府にては萬々此の勢之れなく候。君公を責むべし、行相・侍御史を責むべし。なんでも御歸城已前一令下らでは相濟まず候。高論何如。

二月十九日　　　寅二拜白

桂君　足下

竹島の議(別に書なし)福原清介等も同說なり。此の地の樣子書中盡し難く委細玄瑞口頭にあり。

(一) 佐久間象山

三〇五　長原武宛　二月二十八日　松陰在萩松本　長原在江戸

近來絶えて貴況を伺はず候へども、定めて御精勵察し奉り候。羈旅の事も扨々以ての外の事に相成り、申すべきを知らず候。秀實(二)追々御厚遇感銘し奉る。秀實歸期迫り候處、又日下玄瑞・松浦松洞二生出府仕り候。玄瑞は最早御尋ね仕り候事と察し奉り候。松洞は畫家にて志を抱き候ものに御座候。畫を好むもの、志あるものへ寄々御引合せ賴み奉り候。申上げ度き事由の如く候へども、松洞出足甚だ迫り心底に任せず候。久(三)保生も甚だ勉勵仕り候。近日は全く村夫子の態に御座候。來原良藏も譴を蒙り歸國仕り候。正月迄は杆戍(四)に在りたりしなり。萬々不盡。二月二十八日

長原武様　　松陰生

天下の事も實に浩嘆なり。隨分國の爲め御保重成さるべく候と存じ奉り候。

（外封）　　松浦龜太郎持往

西ケ窪竹中様御屋敷　長原武様　要事　　長門囚奴

(二) 吉田榮太郎、松陰門下の俊材（關傳）

(三) 久保清太郎（關傳）

(四) 相州の戍營

三〇六　久坂玄瑞宛　二月二十八日　松陰在萩松本 久坂東行中

(一)阿月(あつき)の貴書達し候。御壯志妙々。

京師の事何如やらんと至極案じ申し候。桂小五郎來原に與ふる書にて西城(二)決着の事之れを承り大愉快。右にて愚考するに　天朝の正論と西城の正議と合體して天下の俗說を推し崩し、神州を維持すること方今の急務なり。　天朝の御中興も征夷(將軍)の御中與も此の辰(とき)なり。　天朝の正論を守り立て候事、征夷氏長久の妙計なり。此の事桂と談じ給へ。桂も赤川淡水も上京に若くべからず。桂は奥羽行の積りとか申す事、是れは急務と覺え申さず。京師へ人材を聚め公卿の弊習を(以下中文闕)竹島論公然上書に如(し)くべからずと存じ候。松洞も同說なり。御申じ談じ成さるべく候。〇江幡・桂・櫻任藏・長原武などへ別に添書致さず候間、秀實御申合せ御紹介下さるべく候。〇江幡文虎(三)若し西遊の思ひ立ちも御座候はば、秀實か若しくは老兄より有(四)隣・清太へ御添書成さるべく候。松如へは吾樓(ごろう)(五)自書あるべし。併し文虎此の節何如の狀態に候や。〇墨夷を斬らんと欲するの三義士(六)尙ほ獄に在り候や。尙ほ在らば少しく

(一) 今は周防國熊毛郡に屬す。玄瑞東行途中この地より松陰へ書を寄す
(二) 江戶城西の丸、將軍繼嗣の居所。ここは繼嗣が一橋慶喜に決定せりとの誤報ありしなり
(三) 江幡五郎の甥
(四) 富永有隣・久保淸太郎
(五) 土屋蕭海。吾樓は江幡五郎
(六) 堀江克之助・蓮田東藏・信田仁十郎、何れも水戶の志士、ハリスの登城を襲はんとして失敗す

情を通じ置きたし。其の術傳馬丁囚獄石出帶刀へ行きて問ひても分るべし。又牢屋同心に田村金太郎と申すあり。此の人鍵役と云ひて五六人あり、佐々木何某筆頭なり。其の外姓名を忘る。金太郎に往きて樣子を問ふべし。又傳馬町に（是れが尤も妙）源左衞門と申すものあり。囚士獄中より吏に對する時の駕阍をかたぐ棒頭にて奇男子なり。是れに往きて問ふもよし。左候て金一方（七）なりと託し書を送るべし。復書は恐らくは得すまじ。是れは獄中の情あり、怒ることなかれ。鍵役（牢屋同心の内）當番の內に出獄を賴むに然るべき人物あるべし。源左衞門に問ふべし。〇天下の事情世間の新聞奇書等松洞と御申合せ、力を極めて搜索し長井（八）へ御見せ、世子（九）へ差出し候策專要と存じ奉り候。世に奇士あらば松洞へ像させ足下傳をかき、世子の耳目を驚かし給へ。

二月二十八夜、松洞至り且つ談じ且つ書く。

先日より月性法話に付き、塾中會を廢し童子皆赴ききかしむ。昨日法話終る。今日より詩經會初まる。山根（武次郎）生來る、生中々氣魄あり、愛すべし。村塾增築の議初まる。委細は瀨能まで申し遣はし置き候。此の節土砂搬運は皆塾童なり。雇人は一

（七）小粒金な方金といふ、それが一枚の意

（八）世子番頭長井雅樂（時庸）

（九）毛利定廣、後の元德

人もなし。大愉快、云うても盡期(じんご)はなし。先々閣筆。〇來原大いに妙。〇周布(政之助)も亦妙。

觀月先生　座右　　　　松陰囚奴

三〇七　月性宛　二月下旬　松陰在萩松本　月性在萩

(一)調停一事御心頭に懸けられ候段、實に感銘致し候。右に付き、何卒折角の御厚情徒事に相成らず候樣にと種々案勞仕り候より同志へ申し談じ候處、孰れも同意に御座候。其の段は他事に之れなく、江南(二)・松下相和睦する／＼と申したる計りにては眞情は終に貫徹仕らざる事に付き、松下生悉く周布(三)を主盟とし每々會集仕るべく、書生の妄論も盡し、政府諸君實事上の樣子も承り候はば、眞情相通じ眞の和睦に相成り申すべくと存ぜられ候、と申し候とも、松下社中も先日御面會の中谷・高杉・尾寺・久保等の數子、且つは所謂有隣子等のみに御座候。何卒上人の御紹介を以て御歸在前に一夕周布へ會する樣の事出來申す間敷くや。此の段成就仕り候へば誠に御調停も眞功相顯は

(一) 第五卷一一八頁「清狂に與ふ」參照

(二) 明倫館の所在地は江向なるを以てこの派を江南派といふ

(三) 周布政之助、當時國相府遠近方の役人にして、明倫館派の首領

れ誠に妙々に御座候。全體僕も一囚室に坐し默々仕り居り候内に、松下の議論などと人に目せられ候ては人聞きも如何歟く（以下闕）

（四）月性錫を飛ばして萩に來りしなきり

三〇八　月性宛　（草稿）　三月一日（カ）　松陰在萩松本　月性在萩

此の行實に國家の安危にかかり候事感銘淺からず、其の意を述べ度く短敍[五]認め候。しかし百忙中誠に匆々、御一笑下さるべく候。〇山口一夕の講、中谷[六]至極の賴みに御座候。是れは中々話柄に致し候にては御座なく候。先夜も論じ候通り、山口の事、中谷一身負荷仕り候苦心の餘り此の策に及ぶにて御座候。何卒御許諾下さるべく候。〇愚兄昨夕貴寓へ遣はし候へども相逢はず、殘念と申し居り候。

（五）第五卷一二〇頁「清狂師の鄕に歸るを送る序」參照

（六）中谷正亮、正亮は元來山口の出身なり

三〇九　伯父竹院宛　三月三日頃　松陰在萩松本　竹院在鎌倉

此の生を松浦松洞と申し、松本村中の一奇才子、幼より畫名を得、今は隱然たる一家に御座候。詩も亦淸雋誦すべし。然れども詩畫を以て稱せらるる事は好む所に御座な

く候。此の度東遊仕り候ゆゑ、貴寺へ立寄り候はば御尊容照寫(せうしや)仕らせ度く、永く後世に傳ふるの存念に御座候。然るべく御賴み仕り候。委細は別翰申上ぐべく候と存じ奉り候ゆゑ、匆々閣筆仕り候。惠純も德隣寺(一)住職に相成り繁用の趣に御座候。歸國已來兩度ほど相對致し候。

吉田矩方再拜

錦屏(二)老方丈　獅座下

佐々木小次郞歸國、御近狀承知仕り安心仕り候。此の地いづれも無事に御座候。

三一〇　小國剛藏宛(カ)

三月十日　松陰在萩松本　小國在長門國須佐

御書中の趣逐一承知仕り且つ荻生(三)の口述にて其の詳を盡し申し候。生、明日より入塾の都合に申され候。

一吉路の事、周布政之助政府へ入り、唐船方(四)大いに愉快に參り申すべくと存じ申し候。右に付き御獻策の御心構へなども御座候はば大小となく御贈り下され度く、此の節折角

(一) 萩の寺名。惠純は嘗て鎌倉圓覺寺に遊び、竹院上人と交際あり〔關傳〕

(二) 鎌倉の錦屏山に竹院住持の瑞泉寺あり

(三) 荻野時行、通稱隼太。須佐出身の松陰門下生〔關傳〕

(四) 唐船方　防禦その他に關する事務を司る。多く國相府右筆役の兼任、周布は遠近方をも兼任す

京邸宍戸(五)の代りは福原某(六)にて、宍戸に比すれば大いに及ばずの嘆之れあり候へども従來善人と相見え候故、少々書生論を容れ候丈けは出來申すべくと存じ奉り候。久坂玄瑞も此の節は滯京かと察せられ候。秋良(あきら)など申合せ、定めて愚かなく手を下し候事と存じ奉り候。

○世子の方は長井隼人本月三日より登られ候故、腑強(ふづよ)き樣覺え申し候。此の節弊塾七八疊計り增建(ました)て、諸生皆其の役を執り、大いに煩冗(はんじよう)に御座候。取急ぎ一應の御答計り申し述べ候。餘は後便に附し候。

江戸西城、越前の周旋徹底し一橋に決し候よし□愉快に御座候。

尊考の遺集一、千代の往處二、慥かに借用仕り候。囘顧錄完璧仕り候。

(五) 宍戸九郎兵衛、これまで京都留守居役たり

(六) 福原與三兵衛

三一　久坂玄瑞宛

三月十一日　松陰在萩松本　久坂在京都

(前文闕)……矯めねばならぬ。此の事、中谷とも談じ合ひ候處至極同意の申分(まうしぶん)なり。貴意

く候。此の度東遊仕り候ゆゑ、貴寺へ立寄り候はば御尊容照寫（せうしや）仕らせ度く、永く後世に傳ふるの存念に御座候。然るべく御賴み仕り候。委細は別翰申上ぐべく候と存じ奉り候ゆゑ、匆々閣筆仕り候。惠純も德（一）隣寺住職に相成り繁用の趣に御座候。歸國已來兩度ほど相對致し候。

吉田矩方再拜

錦屏（二）老方丈　獅座下

佐々木小次郎歸國、御近狀承知仕り安心仕り候。此の地いづれも無事に御座候。

三一〇　小國剛藏宛（カ）　三月十日　松陰在萩松本　小國在長門國須佐

御書中の趣逐一承知仕り且つ荻（三）生の口述にて其の詳を盡し申し候。生、明日より入塾の都合に申され候。

○言路の事、周布政之助政府へ入り、（四）唐船方となる　大いに愉快に參り申すべくと存じ申し候。

右に付き御獻策の御心構へども御座候はば大小となく御贈り下され度く、此の節折角

（一）萩の寺名。惠純は嘗て鎌倉圓覺寺に遊び、竹院上人と交際あり〔關傳〕

（二）鎌倉の錦屏山に竹院住持の瑞泉寺あり

（三）荻野時行、通稱隼太。須佐出身の松陰門下生〔關傳〕

（四）唐船の防禦その他に關する事務を司る。多く國相府右筆役の兼任、周布は遠近方をも兼任す

（五）宍戸九郎兵衛、これまで京都留守居役たり
（六）福原與三兵衛

同志中共相謀り居り候處に御座候。

京邸宍戸（五）の代りは福原（六）某にて、宍戸に比すれば大いに及ばずの嘆之れあり候へども、從來善人と相見え候故、少々書生論を容れ候丈けは出來申すべくと存じ奉り候。久坂玄瑞も此の節は滯京かと察せられ候。秋良など申合せ、定めて愚かなく手を下し候事と存じ奉り候。

（）世子の方は長井隼人本月三日より登られ候故、腑強き樣覺え申し候。此の節弊塾七八疊計り增建て、諸生皆其の役を執り、大いに煩冗に御座候。取急ぎ一應の御答計り申し述べ候。餘は後便に附し候。

江戸西城、越前の周旋徹底し一橋に決し候よし□愉快に御座候。

尊考の遺集一、千代の往處二、慥かに借用仕り候。回顧錄完璧仕り候。

三一　久坂玄瑞宛　三月十一日　松陰在萩松本　久坂在京都

（一）文闕……矯めねばならぬ。此の事、中谷とも談じ合ひ候處至極同意の申分なり。貴意

承り度く候。荻野隼太昨日出萩、松下塾へ今日より寓居の筈なり。多分中谷と同行なるべし。足下藏本一通りしらべ置き候。抄書等御入用あらば御申越し下さるべく候。

三月十一日　寅二拜白

玄瑞君

拙記寫すに暇なし。宜敷く御賴み仕り候。來原良藏逼塞仰せ付けられ候。三十日ならんとの噂あり。早くすめかしと相待ち居り候。

三一二　横井・宮部・丸山等宛　三月二十四日　松陰在萩松本 横井等在熊本

此の度同志友中谷正亮御地并びに柳藩(一)を志し罷り越すべく候故、一書呈上し奉り候。墨使應接、上國風聞等、誠に治亂安危の界今日と察せられ候。西城決着の由、先々恐悦至極に存じ奉り候。尊藩・柳藩御近況一向變らず、誠に御案じ仕り候。實說に候や、加賀・仙臺・薩摩等は追々京都へ手が附き候樣に相聞き候。今日の時務、愚考には西城相定まり候上は水老・越侯(二)等合體の正論起り申すべく、且つ　天朝の正論是れ

(一) 柳川藩
(二) 水戸老侯齊昭と越前侯松平春嶽

誠に珍重の事に付き、兩處の正論幾重も合體致し候樣、有志の諸藩にて周旋仕るべき事と存ぜられ候。弊藩は相替らず因循恥づべきの至りに御座候。併し近日に至り國相府の諸員共少々振起申し候模樣に相成り候。然れども御熟知通り何分にも氣力薄弱にて、暴風迅雨に抵抗すると申す樣參り申さず候。何分滋養强壯今日の急劑に御座候。此の度正亮色々御談じ申上ぐべく候間、詰る處横井・宮部二先生間弊藩迄御出懸け下され候樣に御願ひ申上げ度く存ぜられ候。是れ同志中尙ほ國相府にも内々御願ひ仕る儀も御座候間、何卒御妙計どもは御座なく候や。先年も江戸相詰め候周布政之助事、爾後追々升沈御座候内、此の度國相府に登庸せられ至極奮起仕り居り候。同人至極二先生の御來遊を冀ひ居り候。米卿(三)は申す能はず、有吉老大夫彌々御苦心と察し奉り候。柳川の壹岐氏(四)は如何の定論に御座候や、嘸々進歩と相羨み申し候。愚案に横井先生御出で下され候はゞ弊藩大臣少々振興の策を運らし度く、左候て上國如何にも御無人氣遺敷く、是れ又御定策相伺ひ度く存ぜられ候事に御座候。胸中萬般のみ。何分寸楮に盡し難く、委細中谷口述仕り候事と草略仕り候。閣筆。

（三）長岡米田是容、即ち米田監物

（四）柳川藩士立花壹岐親雄

三月二十四日　松陰生拜

横井君
宮部君

尙々尊藩の御事體近來一向承らず候間、若し二先生御居合せ成されず候はば、三君御披閱、萬々中谷へ御談じ下さるべく候、賴み奉り候なり。

丸山君
佐々君　足下
今村君

三一三　小國剛藏宛

三月二十八日　松陰在萩松本　小國在長門國須佐

佐々木(一)三生歸來、且つ尊翰披閱、彌〻御盛んの樣子承知仕り欣然に存じ奉り候。併し多人數罷り出で御配慮の御事ども遙想し奉り候。山田七兵衞子近來每々參り貴邑の事深く相談致し候。貴書をも見せ、又貴君より直々も御投書成され候由にて、乃ち今朝貴邸(二)へ參り栗山(三)へ面會談じ候處栗子は至極振興の樣子、大いに喜悅仕り候。尙ほ月性

(一) 佐々木龜之助、その弟謙藏及び梅三郎の三人か〔關傳〕
(二) 須佐の邑宰益田彈正の屋敷
(三) 栗山翁助、須佐の士、益田彈正の臣

も一昨日出府、右に付き周布への相談は丸に月性へ託し置き申し候。又跡より差出し候人數の事は塾中(四)にて折角申し談じ候最中に御座候。久保・富永歸着の上はいづれ決着仕るべく候。狄（野）生石州行、甚だ妙、富永子今少し在留仕り候樣申越し度く候へども、明日歸着の趣に佐々木共の外申し候事に付き、今更間に合ひ申さず、殘念に存じ奉り候。草々拜復のみ。不一。

三月二十八日　　寅二

小國剛藏君　座右

別紙は御面倒ながら二生へ御示し下さるべく候。

（四）第五巻一二九頁「久保清太・富永有隣及び村塾諸子、萩野時行と同じく湍佐に遊ぶを送る叙」參照

三一四　久坂玄瑞宛　　春　（松陰在萩松本 久坂在京都）

大阪にて大久保要(五)を訪ひ、水戸の京都留守を問ひ給へ。今に鵜飼吉左衞門に候や。鵜飼は沒文漢なれども剛直人と見受けたり。　朝廷並びに紀伊の事は任じて穿鑿致し居りたり。梅田(六)は固より御知己の事、梁川星巖公卿間の事能く存知し居り候。久我卿の

（五）土浦藩士にて大阪城代たりし土屋采女正の用人、志士にして、兵學に通じ、識見高く、[illegible]

諸大夫春日(一)讃岐守少し執拗の由なれども、道學者にて志ある人なり。町奉行の淺野又(二)河路などは書生顔にて御尋ね成され候も妙ならんか。（天下の役人は流石大器なる處あり。）區々の御機嫌に及び申す間布く相考へ申し候。(三)宍戸や秋良など在京に候へば定めて牒(しめ)し合せての御周旋と存じ奉り候へば、此の地より豫(あらかじ)め議するも無用かと存じ奉り候。

三一五　小國剛藏宛

四月朔日　松陰在萩松本　小國在長門國須佐

(四)久・富二子及び其の他數名歸着、彌々御心配の段承知仕り候。僕の初心、二子歸着の上栗山參られ候はば一議論に及ぶべくと覺悟仕り居り候處、栗山子も多用故の由にて遂に參られず、鄙意陳ずるに由なし。併し栗山近日又々出られ候由なれば、先づ其の節の談に致すべくと存じ奉り候。全體事を起し候に、萬人も億人と皆々打揃ひ候善人に致し候心懸け候へば、東坡の所謂黄茅(五)彌望(びばう)と申す樣相成り候は必然に御座候。僕の意は松下より前日の如く參り候はば御多人數中に一人か二人か、荻野などの如く志を起し出府にても致し候人之れあるべく、其の人五人となり八人となり候へば、吳子が

(一) 春日潜菴、陽明學者。安政大獄に捕はれて永押込を命ぜらる。明治十一年歿、年六十八。贈正四位

(二) 當時老中堀田正睦に從つて上京中の川路聖謨

(三) 京都留守居役宍戸九郎兵衞。秋良は國老浦靱負の臣、秋良敦之助

(四) 久保清太郎・富永有隣

(五) 唐宋八家文卷二十三「張文潛縣丞に答ふる書」の中に「惟だ荒瘠斥鹵の地は彌望皆黄茅白葦のみ。此れ則ち王氏の同なり」と出づ。即ち見渡す限りすべて

申せし如く一人戰を學びて十人を教へ、十人百人を教へ、千人萬人三軍と趨き候は自然の勢にて其所は誠の息むなきに之れある事にて、急ぎて急がるるものに之れなく候。春一人、夏一人、秋冬又各〻一人と一年四人づつ出來候はば、二三年には大分面白く相成り申すべく候。傳聞にて確かならず候へども、栗山も老兄と同様、一ケ月二ケ月の內、須佐を大興作して天下を壓するまでに致すの御手段と覺え申し候。能々御納得下さるべく候。貴邑も數年來振はず候處、其の間にても志士仁人の方々は色々手を盡されし候御事には有るべく候へども、未だ御手が附き申さずと察し奉り候。其所を松下の少年童兒の二三輩を遣はし置き候とて御益にも相成り申す間敷く、右に付き原田・増野歸着の上は當分後隊は差控へ置き申すべく候ゆゑ、荻野再遊致され候か、栗山參られ候節、其の議を書き申すべく、其の內出府の志ある邦衛・清藏君とか申し候人々を早く御遣はし候段着實の策と存じ奉り候。尤も右に付き貴說も在らせられ候はば、栗山・荻野等へ得と御傳言下さるべく候。左候はば又々再思申上ぐべく候。右陳見略陳仕り候。頓首。

のものを自分と同じやうに一様化することをいふ。
(六) 呉子治兵篇に出づ
(七) 原田太郎・増野徳民、何れも松下村塾生
(八) [illegible]

四月朔日　　松陰生拜白

小國剛藏君　足下

先日は物見(ものみ)の積りに皆々罷り出で候處、忽ち接戰に及び候勢、再籍三載(一)は孫武の忌む所大いに國中困迫に御座候。御一咲下さるべく候。併し貴邑の大勢最早相分り候。年に三五生づつ參られ候はば、三五年には事成就致すべく候。源泉混々(二)の意、最も御互に注眼致すべき事と存じ奉り候なり。

三一六　品川彌二郎宛

四月十二日　松陰・品川 在萩松本　（原漢文）

聞く、貴嚴、賞典の例に膺(あた)り班士の列に進むと、賀々。已にして足下數日來らず、賀客蝟集(ゐしふ)し酒食狼藉、勢舍(す)て去るを得ざりしを知るべきのみ。日來、驛使連(しき)りに至る。天朝の盛事、誠に擧曠百代と謂ふべし。而して國家の危急艱難も亦此の時より甚しきはなし。吾が輩は草間の微蟲、萬言ふに足らず。然りと雖も分(ぶん)として已が臣民の宜(ぎ)を盡さんのみ。是れ豈に酒杯大荒の時ならんや。仙之丞(三)・直八皆奮然上京の志あり。足

(一) 第六卷孫子評註作戰篇（三二五頁）參照

(二) 孟子離婁下篇第十八章に「原泉混混として晝夜を舍てず」と出づ。第三卷二一三頁參照

(三) 土屋蕭海の門下某仙之丞、直八は時山直八、後に村塾生となる

下急々塾に來れ、安坐を爲すことなかれ。策問一道附して往る。他は渾べて面陳に附す。回白す。十二日

村塾策問一道

恭しく今茲三月二十日の　勅諭を捧讀するに、　天情　皇神を畏れて　列聖を重んじたまふ。恨むらくは幕府醜夷と交通す。因つて更に幕府に令し、三家諸大名をして心を竭し建言せしめたまふ。事已に行下す。思ふに幕命日ならずして吾が公に下らん。吾が公の奉答固より當に賢籌あるべし、何ぞ微臣の過憂を待たん。然れども事實に國家の安危隆替の界と爲す。凡そ臣子たる者、義宜しく恝然として傍觀すべからず。若し或は下問を辱くせば亦將に何を以て爲さんとするや。諸君、生平書を讀む、志固より　皇室に在り、情常に夷虜を慨く。其れ嘗みに見る所を疏ねて悉さざることあるなく、以て下問の日を待て。四月十二日。矩方（印）

三一七　月性宛　四月十二日　安政在萩松本／月性在周防國遠崎

昨夜玄瑞・秋良よりも書來り、二十日堀田(一)參內の事申し來り候。實に　天朝の正論抃舞に堪へず候。二十日　勅諭の趣、外夷の事、箱館・下田・長崎の外は絶えて來泊差許されずとの事、堀田震慄拜伏退出と申す事。

右の趣に候へば事已に迫り申し候。秋良より委細申出で候や。　勅諭も參り候由、未だ寫し取り申さず候。（別紙に寫し上げ候。）

玄瑞が先書は文周(二)に寫させ上げ候樣申付け候。文周も中々憤發、藝國へも些なりとも正氣發し候樣致し度き積りと相見え候。御垂察然るべく御差圖下さるべく候。玄瑞・春軒(三)とも溜京の願の事申し來り、爰許にて取計ひ仕り候。

先日申上げ候蕭海門の仙之允外一人は直八上京の策、昨夜周布へ申入れ置き候。

賞典の議論、政府も面白く相聞き候。

久保外二子一昨日口羽(四)より歸られ候。口羽も母病きのよしなれども國事頻りに苦心[]
[]ず候。今朝より來原舟木(五)行、佐世・口羽へも參り候筈。詩觸(六)は此の便に託し候。

何分私少々氣分(七)相、特に大紛冗詳かに書すること能はず候。萬、御推察賴み奉り候。

(一) 老中堀田正睦三月二十日參內して日米條約再應衆議せよとの勅諚を拜す
(二) 富樫文周、藝州醫家の出身にして當時村塾に來學中なり〔開傳〕
(三) 半井春軒、長州藩の醫生にして當時東に遊學中なり
(四) 口羽杷山、松陰の親友、當時采邑船木の日出、今の小野田町にあり
(五) 長門國厚狹郡に屬す、今の船木町。佐世八十郎この近所に住居す
(六) 清の朱琰の編、六卷。詩話の叢書
(七) 病氣の

ことをいふ

以上。

十二日　　　　　　　寅白す

清狂上人　座前

三一八　土屋蕭海宛　四月十四日　松陰在萩松本 土屋在萩

昨日御歸着成され候よし、一段の事と存じ候。陳て　天朝の御事、曠代の盛、感激の至りに存じ奉り候。右に付き貴兄の歸着先日より大いに相待ち居り候。歸後周布其の外へも御出で候や。政府も存外の振起、妙々。老兄定めて色々御謀策もあるべし。京城へ一旦御出浮、御周旋は如何之れあるべくやと存じ候。月性も未だ上らず、秋良・(八)白井のみ滯京、久坂・半井は一旦東下、間もなく上京の積りなれども、一旦東下候はば又東曹(九)の繩墨も恐るべく候。左候はば能々皇朝の情實を呑込み、或は東下し或は西歸し、或は遊説し或は直論するもの足下ならでは之れなく候。何卒周布へ御相談御決着成され候ては如何。筆意を盡さず、萬々御察知下さるべく候。以上。

(八) 秋良敦之助・白井小助〔關傳〕

(九) 長州藩江戸方役所

四月十四日　　寅白す

蕭海　足下

(一)森田の文四道來り候。何卒匆々御評し下さる間布くや、乃ち御示し致し候。(二)相馬の上書も御目に懸け候。

(一) 森田節齋〔關傳〕
(二) 相馬九方〔關傳〕

三一九　某　宛　　四月十七日　松陰在萩松本

(三)實甫へ慥かに御屆け下さるべく候。

(四)日下玄機詩　　僧月性選

*○深夜秋聲を聽く　○佛朗王（フランス）　○紀伊道上碑あり。題して根來寺（ねごろでら）と曰ふ。路此れよりす。偶〻一鄙夫余に跟（つ）きて來る者あり。圓頭顱（えんとうろ）にして長劍を帶ぶるを視（み）て、怪しみ問ひて云はく、「公何人（なにびと）と爲す、腰間帶ぶる所何等の大物ぞ、豈に擊劍先生なるなからんや」と。余笑つて曰く、「是れか、活人劍のみ。子以て根來法師の流亞と爲すも亦宜（むべ）なるかな」と。因つて戲れに口占して一絶句を得たり　○紀川　○拙譯

(三) 久坂玄瑞
(四) 玄瑞の兄、天籟と號す。月性と親交あり、安政元年歿、年三十五
* 以下題名のみをあげ詩は略す

演俺法律成る、鄙詩二首を錄して以て題言に代ふ一を節す　○笠置　○七折坂　○阿濃津　○伊勢海　○津藩の諸老才子、連聯を等くす。過訪中一醫人もなし　○山鳴子毅と別る

安政五年戊午夏四月十七日　　二十一回生錄す

(五)亡兄大籟先生遺稿　僧月性撰する所にして先師松陰の錄なり。壬戌三月　江月齋誠

三二〇　森田節齋宛　四月十八日　松陰在萩松本　森田在備後國藤江村

(六)此の仁小生獄中已來の大知己に御座候。久坂生已に申上げ候やと存じ奉り候。此の回(七)日柳長次郎を訪ひ候爲め態〻罷り出で候。先生より委細御添書成し下され候樣賴み奉り候。先日久坂の書來り、先生の高教も符中へ之れあり候。右に付き文稿も錄上仕り度く、奉復の件も御座候へども、折節數十日不快にて此の節も未だ臥床中故、何も後便に附し候。

令息誕生、史評落成、皆賀せざるべからずの事に候へども、右の次第にて未た及ぶ能

(五) この一行久坂玄瑞文久二年の筆
(六) 富永有隣
(七) 讃岐の侠客にして勤王家、燕石と號す。詩書[illegible]作

はず、甚だ曠禮（くわうれい）の至りに御座候。安元（やすもと）(一)生の事驚愕の至り、先生の書は傳覽仕り候へども生の志死に在りとのみにて、未だ必々(二)ならずと爲すと思ひ候。先便初めて其の詳を得、實に驚怛（きやうだつ）仕り候。

四月十八日　門生寅拜白

節齋森田先生　座下

(三)谷翁は無事に御座候や、森(四)は如何。時々御往復も成され候や。谷の海外異傳(五)商推は未だ出で申さず候や。

日柳の事、此の度の要件に御座候。呉々も宜しく御添書待ち奉り候。

天朝の盛、實に曠代の美事と存じ奉り候。小生對策(六)此の仁示され候樣申し置き候。例の御戒めに負き、感激の餘把筆立ちどころに就（な）り申し候。其の後一字も改め申さず恥入り申し候。久坂生文才僕に長ずること數等、但し是れも(七)把筆立ちどころに就り申し候。土屋生も近日文を錄し教を乞ひ度しと申し居り候。是れは頗る密思を運（めぐ）らし申し候。臥床中覺えず長文に相成り、頭已に岑々（しんしん）、閣筆仕り候。東軒略稿も來

(一) 安元杜預藏、大和郡山の士、節齋門下にて松陰と報國を誓ふ。安政元年江戸にて病歿、松陰これまでその死を知らざりしなり
(二) 未だ斷行するまでに至るまいの意
(三) 谷三山〔關傳〕
(四) 森鐵之助、三山門下〔關傳〕
(五) 第八卷一六〇頁參照
(六) 第五卷一三六頁「對策一道」參照
(七) 第五卷一〇八頁「日下賓甫の東行を送る序」のことならん

り候。朗誦擊節仕り候。

三二一　小國剛藏宛　四月二十九日　松原在萩松本 小國在長門國須佐

邦(八)衛諸君來遊、情意大いに貫通、妙々。何卒昇平の虛文打捨て、眞實の交態になくては當今の危を救ひ難く存じ奉り候。陳て貴邑振興好機會到來、件々、荻(九)生其の外直々申述べらるべく、御滿悅の程想像し奉り候。此の度塾より五名參上、御遠慮なく御切磋下され候樣賴み奉り候。內、富樫文周と申す人は廣島人にて、月性の門人に御座候。貴邑少年中內藤(一〇)生頗る氣力あり、僕甚だ愛し申し候。何卒御勉勵再遊をも致し候樣御申し傳へ下さるべく候。宇野(精一)生の儀、先日申上げ候趣、定めて行はれ候事と察し申し候。是れ亦遲延ならぬ樣御計ひ下さるべく候。銃陣の事、僕荻野に代り來原其の外へ申し談じ候て遠からず決着の積りに御座候。開港の議も相繼いで謀議仕る存念に御座候。何も荻生其の外と謀り置き候、御聞取り下さるべく候。以上。

四月二十九日　　田寅白す

(八) 益田[illegible]臣、須佐の育英館生。(九) 荻野時行（流水）。(一〇) 內藤[illegible]塾生。

小剛藏樣

(一)丹下・翁介二君へ書なし、此の書なりとも御示し下さるべく候。
久保の行末決の內此の書を認め候。久保參り候はば夫々(それぞれ)申述ぶべく候。
此の節僕少〻不快にて情意を盡さぬことのみに候。

(一) 益田丹下・栗山翁助

三二二　須佐兩忠士宛　四月某日　松陰在萩松本

來原良藏も舟木へ行き候所、昨夜は多分歸宿と存じ候なり。
荻野生已下七名過訪下され、貴邑御奮起の御樣子も承り、此の上なく欣抃(きんべん)致し候。諸君いづれも當月中御滯塾のよし。荻野生は御願相濟み候はば早々御上京妙と存ぜられ候。口羽も母病氣にて出萩仕り候筈、多分昨夜出で候と存ぜられ候。口羽及び山田(二)亦介なども諸君追々御面話の都合に致すべく候。然る處七名中一名は最初より申上げ候樣、松下へ暫く御寄寓の御處置に成され度く存じ奉り候。左候はば上國の樣子は萩地より聞え、萩の樣子は塾より通じ候樣致すべく候。右一名の處富永・久保と色々申合

(二) 含章齋と號す。松陰養父吉田大助の盟友にして、松陰も師事す。長藩西洋兵制改革の功勞者〔關傳〕

（三）宇野精　（四）毛利讃

せ候所、宇野氏（三）など然るべしと申さるる事、随分自らも其の志之れある様申され候事に付き、天下國家の爲め此の節柄の事に候へば栗山翁仰せ合され、一家中の事差支りさしつかへ之れなき様に幾重も御周旋成され候様存じ奉り候。以上。

須佐兩忠士　　　　松下の内奴

三二三　梁川星巖宛　五月十五日　松陰在萩松本　梁川在京都

急便に託し候故誠に差急ぎ何も略し申し候。萬御推恕下さるべく候。

千萬唐突の至りに御座候へども杞人の憂止むなく、一書を呈し奉り候。本月二日同志友中村道太郎歸着、京師近況尙ほ老先生御動止ごどうし相伺ひ降念仕り候。是れより先き弊邸吏宍戸ししど九郎兵衞と申す者より　勅答の寫し其の外差贈り、是非幕府より寡君様（四）へも御下問之れあるべくと相考へ、弊藩政府にても色々評議仕り、詰り「勅旨奉ぜざるべからざるなり」の一句に國是相定まり居り候處、十二日江戸飛脚到着、果して　勅答に付いて寡君に幕府御下問の書翰參り、之れに依り、政府の吏周布政之助と申す者、國

元家老中の連署の書所持、昨十四日夜より江戸に向ひ出立仕り候。此の後幕府の儀如何相成り候や誠に測り難く候へども、小生の畫計は別紙對策(一)並びに愚論の通りに御座候。御愍考の上然るべく思召し下され度く候。何卒密かに青雲(二)遼廊の上に達し候様御處置下さる間布くや。幽囚の身是れ等の事も實以て恐れ多く存じ奉り候へども、杞憂の已むを得ざる此くの如くに御座候間、何卒御一計萬々祈り奉り候。

五月十五日　　吉田寅次郎再拜

梁川星巖老先生　侍員

僣月性本月二日より脚氣上頭にて同十日物故致し候。方外の一義人を失ひ、弊藩の一褒に御座候。此の段御知らせ仕り候。以上。

又曰ふ。幽囚の身他邦への往復用捨御座候故、上封は他人に仕り候。此の人は(三)僕が外弟にて同志の者に御座候間、御承知置かれ下され候様存じ奉り候。以上。

(一) 對策並びに愚論何れも第五卷戊午幽室文稿に出づ

(二) 松陰のこの希望達せられ、遂に乙夜の覽に上る

(三) 松陰外弟といへるにより、久保清太郎の名を使用せしなり

三二四　荻野時行宛

五月十七日　松陰在萩松本　荻野在長門國須佐

十四日の書、十七日來る。大繁劇に付き委細申上げず候。瀧(四)甚だ妙。○先書の趣横山(五)・有吉・天野などへ見せ候所大いに立腹、早速絶交を贈るなど申し候へども、其の段は差留め置き申し候。御出府の上委細御話し仕るべく候。

○足下遊學允許、妙。中谷(六)も過ぐる十日に歸着なり。

來原・久保の論じ候處にては、主公(七)云ふ、翁介(八)出で候上にて何分の決斷致すべく候由の仰せなり。議論は銃陣・開港の二儀なり。

○秋良就內の說は大虛言、總じて有志の士留京六ケ敷きなど絕えて之れなき事。天朝上書の道大いに開け、吾々下國草莽のものも畏くも　九重へ上書相成り候。夫れ故僕も昨日對策別に愚論一篇京師へ出し候。此の一事にても御奮勵然るべく候。中々涙の流れた話ではなきか。志士屛息(へいそく)とは何事か。○茂樹(九)の來るは甚だ妙、待ち入り候。

○先日の連名書、僕一處置あり、御氣遣ひ成さる間布く候。○本月十日月性和尚物故、同志中大慟。○十二日江戶飛脚來る。勅諭の寫し相添へ（寫し贈り度く候へども未だ暇あらず。）幕間果して吾が公に下り候。地方(十)政府は勿論預め定論之れあり、御加判(十一)中大會議大愉快論ありし由に候。周布政之

（四）瀧彌太郎、村塾生〔關傳〕

（五）横山重五郎・有吉熊次郎・天野清三郎、何れも村塾生〔關傳〕

（六）中谷正亮九州遊歷を終へて歸る

（七）國相益田彈正

（八）粟山翁助

（九）大谷茂樹、[illegible]塾生〔關傳〕

（十）[illegible]

（十一）[illegible]

助十五日より大急ぎにて江戸へ差登(さしのぼ)され候。「天勅奉ぜざるべからざるなり、攘夷絶たざるべからざるなり」の二句、天下に明かになるか、周布が切腹か、目を張つて待ち給へ。〇足下はいつ頃發程か。

五月十七日　　松陰

僕病氣大快、御氣遣ひ之れなき様に孰れへも御傳へ下され度く候。小國・邦衛已下宜敷く御傳へ、茂樹へ尙ほ以て宜敷く御頼み致し候。內藤生勉强候や、中々心に懸り候なり。

荻野時行　足下

富永は口羽へ行き、留守なり。

(一)品川生病氣快氣と存じ候。生兄弟へ御便り御座候はば宜敷く御申し傳へ下さるべく候。

(一) 品川武馬

三二五　中谷正亮宛　五月頃　（松陰在萩松本 中谷在萩カ）

寅は僕が生年なり。

随分心強く頼母敷く御存じ成さるべき譯は、甲寅の歳墨夷の條約の定まるは卽ち　神武天皇畢義の御年なり、異なものと案じ煩ひ候所、圖らずもかかる難有き事に成り行く。もう四年待ち給へ、辛酉(二)の歳が來る。是れ　神武御成業の御年なり。

此の事僕幽室中に感得せしことにて、中々同志中へも妄りに語らざる事に御座候へども、先日仰せ下され候八八九九(三)の説の感、かく書付け申上げ候。一見火中を妙と爲す。寅白す。

（二）文久元年。
（三）未詳。
（四）[illegible]
（五）[illegible]

三二六　久坂玄瑞宛

六月朔日　松陰在萩松本　久坂在江戸

飛脚差向き思ふ所を詳かにせず、大略申上げ候。○中谷・荻野今月七日頃より出足の筈、中谷は京・伊勢・越前等に遊び、荻野は遂に東下、安井忠平(四)を師とする積りなり。○清狂吟稿二冊上梓して天地間に留め度しと同志中決議し候。口羽・久保等其の事を主り候、敍は拙堂(五)へ託する積り、中谷の受合なり。跋文は足下に若くはなしと一統

申す事に付き、御考案成さるべく候。拙堂序成り刪定も出來候はゞ、中谷より足下へ贈らるる筈に付き、屆き候はゞ願の事御取計ひ下さるべく候。○去月十六日京師へ好便之れあり、僕が對策、別に愚論一篇、梁川星巖へ贈り候。此の度中谷に託し愚論の續(一)、梁翁へ贈り候積り、大意は對策に外ならず候。國字にて認め候。學校論、航海下手の策なども詳かに致し候。○堀田の近況、墨夷の樣子何如。

六月朔日　藤寅拜白

日下實甫　足下

松洞へ書なし、此の書御見せ下さるべく候。

桂へ先日の議論(二)如何と御傳へ下さるべく候。

三二七　梁川星巖宛　六月二日　松陰在萩松本 梁川在京都

一翰敬呈し奉り候。吉便拙策・愚論座上に呈し候分最早御一閲下され候御事に遙察し奉り候。然る處餘意未だ竭きず候に付き、續論(三)相認め差出し候節此の人に託し申し候。

(一) 第五卷一六〇頁「續愚論」參照

(二) 竹島開拓論

(三) 續愚論

此の人中谷正亮、名は實之、字は賓卿にて、小生從來の大知己に御座候。此の度遊學中姑く滞京、何か周旋仕り候存念に御座候。右に付き然るべく御差引成し下され度く、且つ又拙策の當否も御教示待ち奉り候。小子幽囚中村童輩少々來聚仕り、聊か以て閑を慰め候。近況中谷より御聞取り成さるべく候。要用迄閣筆仕り候。草々萬恕。

六月二日　寅次郎拜白

星巖梁川先生　座右

再白、中谷生の事幾回も宜敷く御指引願ひ奉り候。下間生外同志の宿所御序に御示し下さるべく候。已上。

三二八　某　宛　六月十九日　松陰在萩松本

十五日、殿様御歸城恐悦し奉り候。十六日彈正殿壹人召出され、御留守中の事聞し召し上げられ候。此の日彈正殿諸生の議論、京城風說其の外何もかも持ち出され候由、是れは江戸方壅蔽(四)あらんことを恐れてなり。此の日四ツ半時より八ツ時まで御前にて

（四）壅蔽　行相府役人など

快論ありし由、僕等も内々ながら身に餘り候難有き御噂[一]遊ばされ候由、此の事は外に申上ぐべく候。十七日十八日御目見(おめみえ)、十七日の夕方は滿願寺へ御あるき初め、今十九日御門出、御参堂等誠に何事も御速かの事、大いに爲するあるの思召前知し難有く存じ奉り候。○言路一條大いに開け候。囚奴の言も直(ぢき)に君公へ達し候事體に相成り、而も大臣國相より上達するとは前代未聞の事どもなり。就いては遊學の諸君御建策風說等着實に御認め送り下さるべく候。左候はば直々上達の道之れあり候樣相成り候。彈相・周布も夫れに準じ氣魄甚だ盛んなり。○周布[二]東行、江戸まで達せぬは殘念、然し京へ過(よぎ)り梅田(雲濱)へ逢ひ隨分愉快の談ありと申す事。僕周布を送る詩[三]あり、周布の次韻好作出來申し候。

幽囚錄は傳之助[四]より榮太[五]へ送れと申し置き候。

此の節兩相[六]御斷り出で候。是れが定まらねば嬉しとてめつたに喜ぶこともならず候。庸相(ようしやう)猶ほ可、奸相が出てはさつぱり夫れ切り。

(一) 松陰の上書を内々差免すとの上意ありしをさす。第五卷三一〇頁參照

(二) 周布政之助、勅諚を拜せる幕府の下問に對する國元政府の意見書を携へて東上、五月二十四日歸國途上の藩主に尾張國尾起驛に會して書を上り、直ちに引返し六月九日着萩す

(三) 第七卷松陰詩稿參照

(四) 伊藤傳之助〔關傳〕

(五) 吉田榮太郎、當時江戸にあり

(六) 國相益田彈正・行相浦靱負

三二九　久坂玄瑞宛　六月十九日　松陰在萩松本 久坂在江戸

伊佐塾(七)にて頻りに讀む樣子なり。茂十郎(八)山口へ行き留守中なり。正亮九州より戻り大いに叱る故頗る憤勵の機あり。來原の姪(九)岡部は兄の品鑑の如し。福原(一〇)一向來らず。近來の勉強家は岡部の外有吉熊次郎・木梨平之允等なり。中井の姪の由天野(一一)清三郎中々奇物、他人未だ深くは取らず、僕獨り之れを愛す。藝生富樫文周頻りに讀むなり。此の五生皆寄宿。提山(一二)坊主大いに進む、利介(一三)亦進む、中々周旋家になりさうな。南(一四)は館中にて勉強の由、山根(一五)も定めて勉強ならん。兄去後山根は兩三度來る、南は絶えて來らず。人各〻志あり、兄決して人に強ふるなかれ。〇松洞貌する所の松桂(一六)老人四月十日物故、榮太にも知らすべし。〇口羽(一七)へは絶えず往復、口羽の識見益〻進み、詩眼大いに進む。清狂稿論定は口羽へ託し候。跋は兄早々御認め然るべく候。松洞が貌せし圖を卷首へ出したし。刻手彼れ是れ撰び置き候樣御相談下さるべく候。蕭海、傳を作る筈、是れは像の傍へ附け置くべし。中谷へ託し拙堂へも撰擇と敍とを賴み置き候。江戸にて藤森(一八)へども一敍を乞うては如何、是れも清狂生前の知己なればなり。委細は

（七）長門國美禰郡にあり
（八）中谷茂十郎、正亮の甥
（九）岡部富太郎〔關傳〕
（一〇）福原又四郎〔關傳〕
（一一）後の渡邊蒿藏、昭和十四年九月七日歿、年九十七〔關傳〕
（一二）松本通心寺の小僧、後の男爵松本鼎〔關傳〕
（一三）後の伊藤博文
（一四）南亀五郎
（一五）山根武治郎
（一六）木原松桂〔關傳〕
（一七）口羽徳祐、杉山と號す〔關傳〕
（一八）藤森大雅、通稱恭助

中谷より申上げ候所丈け書附け置き候。御考合下さるべく候。(一)淡水(あはみ)へも御相談下さるべく候。〇直八(二)も折々塾へ來て食を炊ぎて宿する組の者、中々の奇男子なり、愛すべし。風(ふ)と思ひ出し候。岩國の二宮小太郎へ良藏より遣はし候拙記の事、如何御取計らひ下され候や。先日良三噂致したり。

六月十九日　　松陰生

實甫老兄

松洞へ別に書付を遣はさず、此の書御對讀勿論なり。

三三〇　中村道太郎宛(カ)　六月二十六日前　松陰在萩松本　中村在萩

(前文闕)假令一事善く(カ)□□□□政事の擧措人材の用は丸に動轉致すべく候。左(さ)すれば去(カ)年來□□の苦心は皆之れなき道理に御座候。況や其の擧措用捨萬善に變ずべき様なし。畢竟未だ罷免せず、群小彙(い)進(しん)疑なし。事茲(ここ)に到り候はば、(三)大夫は勿論壯年の事にて□□爲すべきの時多けれども、公臺の御煩慮如何あらん。委(くは)しく申し難く候へども、貴兄にも少しは御胸間を察し奉りて見給へ。去年は口羽の大亂、今年又斯くの如き不行

(一) 赤川直次郎、後の佐久間佐兵衛〔閣傳〕
(二) 時山直八〔閣傳〕
(三) 益田彈正ならん、當時國相にして、六月二十六日の異動にて行相となる

跡、孰れか忠、孰れか佞、孰れか是、孰れか非、御尤めの定まる所遂に如何あらん。此の處を瞑坐して篤と御熟念下さるべく候。因つて大夫忠告進言の序、愚見には左の如くありたし。

大夫、行相を處すること如何、善く自ら自立することあるか、將た輔を待つか。

坪井(四)を處すること如何、才略事功頗る用ふべきか。

椋梨(五)を處すること如何、□鋭□□□□才を嫉み能を疾むか。……(一行餘破損)……詰りの所、坪井を去つるに決したらば、坪井を地方の御□の一處置ありたし。御用談役として大夫信用あらば、上策とは申し難けれども亦一奇策ならん。

□等の事、國家の大體に關る事なれば、僕等が妄議するは甚だ相濟まざる事にて、僕も甚だ申し度く之れなく候。然れども何分文山(六)の一語默止し難く、此くの如く書付け候。兄一見の後、意に當らば火中し給へ。僕一身を愛惜するには非ず。國事は實に重んぜねばならぬ事ぞ。(後文闕)

(四) 坪井九右衛門、保守派の巨頭、六月二十六日以後の重役大褒動に際して行相府用談役を罷めて退けらる。

(五) 椋梨藤太、保守派の巨頭、明倫館頭人の役にありて政府に孤立するに至る。

(六) 文天祥、宋の忠臣。

三三一　久坂玄瑞宛　六月二十八日　松陰在萩松本　久坂在江戸

（來書いづれも斯くの如し、三月の誤りなるべし。）
（四月念六七の書、六月念七達す。佐々謙・提山・岡部富太郎など少しく奮勵、直八は勿論。

病肺（一）の事最早昔話に御座候、必ず御案じ下さる間布く候。此の節大いに暑中に候へども甚だ壯なり。隔日左傳・八家（文）會讀、勿論塾中常居。七ツ過ぎ會讀終る。夫れより畠又は米舂（こめつき）、在塾生と之れを同じうす。米舂大いに其の妙を得。大抵兩三人同じく上り、會讀しながら之れを舂く。史記など二十四五葉讀む間に米精（しら）げ畢（をは）る、亦一快なり。口羽に話し候へば、評して云はく、をかしいことと計りする男と云うた。

黑龍江行の事、僕は不同意なり。併し未だ深く同志へ謀り申さず候。同志決議の上委細申上ぐべく候。大意云へらく、一昨日益（田）彈正・浦靱負入り代り、今日益手元内藤萬里助、浦手元前田孫右衛門なり。御在國中には餘程萬事墓取（はかど）り候機會之れあり候。尤も諸役人今兩三人の差除き次第なり。果して墓取る勢なれば桂・赤川は公命にて召返し、大いに人材鼓舞讜議（たうぎ）諤々（がく／＼）の手を下し度く存じ候へども、實甫・松洞は矢張り江戸に在り四方の新聞取紏（とりただ）し連りに注進、中谷は上國を受持ち、北條源藏は長崎受持ち

（一）松陰これより前數十日不快なり、但し肺を病むといふも現在の氣管枝炎ならん

（二）第五卷一七一頁「洋言を譯す」參照
（三）大樂源太郎〔列傳〕
（四）片一方が何時も留守になる意
（五）前出一五頁參照

然るべく候。是れ晴天積りなり。然る處佐々木より贈り候洋言（二）の如き事、差向き今日も知れ申さず、上國を差捨てて遠く黑龍へ行ける時勢に之れなく候。大樂（三）が周旋は誠に感心、但し江戸にて此の事を謀る、所果何如。財用は大坂、米粟は北國近江邊にこそあるべきに。又海外に出づる道あらば北京・廣東へ行き、洋言の實否を糺すこと急務に御座候。併し是れも空論なり。殘念殘念。併し黑龍江行は來春に相成り候はば、夫れ迄には何とか時勢出來申すべく候。

勅使東下の策、僕亦之れを思ふ。但し恐れ多きことなれども、幕吏手揃の中へ一人の公卿の御下りにては迚も說き貫き六ケ敷く之れあるべくと考へ、又論じ通りに仕り候。併し是れは今にて思へば甚だ勿體なき考なりし。早速中谷迄申し遣はすべく候。中谷は京邸を根據とし伊勢・越前へ跋涉の積りなり。用事あらば書翰京邸まで御出し然るべく候。中谷と二兒と氣脈の絶えぬ樣にせねばなにも壹柄拍子（四）となるぞ。竹島、英夷の有たること甚だ信じ難く候。興膳（五）、近日も福原まで申し來り候。北國船每々往返其の前後を通船致し候へども何たる事も之れなき樣子、又嘆夷既に據るとも苦しからず、矢張り開墾を名とし交易をなし、因つて

外夷の風説を聞くこと尤も妙。暎夷既に據れば別して差捨て難く候。左なく候てはいつ何時（なんどき）長門などへ來襲も測るべからざるなり。寸板も海に下す能はざるの陋を破るには是れ等にしく妙策は之れなく候。黑龍・蝦夷は本藩よりは迂遠、夫れよりは竹島・朝鮮・北京邊の事こそ本藩の急に相見え候。

吉松論は先書にも申上げ候。先づ夫れなりに成し置かるべく候。文虎（一）何とぞ西遊させ度きものなり。是れまでは昨夜の書なり。是れよりは今夜二十八日の書なり。今日口羽來訪、折柄高杉落合ひ、有隣・清太談論、口羽も此の節少々不快（胸痛の氣味）にて此の節至極悠悠閑雅氣保養の積り、夫れに付き今日圖らず（清狂詩など論じ候。）詩話などにて日を終へ、近來の好き祭仕り候。（住吉祭）就中憂國の談も一二之れあり候。〇鹽屋（二）の文「澳門（マカオ）の居夷を論ず」以下五六篇皆妙、實に海內の文宗と覺え候。鹽屋の上梓本に日本海航記と申すもの之れあり、是れは彼理（ペリー）等廣東にて日本來航の事を議したる書の由、御せんさく一二本御購贈下さるべく候。

榮太歸國の事、僕之れを聞き實に躍るが如く喜悅仕り候。實甫・松洞の力多きに居る

（一）江幡の甥

（二）鹽谷宕陰

と謝し奉り候。洋言の說果して信ならば、實に三年は置き半年も空しく居らるる時勢に御座なく候。

六月二十八日　　松陰寅白す

實甫　足下

對策は宍戸(三)へ向け出し候。宍戸本月十日發京、大和廻り近日歸るべし。歸りたる上對策の事尋ぬべし。、

(三) 宍戸九郎兵衛、京都留守居役なりしが、福原與三兵衛と交代して歸國す

(別紙)

士を得るは最も良策。併し士をして吾れに得られしむるの愈れりと爲すに如かず。已れを成して人自ら降參する樣にせねば行けぬなり。此の節愚識右の如く一變し候。松洞は畫をつとめ、且つ讀書を勉め、玄瑞讀書作文つとむべし。人を結ぶも吾れより意ありては遂に長久せず。只だ來る者は拒まず、去る者は追はざるにあり。僕一病漸快し候へども學業兎角荒廢、殘念殘念。兎角非力故、榮太すら旣に輕視して去る、況や其の他をや。只だ自力を强くして人自ら來る如くすべし。(伊藤)傳之助も時々來り候へ、

ども心服と否を知らず。偶〻余に心服するもの兩三輩あれど皆々力なきものに御座候。力あるものの余に服したるためしなし。〇櫻(任藏)へ能々御傳へ下さるべく候。村童を集め少々塾畑出來候。且つ耕し且つ讀む位は俗吏もひどく怪しみ申さずと御傳へ下さるべく候。〇赤川へは僕申す迄もなく候へども、前日の進講は大いに裨益あり、月性は講を以て萬民を喩(さと)し、淡水は講を以て百里を動かす。好匹儔(かうひつちう)に候處、片方を失ひ氣の毒なものと御申し下さるべく候。(是れは吾々自らすることに非ず。其の行はれる迄の事をしてやりて聞かせ置けば其の上は致方あるなり。)〇竹島論は能々桂へ御相談然るべく候。秋良の論、案じ過しなり。咲夷鬪きかけたれば尙ほ可なり。何分一寸なりと外へ張出さねば相捌けず候。水軍を仕向くると云ふは尙ほ愚論なり。水軍にて行けば彼れも備をする、商船で行けば彼れも商をするなり。

(別紙)

棟梁藤井勝之進一昨日來話、造船の事大分手に入りたる話。是れより錬鐵の事へかかる積り、併し一人餘り手をひろげても屆き申さざるに付き人を驅りに戻り候。周布・前田(孫右衛門)も中々本氣になりて居る樣子、併し政府の差除(一)き相濟み申さずては何も論片

(一) 役人の更迭をさす

附き申さず候。藤井は人物骨格並びに妙、事に堪へさうな男子なり。是れは桂の愛養せし人物なり。此の事御傳へ下さるべく候。豐三郎(二)も同行、崎陽へ行く積りの由。松洞は手紙を遣らぬとて腹を立てるに及ばず、此の書を對讀すれば遣つたも同事なり。(三)無逸へ附し候事に付き上符は略し候。御怪咎下さる間布く存じ奉り候。頓首。

(二) 倉田豐三郎、崎陽は長崎

(三) 吉田榮太郎

三三二　清水圖書宛　六月二十八日　松陰在萩松本 清水在萩

先日は御歸着成され候由、珍重に存じ奉り候。陳て天下の形勢も日々變革、危急存亡益々目前に迫り候樣相考へられ候へば、國家の御政道も少補にては迚も捌け申さず、大處置の御工夫專一に存じ奉り候。別紙は先達て御歸城當日目安箱へ投入仕り候覺悟に御座候へども少々議論之れあり、其の儀は打止め申し候。且つ人材論等は今日に至りては最早過ぎ去り候事に付き無用の反古に御座候へども、私案じ付き候大處置の眼目は御直裁の一儀に御座候。御直裁の外は只今の大臣にて大處置出來候目途丸に之れなく候。御直裁の儀御決着相成り候上は君側へ人物御撰擧肝要に御座候。右に付き

口羽德祐・宍戸九郎兵衛等の論も仕り候。德祐の論行はれ候はば實に裨益少なからざる事に存じ奉り候。併し是れも行はれず候はば、其の段内々御聞かせ成され度く竊かに御願ひ仕り候。左候はば別に一工夫御座候。其の餘の事數々申し度き事御座候へども、右の兩事行はれ難く候へば先づ卷いて之れを懷にし以て其の時を待つの存念に御座候。愚意は何分當御在國中は誠に肝要にて、此の御在國中萬事餘程墓(はか)行き候樣仕り度く祈り奉り候。拙著狂夫の言(一)・對策・愚論等は先日彈正殿より君覽に備へられ候由、誠に感激の至りに御座候。何卒追々實事行はれ候樣希ふ所にて、徒らに特恩をのみ誇り居りても却つて恐れ多きことに存じ奉り候。

長崎墨夷の風說も中々虛妄居多に相見え候へども、孰れは來航は相違も之れなき事と存じ奉り候。左候へば差當(さしあた)り輦轂(れんこく)下の大變慮るべき事に御座候。國家の事は迚も小田原評定にては相濟み申さざる樣存じ奉り候。

六月念八日　　寅次郎再拜

清水君　座下

(一) 以下の三篇第五卷戊午幽室文稿に收む

幾重も小生存念は當御在國中肝要の時節に付き、愚存の所遺さず心底申出で度き内存に御座候。是れに因りて罪の上に又罪を得候とも、一身を以て國家に替へ候事に付き一向頓着仕らず候。尤も色々申出で候事幽囚の身分不相當にて、却つて國家の御不爲めと申す事に御座候はば丸に箝黙仕り、一身の覺悟仕り候積りに御座候。此の儀少しも御遠慮なく御教示下さるべく候、賴み奉り候。

三三三　某　宛　　夏　松陰在萩松本

楞嚴[二]煖品御讀み違ひ成されし候よし、珍重に存じ奉り候。京師の事大抵風說通り、御出で成され候迚指たる事も御座ある間布く候。併し籠落[三]一脫十分の大翮御舒張、存外の御發明も在らせらるべく、是の事老兄の爲め珍重に存じ奉り候。天下挾稜[四]の世の中、實は是も非もなき泥海にて、實地御覽成され候はば如何にもとり留めなく、御迷惑成さるべくと察し奉り候。萬々御自重專ら祈り奉り候。

（二）佛典楞嚴經ならん、但し下記の如き品はなし。誤りあるか
（三）籠を出でし鳥の大翔をのばす、自由にふるまひ得る意
（四）事を醸し、仁ここ是非を決せぬこと

三三四　久坂玄瑞宛　七月六日　松陰在萩松本 久坂在江戸

日本圖・和漢年契(一)只様／＼延引御堪へ難く候。今日好便ありとて傳之助來り候故、即ち託し候。○暗夷(二)四隻蒸氣船獻上とか申し候。去月二十四日崎に來り候。大變遠からずと覺え候。○兄諸國修行の事、昨夜周布へ申入れ置き候。未だ答を承らず候。○高杉(自力願ひ)・山縣半藏(同)・齋藤榮藏三人二十日頃より出足、暢夫(三)大いに議論あり、甚だ妙。齋藤は安井(四)入塾の積りの由。暢夫は藤森(五)ども然るべきか、御考察成され候様存じ奉り候。○榮太へも時勢日々に迫り候段御傳へ下さるべく候。暗夷の四隻は五月晦墨夷の謂ふ所と同類か異類か、未だ詳かにせず、風說にては前らしく相聞え候。

御地同志の士與に時事を談ずべきもの計幾名ありや、姓名承り度く候。幕吏中有志の士承り度く候。閣老堀田は如何、脇坂は正議か、其の他は伴食か。薫海の月性傳、至極名文出來候。僕も書事一篇認め候、相替らず粗鄙。一昨夜、薫海・秋良來る。秋良は留宿、氣魄甚だ盛んなり。

七月六日　寅次郎拜白

(一) 日本支那の歴史年表
(二) 英吉利
(三) 高杉晉作。晉作は結局大橋順藏の塾へ入る
(四) 安井息軒
(五) 藤森恭助、名は大雅、天山又は弘庵と號す。勤皇儒者

久坂實甫兄　足下

本藩形勢益々面白く相見え申し候。

三三五　桂小五郎・赤川淡水・久坂玄瑞宛　七月十日　松陰在萩松本　三子在江戸或京都

此の度は誠に取急ぎ（代りに杉藏を送るの儀認め申し候、御一覧下さるべく候。）書翰得認め申さず候。(六)杉藏志の所誠に感心致し候。僕力の届き候丈けは此の地にて議論仕るべく候。赤川・久坂二君北地行は誠に愚論、周布政なども左様申し候、御止まり然るべく候。桂君御細書誠に辱く存じ奉り候。會約至極妙々、何分御周旋成さるべく候。

高杉晋作二十日出足の筈に御座候。萬端仰せ合され御周旋下さるべく候。同道は山縣半藏に齋藤榮藏、嘆ずべし、嘆ずべし。

七月十日　寅二郎

桂君
赤川君
久坂君

安政五年

(六) 第五卷一八七頁參照

三三六　桂小五郎宛　七月十一日　松陰在萩松本　桂在江戸

御細書披閲、遙想を消し候。竹島論、元祿度朝鮮御引渡しの事に付き六ヶ敷くもあらんと此の地にても議し申し候。併し當時大變革の際に御座候へば、朝鮮へ懸け合ひ、今に空島に相成り居り候事無益に付き、此の方より開くなりと申し遣はし候はば異論は之れある間布く、若し又洋夷ども已に手を下し居り候事ならば、尙ほ又閣き難く、彼れが足溜とならば吾が長州に於て非常の難あり。併し已に彼れが有と相成り候はば致方なし。開墾を名とし渡海致し候はば、是れ則ち航海雄略の初めにも相成り申すべく候。蝦夷の事、精々論じては見申すべく候へども、政府の事體中々夫れ程の雄志之れなく、是れのみ嘆息の至りに御座候。○直二(一)と老兄との事御尤も御尤も。牛溲馬勃(二)も良醫の用となること、方劑家の工夫に御座候。着眼とぼしければ二三年在府しても迂遠な事との御事、時務を知るは俊傑に在りとこそ馬德操(三)申し置きたりしなり。○會約一條至極感心仕り候。○高杉晉作近日出府仕り候。是れは少年中の傑出に御座候。

(一) 赤川直次郎、淡水
(二) 牛の尿に馬の糞。韓愈の進學解に出づ
(三) 司馬德操、三國蜀漢の人

玄瑞の才、晋作の識とて毎に同友中にても貴し候事に御座候。○壬寅已來は時事百變
久しく拜晤を得ず、誠に遙想仕り候。良藏[四]も家事不平多く大いに氣魄を失ひ候。且つ
先般申上げ候京城の議もあり、何卒當秋など一寸御歸省の都合出來申さずやと待ち奉
り候。左候はば政府も振作の機之れある所なれば、老兄の力を以て些と世間の形勢も
知らせ度く相含み居り候。心事多緒、不盡不盡。

七月十一日　　松陰寅拜

桂小五郎兄　足下

（別紙）

竹島・大坂島・松島合せて世に是れを竹島と云ひ、二十五里に流れ居り候。竹島計り
十八里之れあり、三島とも人家之れなく候。大坂島に大神宮の小祠之れあり、出雲地
より海路百二十里計り。産物蛇魚類良材多く之れあり、開墾致し候上は良田美地も出
來申すべし。此の島蝦夷の例を以て開墾仰せ付けられば、下より願ひ出で航海仕り候
ものの之れあるべく候。

（四）來原良藏〔開作〕

三三七　前田孫右衛門と往復　七月十二日　松陰在萩松本 前田在萩

今日愚兄罷り出で候節、京師飛脚又々参り候由承り候故、甚だ案労仕り候。此の（此の間飛脚にて江戸より歸り候もの）杉[一]藏と申すもの至極忠誠の人物に付き、御様子相伺ひ度く差出し候間、苦しからず候はば大意の所御聞かせ下され候様希ひ上げ奉り候。匆々不一。

七月十二日　寅二郎

孫右衛門様　座下

（外封）前田孫右衛門様　杉梅太郎

＊降恕

薫牘を辱うす。諭の如く京都より書狀到來、假條約御調印濟の儀、御老中連署にて廣橋・萬里小路（までのこうぢ）御兩所様迄申し參り候由、誠に以て惡逆無道惡むべきの極、委細は杉藏へ申し置き候間御聞き下さるべく候。猶ほ又筒井[二]よりの上書流涕數行、實に國賊天地間に置かれ候ものにて之れなく切齒の至りに候。以上。

七月十二日　孫右衛門

（一）入江杉藏この頃より松陰門下として活躍す〔開傳〕

＊以下裏書、前田筆

（二）筒井政憲、幕府の外交家

寅二郎樣

三三八　前田孫右衞門と往復　七月十三日　松陰在萩松本 前田在萩

甚だ申上げ難き事に候へども、要路中に若しや俗論邪說どもは御座なくや。甚だ氣遣敷く存じ奉り候。

今日廟議何如相決し候や。幕議違勅の上は御雷同遊ばされず候段は申す迄も御座なく候へども、今日徒らに安坐致し候ては矢張り桀を助けて逆を爲すの理に御座候。此の所如何御手を下され候や。道太(三)上京仰せ付けられ候由、本藩の國是は勿論御密奏相成るべく候所　勅旨下り候迄は御見合せ成され候や。陳て又江戶へ今一應の御忠諫是れ亦肝要の儀と相見え候間、此の條何如相決し候や。此の兩件にて凡そ國是相定まり候儀に付き、內々大意の處御敎示待ち奉り候。是れ等の儀書中を以て御伺ひ申上げ候も如何敷く候へども、何分切迫の儀に付き御高免賴み奉り候。已上。

七月十三日　寅白す

（三）中村道太郎

遠老丈　座下

「大義を論ず」(一)一篇相認め申し候。脱稿の上早々御持たせ仕るべく候。

降*　恕

俗論之れなき段は御安心成さるべく候。十七日大臣衆卿お召出し之れあり申し候。其の内下會議も重ねて論じ置き申すべく候。昨日は御忠告辱く多謝し奉り候。公輔(二)も昨夜相見え申され候。

御表諭委曲承諾。廟議確定仕り難く甚だ以て苦辛仕り居り申し候。尤も彌〻違勅に相極り候上は今一應是非幕府へ忠告の儀は大概一定仕り候。若し幕府より巧言令色を以て説き盡し叡慮を改めさせ候節の策いかが致し候て然るべくや。其の期に到り一策之れあり度き事に御座候。密奏の議も未決に御座候。何も當節の確報之れなくては手を下し候事出來兼ね、大きに煩勞仕り居り候。道太(三)参り候はば確報呈し上ぐべく候。

三三九　某(四)苑　七月十六日　松陰在萩松本　某在萩

兵庫警衛御辭退の事、高杉生先日より頻りに議論仕り候へども尤もとも相考へず打過

(一) 第五巻一九二頁の「大義を議す」参照
* 以下裏書、前田筆
(二) 周布政之助
(三) 中村道太郎
(四) 前田孫右衛門或は中村道太郎ならん

ぎ候處、今朝風(ふ)と思ひ付き候。誠に卓識なるを發明仕り、筆を揮ひて此の篇(五)を作り申し候。何卒清侍(六)御へ御申入れ頼み奉り候。扨て又京師在學生の事、只今中谷正亮・荻野隼太（益田家來）兩人罷り越し居り、福原御留(七)守と心を協(あは)せ事狀報知の筈に御座候。京人にては梁川星巖尤も善く、九重の御樣子存知し居り、且つ青蓮(しやうれん)(八)法王へも時々謁見仕り候故、必ず星巖を尋ね候樣兩人へ囑し置き申し候。又生田良佐（隱岐殿家來）と申すは至極沈實誠忠の士に御座候。弊塾に十日許り寓居仕り候處、昨日より上京仕り候に付き、矢張り中谷など心を協せ候樣にと申し置き候。此の趣をも御序に侍御迄御通じ成さるべく候。用事のみ、匆々拜白。

十六夜

（五）第五巻二〇六頁參照
（六）清水圖書
（七）京都留守居役福原與三兵衛
（八）尊融法親王後の久邇宮朝彦親王
（九）第五巻一九八頁參照
（一〇）福原清介

三四〇　來原良藏宛　七月十六日　松陰・來原 在萩松本

昨夜の時義(九)略論且々(かつがつ)相認め只今清介(一〇)へ持たせ申し候。高文御調ひ成され候御事と察し奉り候。陳(さ)て昨夕ちと申し候高杉生の兵庫解せざるべからずの論大いに其の理あるを

覺り、夕方までには一策認め申すべくと存じ奉り候。且つ今夕方には高杉來り送別議論仕り候約束に御座候間、相成り候はば遲くとも御來會下され度く萬祈り奉り候。高杉生も老兄の高論未だ盡さざるを兼て恨み居り候間、何分願ひ奉り候なり。

七月十六日　松下村塾

來原良藏樣　要用

三四一　益田彈正宛　七月中旬頃　松陰在萩松本　益田在萩

衆議と道謀との差別肝要に存じ奉り候。衆議と申すは君公御壹人御決心遊ばされ候て大臣小臣士民等へ御決心の筋を議せらるるなり。左候へば事必ず成就仕るべく候。道謀と申すは決心之れなく候て、誰れが氣付はどうか、彼れが氣付はかうかと問ふ事なり。朕(わ)[一]が志先づ定まり、詢(と)ひ謀るに僉(みな)同じく、鬼神其れ依り龜筮(きぜい)(かな)協ひ助くと申す一句、何卒君公へ一書仰せ上げられ候誠忠の士は之れなきものか。君公の御志だに定まり候はば、勤王は御一人にても宜敷くと御覺悟遊ばされ候事肝要に存じ奉り候。陳(さ)て又御

（一）書經大禹謨の篇に出づ

(二)末家・岩國へも御評議懸かり候事急務に御座候。別紙「(三)三末岩國を論ず」一篇、是れは近著囚室雜論と申す内の一篇に付き、雜論未だ備はらず候へども、此の篇のみ差出し候。是れも御評議祈り奉り候。

(二) 德山・長府・清末の三末家
(三) 第五卷三三五頁參照

三四二　(四)中谷茂十郎より中谷正亮宛（松陰筆）　七月二十三日　茂十郎在萩 正亮在京都

(五)含章齋山田先生に與ふる書

此の書御一見直ちに久坂へ御送り成され候樣にとの事に御座候。

七月二十三日　茂十郎白す

叔父君　座右

(四) 茂十郎の名を以て松崎より正亮に贈りしもの
(五) 第五卷二一六頁に出づ。同文につきここは表題のみに止め本文は省略す

三四三　福原清介・中村道太郎・中谷正亮宛　七月二十六日　松陰在萩 松本 三人在京都

傳之助其の外上京、此の儀少しは書生論行はれ候氣味も之れあり候。僕良藏等と量り候所にては京都の風聞確かならず、且つ彦根等の事は一人御遣はし相成り候はば實事

明白に之れあるべく候。又尾侯蟄居(ちつきよ)に付き尾國民心動靜、彼れ是れ聞糺(ききただ)し仕らずては相捌けず、京より彦根まで宿々少しは脇道(わきみち)にても人物地理等詮議、京より兵庫迄同斷、叡山・笠置・奈良・郡山(こほりやま)・十津川・新宮・和歌山・伊賀の上野・津・山田・桑名・大垣・大津等へ夫々手を分け御差廻し然るべく候。京都の公卿雲上の事は兩三人居殘り候へば相分るべきに付き、入代り／＼四方の様子御聞合せ肝要に存じ奉り候。六人の(一)者を送る敍篤と御覽下され候て、福原御留守居へ御論談下さるべく候。委細は六人の者申上ぐべく候へども僕よりも申上げ候なり。

七月二十六日　　寅白す

淸介君
道太君
正亮君

三四四　久坂玄瑞宛　七月二十七日　松陰在萩松本 久坂在京都

頻りに堀田(二)・水野(三)を斬らう／＼と云ふ人あれども、僕思ふに積善の家には餘慶あり、

(一) 第五巻二二〇頁参照
(二) 堀田備中守正睦
(三) 水野土佐守忠央、紀州藩附家老にして江戸城大奥に權勢あり

尾寺の外劍槍等の出精人數九人江戸に差登され候。
長崎へも十人程遣はされ候。是れは蘭人に傳習なり。
來原氣魄盛んなり、事は精密。松島(一)・小田村も至極周旋なり。大臣一統憤發、中にも
伊勢(二)殿・益・福殿尤も君意に先きだち相働かれ候。言路洞開は誠に二百年來の奇事と
申すべきか。
京に追々御往復成され候や。京の狀は誠に面白く候へども、江戸よりの分は甚だ氣魄
薄く相見え候。此の所御猛省成さるべく候。
堀田の謀主は誰れか、御聞き下さるべく候。手塚律藏(三)・木村軍太郎(四)抔は用ひらるるか
否や。岩國の二宮小太郎(五)は如何。」肝要の事忘れよつたり、片山與七(儒者)養子をするなり。
小田村に賴み人物を求む。余因つて中村理三郎(六)(外にも人あれども先づ是れより始む)然るべくと申し候。小田
村も片山も同意、之れに依り理三郎の母に談じ候處、是れも喜ぶ樣子、併し貫二在府
に付き問ひに遣はすと申し候。何卒口羽覺藏か中村貫二に直言も宜敷く候。「片山の
息女に配する下積りの由」

(一) 松島剛藏・小田村伊之助〔關傳〕
(二) 毛利伊勢・益田彈正・福原左近之允
(三) 第八卷二〇六頁參照
(四) 佐倉藩士。第十卷四三二頁參照
(五) 吉川監物の臣、來原良藏等と親交あり、西洋兵學研究者
(六) 安政四年十三歲にして松下村塾に入る。第五卷一二八頁參照

儒者片山養子を求む、讀書の出來さうな者ならでは相捌けず。一錢の土産をも求めはせず。片山方に廢嫡の愚子あれども、是れは三田尻(みたじり)の關屋とか申す富商親類にて引受け世話する筈故、ちとも煩ひには相成り申さず候。何卒遣はさんか。

是れ迄小田村の曰くなり。僕の曰く、

儒者は業家とか云うて人はいやがる。其の上片山小身なれば尙ほ以てならん。然れども是れ治世の論なり。治世論を以て云はば、儒者は學問行儀次第、學頭(七)にもなれば侍儒にもなれる、長柄の傘を失はざるなり。又國家の益をいへば一藩の子弟を造就すると、君美を承順し、君過を匡救すること程の御奉公はあるまい。家業はいやの、小祿ではいけぬのと云ふべき事に非ず。況や國家多事の時學問行儀の重き、利祿の比に非ず。理三の事決して片山の養子とならば、松下塾に入らせて二三年せば隨分出來申すべくと存じ候。

右の趣を以て、覺藏か貫二に御相談下され候樣願ひ奉り候。尤も是れ等の事、老兄無得手(えて)ならば來島子に此の書御見せ御賴み下さるべく候。

(七) 明倫館學頭のこと

七月二十七日　寅次拜白

實甫老兄

無窮(一)には例に因つて書なし、無逸(二)は若し發しつれば無益と存じ書なし、杉藏にも書なし。皆々然るべく御傳へ下さるべく候。

三四五　來原良藏宛　八月朔日　松陰・來原在萩松本

原田熊五郎

高橋藤之進

右兩生蕭海(三)門下にて讀書の才も之れあるものに候處、近日戸倉豐へ從ひ洋銃相學び懸け甚だはづみ居り候處へ、豐長崎行にて甚だ力を失ひ、岩國へ參り二宮(四)に學び度き存念に御座候。之れに依り老臺より一書貰ひ度き段僕迄申し來り候間、何卒御賴み仕り候事。

朔日　寅二拜

(一) 松浦松洞
(二) 吉田榮太郎
(三) 土屋蕭海〔關傳〕
(四) 二宮小太郎。相州成欝にあつて來原と共に洋式銃陣を硏究す。來原はこれを無斷にて戍兵に應用して譴責を蒙り、國元追下しとなる

良三樣

三四六　二宮小太郎宛　八月朔日　（松陰在萩松本 二宮在岩國）

原田熊五郎
高橋藤之進

右兩生此の度洋銃修行仕り度く、老臺御尋ね仕り候覺悟にて貴地罷り出で候所、貴塾へども寄寓相成り候はば大いに仕合せ申し候。兩生儀僕友人土屋彌之助門下にて讀書仕り、僕所へも往來仕り候者に付き、此くの如く御願申上げ候。委細來原良藏よりも書狀差上げ申すべく候へども、先づは右樣御願仕り候。以上。

八月朔日　吉田寅二郎

岩國　二宮小太郎樣

二白、當春良三（五）歸着、大いに老臺の御近狀相伺ひ甚だ歆慕し奉り候なり。

因襲中署名は用捨之れあり候故、表署は他名を用ひ候。萬御怪訝下さる間布く候。

（五）國元首下しとなりて二月十六日歸萩す

（外封）二宮小太郎様　要用　原田熊五郎 高橋藤之進 持参　萩城　來原良藏

三四七　尾寺新之丞宛　八月三日　松陰在萩松本 尾寺在萩

御出途憮々御競ひ察し奉り候。

(一)送敍且々(かつく)認め候へども甚だ蕪陋、孰れ後便改正差上ぐべく候。尤も議論は少しも變らず候。但し間々(ひまく)徐々(ゆるく)御說得成さるべく候。餘り突直に過ぎ候へば、俗人或は怪怒致し候。此の處貴兄へ甚だ氣遣ひ申し候。別符二通は甚だ御面倒に存じ奉り候へども御屆け御賴み仕り候。

三日　寅二より

(二)新之允様

(一)第五巻二三八頁參照

(二)尾寺自身は新之丞と署名し松陰は多く新之允と書く

三四八　久保淸太郎宛　八月十三日(カ)　松陰・久保在萩松本

佐々木翁など近く隔墻(かくしやう)の事、來つて一見の上申し呉れられ候ても苦しからざる事と

怒を挾み居り候段をも御申し下さるべく候。

（三）瀨能・佐々木二翁より御氣附の段、家兄よりも承り貴君よりも承り候へども、何分口達にてはつかまへ處之れなく、甚だこまりし故別紙の通り書附け申し候間、二翁の御氣附も書面に御認め下され候樣御申入れ下さるべく候。左候はば其の箇條箇條に當りて議論仕るべく候。元來軍事は嚴を尙び候譯にて、（四）白起も軍事を以て諫むる者は斬るとも申し候程の事にて、事に取懸り候ては色々の異論を夫れなりにしては軍令行はるるものに之れなく候。根を絶ち葉を枯らすと申す程に論じ詰め、萬一論じ負け候はば、僕は打止めにて佐々木翁に丸に賴み候樣仕るべくと存じ候間、翁の備立の法をも御尋ね下さるべく候。只今百人計りの人數中にても異論申すもの之れなく、眞黑に相成り居り候間、此くの如くに候はば西洋にもせよ、農兵にもせよ、軍は勝ち申すべく候。軍の勝てるが目途にて、流儀を論ずるには之れなく候。尤も此の度の備立の山鹿流に相叶ひ申さざる件々承り度く候。僕も（五）武敎全書を研究する事數十年、「見合頭取も同樣の事」全書の意味少しは會得仕り居り候。且つ又瀨能より御示しの御沙汰面は一向此

（三）瀨能吉次郞・佐々木四郞兵衞（闕傳）

（四）戰國秦の昭王に仕へし名將。趙の將軍趙括の率ゐる四十萬の大軍を破る。武安君に封ぜらる。

（五）兵學書、山鹿素行著

の度の備立にはかかはり申さず候。只だ神器陣（一）を出精せよと申す事なり。山鹿流の備立をするなと申す事之れなく、又山鹿流に對し備立は神器陣にささはる故致す間敷くと申す沙汰曾て之れなく候。右の趣二翁に御申入れ下さるべく候。以上。

十三日　寅次郎

清太郎様

（別紙）

此の度山鹿流備立興行致し候に付き、繰掛・繰曳・衡軛（かうやく）・鋒矢・鴈行・彎月・小連・大連・長蛇等の陣法相用ひ、進退分合、臂（ひぢ）の指を使ふ如くなるは古來通行の制に御座候。就中單列を重列又三列と致し、且つ人間を接近するは余が意匠に出づるが如しと雖も、古傳已に論ずる所なり。平面側面各〻進退步法を嚴にするは尙書に所謂「步伐止齊」（二）即ち此の法にして、中古榮應聲（えいおう）（三）を節として且つ打ち且つ進む、亦此の類に之れあるべく候。畢竟兵道千變萬化各〻其の人に存する事に候處、其の一定の神理と申すは孫子は虛實を說き、碬卵（かりん）（四）・圓石・激水等を以て譬（たとへ）とせり。西洋人が兵家は軍を以て

（一）毛利藩にて組織せる山流銃砲を加へたる陣形。村田清風、趙士禎の著神器譜の言葉よりとりて命名す

（二）書經周書、牧誓の篇に「今日の事六步七步にすぎずして乃ち止りて齊へよ。六伐七伐にすぎずして乃ち止りて齊へよ」と出づ

（三）かけ聲

（四）孫子兵勢篇に出づ。第六卷三四八頁以下參照

器械とすべしといふも卽ち此の事にて、中古の戰法の專ら一番槍を賞するは皆其の神理に叶へり。然れども是れ等の事は和漢の戰蹟を熟味し、孫武が眞趣を默得するものにあらざれば說諭するも悟ること能はず。是を以て此の度の練兵を笑ふものは笑ふに任せ、呵るものは呵るに任せ、發明の人あらんを待つのみなり。

三四九　伊藤靜齋宛　八月十五日　松陰在萩松本　伊藤在馬關

小國萩に歸り、老臺の近狀之れを承り降念仕り候。天下の形勢日に增し切迫、御苦心察し奉り候。拙生傳授已上の門弟相對の事差許され候。此の事に付き御書下され候由、小國より之れを承る。然れども未だ達せざるなり。上書も內密に仕れとの事なり。難有く存じ奉り候。此の事御報知申上げ候。至極取急ぎ他事申上げず候。

御製

澄まし得ぬ我が身は水にしづむとも濁しはせじな萬國民

御感泣成さるべく候。

（五）小國剛藏、須佐育英館教授、明倫館助教授。
（六）この年七月二十日、藩府中の蘭學教授許可せらる。第十一卷附錄文書第參照。
（七）孝明天皇御製。

松陰生

八月十五日

靜齋學兄　座下

此の富樫文周[一]藝國醫生、弊塾に久敷く滯在、沈默家なれども至極篤志の人なり。此の度長崎まで遊ぶ積りなり。

[一] 第五卷二四一頁「富樫文周を送る敍」參照

三五〇　山田七兵衛[二]宛　八月十五日　（松陰在萩松本　山田在長崎）

弊塾滯在の富樫文周此の度鎭西に遊び長崎へも出で候由、宜敷く御賴み仕り候。先づ御地の奇事一見の積りに御座候。偖て福原事に付き肥後御聞繕ひの事も、左近允[三]殿物故、丸に無用に相成り、偖々嘆ずべきの至りに御座候。右の事先達て肥後の永鳥三平に申し遣はし置き候。若し彼の地御出で成し下され候はゞ、御言戻し成し下され候樣賴み奉り候。

小國剛藏歸着、色々鎭西の話承り申し候。貴地蒸汽機の話など大いに膽を潰し候由申し候。君公日々御前會議仰せ付けられ候由、誠に御盛んの御事感心し奉り候。

[二] 長藩士、この年八月長崎傳習生として派遣せらる

[三] 家老福原左近之允

御製

澄まし得ぬ我が身は水にしづむとも濁しはせじな萬國民

右肥後其の外有志の人々に御示し下さるべく候。

八月十五日　　　　松下塾

長崎御屋敷　山田七兵衛様

三五一　小國剛藏宛　八月十八日　松陰在萩松本　小國在萩

今朝京城より飛脚兩人歸る、松助・仙吉(四)とて皆有志のものに御座候。久坂の書中に別紙水戸への内勅之れあり候。寫し、貴覽に入れ候。是れは程なく本藩等へも三家家門の御方に御示談之れある事と察し候へども、其の期に到り摸稜(もりやう)は出來申さず候。外に今一條何か趣之れある由、是れは未だ承知仕らず候。取敢へず略答申上げ候。別紙は御一見御返し下さるべく候。明日御歸在(五)とにては嘸々御繁務と察し奉り候。以上。

八月十八日　　　　松下塾

（四）杉山松介・岡仙吉〔關傳〕

（五）小國剛藏は[illegible]の人

小國剛藏樣

三五二　來原良藏宛　八月十八日　松陰・來原在萩松本

昨夜は大いに失禮仕り候。陳て今朝京師より飛脚歸り、水戸へ内勅降り候樣子相伺ひ感涙し奉り候。僕儀近日丸に議論を絶ち候積りの處、此の事三家二門の諸藩より外大藩へ波及仕り候は必然に候へば、豫め決策之れなくては相濟み申さず、一度絶ち候議論も此の時と發し申すべく存じ奉り候。併し騷々敷く之れなく實着に仕り度き存念に御座候。以上。

十八日　松陰拜

來原樣　要用

三五三　松浦松洞・吉田榮太郎宛　八月十九日　松陰在萩松本　松浦・吉田在江戸

本月十五日、直八(一)歸る。今十一日朝、松介・仙吉歸る。

（一）時山直八［關傳］

(二)口羽氣分宜し。近日寺社奉行となる由。是れより先き良藏御祐筆となり、桂(三)大檢使となり、赤川直二郎は館(四)中の舍長となる。皆之れ縄が縛りたるなり。

幕府及び尾張・水戸へ勅諚降り候由、難有き御文體。此の議は德川一家の事に非ざれば、三家家門衆議の上外大諸侯へも議が廻り申すべきは必然なり。其の期に至り觀望持重之れありては濟まぬことと考へ、此の事追々論ずる積りなり。

今日十八日なりは流儀の操習にて大井濱(五)へ皆々出發、銃陣短兵隊等之れあるなり。此の起りは(六)堅田家來河内紀令大いに奮發、二十六人位壯士を知行所より召出し、錬兵を頼み、當月朔日より松下塾に於て日操致し候よりの事なり、亦一盛事。飯田正伯も旗役となる、亦一奇に非ずや。長崎へは山田七兵衛其の外十人程行く、軍艦製造を目的としての役配夫に之れあり、是れは最早委細御存じと相考へ委敷く申上げず候。小國剛藏此の内歸着。九州談、肥後大俗論中一種の賴むべきものあり。是れは祕說。宮部(鼎藏)より市谷への書、直八より贈る筈なり。書中言ふ所を知らず。肥前隨分奮勵、銃陣盛ん、是れは甲冑兩刀にて西洋陣を用ふ。筑前は甚だ振はず。然れども銃陣が專ら西洋通り

(二)口羽徳輔、杷山と號す〔關傳〕

(三)桂小五郎

(四)明倫館

(五)長門國阿武郡大井村の海濱地帶、萩の近郊なり

(六)周防國戸田村に采邑を有する老臣

に行はる、輕卒已下なり。筑後には銃陣用ひず。長崎蒸氣機甚だ盛んの事にて誇張致し候。之れを要するに今日の形勢議論に至りてはすべて甚だ迂なり。宮部の上京促し候へども、今冬來春までは閉居の積りに申し候由。殘念殘念。

(一)生田良佐書來り候。沈實其の人を見るが如し、妙々。楢崎未だ來らず候。安富は出萩、未だ一面を得ず候。

陳々嘆惜すべきの至りは福原(左近之允)氏の物故。外には薩侯(二)を失ひ内には此の大夫を失ふ、勤王の大缺失に相成るべく、氣の毒千萬。後嗣の處佐世氏(三)能く其の任當り候はば妙なり。果して何如。

*右は餘り多事に付き京へ遣はし候書を彌二(四)に寫させ候なり。いづれ跡の飛脚に委細申し遣はすべく候なり。

八月十九日　　寅白す

二無生　足下

(一) 藩老毛利隱岐の臣、松下村塾に來學す。第五卷一九六頁參照

〔關傳〕(二) 島津齊彬

(三) 佐世主殿、左近之允の養子、後の福原越後。第五卷四三二頁參照

* 以下松陰筆

(四) 品川彌二郎

三五四　益田彈正宛　八月二十一日　松陰在萩　松本 益田在萩

私儀從來の狂狷、近來別して人心服せず、好名の謗尤も以て甚敷く、元來私不忠不孝の身にて何かと國事妄論仕り候事に付き、好名の謗は誠に的當に御座候。併し謗議洶洶にては私口より出で候所は何程尤もに之れあり候ても行はれざる事と覺悟仕り、恭默箝口專ら相心懸け居り候。然る處此の度　勅諚、幕府・尾張・水戸等に降り候由、實事に候へば誠に天下の一大事と相考へ別封(五)一通差出し申し候。封中の趣是と思召され候はば早々御手を下され度く、非に候はば早々御燒失願ひ奉り候。私に於ても封中の趣御採擇に相成り候へば畢生の本望之れに過ぎず、又候申上ぐべき事も之れなし。又御尤もに思召されず候はば私存じ付きの所大いに見誤りに付き、即日より引籠り專ら古人の書を讀み今世の務を絶ち候覺悟に御座候。然る處別封は相成る事に御座候はば御屬員等へは御示し下さる間布く賴み奉り候。一身の禍敗を避け候にては全く御座なく候へども、人物の臧否抔は別して怨隙の原に相成り、朋黨の漸を釀成し候儀に御座候間御愼み成さるべく候。尤も別封は是非公覽に備へ度き犬馬の微衷に御座候間、

（五）第五巻四二六頁「議んと言上仕り候事」をさす

其の上にての儀に候はば暴露致し、何程の重責を蒙り候とも苦しからず存じ奉り候。餘り粗暴の儀申出で恐れ入り奉り候へども何分天下の一大事、乃ち御當家に於ても御同様の御事默止し難く、狂狷の性人心服せざるの時、唯だ君相一言の御褒貶此の度に決し候儀と覺悟仕り候間、萬々鄙懷御降察希ひ上げ奉り候。

八月二十一日　　幽囚罪人　藤原矩方再拜白

益行相臺下　執事

三五五　益田彈正宛　八月二十一日（カ）　松陰在萩松本　益田在萩

組の者六人計り先日京師差登され候所、名古屋・彥根其の外近畿の所々へ飛耳長目の御手段相成り候事かと察し奉り欣抃仕り居り候處、此の內歸着のものの話承り候へば、近畿の事は暫く置き、邸外にも容易には出されず、誠に幽囚同様の次第とて嘆息致し居り候。京邸の議論是れにて大概御察し下さるべく存じ奉り候なり。

二十一日　　寅白す

三五六　來原良藏宛　八月二十四日　松陰・來原在萩松本

昨日京師の大變（一）定めて聞し召され候か、爾（しか）しながら如何やと御案じ申上げ候に付き一書を呈し候間、高策の事も伺ひ度く候に付き、草々御出で下され候へば忝く存じ奉り候。頓首。

二十四日　松下塾

來原良藏樣　急用

（一）戊午の密勅一件をさすか

三五七　長原武（二）宛　八月二十六日　松陰在萩松本　長原在江戸

此の人僕知己にて著實有志のものに御座候。山鹿流をも心懸け候なり。往（々脱カ）登門仕るべく候に付き、都下の狀態尙ほ御藏書等も御示し賴み奉り候。此の便甚だ急、委曲申上げず候。近狀此の人より御聞き下さるべく候。頓首。

尾寺新之允

（二）松陰江戸にて山鹿素水門下となりし時より同窓の友人（門弟）

八月二十六日　寅二白す

永原武様　侍員

三五八　某　宛　八月頃　松陰在萩松本

（前文闕）彈正殿家來荻野隼太と申すもの、中谷正亮同道上京仕り居り候。此の者有志の人にて學力も之れあり候。然る處自力にて京坂上下周旋中に費を支へ兼ね候由、右に付き彈正殿へ嘆き呉れ候様に中谷よりも賴み來り候。此の人彈正殿も深く其の志を愛せられ候趣に相聞き申し候間、何卒此の意を密かに彈正殿へ通じ候奇策之れある間布くや、若しくは大坂・京にて官金御貸渡し相成り、追つて返濟仰せ付けられ候様の道どもは御座なく候や。誠に御面倒の儀と存じ奉り候へども、私儀敢へて一毫の利言ふに御座なく候。且つ必ずしも是れを要するには之れなく候へども、是れ亦志士の志を助け候一助と存じ奉り候故、御尋ね申上げ候なり。（後文闕）

三五九　久坂玄瑞宛　八月頃　松陰在萩松本 久坂在京都

〔二〕藏田孝二右衞門

肥後の藤田は先日萩へも立寄り歸國の由、小田村より承り候。

別紙前田の復書御覽成さるべく候。貴兄身上の事、此の地にて赤川直二なども相謀り、色々周旋致し候へども何とも致方之れなく、實は江戸も桂就官に候へどもちと缺乏に相成り候に付き、急に東下御周旋成さるべく候。洋書の事、命なれば原書を讀まざることを得ず。併し爰に象山に聞きたる事あり。原書を讀むにも一通り譯書を見て彌々原書を讀まねばならぬと申す處へ心附き候上にて讀むべしといへり。此の說妙。急にあらゆる譯書悉く御周流候て、彌々爰が目の附け所と目的相定まり候上にて原書に御かかり然るべく候。原書家は專精には候へども大抵固陋なり。譯書に博涉し原書家を壓倒して然る後著實に原書にかかり然るべく候と申す內、國家の事も如何にか變動仕るべく候へば、江戸に居ても京に居ても原書を讀みても譯書を讀みても、いづれ暫時の事なり、事起れば事有る所へ行き、事を成すより外はなし。

僚輩間散らばる由、頻る氣の毒に存じ候。兼て御存じ通り、人に遇ひて城府を設けざ

るの性質故、此くの如く成行き候も自然の勢にて、口羽なども近來以て此の事甚だ存じ寄り申し呉れ服膺致し候。さりながら御地にて對策散り候は最初老兄に見せ候積りにて宍戸まで遣はし、秋良・白井(一)にも連名に致し候書よりの事なるべし。今更如何せん。爾後頼(二)にも梅田にも一書をも遣はし申さず、只だ梁川は深知己の事に付き追々遣はし候事も之れあり候。此の段は必ず御案じ下さる間布く候。さりながら爰に一大眼御發明成さるべく候。元來天下の事區々の人巧にて成敗するものにては之れなく、殊に隱祕の事は却つて人の疑慮を蒙り宜しからず、只々公明正大、十字街を白日に行き候如くにて天命に叶はば成るべし、叶はずば敗るべし。魏徵(三)・陸贄(四)の諫爭錄・奏議天下後世人皆傳誦するは、孔光(五)の溫樹と同日の論には之れなく候。鄙見此くの如し。好名の病素より之れあり、口羽も甚だ之れを咎め候へども、是れ亦人々の所見必ずしも其の謗を嫌はざるなり。餘は後便申上ぐべく候。

玄瑞　足下　　　　寅白す

此の書賓卿(六)・荻野にも御轉示下さるべく候。賓卿老兄より去月念五七頃の書は今日

(一) 秋良敦之助・白井小助〔關傳〕
(二) 頼三樹三郎・梅田雲濱
(三) 唐の太宗の賢臣
(四) 唐の德宗の時翰林學士たり、詔書すべて其の手に出で武夫悍卒感泣せざるなし。中書侍郎・同平章事に遷り　に遇ひ貶せらる。卒して宣と謚せらる。陸宣公奏議集あり
(五) 漢の成帝の時尚書たり、王莽權日に盛んにして群臣を諷して己れの功德を奏せしむ。光上書して骸骨を乞ひて歸る。元始中卒し簡烈と謚せらる。溫樹のことは

到手候。賓卿より申し來り候岡田式部丞の事、其の後如何、承り度く候。經板紙に之れある書は御符中にして傳之助か利輔（七）か京邸居付きの者に慥かに御渡し置き、榮太郎上京の節相渡し吳れ候樣御賴み仕り候なり。

第二巻四四一頁頭註參照
（六） 中谷正亮・荻野時行
（七） 後の伊藤博文

三六〇　益田彈正宛　八月頃　松陰在萩　松本　益田在萩

＊象山先生書翰寫　信濃松代藩臣佐久間修理名は啓、字は子明

四月十二日曉、門生歸り其の五日付御誨答拜接、忙手披讀仕り候處、美疢（びちん）も早速に御快復、時下愈〻御淸健にて時事にも段々御苦勞御座候狀詳悉、洗慰（六）の至りに存じ奉り候。偖て又再度呈書の趣も春日讃州へ御讀まし置き成され候との儀、春日讃岐守は久我殿の諸大夫、陽明學家にて正論有志の人なり。其の表の事情も眼目の所御剳記候て御惠示、猶ほ其の盡さざる所は門生へ御口授下され、每度ながら御親切の至り感銘し奉り萬謝し奉り候。然る處佐倉侯（八）等の御樣子最初某の企望罷り在り候樣の場に至らず、甚だ失望の次第、其の上　朝廷には三月二十六日御決着の　勅命も御座候趣に候へば、東府に於て違勅の罪を避けさせられ候はんとすれば、舊願二

＊本文は門弟某筆、細字は松陰筆

（八） 前閣老堀田正睦

日亞使へ御許諾之れあり候所違約に相成り、我れに其の曲を負ふも兵端速かに開け申すべく、又其の約を踐ませられんには忽ち違勅の罪に罹らせられ候べく、實に進退維れ谷り奈何ともすべからざる御大難と存じ奉り候所、忽ち一計を存じ出し候。併し事機に後れ候ては詮なき事に存じ候。夫れ迄は先生へ兩度私使を參らせ候等の事、親戚懇意のものへも總べて秘中の秘に致し置き候處、事爰に至りて身を顧み候に遑あらず、たとひ再び罪譴を重ね候迄も愚忠を盡し候はんと決心致し、其の未時親戚にて目附役勤め候ものの方へ、國家へ關係致し差急ぎ面會致し度き事件之れあり候に付き早速出向き呉れ候樣申し遣はし候所、當日あやにく公事にて早出致し不在に付き、又別に手段いたし、家老にて候もの屛居候へ出向き面談候樣相謀り候所、是れも常套にのみ拘泥致し候弊俗にて、早速に埓あかず、彼れ是れ故障にて漸く十三日夕刻に及び、閑月主水と申す家老（一）（是れは暖翁門下にて其の學陽明流なり）目付同道にて屛居へ出張に付き、夫れ迄の運び委細に相露はし、其の上にて愚策の次第申し聞け候所、是れも忽ち同意致し、（此の一擧誠に愉快と存じ奉り候。）同列も之れあり候所、文書廻達等にては時限後れ候とて、自身に其の同列の宅を相廻り評議に及び候

（一）愛日樓即ち佐藤一齋ならん

處、いづれも異議のもの之れなく協同候て、其の用をして目付壹人急ぎ出府相命じ候に至り、夫れ迄の都合十分に行屆き候に付き、此の上其の言の行はれ候を望願罷り在り候所、遂に江戶にて故障之れあり、存じ候樣行はれ候に至らず。さりながら内々寡君口上をも御添へ候て某へ調へ候草案川路司農(二)迄相示し、又一卜手にて岩瀨霜臺(三)へも見せ候と申す事に候處、追々御承知も御座あるべく候通りの御時勢故に、段々の愚策も遂に泥莫と相成り候事痛恨に堪へず候。此の度舊來立ち入り候領内のもの、賣用にて其の御地へ出向き候を聞かせ候に付き、是れに相託し段々御骨を折られ御周旋下され候儀、用舍の段は兎も角も箇樣迄に致し候と申す丈け中々に苦心の所内々報開仕り度く別紙（別紙未だ差上げず候へ共、奉り候上にて差上げ度く存じ奉り候）御目に懸け候。是れは其の儘御留め置き下され差支へ御座なく候。尤もむさと御他見は成されまじく、某などの料見には外夷百千の軍艦は智謀勇略たに之れあり候へば左迄恐るるに足らず候へども、一條の　勅命に御違背御座候ては倫理に於て相濟まされ難き御事と存じ奉り候所、當節は是れに反し候樣存ぜられ候。金川(四)において岩瀨・井上二氏亞國條約に調印之れあり候等、　聖天子の逆鱗恐れながら左こ

（二）川路聖謨、勘定奉行、外國奉行等に歷任、日露國境協定に千島の本邦領たるを主張す。明治元年[illegible]にて死す、年六十八。

（三）岩瀨忠震、幕末の外交家。安政五年川路聖謨と共に京都に赴き[illegible]國條約の[illegible]

そと推し測り奉られ候。其の後其の御地の御樣子此の地にては一向に相分らず候。又例の通り眼目の儀御報知を蒙り度く萬祈り奉り候。其の御地失火何程燒け延(ひろが)り候て本願寺なども禍に罹り候よし、御住居邊如何に候ひしや、千萬心許なく存じ奉り候。當夏は此の地など殊の外雨多く候て、幾年にも之れなく洪水も之れあり候ひき。夫れ故氣候も不揃にて冷氣勝ちに之れあり、漸く此の月に入り候て天氣も定まり季候も引直り候樣覺え候。其の御地如何や、御眠食倍〻(ますます)御清雅に御座候か、政君にも愈〻御碍(おさは)り御座なく候や、相伺ひ候。賤家舊に依り無事、幸に御省念下さるべく候。急便に付き多書する能はず候。不宣。

七月十九日

大星再拜
大星は修理の別名なり。

星巖梁先生(一)　臺下

淫雨の詩一首錄呈す、伏して粲正(さんせい)を乞ふ

淫雨連ニ數月一。將レ晴復如レ舊。陸地幾生レ魚。龍蛇欲レ棲レ閒。誰鍊ニ五色石(二)一。仰補ニ上天漏一。月日不レ可レ見。潸然涙霑レ袖。

(一) 梁川星巖
(二) 支那古代の女媧氏の故事。女媧氏、天地の崩れんとするを、青黃赤白黑の五石をねりて天の破れを補ひたりと傳說せらる

三六一　益田彈正宛　九月六日　松陰在萩松本　益田在萩

別紙漢文書牘壹通、地方組杉藏(一)と申すものの書に御座候。此のものの事は定めて御聞及びも在らせらるべく候所、學力等は指たる事も御座なく候へども、誠に才智之れあり、忠義の志厚く感心のものに存じ奉り候。此の内飛脚にて江戸へ歸り候折柄、大猪川にて十日計り河留めに逢ひ候て其の節相認め候分に御座候。是れ等も亦國家正氣の一端に御座候間、御官暇の節御一見成し下され候樣嘆願し奉り候なり。

九月六日　　　　寅二白す

益相公　執事

（別紙）（原漢文）

臣孜、誠惶誠恐、頓首頓首、謹んで言す。頃ろ伏して時勢を考ふるに、幕府既に是くの如し。陳臣誠に思ひて寒心せし所のもの、卒かに廷議の決する所となる。臣聞きて喜び起つ。叡慮の明斷、公卿の英決、誠に仰いで賴るべく伏して重んずべし。果して皇國神術は眞に在すなり。

（一）入江杉藏

然れども事、實に是に至る、乃ち　叡斷の出づる所、獨り違勅討伐の命あるのみ。吁、是の命に至りては則ち　宸襟の戚其れ果して如何ぞや。臣逆旅に在りて憂苦寢ねられず。竊かに列藩を觀るに固より皆賴るべからざるに非ず、正論憤發も亦あり。是の時に當りて決して傍觀の意を挾むのみに非ず。但だ　朝廷と諸侯と隔絶すること二百餘年なり。是に於て朝廷果して大命を誰れに委ねんや、亦義仲・董卓(一)の畏れあり。諸侯果して孰れか挺出して自ら此の命に任ぜんや、亦騷擾の懼れに魁するあり。歎息すべし。義として忽ち立たざる所以のものは獨り情相通ぜざるに住まればなり。我が藩の　朝廷に於ける、家系祖先固より言を待たず、當今の正義尤も能く　朝廷に徹して、君公亦能く　天情を察す。諸藩最も(二)若くなること能はず、而も蓋し
朝廷特に倚賴す。今夫れ天下の義勢唯だ沮情に屈す。敵して之れを通じ、引きて之れを伸ばし、激して發せしめ、整へて之れを擧ぐ、所謂義倡なり。是れを以て賊を誅して夷を攘ふべく、天下の諸侯誰れか之れに背くものぞ。其の策は曰く、「誠なれば以て成り、私を挾めば決して成らず」と。臣私かに列藩を察するに、任ずべきもの甚だ希なり。且つ此の任豈に背へて之れを他藩に委ねんや。我が公これに在り、公其れ此れに重任せんかな。然らば則ち公を責むるものは益(三)執政と淸御史(四)との職なり。執政を責むるものは內藤(五)・前田・周布君の職なり。三君を責むるものは兩國士民の分なり。臣部微なりと雖も士民の數に在り、故に昧死を以て敢へて白す。

(一) 漢末の將軍、恣に廢立を企て孝獻帝を立つ。司徒王允等に謀られ呂布に殺さる
(二) 擘する なり
(三) 行相益田彈正
(四) 直目附役清水圖書
(五) 內藤萬里助・前田孫右衞門・周布政之助

三六二　品川某宛　九月八日

松陰在萩松本
品川在長門國須佐

取紛れ大亂書御免。

品川武馬子風氣にて只樣(ただきま)萩表滯られ甚だ御堪へ難く候。今日玄佐過(よぎ)られ御傳言承知致し候。先日横山(六)其の外へ御託しの書も拜見仕り候。萩野よりも書來り候。御地は昇平の習氣未だ脫し申さざる由、御心配察し奉り候。併し邦衞(七)其の外書生にて在萩の處、主公(八)温々座を賜ひ、夜半過ぎまで懷を開いて談ぜられ候など、御家にては曠典(くわうてん)、隨分御愉快に思召され度く候。

中村道太郎歸着、一度面會。京師の御樣子皆々　至尊より出で候趣、靑蓮(しやうれん)(九)王・轉法(てんぽ)輪(りん)・久我(こが)等の樣子誠に感涙すべし。

桑名の家老服部石見の話は玄佐へ託し候。〇僕昨日一書を貴主公へ呈し候。來原・久保昨日貴主へ謁し候。別紙は小國・荻野・益邦諸君へ御見せ下さるべく候。瀧彌太郎・馬島春海の兩生罷り出で候。然るべく御指圖是れ亦小國其の外へ御賴み下さるべく候。

（六）横山事五郎（關傳）
（七）谷田部藤七、直佐有隣門生。
（八）谷川謙三。
（九）粟田宮尊融法親王（後ノ久邇宮朝彦親王）・轉法輪三條實萬・久我建通。

八日　松陰生

品川君　足下

三六三　松浦松洞宛　九月九日　松陰在萩松本 松浦在江戸

　近來は御要心と覺え候事の之れあり候故他事申し進ぜず、其の由のみ申し候。扨て尾・水・越・橋御咎めは全く奸物(一)の深識妙算より出で候事にて、四公果して賢ならば決して默然引受くべき事に之れなく候。足下云はく、「水・越侯など一向御憤懣なきこと感心なり」と。僕甚だ不滿なり。今の時に當り此の四公の外天下孰れかある。四公穩便穩便と仰せられ候はば、天下の名侯恐らくは一人も義氣を張るものはなし。左候時は天朝は如何成行き申すべくや。　天子樣は泉涌(二)の幸をなさせ奉りてもやはり憤懣はせぬか。隱岐(三)の島弓矢かくみて出でましし御心思へば涙し流る」おもほさぬ隱岐の出でまし聞く時は賤の男吾れも髪逆立つを」是れ本居宣長の歌 涙し流れぬが感心か、髪逆立たぬが感心か。四公もし忠臣ならば必ず臣子に告げ給ふべし。

(一) 水野土佐守をさす

(二) 第五巻二三五頁頭註參照

(三) 後鳥羽上皇をよみ奉りし歌

吾れ等事、外虜の事は實に神州無前の大患に付き、天朝・幕府の御爲めとのみ存じ詰め精々議論粉骨を抽で候處、圖らずも此くの如く仰せ付けられ候。吾れ等一身言ふに足らずといへども、辱くも祖先の諸業を受け繼ぎ、幕府の懿親に備はり、天朝奉事外虜撻伐專ら其の節を遂ぐべき身分に付き、假令此くの如く仰せ付けられず候とも尊皇攘夷の筋に付いては分毫も素論變らず候。況や近來幕府の御處置勅に違ひ戎に和するの事等は決して將軍家の尊慮に出づるに非ず、偏に某々奸猾の徒の手に出で候間、必ず必ず將軍家を怨み奉るの念を挾むべからず候。此の擧に付き哀は將軍家を怨み奉り、又は尊皇攘夷の素志を相挫き候樣之れあるに於ては、甚だ吾れ等本意に叶ひ申さざるのみならず、天朝・幕府へ對し奉り相濟まざるものに付き、屹と責罰を加へ候間心得違ひ致すべからざる事。

と仰せ出さるべく候。左候てこそ天下の大丈夫にては之れなくや。假令是れにて國滅に候とも、異夷に臣たるには勝り申さずや。且つ奸猾人淺智に非ざるは、(四)奸物は隱身の術を佛家に學びたるとみえ、己れは隱れて堀田と伊賀(五)とで違勅をやらせ、物論が八

（四）暗に水戸藩徳川斉昭をさす
（五）老中松平伊賀守忠固

八日　松陰生

品川君　足下

三六三　松浦松洞宛　九月九日　松陰在萩松本　松浦在江戸

近來は御喪心と覺え候事の之れあり候故他事申し進ぜず、其の由のみ申し候。扨て尾・水・越・橋御咎めは全く奸物(一)の深識妙算より出で候事にて、四公果して賢ならば決して默然引受くべき事に之れなく候。足下云はく、「水・越侯など一向御憤懣なきこと感心なり」と。僕甚だ不滿なり。今の時に當り此の四公の外天下孰れかある。四公穩便穩便と仰せられ候はゞ、天下の名侯恐らくは一人も義氣を張るものはなし。左候時は天朝は如何成行き申すべくや。　天子樣は泉涌(二)の幸をなさせ奉りてもやはり憤懣はせぬか。隱岐(三)の島弓矢かくみて出でましし御心思へば淚し流る」おもほさぬ隱岐の出でまし聞く時は賤の男吾れも髮逆立つを」(是れ本居宣長の歌) 淚し流れぬが感心か、髮逆立たぬが感心か。四公もし忠臣ならば必ず臣子に告げ給ふべし。

(一) 水野土佐守をさす
(二) 第五卷二三五頁頭註參照
(三) 後鳥羽上皇をよみ奉りし歌

吾れ等事、外虜の事は實に神州無前の大患に付き、 天朝・幕府の御爲めとのみ存じ詰め精々議論粉骨を抽で候處、圖らずも此くの如く仰せ付けられ候。吾れ等一身言ふに足らずといへども、辱くも祖先の諸業を受け繼ぎ、幕府の懿親に備はり、 天朝奉事外虜撻伐專ら其の節を遂ぐべき身分に付き、假令此くの如く仰せ付けられず候とも尊皇攘夷の筋に付いては分毫も素論變らず候。況や近來幕府の御處置 勅に違ひ戎に和するの事等は決して將軍家の尊慮に出づるに非ず、偏に某々奸猾の徒の手に出で候間、必ず必ず將軍家を怨み奉るの念を挾むべからず候。此の擧に付き或は將軍家を怨み奉り、又は尊皇攘夷の素志を相挫き候樣之れあるに於ては、甚だ吾れ等本意に叶ひ申さざるのみならず、 天朝・幕府へ對し奉り相濟まざるものに付き、屹と責罰を加へ候間心得違ひ致すべからざる事。

と仰せ出さるべく候。左候てこそ天下の大丈夫にては之れなくや。假令是れにて國滅し候とも、異夷に屈たるには勝り申さずや。且つ奸猾大淺智(五)に非ざるは、奸物は隱身の術を佛家に學びたるとみえ、已れは隱れて堀田と伊賀とで違勅をやらせ、物論が八

ヶ間布く候へば二人を仆し、間部を出して天朝を愶(おど)かさせる、彦根も矢張り遣はれ手ならん。且つ隱身の奸物も仆れる時が來たらば仆れもせうが、奸物は天下に多きもの、前狼後虎、事亦艱(かた)し。四名公樣今の奸物を御碎き成さらねば、後の奸物はもういけません。天子樣の御身上と己れの身上はどちが重いか。天子の危は見捨て己れの身上は禍を畏れる、何とも／＼合點ゆかぬこと。足下の言は手前料見か、又は同志中も同樣か、早々承りたし。半井(なからゐ)(春軒)より越前の山田の事申し參り候。感涙簌の如し。何卒其の人へ此の論成し下さるべく候。符中に之れある[一]內室臆度はどうぞ[二]山田か[三]吉田貞藏など越人へ御見せ下さるべく候。臆度が間違ならば僕が喪心なり。間違なくば手段して尾・水・越・橋へ御奉上下さるべく候。殊に越侯望む所なり。陳(さ)て又幕府・尾・水へ　勅諚下り候頃、吾が藩へも鷹司公より御內書來り候由に付き、僕日頃の同志へも謀らずして久保を賴み彈正殿へ上書を託し候所早速公聽に達し候由、然れども用捨何如を知らず。後數日周布政之助兵庫御用と號し差登され候。併し實は上京仕り候趣なり。周布は御前にて直命を被り行き候ゆゑ、何事にや世人は一向知らざるなり。吾

(一) 第五卷二二五頁參照
(二) 未詳
(三) 吉田東篁、越前藩儒、名は篤、通稱ば悌藏が正し。志士と交遊して時事を論ず。明治八年歿、年六十八。贈從四位

(四) 家老毛利能登

(五) 書經胤征篇に出づ。賊の首領を誅し、脅迫せられて其の下に附いたるものの罪は問ふなかれの意。

(六) 紀州にあり、水野土佐守の城下。

れ等も只々戰々兢々席藁罪を待つのみ。惜しむべし能登殿(四)の弟安殿と申す一人才を流行病にて死なせ候。福原へは佐世主殿嗣がれ候樣に思召あり、未だ決せず。他分違背は之れある間布く候。

重九　　　　松陰生

松洞生　足下

此の書もと存ぜられず候はば、來島(又兵衛)を初め尾寺(新之丞)・高杉・半井・(大江)杉藏・(吉田)榮太郎其の外日常の同志へ悉く御見せ、是非書附(かきつけ)を以て御聞かせ下さるべく候。日下(くさか)(玄瑞)も多分此の書達せぬ内に東下ならん。同前。書成る時壯の鐘耳に徹し候。一人の奸猾さへ仆(たふ)し候へば天下の事は定まり申すべく候。殲(シテ)二其巨魁一、脅從無レ治(五)。此の八字變に處するの大活術なり。僕目指す所の奸物一向恐るるに足らず。都合江戸の一邸のみ。且つ新宮(六)の人心甚だ服せず、是れを以ても奸物の奸たるを知るべし。入鹿(いるか)を誅した事實を覺えて居る人は一人もなきか。水戸には立派な大日本史がある、出して見給へ。營中で打捨てるは上策、一邸を襲ふは中策、坐視觀望は言ふに足ら

ざるなり。此の事越前より行はれ候はば妙々。

此の一條は同志へも祕密、山田へ御謀り然るべく候。此の外策なし、嗚呼嗚呼。一夕は入鹿を誅し、直足にて登營、入鹿の罪を明白に書き立て將軍へ呈し、前の八字の意味を合せ天下へ大令を發すべし。天下は一夕に定まるに／＼。然る後　天朝尊く幕府重し。藤氏の尊榮乃ち越氏に歸するなり。事破れた時は翟義(一)・徐敬業(二)なり。

三六四　前田孫右衛門宛　九月十二日　松陰在萩松本 前田在萩

盆頃弊塾に滯り居り候生田良佐(三)此の間在所まで歸着、昨日出塾仕り候。罷り出で候に付き御相對成し下さるべく候。尤も京師出足は大分早く候へば格別新聞之れなく候へども、京邸の模様は大いに爰元(ここもと)と打變り、飛耳長目の手段丸々閉塞、寒書生大いに忌み嫌ひ候勢にて良佐も鬱々歸來、中谷正亮信濃まで下向(げかう)の心構への様子に御座候。追追松助(四)・仙吉抔よりも右の趣承り候へども、良佐より承り別して愕然少なからず存じ奉り候。只今登り居り候組のもの共邸中にのみ籠居(ろうきょ)仕らず、彦根・新宮邊へ寄々(よりよりく)御遣

(一) 漢の王莽攝に居りし時、劉信を立てて天子とし、兵を擧げて莽を討つ。四方多く應ぜしが遂に敗死す

(二) 唐の武后、中宗を廢し宗室を戮するや、徐敬業唐のために后を討ちて敗死す

(三) 周防國熊毛郡大野村。生田の京都へ出でしは七月中旬なり。第五卷一九六頁參照

(四) 杉山松介・岡仙吉

はし之れあり度く、仙吉・小助(五)など歸り居り候分も追々差登され候御處置之れあり度き事に存じ奉り候。且つ阿州・土州等勤王の手段も追々間諜御用ひ成され度くと良佐も申し居り候。此の間諜はちと人物ならでは相捌け申す間布く候。尤も周政(六)登り候へば何事も免がれなき事に之れあるべく候へども、是れ等の所今一議冀ひ奉り候。玄瑞の書一通御覧に入れ候。

九月十二日　寅白す

前田致遠老丈　座下

(五) 後の公爵山縣有朋

(六) 周布政之助

三六五　玉乃東平(一)苑　九月十六日　松陰在萩松本 玉乃在岩國

高橋生数々御世話に成られ候事と存じ奉り候。

高橋藤之進歸來、芳翰拜見、彌〻御盛んの御様子拝賀し奉る。諭の如く、京城奉別後時事大變革、小生奇厄只〻夢の如くに御座候。餘事は姑く〻置き、天朝愈〻以て御盛ん、勅諚降り候後關白御交替、傳奏も同斷、誠に大愉快に覺え申し候。然るに本月二日星

(一) 東平、玉乃世履、岩國藩士、明治政府に入りて司法官として著名なり、明治十九年自殺す、年六十

巖翁物故、是れ誠に長大息の至りに御座候。陳ては此の內命を蒙り候先公御戰記等の儀、小生愧づかしながら是れ等の事平素甚だ不心懸に候所、先きに承り及び候所には江氏家譜(一)・吉田物語(二)・溫故私記・御感狀集等のみに御座候。其の外少々家記類は各家に藏有仕り候所、若し御用も御座候はば御門生にても御差出し成され候はば弊塾になりとも滯寓にて、小生輩も物序に是れ等の詮議仕るべき覺悟に御座候。先づは右御答申上げ度く匆々閣筆仕り候。頓首。

九月十六日　寅次郎拜白

東平樣

尙ほ以て此の度同邑生大賀幾助と申すもの、山陽・南海邊遊歷に出懸け候間、何卒御面會下され度く、又御同志好事の人々へも御引合せ下さるべく願ひ奉り候。

(一) 毛利の祖大江氏の系譜
(二) 溫故私記とともに第四巻九頁頭註參照

三六六　益田彈正宛　九月二十三日　松陰在萩松本　益田在萩

梅田源二郎就捕等にても臆病論起り申すべく候へども、是れ源二亦罪あり、中々尋

常ならぬ處置言語も之れあり候。他人に在りては此の恐れ之れなく候。先達て申上げ候杉藏の事、今日赤川直次郎より承り候へば最早御手を下され候由難有く存じ奉り候。然る處江戶飛脚來り杉藏書狀別紙參り候趣にては、杉藏も已に賴政(一)と決心の趣に相見え候。私一讀頗る其の志に感じ落涙に及び申し候。勿論可也(かなり)賴政位にも出來候へば宜敷く候へども、是れは所詮出來ざる事の上、吾が藩にも勤王奉勅の思召に候所に、杉藏ごときもの狗死(いぬじに)させては何とも相濟まざる事に存じ奉り候故、此の上ながら先日の議何卒御決斷希ひ上げ奉り候。いづれ程なく飛脚にて歸り申すべきに付き、其の頃迄に一定相成り候樣賴み奉り候。又壹通無窮（松浦龜太郎に御座候）書の趣にては水府も早腰拔け候よし、是れはかくこそ相成るべくと前より存じ居り候事にて今更驚くべき事には之れなく候。併し是れに付き俗議沸騰は必然に御座候間、何卒御頓着なく正義の蹈(ふま)へ益々手強く之れあり候樣萬々祈り奉り候。是れに畏れ御手を收めさせられ候樣にては江家の義名忽ち地に墜ち候事と御存じ成さるべく候。さりながら凶焔隨分盛んに御座候に付き、御國勢格別御盛大に之れなくては御凌ぎも六ケ敷く相考へられ候。

（一）源三位賴政、以仁王の令旨を奉じ勤王の旗をあげ平家を滅さんと企てしが事ならず、平等院に自殺す。ここは義擧の魁となる意

追々申上げ候御前衆議の上御直裁を始め、御目附方改正、又御代官召對等の事など着着現實に行はれ申さずては相濟み申さざる樣存じ奉り候。扨て又御一門の御歷々已下大身の衆中御家來内有志の者大半は屈抑志を失ひ居り候。此の段をも些と御詮議成され度く存じ奉り候。是れ等の事いづれ近日委細申上げ度く候へども、何分正氣まさに沈まんとするの際誠に肝要の儀に付き、一日も御猶豫なく、御手を附けられ度く存じ奉り候。以上。

九月二十三日　藤矩方再拜

行相益君　執事

三六七　荻野時行宛　九月二十七日（松陰在萩松本　荻野在京都）

追々芳翰忝く候。星翁(一)物故、梅田就縛、中谷・久坂其の外東下、六人の者生田(二)等西歸、御無聊の態遙想致し候。兄も東下の策に御定まり候や、如何。此の度五人罷り登り候。就中和作(三)と申すもの杉藏の弟にて才氣あり、頗る讀書を好み候。尤も年少輕鋭の質に

（一）梁川星巌
（二）生田良佐「關傳」
（三）野村和作、後の子爵野村靖「關傳」

付き時々御控制下され度く候。〇大原卿〔四〕其の外御周旋の件如何に御座候や承り度く候。〇周布上京、書生は不平もあらん、さりながら國事に取りては大いに進歩もあらんと察せられ候。〇生田も不平の事之れあり歸邑、憐むべきなり。

九月二十七日　　松陰生

荻野時行兄

和作郷外にて寓居、然るべき儒家等之れあり候はゞ、是れ亦御周旋下さるべく候。

以上。

三六八　野村和作宛　九月二十七日頃　松陰在萩松本 野村在萩

百事精思して而る後行ふべし。長者を凌忽し人の疾悪(しつを)を取るなかれ。汝才氣なきを患へず、患ふる所此の二事のみ。此の度の行は喜ぶべからざる事、然れども事至る、亦遁避すべからず。若し疑ふべきあらば傅之輔〔五〕を以て謀主と爲して可なり。

和作に贈る　　二十一回生

〔四〕公卿大原三位重徳
〔五〕傅之輔 [illegible]

三六九　肥後藩士某宛(一)　十月八日　松陰在萩松本 某在肥後

阿蘇大宮司(二)へ機密相通じ候御都合願ひ度く候。

小國剛藏歸着、貴藩公子樣方孰れも御英烈に入らせられ候御容子申し聞かせ、雀躍の至りに存じ奉り候。何卒大原(三)機密の一條審かに喜連(四)公子へ御内達の御手段は出來申す間布くや。老兄御同志人東上はさつぱり出來申さずや。些(ちと)御工夫賴み奉り候。水戸士三十人亡命、江戸へ潛み候由、能く事を成すや否や。梅田入獄に付き一門生（赤根武人とて梅田へ寓居仕り居り候處、少しく疑を蒙り候へども事解け歸り來る）亡命せしめ上京させ、大和の土民を協合、伏見の獄を毀(こぼ)たせ候樣致し候。其の生、才あれども氣少し乏し。成せば宜しきがと案勞仕り居り候。象山は星巖に賴み春日讚州より久我(こが)卿(きやう)の手へ兩三度上書之れあり候。星巖沒後何如、未だ詳かならず。僕も星巖の手より密奏仕り候處、星沒後大原卿を得、大いに喜び申し候。何分朝廷言路洞開の一事、恐れ入り奉り候なり。

十月八日　松下陳人

(一) 宮部鼎藏或は轟木武兵衛等の一味ならん
(二) 阿蘇惟治
(三) 大原三位の西下を乞うて義旗を擧げんとするの所謂大原西下策をさす
(四) 長岡護美

三七〇　益田彈正宛　十月十二日　松陰在萩松本　益田在萩

別紙壹冊[五]幽囚の罪人毎々恐れ入り奉り候儀に御座候へども、何分國事痛哭に堪へず、又々妄發仕り候間、御序を以て閣下の乙覽（いちらん）に呈し奉り度く、區々の微衷御察し遊ばされ度く願ひ奉り候。今日の事何分御直裁と代官・御目附召對と志士御親しみ御講學遊ばされ候事之れなくては、吾が華誠に絶望に御座候。此の事の成否は偏（ひとへ）に執事の御建白に之れある事にて、内臣抔の預り知るべきに之れなく候へども仰企の至りに堪へず候。人物論[六]に至り候ては來原良藏・赤川淡水等の建白も之れある由、小生存念は人は與に適むるに足らず、只々前の四條こそ急務なれ。其の内に閣下の御直譽遊ばさるるに若くは之れなくと存じ奉り候。恐惶謹言。

十月十二日　寅二郎

益行相君　下執事

（五）急務四條をさす。第五巻參照

（六）孟子離婁上篇第二十章に出づ。第一巻一九〇頁參照

三七一　益田彈正宛　十月十三日　松陰在萩 松本　益田在萩

杉藏の事に付き態と石津傳右衛門差越され、委細高諭の趣承知し奉り、誠に麻姑搔痒に候御處置痛感し奉る。小生周旋杉藏申し諭しの儀は其の旨を得奉り候。本月初頭杉藏江戸發足仕るべきに付き、月末には歸府仕るべく考へられ候。陳て又學政御更張の儀色々御手段在らせらるべく候處、小生愚考には持方(一)論破れざれば何事も手が付き申さずと存じ奉り候。然る處此の度益田豐三郎・乃美某(二)兩人入學(三)の志之れある由に付き、小田村都講甚だ周旋仕り居り候。益田・乃美が覺悟にては公命だに下り候へば、假令仲間内の俗論は如何計り之れあり候とも、左顧右視仕らずとまで相聞き居り申し候。右に付き都講等より不日に兩人入學の議建白仕るべく候處、其の節に至り所謂仲間内の俗論なる者發出致し候はゞ、相公の一喝なかるべからざる儀と存じ奉り候。此の一喝名教を維持し學政を更張するの大基に之れあるべく存じ奉り候。此の事兩人に在りても實に至願の筋に御座候。此の段前以て申上げ置き候。書に臨みて匆々所思を悉さず候。

(一) 階級維持を持方といふ。ここは階級打破を主張せるなり
(二) 益田・乃美は何れも寄組の士にして高祿大身の家柄なり
(三) 藩學明倫館へ入學すること。小田村は松陰妹婿伊之助。都講は明倫館諸生の取締りをなす者

十三日　　　　　　　　　　　　矩方再拜

行相益君　執事

三七二　益田彈正宛　十月十四日　松陰在萩 松本 / 益田在萩

松島生[四]至り御高諭一々謹諾仕り候。上書は姓名を除き呈上仕り候。外に一議呈し申し候。寄組衆[五]入學の儀、御高諭の趣是れ亦松島より承知、敬服仕り候。萬々不悉。

十四日　　　　　　　　　　　　寅二拜白

下執事

三七三　益田彈正宛　十月十五日　松陰在萩 松本 / 益田在萩

豐生[六]參られ入學御沙汰相成り候由承り一段の儀に存じ奉り候。然る處先日も申上げ候樣是非從來の持方打破致し、小身に居寮のものと萬事同樣に仕り度くとの志甚だ銳、喜ぶべく存じ奉り候。さりながら是れに付き必ず同列間より格論蜂起致すべき樣察せ

（四）松島剛藏〔關傳〕

（五）毛利の一門家老につぐ高禄の士族にして當時藩内を通計して六十數家あり

（六）益田豐[illegible]

られ候に付き、何卒名教維持の爲めと思召し格外の儀を以て執事一臂の力御添へ成させられ度く願ひ奉り候。相成る事に候はば豐生の父召し呼ばれ、俗論に撓まず入學仕らせ然るべくと明白に御申し喩成され候はば同列中にも決して異說は之れある間布く、假令之れあり候とも彼れ父子においても自位持詰め候事も出來申すべく存じ奉り候。何分館[一]弊洗除の嚆矢(かうし)、此の一擧に之れあるべく候間、折角の志無になり申さず候御處置祈り奉り候。委細は直(ぢき)に申上げらるべく候へども、小生も申上げ候事然るべくとの事に候。匆々具白仕り候。以上。

十月十五日　　寅二拜白

行相君　下執事

三七四　益田彈正宛　十月十八日　松陰在萩松本 益田在萩

堅田[二]・浦抔より少々人數差越し申すべくやと存じ奉り候。

從來步兵の興し難く候所以は色々由る所も御座候へども、畢竟其の人之れなき故の事

（一）明倫館

（二）二家ともに毛利藩の老臣

に御座候。此の度來原良藏儀長崎差越され候。付いては良藏も專ら步兵の事に心を留め候積りの由申し聞け候。右に付いては彼の地の趣十分步兵調練相捌け候勢に御座候はば、官より御人數三十人計りも御遣はし下され候樣申入れ仕り置き候由。然る處此の段御許容仰せ付けられ候はば論も御座なく候へども、若し扞格（かんかく）の議ども之れあり候はば、良藏の心を留め候儀も勞して功なきに立ち到り申すべく痛心仕り候。就いては御一門樣方以下大臣の面々より各家臣五七人づつも差遣はされ候はば不日に數十人の募兵出來、妙に之れあるべく存じ奉り候處、夫れと申すも此の儀申入るべき御方も存ぜず候。幸に執事御領內にては先年より其の目論見（もくろみ）在らせられ、御上（おかみ）の御練兵にも先んぜらるべき程の思召の所に候へば、何卒此の機に乘じ五七人程差越され度く存じ奉り候。良藏心積りにては百日位には事を竟（を）へて返り度く申し居り候に付き、費用迚も差（さし）たる事は之れなく、さりながら出納の吝（やぶさか）なる之れを有司と謂ふ（三）、孔子の時より已に然り。何卒武備最要此の一擧に在り候間、有司の論御打破願ひ奉り候。以上。

十八日　寅次郎拜白

安政五年

（三）論語堯曰篇第二章に出づ

下執事

三七五　來島又兵衛宛　十月十九日　松陰在萩松本　來島在江戸

久しく消息を絶ち候へども榮太・杉藏などより每々御樣子申し來り、且つ來原より每每相伺ひ彌〻國の爲め御勉勵の由欣然し奉り候。御地柱も御同僚へ擢(ぬきん)でられ候由、段の儀に存じ奉り候。玄瑞・松洞抔一方ならず御厄介に相成り候段謝し奉り候。陳(のぶ)れば此の度杉藏事一先づ彈正殿家來に致し度く申され候、故は片山氏へ養子に遣はす策に御座候。（先日榮太まで中村貫二件の事申し遣はし候所、色々御周旋下され候由。然る處彼れは已に中村庄七へ參り、又杉藏事は七月頃より意中には色々工面仕り候へども所詮面白く參らず候所、此の度彈相大いに同意にて早速事相定まり申し候。）右に付き何卒杉藏早々歸國致し候樣彈相頻りに促がされ候間、此の內の水戸事にて組の者一統差留められ急に出足出來申さざる譯にども御座候はば、御周旋を以て歸國出來候樣御取計ひ賴み奉り候。儒官に縻(び)され候事に付き、杉藏定めて不滿も之れあるべく候へども、是れには色々議論之れあり、委細は高杉・尾寺と談じ置き候事に候間、二子仰せ合され杉藏御喩し早々御返し賴み奉り候。杉藏も儒官に相成り候はば君側へ

も出られ候事に付き、心一杯の直諫も出來申すべく、又遊學の事も思ひ通りに參るべく候。若し強ひて不滿を申し候はば杉藏は諫死仕るを得ざる男と品目致し候間左樣心得候へと御傳へ下さるべく候。此の地にて彈相も杉藏が屈せぬ時は如何せんと申され候ゆゑ、小生へ御任せ下され候樣にと相答へ候も、杉藏は天晴諫死の出來る男と品目仕り候故の事に御座候。又學問未熟などと託言仕り候へども、杉藏が學問識見は絕渡(一)苦心策にて彈相も小生も最早品目致し候故、今更外飾も謙退も出來申さず候。何分學問の高下を論じ居る今日にては之れなく候間、萬々御賴み仕り候。○來原も本月九日より長崎行仕り候。○京師へ去月二十八日より組のもの六人罷り登り候へども未だ何たる形勢も申し來らず、日夜相待ち居り申し候。○御地水戸の義擧(二)、九月十七日尾寺の書、同二十七日榮太・杉藏書にて相分り候へども、水戸人歸國の段は何とも其の意を得申さず候。今歸り候ては大事去るに御座候。尤も歸國の上再擧の積りか、誠に氣遣敷く御座候。○玄瑞より月性傳の事度々申し來り候へども所詮延引仕り候。土谷が月性傳、符中に入れ候間御一見の末玄瑞へ御渡し下さるべく候。私の書の事は他人尊

(一) 前出九四頁に見ゆる「朝廷と諸侯と隔絶すること二百年」なるを、通すに苦心せるの策をいふ。

(二) この年戊午の大獄起り、水戸の藩主亦幽閉せらる。九月上旬、藩の士民等之を聞きて江戸に至らんとし、下總國小金驛に集り、書を[illegible]んことを請ふ、[illegible]主命によりこれを說諭して歸國せしむ。

ひ去り未だ返り申さず候。又藤森へ清狂吟稿敍を頼み候儀至極同意の段、旁々玄瑞へ御傳へ下さるべく候。〇飯田正伯は奇僧に御座候間、追々御推挽頼み奉り候。〇京師六人の者共より京の形勢申し來り候へば、趣次第少々覺悟も御座候へども、未だ何事も申し來らざるに付き此の節は死んだ樣に相成り居り申し候。加之、來る二十三日は小學生の試讀とか申し、此の節日夜童子蠅聚（ようしゅう）何事も廢し居り候に付き諸友へは別書仕らず、いづれ有志の人々皆々御小屋まで出で來り候事に付き、憚りながら此の書なりとも御見せ頼み奉り候。

九月十七日尾寺より書來る、答なし。

同二十七日杉藏・榮太同斷、同斷。

松洞近來書來り申さず候、生きては居り候や。

玄瑞東下の後未だ書來り申さず候。半井頻りに周旋の樣子感心、一書を贈り度く候へども今に因循仕り候。飯田正伯最早（もはや）着に之れあるべく候。一書を贈り度く候へども此の度はずべら（一）仕り候。桂は盛んに之れあるべく察し奉り候。右の人々へ憚りた

（一）怠惰の意の方言

がら御傳言頼み奉り候。

十月十九日　　　　寅次郎拜白

又兵衞樣

杉藏歸國、何分急務に御座候。併し此の書達し候迄には出足出來申すべくや。

此の度豐前の嫡子益田豐三郞入學、萬事寄組（よりぐみ）の愚持方を打破り、居寮生何事も平士（ひらし）に同じく仕り候樣決着仕り候。是れも大事中の小愉快と存じ奉り候。淡水（二）は盛んなり、今日も御參堂にて勤王論講釋致し候由、公上をして感泣せしめたりと申す事。

三七六　大原三位宛　　十月二十一日　（松陰在萩松本　大原在京都）

本月十八日入江杉藏歸國、早速囚室來訪、具さに執事御父子樣の御忠憤承り及び、相共に悲涙數行に及び申し候。是れより先き伊藤傳之助と申すもの上京の節、賤著時勢論（三）一篇、執事に上（たてまつ）るの書（四）一通相託し候處、圖らずも少々故障の儀之れあり今に座下に達せず候由、苦心此の事に存じ奉り候。之れに依り此の度改めて同志友白井小助と申

（二）赤川淡水、七月下旬京都より歸國を命ぜられ、明倫館の都講となる。八月十日藩主學堂にするや、毛詩の清水の篇を講じ、暗に報恩の大義に論及して公を感ぜし左右を泣かしめしことあり。

（三）第五卷二四九頁參照

（四）第三卷二三四頁參照

すもの差登せ候間、御一見御許容仰せ付けられ候はば囚奴の赤心逐一申上ぐべく候。實に天下の時勢誠に切迫に相成り候所、幕府は北條等の覆轍最早踐み申さず、只々穩便にして志士仁人の何とも取留むべき廉之れなき様に仕り、只もの月日を延ばし、其の内に外夷の交りは日に堅まり候て何とも手出し相成らざる様にして、果は神州を擧げて外夷へ渡し候策に相考へられ候。是の時に當り、坐ながら勤王の諸侯のみ御頼み思召し候ては、涸轍の鮒が江漢(一)の救を待ち候とか申す様にて誠に事に及ばざる事に御座候。二百六十大名の有様大抵御聞及びも遊ばさるべく、實に浩嘆のものに御座候。右に付き囚奴等志を決し一策を建て居り候間、何卒小助御同道にて御父子様御西下の策御定め遊ばされ度く存じ奉り候。左候はば同志の士申合せ政府へ號哭哀求仕り、大臣のもの拜謁を遂げ主人赤心申述べ、義唱仕らせ申すべし。事萬々諧はず候時は同志の士のみ相結び候ても、一方の義擧は屹と其の效相立ち申すべくと囚奴の苦衷此に決し居り申し候。左なく候ては只々御觀望成され候ては、(二)河の淸めるを待つ如くに御座候。小助只今出足、書を求め候事甚だ急迫にて心事萬が一も申上ぐるを得ず、遺憾萬

(一) 揚子江と漢水

(二) 黄河、百年河清を待つの意

萬に御座候へども閣筆仕り候。渾べて小助の口陳に附し候なり。

十月二十一日　　　草莽囚奴　吉田寅次郎矩方百拜

大原三位卿　下執事

杉藏云ふ、執事未だ回天詩史(三)御覧遊ばされざる由、囚奴持本甚だ粗末恐れ入り奉り候へども獻呈し奉り候。以上。

杉藏へ仰せ聞けられ候三絶句(四)世子様の御作感吟仕り候。

小助上京出來申さず、此の書不用に相成る、一見御火中然るべく候なり。

二十二日　　松陰

杉藏兄　足下

(三) 藤田東湖著。

(四) 後出一二五頁參照。

三七七　小野爲八宛　十月二十二日　松陰在萩松本 小野在京

先日は御除喪成され候由。京師の形勢容易ならざる趣相聞き候に付き、少々御話申し度き事之れあり、兼て慷慨の御志氣承り及び候事に付き態と申上げ候間、今日か明日

にも御來光下され度く候。萬拜眉申述ぶべく候。以上。

十月二十二日　松陰生

尙々（なほく）先日認め候先大人の碑(一)一兩字相改め候文字御座候間、其の節御持來り下さるべく候。以上。

(外封)小野爲八樣　松陰

三七八　益田彈正宛　十月二十九日　松陰在萩　松本益田在萩

豐生(二)も志丈け上書仕られたき存念之れあり候へども、何か心に任せざる故未だ果さず、之れに依り私代書仕り候事。

益田氏入學一條に付き果して同列中俗論沸騰致し候由、是れは固より角（かく）こそ之れあるべくと前より相分り候事に付き、今更御頓着は在らせらる間布く候へども、益田氏甚だ苦心の由に付き、愚說を呈し候間、御采擇願ひ奉り候。豐生自分には少しも畏避の意は之れなく候へども、大人同役より離ぜられ頗る困迫の由、氣の毒に存じ奉り候。

(一) 第五卷二五九頁「山根文季墓誌銘」參照

(二) 益田彈三郎

(三) 魏の文侯の時の人。鄴の令となりし時土地の習はしに河伯のために婦を娶ることと稱し處女を河水に投ずることあり、豹斷然其の弊を改めんとて巫嫗を河に投ず。(史記滑稽傳に出づ)

已に昨日より豐生病を稱し歸宿致し候由、何卒志を折き申さざる樣御鞭撻冀ひ奉り候。此の度の學實に學校興廢、士風盛衰の關る處に御座候間、是非御貫き成され俗論御打破り成され候樣頼み奉り候。西門豹(三)の巫嫗三人迄河に投じて河伯の害を除き候儀、誠に今日の良師に御座候。先日も申上げ候樣御政道下次第に相成り候ては御威光相成り申さず、實に恐れ多き事に存じ奉り候。此の度の論寄組一統の事にも之れある間布く、假令一統と申し候とも必ず主謀之れあるべきに付き稽古懸りの人へ仰せ付けられ、其の主謀屹と詮議仰せ付けられ投河の大處置成さるべく候。西門の如く三人迄投げられずとも俗論必ず崩れ申すべく候。萬一豐生退館ども致し候はば何の面目ありて復た同列を見申すべくや。其の父も又餘り人次第に相成り候段如何敷く、何卒上は國家御政道の爲め下は御同族御助成のために付き、萬々御手段專一に存じ奉り候。以上。

十月二十九日　藤寅拜白

行相臺下　下執事

一、豐生何故病を稱し家居いたし候や、御詰責の事。

但し是れは父へ仰せ聞けられ度く候事。

一、稽古懸りへ仰せ付けられ、俗論の主謀御詮議御詰責の事。

一、此の度の次第逐一仰せ上げられ、公裁御受け成され度く存じ奉り候事。

前書の議廟堂已に御定論之れあるべく、且つ小田村生などより追々申上げも仕るべきに付き、固より愚論を待たず候へども、猶ほ又縷陳仕り候間御采擇願ひ奉り候。以上。

三七九　某宛　　十月二十九日頃（カ）　松陰在萩松本

益田豐三郎病氣にて下宿仕り居り候由、彈相は病氣にても差抑へ出勤仕り然るべき段、手堅く申し喩され候手段之れある間布くや。

三八〇　小國剛藏宛　　十月末　松陰在萩松本　小國在長門國須佐

天下の形勢甚だ切迫に相成り候故態と岡部・品川二生[一]差出し御報知申し候。此の内よ

（一）岡部富太郎・品川彌二郎

り度々江戸飛脚來り長井[二]も歸り候。未だ屹と相決し候には之れなく候へども、尾・水・越・薩合從、奸大老[三]を襲擊するの策と相聞え候。近日山縣半藏歸着候へば愈〻の儀相聞え申すべく候なり。果して然らば天下瓜分(くわぶん)すべき今日に付き、吾が輩中々凝滯すべきに非ず。京師にて間部下總守殊の外の邪說、大意違勅の事は水戸・堀田兩人の罪と申し候由、內藤豐後守[四]頻りに兇威を振ひ正論有志の者召捕り候由、誠に惡むべき事に候。江戸にても土州・宇和島[五]隱居の內意あり、是れ等も默しては居り申す間敷く、左候へば過激致し候へば面目を天下に失ひ候事少なからず、政府も殊の外奮激喜ぶべき事に御座候。右に付き僕存念之れあり、同志の士と相談致し度く、半藏歸着の上は世間甚だ沸騰思ひ遣られ候に付き、其の節に至りて御報知も間に合ひ申さず候間、芽々死を畏れざる少年三四輩弊塾まで早々御遣はし然るべく候。申上げ殘し候事は委細二生の口述に附し候。大谷茂樹に內密談じ置き候大原三位[六]の策は奸人遮りちとゆとりが行き候。其の內に江戸の事起り[七]候へば宜敷く候。江戸の事振はざる時は必ず前策を果

十六日。

(一) 世子番頭長井雅樂。
(二) その歸藩は長井雅樂傳には十月二十七日とあり、佐世八十郎日記には二十八日とあり。
(三) 井伊直弼。
(四) 伏見奉行。
(五) 山內容堂・伊達宗城。
(六) 大原重[illegible]
(七) [illegible]

此の時に相成り候上は石見へ屹と御手を下し成され、智と勇と金穀と心に任せ御出させ然るべく候。誰れか一人御遣はし然るべく候。松原鐵之助・大谷巖の兩士甚だ壯士と見受け候。此の段御話下さるべく候。大谷茂樹に別書出さず候。宇野(一)・品川など急急出塾尤も妙と存じ候。

多事仍々多言する能はざるなり。

小國剛藏樣　　松下塾

(一) 宇野精三・品川武馬

三八一　生田良佐(二)宛　十一月二日　松陰在萩松本 生田在周防國大野

御歸去後絶えて消息を得ず懸念の至りに御座候。爾來京師間部(三)の奸謀益々深く　天朝の御勢誠に氣遣敷く候所、同社中にても色々案じ付きも之れあり、右に付き御樣子次第御上京の儀出來申す間布くや。相成り候はば眞の一二日逗留の積りにて、急々萩表御出浮下され候はば心事縷々申述べ度く候。扨て又江戸も甚だ騷擾の聞え之れあり、飛脚引續き度々參り、尾・水・越・薩、彥根を襲ふの謀と相見え候。是れ等に付いて

(二) 生田は當時鄕里周防國大野村に歸住す〔關傳〕
(三) 老中間部下總守詮勝

（四）銭は匁に同じく、六匁玉の意。（五）十六匁に同じ。（六）[illegible]詳。

も種々多端の談之れあり候へども盡し難く、萬面。何卒御出府の御手段專要に存じ候。若し御出府も上京も六ケ敷く候はば其の趣早々御答下され度く候。何分此の書達し次第何分の趣御知らせ下さるべく候。多用閣筆。

十一月二日　　　　松陰生

生田良佐兄　足下

三八二　佐世八十郎と往復　（細字佐世／修行私陰）　十一月三日　（佐世在萩／松陰在萩松本）

六銭[4]玉一、代壹分五り。

小銃丸、三銭・一兩六匁[5]取合せ四百丈けは明日明後日の間には調ひ申すべく、左候處私金之れなきに付き何卒金子三分丈けにても札五六十目丈けにても早々相運び候御工夫どもは之れある間布くやと存じ候。赤川[6]へ御迫立（おんせりたて）成され候て是れ丈け相運び候へば誠に仕合せ申し候。孰れ以て參り申上ぐべく候へども、只今菜圃に取懸り居り申し候間失敬ながら寸毫申上げ候。頓首。

十一月三日

其の中私も手段仕り見申すべく候。

承知仕り候、三方金附上仕り候。　寅白す

三八三　増野徳民宛　十一月四日　松陰在萩松本 増野在周防國山代

九月二十九日の貴書昨夜至る、甚だ晩しと云ふべし。先日僕亦一書を贈れり、達するや否。衣服先日已に萩へ達し居り候なり。

此の度尾・水・越・薩等江戸に於て彦根大老打毀の議起り候。土州・宇和島二正論の侯、幕府より隱居せよとの事、左候へば是れも憤懣極まるべくに付き四侯の論に加はる事必然、此の御方へも吾が藩勿論御同意の事と察し候。四侯より相談之れありたる由。夫れに付き長井雅樂歸國、早速御直目附に成り、急に江戸へ行く様に山縣半藏御早遣はしにて歸る筈、今日も着すべし。着の上大老打毀の事委しく相知れ申すべし。天下の大論是れより起るなり。之れに依り吾れ等同志中大いに議論あり、早々御出萩然るべく存じ候。遲くては間に合ひ申さず候。萬面の上之れを委すべきなり。杉藏先日歸着、榮太四五日の內歸るべし。

十一月四日　松陰生

増野德民生　足下

大原三位卿世子の詩(一)

江南ノ覇氣已ニ凌夷。正ニ是レ中原逐フノ鹿ヲ時。不レバ得ニ英雄若キノ高德(二)ノ一。與レ誰レト共ニ起ニ勤王ノ師一。嗚呼天ノ慷慨涕如シ流ルルガ。正ニ是レ忠臣致スノ命ヲ秋。生キテ若シ不ンバ能ハ清ソグ國恥ヲ一。死シテ爲リテ靈鬼ト報ニ君讎ヲ一。丈夫身死シテ不レバ爲サ仁ヲ。便チ是レ獸心人面ノ人。博浪(三)ノ鐵椎今若シ得バ。撃チテ頑兒ノ首ヲ作サン微塵ト一。

三八四　周布政之助宛　十一月六日　松陰在萩 周布在萩

此の度江戸の様子傳聞仕り候處、薩藩發起にて越前藩申合せ大老彦根侯打果し、且つ土國へも義擧相企て候由。左候へば尾張・水戸等は勿論同意に之れあるべく、又土佐・宇和島等も正論主張候段忌諱に觸れ、御隱居成され候樣幕命を蒙られ候由に候へば、是れ亦同意と察せられ候。其の他平日正論の大小藩孰れも此の擧に後れ申す間敷く候。右に付き御當家に於ては他藩の誘ふ迄も之れなく、勤王の御志確然たる御事に候へば、此の度の一擧に付き、下しもより御願申出づるには及ばず、謹んで御指揮相待ち然るべき

(一) 第五巻二六七頁參照

(二) 兒島高德

(三) 張良、力士をして秦の始皇帝を博浪沙に於て鐵椎を投じて撃たしめし故事

事に御座候へども、私共時事憤慨默止し難く候間、連名(一)の人數早々上京仕り、間部下總守・內藤豐後守打果し、御當家勤王の魁仕り、天下の諸藩に後れず、江家(二)の義名末代に輝かし候樣仕り度く存じ奉り候。此の段御許容を遂げられ下され候樣願ひ上げ奉り候。以上。

近日の內同志中申合せ之れあり、願ひ候積りに御座候。前以て申すに及ばざる事に候へども兼て下交を辱くし候事に付き、敢へて之れを外にせず申上げ候。俗吏へ御沙汰は必ず御無用に御座候へども、御同志の人へは兼て御申合せ下され候樣賴み奉り候。

六日　寅次郎

政之助樣

三八五　前田孫右衛門宛　十一月六日　松陰在萩松本　前田在萩

別紙願事近日發し候樣同志中追々盟約仕り置き候。右に付き左の件々御周旋願ひ奉

(一) 所謂血盟十七士なるも、その名前は現在傳はりしものなし
(二) 毛利家

り候。

一、クーボール（三）三門、百目玉筒五門、三貫目鐵空彈二十、百目鐵玉百、合藥五貫目償下げの手段の事。

一、京師へ傳之輔・悅之助（四）兩人早々御遣はし下され度く賴み奉り候事。

但し梅田一件の手都合の爲め甚だ差急ぎ申し候事。

一、長崎へ組の者一人、肥後へ組の者一人御遣はし相成り候樣賴み奉り候事。

肥後人愛敬左司馬（五）先日來り候に付き、一通りの事申し約し置き候。是れへ一書注進遣はし度く候。

殿樣御隱居の風說專ら行はれ候。此の時に當り政府上平穩論之れあり候ては義士の心實に不穩に付き、別紙願事御許容相成り候樣御申合せ賴み奉り候。此の書は前廣（六）差出し候筋には之れなく候へども、兼ての儀故御目に懸け前條の件々をも御賴み仕り候譯に御座候。俗吏原へむざと御見せは御斷り仕り候。尤も周翁（七）へも一通示し置き候なり。

六日　松陰

（三）輕便なる連射砲の一種

（四）伊藤傳之輔・物谷悅之助〔關傳〕

（五）佐世八十郎日誌によれば、十一月二日松下村塾に來るとあり

（六）既出の意

（七）周布政之助、別紙願事とは即ち後出一三三頁の文と同文ならん

前田様

三八六　佐世八十郎宛　十一月六日　松陰在萩松本 佐世在萩

(一)山縣半藏も愈々昨夜歸着の由、左候へば彌々決定と察せられ候。右に付き千萬恐れ入り奉り候へども、尊大人御目に懸り御相談申上げ度き儀御座候間、相成る事に御座候はば今明日の內御來光成し遣はされ候樣仰せ上げられ度く賴み奉り候。以上。

六日　松陰生

(外封)佐世八十郎樣　要急

三八七　土屋蕭海宛　十一月七日　松陰在萩松本 土屋在萩

近來は大いに消耗(二)を絕ち候。御文候御佳適、賀々。陳て縣子(三)歸着、天下國家の事容易ならざる趣痛心致し候。之れに依り吾が輩一擧の企之れあり、委細赤(川)淡水へ話し候。最早御承知も成され候や。右に付き老兄平日の御交情に候間、蕭何(四)の任御願申し

(一) 松陰の友人、京都の義擧一件に關して江戸に在りて、有馬新七・堀忠左衞門等薩藩士及び越前藩士と連絡あり

(二) 紙筆を消耗すること、文通の意

(三) 山縣半藏

(四) 漢の高祖を輔けし謀臣

度く、都合百金計りの事に候間、市井義俠の人に御諭說下され候樣には參り申す間布くや。此の段吾れ等朴訥(ぼくとつ)武人の能くする所に之れなく候間、偏に老兄をのみ御願申し候なり。七日

大抵御兩國六十萬人の士民三等に分ち盡力致し度く候。漢の卜式(五)が、智者は智を出し、勇者は勇を出し、財ある者は財を出すと申したるに倣ひ候て、

一、持重論家

一、一命を擲つ人

一、金穀器械を募る人

右の通りに御座候。以上。

土屋老文伯　要急　　　　松陰生

三八八　中村道太郎宛　十一月八日（カ）　松陰在萩松本　中村在萩

今朝瑞益(六)・淡水枉(ま)げられ其の後反復思惟仕り候へども誠に憂念の至りに御座候間、何

（五）河南の人、羊を牧して富を致す。武帝の時上書して家財の半ばを輸して邊防費として獻金す。帝賞して中郎に拜し羊を上林に牧せしめしに羊肥え太る。曰く「民を治むること猶ほかくの如し」と。

（六）松島瑞益・[illegible]

卒拜顔仕り度く候。夜間事々敷く御座候へども白晝御來光は甚だ嫌疑に候間、今夕か據(よんどころ)なくば明夕にても囚室御來訪待ち奉り候。私も今朝より病氣にて舊囚室に歸り保養仕り候なり。

八日　松陰生

中村道太老兄　足下

三八九　某　宛　十一月十日　松陰在萩松本

彥根へ御直言の儀は實に肝要に之れあるべく候へども、江戸御下向遊ばされ候上にては實に危き事に候。京師御居付(おんゐつき)にて書信反復遊ばされ、又は御直目附等御使者として差遣はされ候事、妙に之れあるべく候。

吾が輩の疑懼仕り候所は、表向は公儀御首尾御繕(おんつくろひ)と稱し御早登りに相成り、京師へは御立寄り之れなく直に御下向に相成り、大老へ兩三遍計りの直言書贈られ、大老答振りも墓々(はかばか)しからざれば致方はなしとて夫れなりに相成り、正義を天下に立つる事能は

ざるは　天朝へ對し、先公へ對し、相濟まざるなり。況や承久の如く賊軍にども御加り成され候はば臣子の面目何如すべき。

彦根へ是れ迄度々の御直言相成り候事にも之れなく、只だ一度のみにて夫れも慥かの御答之れなき由。左候へば彦根の味、酸か辛かさつぱり知れ申さず、覺束なき事に考へられ候。

甲寅の歳、阿部[一]への御正論の覆轍も御勘合成さるべく候。渠れ誠實讜言にて吾れを欺き候時はいかんせん、激烈赫怒せばいかんせん、空吹く風の如くせばいかんせん。此の三條いづれに出で候との御定算之れあり候や。

江戸にて正論を發し候とも、尾・水の應甚だ覺束なく候。

彦根正論に歸し候とも君を誤るの臣は誅戮は勿論、彦侯も輕典なれば自ら蟄居相願ひ候ても濟み申すべくや。併し夫れにては人心に厭き申す間布く候。

間部の罪如何、水[二]土州の隱惡はいかん。餘の閣老堀田・太田の如きも其の分にては閣き難く、是れ等も國賊以上の罪なるべし。其の下幕吏の事は姑く置き、何如に輕典と

[一] 安政元年、時の閣老阿部正弘

[二] 水野土佐守

申しても彦根蟄居願ひにては濟み申さず候。

其の外閣老にても推擧すべき賢侯心當り付き申さず候、いかん。

外藩より出で右等の取作舞(一)は如何に考へ候ても出來難く考へられ候。加之、墨夷其の外の應接事甚だ多端に候へども、此の御方へ御任せ成され候樣出來申すべくや。

幾度考へ候ても江戸御下向、彦根御直言は危計に御座候。

先達て承り候處にては薩・越などの如くには中々及び難く、又其の後に從ふも如何に候。此の御方は獨り立ちにて爲し易きものをなす、其の手段は江戸へ下り彦根を諫むるの前緒を繼ぐなり。今十日夜、瑞益より承り候處にては勿論京師にて諸侯合同綸旨請ひ受け一同東下するとの事、左候へば甚だ妙にて僕が素論と相違からず。さりながら最初道太(二)より承りたる所は江戸と號し、京へ御滯りと云ひ、中比瑞(三)・淡より承り候處は是れに異なり、前後反復常ならず、誠に疑念の至りなり。

寅再拜

(一) 長州の方言にして取捌きの意
(二) 中村道太郎
(三) 松島瑞益・赤川淡水

（前文闕）(四)此の內長井雅樂歸着、引續き山縣半藏歸着、江戶の樣子甚だ懸念致し候內、赤(五)川又次郎より承り候へば、尾・水・越・薩の四家仰せ合され彥根大老御打果しに相成り候御企之れある由、又阿兄梅太郎、前田孫右衛門より承り候說にては薩藩は大老を擊ち、越前は上國へ應援致し候由。右に付き吾が藩義擧に御後れは決して在らせらる間布く候へども、江家こそ天下の先鞭に仕り度く、且つ君公樣右の如く危地へ一先に御出で遊ばされ候事如何にも恐れ入り奉り候に付き、同志申合せ上京仕り義旗の道開き仕るべき段一決の上、各〻誓紙血判相調ひ不日に出足仕るべき覺悟に候處、周布政之助儀は兼て熟懇に付き願書案壹通相認め差出し置き候。文言左の通り、

此の度江戶の樣子傳聞仕り候處、薩摩藩發起にて越前藩申合せ大老彥根侯打果し、且つ上國へも義擧相企て候由。左候へば尾張・水戶等は勿論同意に之れあるべく、又土佐・宇和島等も正論張られ候段忌諱に觸れ、御隱居成され候樣幕命を蒙られ候由に候へば、是れ亦同意と察せられ候。其の他平日正論の大小藩孰れも此の擧に後

（四）長井は十月二十七八日頃、山縣は十一月五日歸着す

（五）赤川直次郎即ち淡水の誤りか

れ申す間敷く候。右に付き御當家に於ては勿論他藩の誘ふまでも之れなく、勤王の御志確然たる御事に候へば、此の度の一擧に付き、下(しも)より御願申出づるには及ばず、謹んで御指揮相待ち然るべき事に御座候へども、私共時事憤慨默止し難く候間、速名の人數早々上京仕り、間部下總守・內藤豐後守打果し、御當家勤王の魁仕り、天下の諸藩に後れず、江家の義名を末代に輝かし候樣仕り度く存じ奉り候。此の段御許容を遂げられ下され候樣願ひ上げ奉り候。以上。（十一月六日附）

尤も右の通り相願ひ候とも御許容は必ずしも受け申さず願ひ捨てに致し置き、京師に於て事を仕損じ候節は他人は兎もあれ私儀は進み出で幕吏に召捕られ候上、此の度の擧、主命を蒙り候樣の儀毛頭之れなく、偏に吾々同志の士憤激に堪へ兼ね此くの如く相企て候段有體(ありてい)に申立て、御當家には決して御厄害申す間布くと覺悟仕り候儀に御座候。然る處政之助願書一見の上殊に愕然の樣子にて中村道太郎相對致し、何分此の樣の妄擧之れあり候ては容易ならざる大害引出し候事に付き思ひ留まり候樣申し諭し然るべき段申し候に付き、道太郎申し候は是れ程に思ひ込み候儀何か格論之れなく候て

は中々容易には止まり申す間布く、且つ此の擧相果し候とも左迄大害と申す事も之れある間布き段詰め込み候處、政之助申し候はかかる上は何かは祕し申すべき、實は諸藩仰せ合されも之れあり、遠からず大策行はれ候目途屹と之れあり候に付き、夫れより內に此の事發し候ては大策暴露の憂之れある事に候。其の大策と申し候は某藩は斯様、某藩は斯様、某々藩は斯様斯様と（此の處政府祕中の祕の由に付き之れを略す）最早御手都合相調ひ候儀に候。御當家の儀は諸藩の模様振り慥かに見屆け候上江戸に御早登りと號し、實は京都に御乘込み諸藩一同二條の御城に暫時御座を定められ候筈にて、此の事最早年內にも發し申すべき由某之れを承り申し候。右様大愉快の擧之れあり候上は吾が輩の小策入らざる事に候。併し折角思ひ立ち候儀半途にして廢し候譯には參り難く、且つ身柄一人の事に之れなき故、決して相止め候様には相成り難く候。道太郎然らば延引に致すべく候由申し候。左候て追々辯論の上當年中は哨り止め申すべきに付き、來る正月元日よりは必ず相發し候間左様御心得下さるべく、又日期を延ばし候上は少々手都合を合せ度きに付き、同志中一人長崎・肥後へ差越され義徒相語らひ然るべく、又一人上國へ

差向けられ梅田一味の徒の義擧は先づ以て當年中は相待ち候へと申し遣はし度く、且つ又大砲玉藥等上より夫れとなく借用仕り度き段入々談合候處、道太郎も（以下闕）＊

＊以下のこと第五卷戊午幽室文稿「家大人・玉叔父・家大兄に上る書」及び厳囚紀事參照

三九一　來原良藏宛　十一月十二日　松陰・來原 在萩松本

長井發足遠からざるに付き、昨夕中夜座を起ちて墨を磨し書を裁す。今日休日を狙ひ彈相・前田・宍戸等を論じ追々長井へ逼り候積りにて、今日榮太を杉藏迄遣はし候處、兩人僕が心事諒察致し呉れず、老兄へ達し候事遲延に相成り殘念の至りに御座候。議論と高見合ひ候はば何卒今夕彈相へ御論じ込み賴み奉り候。此の一事小生死生の決し候處なるは言ふに足らず候へども、天下正論の起仆必ず此の一擧に之れあるべきに付き、小生苦心御深察祈り奉り候。今世の事、事々機會に後れ候事計り、夫れと申すも有志の士緩慢より起り候事にて、榮太・杉藏すら此くの如くに候事誠に失望の至りに御座候。褊意の奴と御笑ひ成さるべく候へども、心事已むを得ず、又此の書を呈し候なり。

十二日
部見不當に御座候へば如何せん、今夕御來光待ち奉り候。

來原様　急用　　　　　　　　　　　　　松下塾

三九二　來原良藏宛　十一月十四日　松陰・來原在獄松本

今朝直八（一）へ御傳語要領を得ず、今夕御來光只様（たださま）御待ち仕り候へども隙取（ひまど）り候に付き、杉藏・榮太差出し申し候。國家の大事此くの如く遲滯に相成り候事不平に堪へ申さず候。折惡く岡部生來る、顏子（二）に及ばざる小生怒りを遷し、跡にて後悔致し候。小生主意別紙に相認め候。確報二生へ賴み奉り候なり。

十四夜　　　　　　　　　　　　　　寅二拜

良藏様

（一）時山直八

（二）論語雍也篇第二章に「顏回といふ者あり、學を好みて、怒を遷さず、過を貳びせず」とあり

三九三　來原良藏宛　十一月十五日　松陰・來原在獄松本

長井よりの返答御傳言位にて要領を得ず、前夕決議の處一方ならざる事體に候處、假令長井奸に非ず候とも確報承らざる内は甚だ以て懸念致し候に付き、昨夜又々書翰相認め榮太を長井へ遣はし初めて要領を得候。然る處長井の言に云はく、四藩合從の事未だ取留め候事に之れなく候、御國是は吾が預る所に之れなきに付き彈相・清水を辯詰致すべし。吾が御用は若殿様御直御口上に、假令如何なる事之れあり候とも妄りに御參府等は必ず遊ばさる間布くとの御事、殿様へ申上げ候處御承知遊ばされ候。左候へば御早登りと申す事は必ず之れある間布く、彥根へ諫爭の儀は若殿様にも御疎かは之れなく、吾れ等も是の處に力を盡し候て一命を擲ち候事位中々頓着致さざるに付き、餘り輕んじ呉れる間布くと慥かに榮太へ申し聞け差返し候。是れにて長井の處は先づ落着致し候へども、周布先日の言又々不合に相成り心得難く、直様周布へ一書遣はし申すべくと存じ候へども、打返し相考へ候へば、人を責むるは易し、自ら爲すは難し、周布何程虛僞にて吾れを欺かれ候とも頓着は之れなく、只々氣遣敷きは正月元日よりの吾が一擧藁々敷くある間布く、われ夫れのみ苦心仕り候故、人を責むるは止めに仕

り候。併し此の趣周布へ御出で成され候はば一通りは御噂下され、此の書御見せ願ひ奉り候。以上。

十一月十五日（一）「良井君の直の御言私承り候處、本文の通り紛れなく存じ奉り候。以上。同日、榮太郎」

來原良藏様　要用　吉田寅次郎

（一）この行吉田榮太郎筆

三九四* 來原良藏宛 十一月十五日 松陰・來原 在萩松本

堅田（二）駿州一條如何御周旋遣はされ候や。彼の臣紀令（三）より申越し候書御覽下さるべく候。駿州遊學候へば堅田一家にて一方の正氣を伸べ候一助には必ず相成り申すべくやと愚按仕り候。今日御序ども御座候はばと存じ候故申上げ候。頓首。

十五日

今朝承り候へば駿州より急に紀令召出し候沙汰申付け候由。

良藏様　要用　寅二

＊前書と本書とに對する來原の返書は萬令集第六卷五二六號參照

（二）周防國戸田に采邑を有する毛利藩の重臣、第五卷二四二頁參照

（三）河内紀令「講傳」

三九五　生田良佐宛　十一月十五日　松陰在萩松本　生田在周防國大野

山根武次郎歸鄕の便に此の書を託し候。

先達て問屋へ一書出し候間相屆き候や、御答相待ち申し候。其の後直八差出し候樣謀り懸け候へども是れ以て故障之れあり候。近日議論頻りに變動之れあり候所、變ずる毎に勤王義擧の事競ひ立ち申し候。只今の所にては政府にも大擧之れある勢に候所、若し墓行き申さず候はば下に於て同志相募り、十二月十五日を發軔と定め上國へ馳せ向ひ候事に一決致し候。戸田の河内紀令甚だ盛ん、須佐も可也。長崎へは來原良藏參り壯士四五十名も參り候に付き、此の一手一方に當るべし。肥後・柳川も追々手を下し置き候。上國も大分面白き事之れあり候。右に付き老兄出萩一寸なりとも相成り候はば、萬緒御談じ申し度く存じ候。又上京出來候はば御申越し下され次第、上國の都合申上ぐべく候なり。

十一月十五日　二十一回生

生田良佐樣

正讚寺[一]の觀海は如何。敢死の士、智勇義俠の士御募り出し急務に御座候なり。

三九六　大谷茂樹[二]宛　十一月十七日　松陰在萩松本 大谷在長門國須佐

是れ則ち有吉延之助と申す例の花岡[三]の奇巧大工に御座候。栗山翁助へ相對致し度くとて罷り出で候間、御曳合せ下さるべく候。其の爲め此くの如し。

十一月十七日　　松下塾

大谷茂樹樣

茂樹樣御居合せ之れなく候はゞ、石津傳右衛門樣御聞き下さるべく候。

三九七　山田亦介[四]宛　十一月十七日　松陰在萩松本 山田在萩

延之助水車機雛形大抵成就致し候由、此の上は何卒長崎行出來候樣にと頻りに嘆願仕り居り候。隨分巧思のものに相見え候に付き、彼の地罷り越し候はゞ屹と進步仕るべく候へば、素より申上ぐるまでも之れなく御評議之れある事とは察し奉り候へども、

（一）周防國熊田村佐田にあり。

（二）須佐育英館生、通稱また松助ともいふ〔關係〕

（三）周防國都濃郡の村名

（四）名章齋、長沼と號す、長沼流兵學者にして又西洋銃陣を修む。吉田大助の親友にして、松陰知己の師たり。[illegible]

私より申上げ呉れ候様頼み候事に付き、此くの如く申上げ候。尤も水車機眞に御取立て相成り候事に御座候はば、他の工人へ任せ切りにも仕り難く候に付き、急に仰せ出され下され候はば人數相懸け早速御調べ申すべきに付き、其の上にて崎陽行何卒相運び候様呉々御頼み申上げ候。右申上げ度く、匆々不一。

十七日　寅二

含章齋先生　座下

此の内は竹下生へ一書御託し下され拜見し奉り候、御答も申上げず御無禮仕り候。銃陣一件に付き拜顔仕り候はば御談じ仕り度き儀も御座候。(一)郡司生へも心事談じ置き候處同人出足、何も〳〵半途のみに御座候。以上。

(一) 藩の砲術家郡司覺之進か

三九八　高杉晋作宛　十一月十八日　松陰在萩松本 高杉在江戸

他見無用、言を待たず候。

再度の教諭反復披閲、御近状杉藏・榮太郎より承り安悦仕り候。小生よりは一書も呈

せず御怪殺在らせらるべく候。さりながら今日天下の事、實に空言にては行はれ申さず、幸に十年後まで僕も老兄も無事に存在致し候はゞ、其の節は對晤の上屹と大計商議致すべく候へども、夫れ迄は各地にて所見の儘取り行ひ申すべく、自然事に成り候はば自から相通じて呉れる人あるべし。此の事奉別の節一言することを忘れ残念に存じ奉り候故、態と申上げ候なり。松洞〔二〕亜墨行の事高説の如く致し候はゞ、此の地にて仕組の徒發足の節容易に行はれ候事と存じ奉り候。さりながら今の時勢最早墨行と申す時には之れなき様覺え候。且つ幕吏に從行の事、上より御頼みは勿論宜しからず、左様なくとも、ちと心に落着致し兼ね候。尤も深念ありての事なれば格別、左もなく候へば面白からず候。小生所見此くの如し。尤も同志の士へ未だ密に致し置き候故其の説を存ぜず、老兄今一應御案じ成さるべく候。松洞へも跡より詳かに申し遣はすべくと存じ候。政府奸人〔三〕の事御洞察一言も之れなく、九月初めより數十度の往復容易ならざる次第之れあり、書中に申上げ難く候へども誣妄虚僞一々落着に參らざる事のみ。敢へて他人へは申し難く候へども、奸人上京の次第恐れ多くも　天朝・吾が藩を誣り

〔二〕 松浦亀太郎

〔三〕 未詳、幕閣の使人ならん。或は間部詮勝をさす。

候樣覺え候。併し僕が臆度(おくたく)なればむざと御信じは下さる間敷く候。
世子番頭侍御史(一)となり上首尾、是れも前(二)の人物と同腹と察せられ候。發程の節志士憤懣の事も之れあり候へども、夫れは先づ事解け候姿に御座候。今日吾が輩手を下し候處書中にては實に申上げ難く、只だ平昔を以て心事御推察下され度く候。世上の謗議は山の如し。夫れ等は却つて御耳に觸れ申すべく、謗に就きて實を察する、洞識老兄の如きは必ず之れを能くせんのみ。

十一月十八日　　寅白す

暢夫兄　足下

亞墨へ仕組に行くの罪は合せて百兩に足らず候。奸人の手先をして正論貌(なり)にて大事の妨げする奴すら之れあり、惡むべきの至りなり。さりながら人別三十兩づつも貰ひ候はば夫れで安心するなるべし。

僕に山林の囚奴になれと申す人あり。山林娯(たの)しむべし、唯だ有爲の氣消し難し。人僕を稱して功名家と爲す、的切の名なり。以後格別の事なくば書は呈せざるなり。

(一)長井雅樂を指す。雅樂十月二十九日直目附に昇進し、十一月十五日萩發東上す。第五卷三二〇頁參照
(二)前に謂ふ所の奸人ならん

此の事速かなるを欲せず、唯だ精詳遺すなきを是れ要す。彈正殿をも論破すべし。周布の論愈〻不正に候はば長井・淸水(三)をも詰責致し、是れも同腹にて正義必ず相立たずと見定め候はば、前田(四)・宍戸へ張込み、二氏御役差替へられ候はば、松陰の囚奴罷り出で候て周布・長井を縛し、直樣同志驅り催し彈正殿へ詰懸け、此の議是非とも御開きに及び御裁決を受け申すべく候事。

此の事少しの委曲を容さず。

事已に此に至らば少しの姑息を容さず。

尤も此の節中村道太を中に立て、周布と懸合ひ候最中に御座候所、此の事周布大いに祕し候故、態と申上げず候。道太も祕し候儀察し奉り候。左候て周布彌〻大策(五)疑ひなく候へば國家の幸此の上も之れなく候。然れども恐らくは然る能はざるなり。

此の事四五日の間御待ち賴み奉り候。

周布・長井彌〻奸計に候はば、私周布と懸合ひ候次第を書附に致し差出すべきに付き、宍戸御仰せ合され彈相へ直樣御逼詰成さるべく候。

（三）淸水圖書、長井と共に直目附役なり。

（四）行相府手許役前田孫右衞門と同用所役宍戸九郎兵衞。

（五）周布謂ふ所の毛利藩主御早合[illegible]し諭し京都に留り、且つ閣老間部井伊大老を直諫して、公武・藩等の為[illegible]事に應ずるの一策をなさす。日出二三五書簡。

四〇〇　小田村伊之助と往復　十一月二十日（松陰・小田村在萩松本）

快晴欣然、今日は御出勤成され候や。昨夜の議如何歸着致し候や。御案じ仕り候。扨て又念二村塾詩經會の事、榮太申上ぐべく候。

二十日　　寅拜

（外封）小田村老臺　要用　　末契寅

（以下同紙裏）

高　許

御問訊成し下され拜謝仕り候。折角前夜遜齋(一)宅にて議し候處、最早手後れに成り申し候。其れには僻議論相募り拘泥の見挽回仕り難く、縷々今夜深話に及ぶべく候。頓首。

同日　　希拜

（外封）松陰社兄

（一）未詳

四〇一　某　宛　　十一月二十四日　松陰在萩松本

富太生（二）への書再三拜見、御懸情謝し奉り候。僕怒り申すべくとは思ひも寄らぬ事、光秀抔の狹量にては迚も大事は出來申さず。夫れに付き僕貴書を見、誠に喜び申し候。さりながら僕案じ付き一通り富太へ申し含め候、御聞取り下さるべく候。周布對決の事は實に御同意、已に今夕家兄周布へ行き候故、其の節の物振次第にて貴兄を勞し對決し御周旋御賴み申すべくやも計り難く候なり。

二十四日　　寅白す

此の間が習行なり、隨分御存知御論じ成さるべく候。

四〇二　某　宛　　十一月下旬　松陰在萩松本

扨々本藩の事も終に穩かならざる事に相決し申し候。小生事玉木叔父方へ蟄居に内輪論相定まり候。此の上は政府の處分次第に御座候。至誠（一）にして動かざるもの未だ之れあらざるなり。小生至誠あらば愚叔も動起申すべく、若し至誠之れなく候はば動起申

（二）岡部富太郎〔關傳〕

（一）孟子離婁上篇第十二章[illegible]三卷一八三頁[illegible]

す間敷く、假令動起申さずとも小生も不慮の譽天下に彌蔓し、恐れ多くも拙策九重の乙夜に入り候程の儀、中々千萬世々の志士仁人に面目なき事は仕らず候間萬々御安心下さるべく候。政府周布の奸猾を除かずんば、國事遂に濟すべからず、小生一命固より言ふに足らず候。道太先日の言に周布の此の言間違なれば拙者差違へ申すべき由、人を恃むには之れなく候へども先々賴母敷く存じ候。來原も其の分にては濟ませ申す間敷く、此の度岡部富太郎・福原又四郎の長崎行御詮議の趣之れあり差留められ候由、是れは小生より來良（一）に通ずるを恐るるなるべし。政府の淺智、實に憤懣に堪へ申さず候。一時を抑へ候とても終には此の事行詰め申さずして置く程の腰脱良藏には御座なく候。何分國家の起仆此の一擧に決し候間、周布早く機を知り退き候はば誠に平穩の處置と云ふべし。

○來島・飯田の來書御一見御返し賴み奉り候。

○小田村京都遊學の志は頓によりの事に御座候處、只今の勢迚も御許容は出來申す間敷く候へども申上げ置き候。小生より又候書を呈し候事六ケ敷くと存じ候へばなり。

（一）來原良藏

〔一〕高杉の書、是れは秘中の秘に候間御一見下さるべく候。卓識人の見る所相違はず候。

○文稿三通、御一讀下さるべく候。

○筑前侯[二]御參府御病氣にて御延引の由、左候へば肥前は御父子御國、薩御國、而して俗論家の細川は江戸に在り、中々卒爾に吾が藩など參府出來申す間布く候。時と勢と正に相會すと云ふべし。

四〇三　村塾諸生宛　十一月二十九日　松陰在萩松本

神州[三]の積衰、一朝一夕の故に非ず……（略）

十一月念九日

此の分小田村先生へ御見せ下され度く候。尚ほ又昨日集會人數連名にて江戸中谷・久坂・高杉・尾寺・半井・飯田へ御遣はし、以來小生へ當り候手紙參らざる様御申し遣はし下され度く候。來島・桂は歸着の上にて宜しく候。此の内飯田正伯より彈相へ上書一通、兼重[四]へ書一通、是れは家兄より封じて兼重へ贈り置き候。彈正殿へ達し候や御聞合せ、又細は正伯へ、御申し答へ賴み奉り候。

〔二〕黒田齊溥

〔三〕第五巻三〇二頁所載「諸友に示す」の一文と同じ[illegible]

〔四〕兼重讓藏、[illegible]

此の書江戸邸吏人物論之れあり候なり。是れは小生厳囚(一)已前の事なれば加へ申すなり。

村塾諸君　　松陰生

弾相の口振りを以て正伯へ答書すべし。

四〇四　小田村伊之助宛　十二月朔日　松陰・小田村 在萩松本

高文拝誦妙々、何ぞ下走(二)の喙(くちばし)を容れん。僕厳囚の事は玉木叔父出郡(三)より内に(明日より出郡)せよとの事にて、厳囚せざれば出郡相成らずとの事なればなり。長井請詔(四)の實否は丸々老兄に託し置き候。弾相よりなにとか回音なくては相濟まざる事と存じ奉り候。且つ此の内唐人(五)送りの節佐世八十・岡部富太抔より周布欺妄の段委(くはし)敷く申し送り、是非一度歸り候様申し遣はし置き候へば良藏歸り申すべくと存じ奉り候。井上東行(六)御察しの通りと存じ奉り候。さりながら爰に手段あり、井上を除き跡にて正論立ち候へば死地に陥る奇策と云ふべし。高見如何。

(一) 十一月二十九日、藩府叔父玉木文之進に諭して松陰を一室に厳囚せしむ

(二) 自己の謙稱

(三) 玉木文之進當時長門國吉田の代官たり

(四) 毛利藩主京都にて詔を請うて勤王の運動に乘り出すの策ありと長井雅樂が言ひしならん。未詳なり

(五) 漂流外人を送還するため、年に一回長崎に連行すること

(六) 井上與四郎、行相府用談役

十二月朔日

高文、「良藏を介して諭し、密かに二の處、請詔の二字あらはさねば、下面の「請詔の事」の四字突出の樣覺え申し候。御再考願ひ奉り候。

小田村先生　案下　　　松陰

四〇五　小田村伊之助・久保清太郎宛　十二月八日　松陰・小田村・久保在萩松本

拙者儀此の度御閉込みを以て投獄なり。然る處拙者考へ候所にては天下に眞勤王・僞勤王之れあり、身不肖ながら拙者并びに同志の面々孰れも眞勤王に候故、僞勤王共の讒譖に觸れ此くの如く成行き候事と存じ候。左候へば眞勤王盡く斃れ候時は僞勤王は變らず眞賊軍に相成るべく、眞賊軍と眞勤王と天を同じうすべからざるは當然に候へば、僕の投獄は終身の最後と覺え候。就いては僕の一身關係輕からざる事に候間、罪名明白に相成り候はでは、率爾に赴獄の理萬々之れなき事に存じ詰め候。此の考間違に候はゞ御存寄承り度く候。諸同志へは貴兄樣方より御傳へ下され、各々存寄書面印

封にして御取集め下さるべく候なり。

午十二月八日　　寅次郎

伊之助様

清太郎様

尚々拙者儀罪名一件行詰めず候はゞ、僞勤王共の逆焔を恐れ早々獄中へ逃げ込み候、樣にて、同志中の面目を失ひ候筋には之れなくや。且つ拙者投獄一月ならずして日本六十六國へ響き亙り候儀に候處、罪名書載之れなくては天下の是非何とも氣の毒に覺え候。此の段をも御勘考且つ各〻存寄をも御聞取り下さるべく候なり。

（外封）
小田村伊之助様　　吉田寅次郎

久保清太郎様

四〇六　高杉晉作宛　十二月八日　松陰在萩松本　高杉在江戸

小生投獄は關係少なきに非ず、國家の爲めに付き、老兄早々御歸國の手段は之れなく

や。厳囚紀事(一)、同志より貴地へ差越すべきに付き同志中御評議成さるべく候なり。

十二月八日　　　　　　　　　　寅二拝

獄へ参り候はば委しき手紙上ぐべく候へども、只今は手紙上げ兼ね候なり。

（外封）
高杉暢夫兄　座右

四〇七　品川彌二郎宛　十二月九日　松陰・品川 在萩松本

(二)囚中讀書勉められ候や。入用の書之れあり候はば御申越し然るべく候。同罪中佐世君最も盛んの様子に承り候。其の他承らず候へども彌々盛んと察し候。小子投獄願明日差出し候。同罪の外は小田村・久保誠に英發、國事未だ地に墜ちずと存じ候。提山師(三)参られ候故一寸申述べ候なり。

十二月九夜　　　　　　　　　　松陰

具甫　足下

（一）第五巻三一〇頁に出づ

（二）品川は塾の門下生で、共に松陰の罪名問題一件に奔走して十二月六日自宅に幽閉せらる

（三）松本村[illegible]

四〇八　作間忠三郎宛　十二月十一日　（松陰在萩松本　作間在萩）

芳墨捧讀、彌〻御無事御憤慨の様子逐一承知仕り候。小生借牢願今日相濟み申し候。綱常を扶植するは此の行に在りと存じ候。（いづれも讀書を勉強する様子）御同罪の人々皆々盛んの由傳聞仕り候。併し隔墻（かくしやう）の榮太（一）さへ一面を得ざる程の儀にて、何も心事を盡さざるは御同様に御座候。神州未だ地に墜ち申さず候はば隨分爲すべきの時之れある事に付き、御急迫は御無用と存じ候。

高詠皆妙、就中誦すべきは「奸吏（二）等よ云々」の一章なり。又

　賤が身は兎にも角にも輕からぬ君の御上はいかがしてけん

と御改めにてはいかが。

小田村・久保二君色々周旋あり。

京師より仙吉（三）歸る。

天朝正論彌〻堅く御氣遣ひ成さる間布く候。

十二月十一日　松陰

（一）吉田榮太郎、松陰に隣家なり「關傳」

（二）第五卷三六二頁參照

（三）岡仙吉「關傳」

子大兄　足下

四〇九　佐世八十郎宛　十二月十三日　松陰在萩松本　佐世在萩

（四）聖武記の春讀了仕り候。相成り候はば夏秋冬も借用仕り度く候。如何の御近狀に候や。小生は日々不平不平、老兄に代り寢て居り申し候。（五）良三兄も程を計るに肥前に入られ候と察し申し候。（六）中谷は在鄕へ有り付き候。久保は長病起たず。長崎の容子を聞けば六國の吏人推し合ひへし合ひ往來致し候由。何にでも精を出して讀書して吏人の儒者になること妙なり。岡部昨日來る、此の事申し落し候。殘念。併し小生は寐むたいて讀書も出來申さず、儒者には尙ほ以て成られ申さず候。心中多事なし、御察し下さるべく候。以上。

十三日

（外封）佐世八十郎樣　要用　　（七）松本根太郎

（四）清の魏源の著、兵事の書なり。

（五）中島良三。長崎へ西洋流砲術修業の為派遣として出張中、十一月一日萩に帰り、砲術生増員の建言をなして再び任地に向う。

（六）中谷正亮。十月、在郷は出白なり。

（七）松陰の仮名。

四二〇　前田孫右衛門宛　十二月十三日　松陰在萩松本 前田在萩

十三日、此の內願(ないぐわん)前田迄出す。

前田へ御願申し遣はし候趣、

愚父病氣目途相立つ迄看病の儀御免し下され候はば、

一に罪名論

二に同志中武士道相立ち候儀

三に長井請詔の眞僞、來原より詰問の事

皆々拙者より相斷り止めに致すべく候間御勘辨下され度しとの主意。

四二一　佐世八十郎宛　十二月十四日　松陰在萩松本 佐世在萩

僕罪名一條に付き昨夜小田村殊の外周旋之れあり候へども、兩政府の役人一口を開く能はず。されぱとて執縛は得せずとの事、之れに依り僕切腹か、周布を撃果(うちはた)すかの兩條に落ち付き候所、僕の切腹は容易に候へども未だ後起の士を見受け申さず候に付き、

恐れながら　天朝・公家に對し奉り一旦臆病の名を蒙り大策を建て候事然るべきか、周布蠑果しは大策を建つるの節にても未だ晩からざる様考へられ候。左候へば急に登獄の次第に相成り候間、御草見相伺ひ度く候。右大策の儀久保は至つて同意に候所、相成り候へば老兄・杉藏の間一夕御密來下され候はば心事委曲申上ぐべく候。別に御妙策も御座候はば御答待ち奉り候。以上。

十二月十四日

倘々愚父病氣今に日途相立ち難く苦心仕り候。尤も漸々宜敷き方には御座候なり。

佐世樣　御内披　　　　松陰

四一二　佐世八十郎宛　　十二月十六日　松陰在萩松本 佐世在萩

昨日の御狀今日岡部より受取り申し候。

小生嘆事（なげきごと）御免（おゆるし）にも相成るべき模様に候はば、諸君御愼事（おんつつしみごと）も遠からざる内埒明（らちあ）き候様小田村より追々申込み相成り申し候。左候へば一先づ平穩の外致方之れなく候。喜ぶべ

きは投獄已前に御一面も出來申すべくと存じ候。大策は實に愉快、併し密を貴ぶなり。先づ老兄・久保・杉藏・僕と四人にて計り申すべく、尤も岡部と榮太は小生格別に心情談じ候友に付き、其の始末を語らざるを得ず。其の他は臨機の差引(さしひき)之れあるべく存ぜられ候。來原・桂に面陳仕らざる事頗る殘念に御座候。用急計り申し縮め候。別紙尊大人(一)へ此の度の一件申上げ置き候なり。

十六夜

いづれ拜貌の時遠からず候故草略仕り候。

(外封)佐世八十郎様　内呈　　杉梅太郎(二)

(一) 佐世彦七

(二) 兄の名を假用す

四一三　佐世彦七宛　十二月十六日　松陰在萩松本　佐世在萩

愚父氣分相(きぶんあひ)何とも聢々(しかく)御座なきに付き、愚父幷びに親類間よりの書附を以て私存病中入牢見合せ仕り度き段嘆き出で仕り候處、どうか御詮議も相成り申すべくやの模様に相聞え候。就いては何事も平穏に落ち附き申さず候ては相濟まざる事に御座候。右存

病事も出來候樣に之れあり候間、違からざる内八十郎樣其の外御憤みの事も御無事に相濟み申すべくやと察し奉り候。然る處來原の一件且つ此の度御閉込等の儀丸に無き以前に相成り申さずては私嘆き出での筋道相立ち難く、嘆きは嘆き、喧嘩は喧嘩と別に致し候ては得手勝手に相當り候故、何事も私に對せられ御勘辨下され候樣願ひ上げ奉り候。八十郎樣其の外御閉込の次第、且つ來原一件に付き深く御憤りも在らせらるべく候へども、實は政府の失策を咎め候とて跡に戻り候儀とも相見え申さず、此の憤りを抑へ別に武士道相立て候處置もなきにしもあらずと愚考仕り候。此の事申上げ度く、實は據なき次第御察し願ひ奉り候。在病中取紛れ草々申上げ縮め候。頓首。

十二月十六日

吉田寅次郎

佐世彥七樣　要用内陳

四一四　吉田榮太郎と往復

十二月十六日　松陰・吉田　在萩松本

家嚴疫症危篤、苦心いたし候。小生儀も在病中入牢見合せの事嘆き出で候處、御合議

に相成るべき趣、先づ御喜び下さるべく候。是れに付き多端の話之れあり候へども、今日の筆盡し難く候。天下國家の事いまだ手段之れあり候に付き、却つて苦心致さず候。足下にはいかがや。餅つき候ゆゑ贈り候。御一嚙（だう）然るべくぞんじ候。多事閣筆。

十六日　松陰

無逸足下

（外封）榮太郎殿　杉

（裏書榮太郎筆）

引返御免

杉且那様御病氣の段追々承り御苦心伏察し奉り候。何卒早々御全快候様祈る所に候。扨て御餅御惠贈仰せ付けられ誠に難有く、今朝より搗音（たちおん）眠を驚かし候處入手、中夏に雲霓（うんげい）を望む如し、御賢察祈り奉り候。扨て國家の事今以て御苦心察し入り奉り候。且つ御手段之れある由驚喜仕り候。尙ほ又此の間上方より飛脚歸り申し候由、御左右決して御聞き遊ばさるべく存じ奉り候。先づは閣筆。

（二）岡仙吉〔畧傳〕

四一五　來島又兵衞・桂小五郎宛　十二月十九日　松陰在萩松本 來島・桂在萩

此の仙吉（二）と申すもの杉藏第一の舊知己、近來僕所へも來り心情を談じ候ものに御座候。御一面近狀御聞取り下さるべく候。

兩君御歸着、國の爲め大賀仕り候。僕も再獄の命之れあり候所、圖らず愚父大病にて未だ赴かずに居り候。併し昨今少しは病候穩かに相成り懸け、只今の順四五日も致し候はば、大分目途相立つべくやとも考へられ候。左候はば父病は醫に託し、國事は兩君の所爲あるべし。舊に仍つて野山の囚奴にて學問など仕るべく候。僕等學問未熟漫りに天下の大計を論じ候事をかしく候。併しながら世間君子に似たる小人はあり、小人に似たる君子は之れなく候。此の段御用心專ら祈り奉り候。兩君七年の契濶一面仕り度き譯も之れあり候へども、僕は世の笑物、態と御尋ねは必ず御無用に存じ奉り候。匆々不一。

十二月十九日　野山の舊囚奴拜

來島君
桂君　座下

安政五年

四一六　大原三位宛　十二月二十一日　松陰在萩松本　大原在京都

謹白

傳之輔(一)出足後仙吉歸着、閣下の御近狀伏聽し奉り切に下衷を慰め候。傳之輔へ託上仕り候件(二)最早閣下に達し候事と遠想し奉り候。此の一件御決策遊ばされ候はば僕輩力を致すの地之れあり、爰を專途（せんど）と相働き申すべく、付いては仙吉又々來る早春上京せしめ、委悉は其の節の談に申上ぐべく候へども、差當（さしあた）り候急務申上げ置き候。大事の成敗は恐れながら人物の御鑑定に之れある儀と存じ奉り候。仙吉沈實賴むべき者に御座候。傳之輔輕卒には候へども正直他なく候。和作(三)・莊四郎等追々參殿仕り候由、和作は年少心元（こころもと）なく候へども亦鋭果愛すべき者に候。莊四郎は臆病者にて嫉妬の氣之れあり候故、大事の談は必ず御用捨賴み奉り候。福井忠次郎と申す者是れ亦同志に候へども、元來刀筆吏に付き事に因りては御談じ出來兼ね候儀も之れあるべく、是れ等も御明鑑に之れあるべく候。松浦龜太郎と申す者（松洞と號し畫家なり）上京仕り候はば同志に付き御一

(一) 伊藤傳之助・岡仙吉〔閣傳〕
(二) 西下策をさす
(三) 野村和作・田原莊四郎〔閣傳〕

（四）宋朝の人、諫院に知たり。范仲淹事に坐して職を奪はるるや書を高若訥に致して若訥を攻む。若訥怒り奏して修を夷陵の令に貶す

（五）第五巻三一〇頁に出づ

面願ひ奉り候。陳て後悔仕り候一儀は周布政之助に御座候。此の者持重論には候へども剛正比なき由先書申上げ候處大いに間違にて、誠に執拗人言を容れざる僞君子（清太・杉藏など宋の高若訥[四]なりとて歎息仕り候）にて、井上與四郎と申す奸人波引、頗る國事を誤り申し候。其の詳は賤著[五]巖囚紀事と申すものの後便差上ぐべきに付き御瞥覽遊ばさるべく候。已に僕も其の中つる所となり、近日投獄の次第に相成り候。幸に與四郎先日江戸罷り越し、（十六日此の地發程）政之助も近日同斷、是れにて大いに國害を除き申し候。政之助從行赤川直次郎と申す諸生水戸へも留學仕り居り、藩中の才子に候へども、輕薄人にて政之助へ阿諛仕り候者に付き、此の輩へ大事御語り成され候はば直ちに大害を引出し候に付き、必ず御用捨賴み奉り候。先般京師へ過り候長井雅樂奸才周布に勝ること數等、御面會遊ばされざる事幸と存じ奉り候。此の地にて僕輩の密議に參じ候者久保清太郎・佐世八十郎・岡部富太郎（二人大番士）・入江杉藏・吉田榮太郎（兩人輕卒）・仙吉・僕と以上七人、外に在官人にて來島又兵衞・來原良藏・桂小五郎（此の三人僕太だ知己、人物皆妙）・前田孫右衞門・宍戸九郎兵衞・兼重讓藏・中村道太郎、儒官にては小田村伊之助、皆與に議すべき者に御座候。門下少年輩僕と

死生を同じうし候者又十數人も之れあり候。人物の品題(ひんだい)は後便委細申上ぐべく候へども、其の内例の一策は僕か若しくは前の七人より添書先容仕らざる者へむざと御沙汰必ず御斷り仕り候。古人も申し候樣小事と雖も成さんとする者は數人のみにて、敗らんとする者は擧げて數へ難しにて御座候間、尋常の嫉妬見抔と御引受け遊ばさる間布く願ひ奉り候。此の事急務に付き下執事まで申上げ置き候。僕事投獄仕り候へども、周布・井上發程の後は大事の妨げとも相成るべき儀毫も之れなく候間、旁〻(かたがた)御決策の程祈り奉り候。餘は仙吉の上京を期し候。恐惶謹言。

吉田寅次郎矩方再拜

尙ほ以て久保・佐世・杉藏・仙吉身命を擲ち相働き賴母布く候。從來僕の大知己は來原・桂に候處、來原は長崎行、桂は一昨日來島と同じく江戸より歸着、未だ一面を得ず、之れにより三人此の議に洩れ候。在江戸同志の士是れ亦此の書に載せず候。弊藩の事體井上・周布の邪說にて勤王の事も打止め、東武へ媚を獻じ候事に相成り、兩人東行も其の爲めと察せられ候。外に大臣一人毛利出雲[一](此の人正論に非ず)東行、尤も此の事

(一) 十二月二十七日萩發東上、周布政之助從行す

の主謀は長井なり。之れにより來る三月は主人を參府さするの定算と相見え候。然れども僕輩同志の士一死を以て誓つて此の駕を止め候覺悟にて種々苦心仕り候。當十月筑前侯病氣參府なし、肥前侯は父子とも在國、薩侯在國、肥後は俗論家に候處在江戸、右樣の形勢の處、弊藩世子在江戸の上に寡君參府仕り候事、大事去ると存じ奉り候。幸ひ長井・井上・周布東行の後來春發駕以前誠に好機會に御座候間、必ず必ず御下向御決心遊ばさるべく候。若し此の機を失ひ候はば、後事は最早僕輩の知る所に御座なく候。

十二月二十一夜　　矩方又白す

正三位源公　下執事

四一七　佐世八十郎宛　十二月二十二日　松陰在萩松本　佐世在萩

近日御疎濶、如何在らせられ候や。政府の吏何程論じても僕投獄の上ならでは、暴徒（二）（政府、）の禁錮を弛め呉れず、〔[illegible]一笑に付すべし。〕不平の事に御座候。周布も遠からず東行（三）の由。來島（きじま）・桂も歸着。

（二）松陰の罪名を詰問して幕閣を論ぜられし佐世・作間等門下の八人をさす。（三）周布政之助十二月二十七日藩命を蒙る、

來島御所帶方となる。此の後の天地如何變じ候や。別紙左右に呈し候。(一)（同志に告ぐる書なり。）京師よりの書も御目に懸け候。幕吏頻りに召捕の樣子、惜むべし。早々決策せねば相捌け申さず候。いづれ大策成就まで拜顏出來ざる事と明らめ申し候。僕投獄は年內に致し候積り、父の病も大分目途相見え候。只今の振にて四五日も參り候はば、醫者も安心の趣に申し候。

唐人送り歸り候よし、來原(二)の樣子承らず、案じ居り申し候。

十二月二十二日　　　　松陰白す

佐世盟兄　足下

(一) 第五卷三三二頁「諸同志に告ぐ」參照

(二) 來原良藏當時長崎に西洋銃陣傳習生を引率して出張中なり

四一八　佐世八十郎宛　　十二月二十五日　松陰在萩松本　佐世在萩

昨夜は五年來の拜顏實に萬緒盡さず。彌〻明日御入獄に御座候へば甚だ殘念に存じ奉り候。然し其の中策之れあるべくと存じ居り申し候。此の人は厚狹の臣市川玄伯の嫡子、性質篤實文才も之れあり賴むべき少年、後來有用の人なるべし、則ち參上仕り候故、是非御面談遣はされ候

樣願ひ奉り候。先づは其の爲め早々九拜。極月念五日。
尙ほ昨夜は大醉難有く、多謝し奉り候。

此の書桂小五郎より參り候。市川茂太郎持參せられ候。一面誠に此の書賞する所の人物の如くに候。老兄も御一面下され度く則ち此の書相廻し候。僕愈〻明日登獄に決し申し候。昨夕圖らず桂・岡部・杉藏來會、近來の一快、老兄なきを以て恨と爲すのみ。

佐世八十郎樣　要事　　松陰

四一九　桂小五郎宛　十二月二十五日　松陰在萩松本 桂在萩　午前二三時頃

昨夜老兄去後餘興未だ盡きず、二生去りし時月已に三竿(三)、雪深く屐を沒す。市川生快活男兒、併し此の人も吾が輩の流儀、今一層沈着にしかずと存じ候。文字中々妙、熟讀評を加ふべくと存じ候。折から仙吉居合せ談じ候。且つ佐世・杉藏二子を尋ね然るべくと申し候。

二十五日　寅二

昨夕若しや岡部を御見誤りどもには之れなくや、去後風と存じ付き候。

五郎老兄

四二〇　某宛　十二月二十六日以前　松陰在萩松本

（死罪より軽く遠島より重き罰なり。）野山屋敷の事御承知成され候や。侍の罰は切腹の次は遠島に御座候。島において趣之れあり致方之れなきものを野山屋敷へ入れられ候。井上喜左衛門（一）の如き是れなり。且つ内移り（二）借牢のものは何故か存ぜず候へども、大赦の御詮議にもかかり申さざる故先づ永牢の姿なり。（五十餘年在獄）大深虎之允の如き是れなり。左候へば罪名何とも附かざるものを容易に入れ候所とは覺え申さず候。御聞込（三）と申す事は士の道取失ひ候罪之れあり、其の名を明白に書き載せ候事恥等を與ふる故、格別の御慈悲筋を以て御聞込と仰せ出さるるなり。周布抔が脱走こそ御聞込と仰せ出さるべきなり。

（一）井上は萩海上の大島に流罪に處せられしも脱島して野山獄に投ぜらる
（二）藩の公式命令に依らず、内命により強制的に自ら借牢を願ひ出でしむる形式によるもの
（三）第十一卷關係公文書類十二月五日附藩よりの指令書參照

四二一　父杉百合之助宛　十二月二十七日　松陰在野山獄 父在萩松本

昨夜の御病狀如何在らせられ候や。別筵(べつえん)餘り愉快に過ぎ、跡にて御勞れは出で申さずやと案じ奉り候。出立後途中にて音三郎(四)・榮太郎(五)母も、船津にて出庄の馬甫仙(六)母、橋脇の彌二(七)、土原(つちはら)にて岡部(八)・杉藏、唐樋(からひ)にて佐世父子皆々一面仕り候。扨て又橋上(九)新道等より遠近眺望、誠に四五年來の大觀に御座候。句あり云はく、「江山世人の面に似ず、舊に仍りて婉然(えんぜん)我れに向つて媚ぶ」。この世人は道を行く人にて、前書數人には御座なく候。獄中蒲團二枚重ね、毛せん、小蒲とん、よぎにて酒氣未だ解けざる內明(うち)け申し候。起き候へば已に雀語、近夜相繼ぎ夜深かしの眠を補ひ、勿論甚だ暖かに御座候。今朝より少々就業(一〇)申すべくと存じ奉り候。何も御安心成し遣はされ、御病氣御保重專ら祈り奉り候。

臘月二十七日　　頑兒寅二拜白

大人　膝下

（四）松下村塾生〔關傳〕
（五）吉田榮太郎
（六）馬島甫仙〔關傳〕
（七）品川彌二郎
（八）岡部富太郎・入江杉藏
（九）松本川の橋
（一〇）讀書作文の課業をな
ま。

四二二　桂小五郎宛　十二月二十八日　松陰在野山獄　桂在萩

先夜は心事未だ盡さず、殘念に存じ奉り候。文稿錄上仕り候。小生門人八人(一)の內憐むべきものは有吉熊次郎。その叔父は白根多助と云ひ、原と雲州家來(二)にて俗論者故頻りにいぢめる樣子。白根は御所帶御帳方たり、隨分俗吏才子の樣子、來島など品題あるべし。福原又四郎兄三藏の俗論は老兄の說破に若かず候。榮太郎兩叔皆俗物肖徒なり、亦いぢめる樣子。六日組預けに會ひしより隔墻なれど、小生囚室へ一夜も來る事能はざる位。小生是非一面致し度き故、下獄の前夜佐世・杉藏と密かに襲ひ候所、果して困迫の體にて、此の節は俗吏になる積りにて算を學ぶなど憐むべき事に御座候。其の他五人は先づ格別も之れなく候。有吉は叔父迚も以後松下塾へは遣はし申す間布きに付き、小田村取計ひを以て館生(三)にする筈に御座候。榮太郎事僕心ありて態と江戶より呼びかへし候所、此くの如きの次第に相成り候て、遂に俗吏になり候ては僕甚だ遺憾あり。然れども一旦は俗吏にならねば兩叔必ず折合ひ申す間布く、右に付き來島へ御賴み來る早春に上乘にて一旦上坂させ候樣御取計ひ出來申す間布くや。此の事は佐世

(一) 松陰投獄の罪名を政府に詰問し、却つて暴徒と目されて禁錮を命ぜられし連中佐世・福原・岡部・作間・有吉・吉田・入江・品川の八人なり
(二) 家老毛利出雲
(三) 明倫館

へも杉藏へも具さに申し置き候ゆゑ、兩人決して申すべく候へども何分御賴み仕り候。

此の度學校舊制に復し大身衆の家來入學差免され候。右に付き隱岐殿(四)家來生田良佐と此の間の市川(五)生など然るべき人物ならんと小田村へ談じ候所、至極同意に之れあり候。市川生の事老兄如何思召し候や。其の他御三末・岩國・御一門其の外家來の人物御求め入學相成り候樣御周旋願ひ奉り候。小生の策は有用の人を城下へ集め候事第一と存じ候へども、妄りも致し苦敷く候所、幸ひ學中の制一變、妙と存じ奉り候。此の事御賴み仕り候なり。

念八　松陰生拜

五郎桂兄　足下

(四) 毛利一門にして家老

(五) 市川茂太郎、玄伯の子

四二三　入江杉藏・小田村伊之助宛　十二月二十九日　松陰在野山獄 入江・小田村在萩

大原策を以て御參府を止め、御參府を止めて勤王をするが大眼目なり。大策成就するまでは恥を隱し恥を忍ぶ積りなり。京師の趣浩嘆とは申しながら、此の事の成るまでに

是れ等の敗は幾度かあるべし、何の頓着かあらん。傳(一)・和の周旋何も／＼感心／＼。惣(二)四一笑すべし、追つて血祭りにすべし。來る御參府までには大分日數もあればゆるゆる計るべし。尤も政府帆風を食ひ御早登りをするも知れ申さず候。事、果して爰に至らば志士亡命の時至れり、得(とく)と御思惟肝要に存じ候。

念九日　松陰生

子遠　足下

昨日は福川(三)まで御出で下され候由難有く存じ奉り候。京師の事も氣の毒の至り、併しながら此の機をぬかし候はば策も之れあるべく存じ奉り候。暴徒(四)の禁當分はゆるめ申す間敷く、是れ誠に困り申し候。さりながら別に隨分案も御座候。唯だ願はくは老臺と清太(五)當分鋒芒(ほうぼう)を御收め成されずては相捌けず候。此の事申上げ度く是くの如くに御座候。前書は御一見杉藏へ御廻し賴み奉り候事。

同日　寅白す

小田村先生　足下

(一) 伊藤傳之助・野村和作の二人上京して大原西下策に活躍せしも、田原荘四郎の裏切によつて事洩れ、追下しに逢つて歸萩す。傳之助は揚屋入り、和作は嚴囚を命ぜらる

(二) 田原荘四郎

(三) 福川犀之助、野山獄司獄〔關傳〕

(四) 家囚禁錮を命ぜられし八人の門下生

(五) 久保清太郎

（以下封裏書）

極密策　佐世か杉藏方にて御開披賴み奉り候。

極密　杉藏開讀苦しからず候。

小田村先生　座右　　　　松陰生

此の書無用に相成り候。

四二四　入江杉藏宛　十二月二十九日　松陰在野山獄 入江在萩

和作歸り候由、成敗は兎もあれ苦心感心の事ども、一挫折何ぞ言ふに足らん。來る御發駕迄には緩々（ゆる／＼）謀らば奇計あるべし。尤も政府只今の混雜に乘じ仙吉(六)・德民を亡命にて上せ、急に大原卿を連れ下り候はば手短き大奇計と覺え候。仙吉は如何。金さへ出來るならば德民は僕諭すべし。如何如何。德民昨夕方獄まで一寸來れり。其の後松下に居るか、山縣に居るか、知り申さざる故呼びに遣り度く候へども致方之れなく候。

念九

〔六〕 岡仙吉・增野德民

和作へ別書なし、然るべく本文の趣御談じ下さるべく候。

（外封）
杉藏殿　急ぎ　　松陰

四二五　某　苑　冬（カ）　松陰在萩松本

覺書*

第一書、周布政之助御旅中迄(一)罷り登り候節、政之助より御加判中一統正議確定の段傳言仕り候故、其の趣飛脚便を以て梁川星巖に報知仕り候。是れ俗文手紙にて捺之れなく候。

第二書、對策・愚論・續愚論(二)、中谷正亮上京の節相託し候事。尤も此の度の手紙は正亮同志のものと申す事添書仕り候計りに御座候。對策・愚論は周布政之助を以て彈正殿に差出し之れあり候。

第三書、時山直八歸京の節（急務六項差上せ候節）星巖よりの返書前田孫右衞門に貸し之れあり候。

* 本書は松陰と梁川星巖との關係を尋ねられし際の覺書ならん

（一）五月中旬萩發、勅諭に關する幕府の諮問に對する國相府の意見を携行して歸國途上の藩主に尾州に會して六月九日歸萩す

（二）何れも第五卷戊午幽室文稿參照

其の外は壹貳通も添書等仕り候儀も之れあり候へども、慥かに覺え申さず候。

四二六　益田彈正宛　安政五年(カ)　松陰在萩松本 益田在萩

一、家來中召出し大會議の條件。

一、人るを量りて出づるを爲すの書立を以て所帶方積立の事。

一、人々物前覺悟調べの事。

所帶　器械　武藝

一、減少の廉々調べの事。

一、衣服定めの事。

上下法度、稽古着着用勝手次第。

一、俗禮省略廉々の事。

四二七　土屋蕭海宛　安政五年以前　松陰在萩松本 土屋在萩　(貞潔一)

佐久間象山著はす所の礮卦一本、僕用ふる所あり、急に之れを得んと欲す。願はくは足下之れが爲めに周旋せば幸甚。

又云はく、足下筆工に託して寫繕せしめば甚だ妙。若し工なくば、則ち原本を得るも亦可なり。要するに今晩明早を以て之れを得んと欲す。足下を煩はすこと最も甚しと雖も、僕之れを需むること甚だ急に甚だ切なり。足下幸に垂察せよ。

上巳(一)の明　　寅二具す

椎谷蕭海(二)學兄

（一）三月三日

（二）土屋を戲れにもぢりたるなり

四二八　松岡良哉(三)宛　安政五年以前　松陰在萩松本　松岡在萩

阿兄事一昨日月代(さかやき)致し候所、昨夜より又々發熱いたし氣遣ひ申し候間、何卒今日御來診下され候樣待ち奉り候。御藥も其の加減成し下さるべく候。御賴み仕り候。已上。

二月二十五日　　松陰生

松岡先生　几下

（三）名は經平、醫を業にして萩に開業し、晩年濟院となる〔關傳〕

四二九　父杉百合之助宛　正月三日　松陰在野山獄 父在萩松本

新年三日、家信未だ得ず、伏して惟ふに、兩大人、子姪僮僕、迎陽萬福ならん。頑兒獄居康彊、馬齢一を添ふ、願はくは慈念を放たれんことを。獄法變革し、舊に比して益〻簡なり。政府又恩命あり、司獄深く其の意を體して懇ろに胥奴を戒む。是を以て獄居と家居と大異なきなり。獄中舊同囚四名、又一二の吟詩友あり、亦閑中の一樂なり。除新(一)の詩歌數章、別紙に錄し上る。一笑、幸はくは椒酒を進められんことを。伏して祈る。三日。

頑兒寅白す

家大人　膝下

昨夜福(川)司獄至りて謂へらく、「道太(二)に邂逅す」。道太寅の爲めに泣下ると云ふ。司獄深く其の意に感ず。因つて謂へらく、「先日小田村の來られ候事もあり、道太に謀

（一）除夜と新年の詩歌、第六卷己未文稿「詩廿日」に收め參照

（二）中村道太郎

り親類相對の道を開かんと思ふ」と云へり。行はるれば更に妙と存じ奉り候。此の事大兄にも申上げ、妙說あらば御工夫願ひ奉り候。先日も申上げ候小田村に參り居り候市川茂一郞(一)の文、便次第歸し候樣願ひ奉り候事。

寅又白す

玉叔(二)・小田村兄に書を呈せず、除新の詩歌御示し成し下され度く希ひ奉り候。

四三〇　岡部富太郞宛　正月三日　松陰在野山獄 岡部在萩

大晦日に御幽囚(三)免され候由、大賀大賀。御樣子今日始めて承り候。尤も斷罪の文未だ見ず、早々御示し待ち入り候なり。

四三一　小田村伊之助と往復　本文小田村 行間松陰　正月四日　小田村在萩 松陰在野山獄

益々御壯剛ならん。歲首の賀詞は話下に在らず。扨て過ぐる二十七日夜、圓活(四)を訪ひしに、兄、囚に就き、頗る安心の色あり。且つ曰く、「昨日、傳之助・和作歸る。二

(一) 茂太郎の誤りか
(二) 叔父玉木文之進
(三) 松陰投獄の罪名を政府に詰問して家囚中なり
(四) 行相府手元役內藤萬里助の綽名

員京に在りて陰かに大原公に請ふの策を行ふ、事洩れ、昨日亦二員を囚す云々」と。僕殊の外駭き候て知らざる者の如くし、而して圓活を探り候所、圓曰く、「此の事已に頗に起る所なり、皆松陰の暴擧に出づ。且つ松陰大原を信ずること蓍龜の如し。然れども大原は本と一無聊の公卿に過ぎざるのみ。紳笏の族は皆之れを度外に置く。大（白井小助も亦之れを謂ふ、富永の世間善く一種臆病の見あり、言ふに足らざるなり。）原の輿に謀るべからざるは、京師歴然の卿より陰かに報ず。而して二員は松陰の意を奉じて殆ど將に事を生ぜんとす、粗暴も甚し」と。僕、濾に堪へず、乃ち曰く、「松陰の志は吾れ將に之れを奉ぜんとす、而して他日大原に請ふの策は吾れ實に後事に任ず。而して大原果して至らば如何」。圓曰く、「之れを阻むの理なし、當に至らざるべし」。僕曰く、「然らば則ち意ふに松下塾を大原卿に惡するものあらん。僕請ふ之れを究詰せん」と。圓、色頗る難しむ。僕復た之れを責めず。翌早、傳之介を訊ぬれば則ち擁護牢固にして下卒數輩座に在り。僕、籬を隔てて傳之介を呼ぶ。傳之介出づ。因つて敗端の略を問ふ。傳之介熱心尤も確し。曰く、「事ここに至るは固より當然なり、小人死も且つ辭せず」と。僕、其の氣節に服し慰諭して去り、歸途野山に至る。蓋し事

由を報ぜんと欲せしなり。而るに僕未だ野山の事態を諳ぜず、容謁の策極めて迂拙にして守者の辭する所となり、怏々去つて家に歸る、已に夜なり。會々德民、杉藏の書を持ちて至る。書途に獄中に致す。事ここに至る、貴策如何。尊報是れ待つ。（尺牘に具す。）晦日、暴徒(一)を釋すの命あり、而して杉藏以下下卒は未だ之れを釋さず。去臘、水藩（好機會に）より削三之允・三好貫太郎至る、會津家來と僞り、實は老侯の密旨を齎し來り候由。御大臣か又は然るべき御役人方へ面對仕るべしと申す。定めて合從論と察せられ候。政府殊の外持て餘し候由。他國の人へは僞勤王は申され間敷きなり。平日の圓活今日に至り尾が出て誠に愉快なり。夫れは兎も角も何卒他國人へ對し信を失はず、君上の御顏の汚れる樣の事さへ申さずばと計り掛念せられ候。然るべき御役人は相對出來兼ねると相見え、今朝山縣與一兵衞（亦一圓活人のみ。前田・宍戸に如く者なし。）を暫時政府の換玉と致し、然るべき役人に視へ相對仕るべき由に圓活一決仕り候。僕曰く、櫻井純藏(二)も廣瀨謙吉(三)も他國人にて、右の兩人へは政府皆相會し、獨り水府の藩中へ相對致し申さざるは誠に訝敷きなり。定めて勤王の手詰を恐るる心底に之れあるべし。國事ここに至る、長大息、長大息。

(一) 松陰の罪名を糺問して家囚を命ぜられし門下八人をさす。晦日に釋されしは士分の者卽ち佐世・作間・福原・岡部・有吉の五人なり

(二) 信州上田藩士、安政四年七月上旬九州よりの歸途萩に立寄る

(三) 豐後の詩人儒者廣瀨旭莊、名は謙、通稱謙吉

正月四日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　無名氏

野山亭主人君　几下

市川の（箸字仕り候。）文返上、御受取り下さるべく候事。

四三二＊　小田村伊之助宛　正月六日　松陰在野山獄　小田村在萩松本

杉蔵と御評議の上、仙吉なりとも獄まで一寸御遣はし下され候はば委細私心申すべく候。徳民事獄中の樣子好く存じ候。御申合せ頼み奉り候。

六日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　寅白す

觀月大人　座右

四三三　小田村伊之助と往復　本文松陰　裏書小田村　正月六日　松陰在野山獄　小田村在萩松本

弓削（四）・三好（五）へ御面會成され候や、ちと御力を御添へ成され度く存じ奉り候。人物如何。胸中確乎に御座候はば、吾が黨の心事打明け候も苦しからずと存じ奉り候。

＊本書は第六巻六六頁の「士毅に與ふ」の後に書して贈りたるもの

（四）[illegible]

大原策は私心始めの如し。之れが行ひ難き次第之れあり候はば御知らせ下さるべく候。又々案をかへ申すべく候なり。昨夜認め置き候尺牘附上仕り候。

六日　松陰生

観月大人　座右

（裏書小田村筆）

高　恕

表命壯諦、三好・弓削未だ面せず。折角政府と議を合せ國體を失はざる様仕り度く、過ぐる六日夜中兼重(一)へ行き談合に及び候處、既に逐家に一決仕り候由。淡水(二)より承り候へば俗論者逐ひ候由、絶えて彼れより志し候筋は受付け申さず、空敷く志を齎し歸り候。誠に切齒に堪へず。併し初めより淡水中へ立ち周旋仕り候處、箇樣に相成り候を坐視するは如何。政府近日殊の外俗議を持し、毛頭吾が輩の言を取らず、水府生を處し候事子遠(三)一策あり。僕未だ成否を審かにせず。貴意如何。

(一) 行相府祐筆兼重讓藏
(二) 赤川直次郎〔闇傳〕
(三) 入江杉藏

四三四　中谷正亮宛

正月六日　松陰在野山獄　中谷在江戸

毎々御懇書下され候へども是れよりは大いに御無沙汰のみ打過ぎ本意に背き候。實は心緒雲の如く中々書中に盡し難き故ついは失禮仕り候。私儀も舊臘念六日投獄に相成り候。此の次第中々一朝一夕の事に之れなく、杉藏より松洞まで巖囚紀事の稿を送り候故大意は相分りも致すべきか。貴兄・玄瑞京都追立てられ候次第も周布の奸謀たる事御察し成さるべく候。二君大原御謁見の後杉藏其の外追々參殿、小生も度々呈書仕り、七生滅賊の四大字も賜はり候事之れあり候所、政府特の外此の儀を忌み嫌ひ候事ども是れあり、度々政府と大論に及び候ゆゑ遂に是に至り候事と覺え申し候。何分御歸國か、又は同志の士參府の事ども之れなくては心事盡し申さず、縮まる所小生獄に坐しても首を刎ねられても天地に愧ぢ申さねば夫れにて宜敷く候。處置の過不及はすの長短、いかんせん。時に御地御論、當節閉塞の趣に相聞き候所、此の地にては來る三月頃迄を死生存亡の界と皆々目途を立て居り候。地氣の異同もあらんか、三月迄に事成らず候時は一先づ一年程閉塞の積りに御座候。何も／＼書意を盡さず、殘念殘念。

正月六日　　松陰生

安政六年

中谷正亮老兄　足下

口羽善九郎の死や誠に以て惜しむべし。
富永生(一)大失節、同志中殘らず絶交。嘆ずべし、嘆ずべし。
小田村中々妙、佐世・久保・杉藏・榮太賴むべし。
岡部富太郎亦妙、杉藏の舊知仙吉妙、傳之助妙、杉藏の弟の和作少年中の傑出、彌(二)二愛すべし。赤川淡水・松島瑞益は僞君子の極、惡むべし。

(一) 富永有隣、松陰を裏切り松下村塾を脱走す
(二) 品川彌二郎

四三五　飯田正伯宛　正月六日以後　松陰在野山獄 飯田在江戸

正月六日芳翰至る。愈々御盛んの御樣子、小生は舊臘二十六日野山獄再入、是れまで爲す所の是非は自らも知らず候へども、是れまでに力を盡し候段御一笑下さるべく候。近來書翰差上げず候故は、どうも入り組み候事殊に極密の儀は同志中にても其の事に携らぬ人々へは談ぜざる樣堅約致し候事にて已むを得ず候。杉藏より松洞へ送り候嚴囚紀事にて一通りは相分るべく候へども、細密の事は書に盡し申さず候。只々小生心

(三) 病氣の意。

(四) 飯田は本藩醫生なり〔關傳〕

事御波取り下され候はば難有く存じ奉り候。玄瑞氣分(三)相甚だ以て驚き入り申し候。僕亦曾て小瘡内攻し腹水となり、大いに苦しみ候事之れあり、甚だ氣遣ひ申し候。幸ひ老(四)兄居らせられ候事に付き先づは安心仕り候。萬端御世話多謝し奉り候。此の書達し候邊りには玄瑞出足致すべくやも計り難きに付き別書送らず候。若し未だに候はば宜敷く御賴み仕り候。中谷・尾寺等よりも書來り候へども、僕言ふべきものなし。是を以て書を呈せず候間、然るべく御傳へ願ひ奉り候。此の餘の事は言はずとも人が傳へ候故、毀譽と正實とは御洞察下さるべく候事。

飯田老兄　足下　　　　松陰

尾寺より近衞・萬里小路の事御報知之れあり、忝く存じ奉り候段御傳へ下さるべく候。

(外封) 飯田正伯様　座右　　　　野山囚奴

四三六　岡部富太郎等宛

正月七日　（松陰在野山獄　岡部等在萩）

水府より申包胥(一)來り候由、小田村より申し來り候。是れ誠に大機會なり。此の機を取失ひ候樣にては、大原策行はれ候ても墓々敷くは參り申さず候。同志中如何なる處にて盡力成され候や。大原策の決議も承り度く候。半井(なからゐ)春軒も歸着の由。江戸の議論は中谷も高杉も爰許(ここもと)とは大いに違ひ之れあり候。春軒と一議論成さるべく候。右の件々申上げ度く此くの如くに御座候。相成り候はば近々御來獄下さるべく候。孫助(二)か高橋(三)藤之進とでも御計りに候へば事相叶ひ申し候なり。

七日

德民・榮太見るとも苦しからず。

矢野長九郎
岡部富太郎　樣
關　鐵之助　急要

(一) 春秋、楚の大夫。秦に使して援けを求む。第六卷九二頁參照。ここは矢野・關の二密使に譬ふ。
(二) 獄卒
(三) 司獄福川犀之助の弟

四三七　小田村伊之助と往復　本文小田村 文首行間松陰　正月九日　松陰在野山獄 小田村在萩

(四)三奸在京にては鳴程手出し六ケ敷く之れあるべし。尤も周・井は東下は仕らずや。

(四) 周布政之助・井上與四郎・北條瀨兵衞

北條のみに候はば亦手も出で申すべきかとも存じ奉り候。尤も奸物巧みに廻り、大原へ、人の間諜を入れ置き候へば、最早致方絶え果て申し候。(以上松陰)

京都潛行大原を作ひ歸り候貴案合議仕り候處、是れは炎火に投じ候迄にて熱中の志輩の卿へ未だ通ぜず候内早く執捕を受け申すべくや。京師近日細索尤も緊し。先に井上(五)與四郎、繼いで周布、後に北條、皆細索を主とし、志士の擧事に途を塞ぎ候爲めに參り、多分は事成り申す間敷く候。始計を詳審に仕らず候て輕擧仕り候はば、徒らに禍敗を媒する斗り(ばかり)なり。尤も志士事を爲す、吉凶禍福は預め計る所に非ずとも、看々(みすみす)炎(此の論固より然り。)火に投じ候樣の策は然るべからずや。此の事子遠にも謀り、彼れも粗ぼ其の意を領し(子遠へ一策濃りに申し書はし置き候、亦投炎の類か。)申し候。貴案如何。

正月初九日

四三八　佐世八十郎・岡部富太郎・入江杉藏宛　正月十日　松陰在野山獄 生在萩

(五) 井上は十二月十五日、周布は同二十七日、北條は一月四日萩を發す

[illegible]

京師が北條計りなれば大分致し易し。其の策は亡命して上り夜深（よふけ）を以て大原へ行き密事を說き、大原へ病と稱させ吾が藩人を拒絕させ置き、其の人は近在然るべき宿へ避け、夜に大原へ赴き議論を盡す時は迚も奸人の手にはかかり申す間敷くとも考へられ候。此の說如何。

子遠兄　足下

留駕の策は上書が順なり。兩相・侍御史（じぎょし）・番頭（ばんがしら）等へは懇切に論ずる手段ありたし。最後の下策は要する(一)にも至るべく候へども、夫れも實に面白からず。僕昔年より思ふ一策あり。御寺參り等の節御寺へ參り居り、君前へ突出、一封を捧げる策はなきものか。併し是れも前の子遠に與ふる策も漫論して見るのぢや。書に認めると取りきはまりたる樣見え候へども、全く左（さ）に非ず、一座の談と御漫聽下さるべく候。良藏(二)の人を強ふると云ふは恐らくは此の處なれど、全く強ふるにては之れなく候。

八十兄

富太兄

(一) 藩主の駕を要し駐むること

(二) 來原良藏

眞に何事も奇策なくば、昔々目を引きつぶし刻苦讀書などの人物を拵へたつるより外手段之れなく候。併し小生初め八人共の他の同志いづれも盛んとは申しながら、此の儘にて三五年もゆくと節の撓まぬといふ受合は立ち難く候と申さば不平の人もあるべけれども、人は父母の存沒妻子の有無等にて時々變革あるなり。確節の修行怠るべからず。もし同志中に節の移り候人あらば同志中一統の大恥なり。之れを言へば傷心に堪へ申さず候。

三兄　足下

投獄紀事は如何相成り候や。

（外封）佐世・岡部・子遠へ行く書　　松陰

四三九　兄杉梅太郎宛　　正月七日　十一日　松陰在野山獄　兄在萩松本

當度は獄に下り候ても殊の外繁用にて、諸妹等へ書狀も得だし申さず候。兒玉（二）よりはさたう・味かんなど送りくれ候へども、禮も申し遣はさず候。御次手に此の文御しめ

（二）妹千代、児玉家に嫁す。ここは千代をさす。

し賴み奉り候。且つ新年の歌にても御讀みきかせ是れ亦願ひ奉り候。

人日の夜書す　寅二

一、櫛一枚

一、苧(を)元結(もとゆひ)壹つ

一、梅干

右は入用の品

人日已來絶えて一信なし。尤も岡部・佐世・杉藏より時々書來り候へども、內の樣子相分り申さず。大人・叔父の御病氣は如何。（杉藏より申し來る。）小田村足へ出來もの出來候よし、是れ亦如何。塾中如何。德民今に居住に候や。作間（忠三郎）・馬島（甫仙）來り候や。久保如何。是れも一書來らず候。定めて衰茶(すゐさつ)なるべし。水府の申包胥放逐の由千恨萬憾。周布・井上今に在京に候や。吾が輩の事、事々皆蹶(つまづ)く。天の將に大任を降さんとする云々か。(一)投獄紀事は御一見成され候や。此の度送り候擬明史の抄、(二)急に御一見同志へ御廻し賴み奉り候。書後(三)は兼ての持論、深く御評論賴み奉り候。安富（惣輔）生近局へ來り候。殊

（一）孟子告子下篇第十五章に出づ。第三卷三六四頁參照
（二）舊全集第九卷「擬明史列傳抄」參照
（三）「擬明史列傳抄の後に書す」の文をさす。第六卷七二頁參照

の外勉强。獄脊孫助甚だ妙、善く寅の爲めに周旋仕り候なり。匆々不一。

正月十一日

人日のうたとて

いましめの人屋(ひとや)は今日も人ぞこぬなほ人の日と人やいふらん

劉賓客の嘉話錄に云ふ。鄭公嘗て正月七日を以て太宗に謁見す。太宗曰く、卿の今日至る、人日と謂ふべしと。

樹々亭様(四)　清室

四四〇　某　宛　正月十一日　松陰在野山獄

今日は亡友重輔(五)が命日なり。僕生を獄舍に偸み、亡友に九泉に恥づるなり。

最早國家の一大變と申すものに付き、清末・岩國(六)に走るも苦しからず、恐れながら君公へ輿訴も苦しからず。國相府の定算何如。御參府論も夫れなりにして置く積りか。國相府尙ほ命脈あらば、君公へ申上げ樣も之れあるべき事。前田諸人も役目を捨てて

（四）元杉家の舊山宅の名

（五）金子重之助、安政二年岩倉獄に病死す

（六）[illegible]

（七）國相府[illegible]

論ずる事は迚も出來まじ、併し淺智な事。今日極論役目を替ふる事相成り候へば、行府の奸吏傾覆の後は立派な事なるが、夫れが出來ぬとは扨も／＼。澤山な御家來の事、吾が輩のみが忠臣に之れなく候。吾が輩皆に先驅て死んで見せたら觀感して起るものもあらん。夫れがなき程では何方時を待ちたりとて時はこぬなり。且つ今の逆焔は誰れが是れを激したるぞ、吾が輩に非ずや。吾が輩なければ此の逆焔千年立つてもなし。吾が輩あれば此の逆焔はいつでもある。忠義と申すものは鬼の留守の間に茶にして呑むやうなものではなし。吾が輩屏息すれば逆焔も屏息せようが、吾が輩再び勃興すれば逆焔も再び勃興する、幾度も同樣なり。其の內には御參府も相成り、假令天下無事にて御歸國が出來候とも、吾が輩逆焔と相抗するは矢張り前の通りなり。其の內に大朝の御論もどうとか片付くか寐込むか、なんにしても勤王の間に合ひ申さず候。桂は僕無二の同志友なれど先夜此の談に及ぶこと能はず、今以て殘念に覺え候。江戶居の諸友久坂・中谷・高杉なども皆僕と所見違ふなり。其の分れる所は僕は忠義をする積り、諸友は功業をなす積り。さりながら人々各〻長ずる所あり、諸友を不可とする

には非ず。尤も功業をなす積りの人は天下皆是れ。忠義をなす積りは唯だ吾が同志數人のみ。吾れ等功業に足らずして忠義に餘りあり。幾回も罪名論行詰めざる事、僕一生の過なり。（後文闕）

四四一　兄杉梅太郎宛　正月十二日　松陰在野山獄 兄在萩松本

此の孫助（一）と申すもの能々周旋して呉れ候奇男子に御座候。てん藏（二）にては之れなく候へば、酒なりと餅なりと御食はせ成さるべく候。小田村への書昨日の長答に御座候。別に用事は御座なく候。

十二日　寅二郎

重輔命日は今日に候や、昨日に候や、忘れ申し候。
（三）三人の罪未だ免されず候や。
小田村の疔、指たる事は之れなくや。
（四）德民在塾に候や。

（一）獄卒
（二）方言にして、こんくらとよむ、牢獄の意
（三）[illegible]家囚中、松下村塾出身の[illegible]八人の中三人、即ち入江杉蔵・吉田[illegible]・品川[illegible]
（四）[illegible]

杉様　要用　吉田

四四二　兄杉梅太郎宛　正月十三日　（松陰在野山獄　兄在萩松本）

山陽政記は八に止まり申し候。徂徠集は村田喜左衛門本に御座候、御留め置き成され候ても宜敷く存じ奉り候。攝西六家詩鈔(一)は久坂の本に御座候。一見仕り度きに付き御送り頼み奉り候。栗山文集(二)返却未だに候はば是れ亦一讀仕り度く候。

獄中往復の儀は何も仔細之れなき事に存じ奉り候。禍を畏れ候ものは彼れより往復をせざるにしかず、義士に候はば是れにて罪を得候迚、頓着之れある間布く候。今日は罪人多き程一には長門武士の腹も見え候、一には逆賊早く斃るるの媒とも相成り候。頑弟と杉藏丈けは是非首を斬らるるが宜しく候。二人も義士を斬り候へば、逆賊の逆賊たる所以著はれ候。刺客も出で候様相成るべく候。何分只今の様にては士風いけ申さず候。罪名論を行詰め切腹せざること小弟一生の過、今更悔いても詮なし。此の上は是非杉藏に一命を棄てさせたし。杉藏死して吳れさへすれば、吾が輩生き殘りても

(一) 豐後の詩人儒者廣瀬旭荘の著「攝西六家詩評」のこと
(二) 柴野栗山の文集

必ず一事はなすなり。中々九原の下にて杉藏に面目なきことには仕らず候。楊椒山集(三)り候に付き、塾中にて岡部・作間其の外と御會讀賴み奉り候。小弟見る所間違に候はば椒山忠臣に非ざるに付き、楊繼盛忠臣に非ざる論一篇賴み奉り候。

帙に書き附け候一文も御覽成さるべく候。

獄中の往復を江戸方より物聞きする樣必ず之れなき談に御座候。若し毛髮程も其の模樣あらば獄中には立所に知れる事なり。此の一事を以ても政府の逆焔など云ふは皆々風聲鶴唳の談たるを知るべし。松下塾に目を注ける抔の談も僕信ぜず候。野山の往復を支へられ村塾に目を注けらるる樣ならば松陰も大分愉快に候へども、中々政府の事體左樣には之れなく候。義卿は十分屈して(五)暴徒も懲りたと思ふべし。義卿が屈せず、暴徒が懲りぬ所を見せねば濟まぬなり。今是れなりで懲りる樣なら最初から手出をせぬがよし。勤王のきの字を吐きし初めより、小弟素より一死をはめての事なり。而るに小挫折して恐れては政府の諸公と何の庭徑あるか。此の度の臆病論佐翁(六)より出て小田村已下諸同志皆々雷同の事と覺え候。何分極論せねばいかん。京師の風說も姦吏恐

(三) 楊繼盛、椒山と號す。明の世宗の時兵部員外郎たり。奸臣嚴嵩の十罪を彈劾して獄に下され遂に棄市せらる。穆宗の時忠愍と諡せらる。第六卷八〇頁參照。
(四) 毛利藩行刑所
(五) 一四、八八
(六) 佐世八十郎(一誠)

嚇の手段かも知れず。假令京師の御論落着にても弟等は一向頓着仕らず。コンシュル申立(まうしたて)不可なる事は　勅諚(一)未だ降らざる已前より吾れ已に論じ、御参府論も夫れより内、玄瑞「彈正相公に上る書」(二)已に論じ候。今さら京師の風聞を聞きてびく〳〵すること絶えてなし。諸同志に得(とく)と御申し諭し頼み奉り候。大學を講じても神州の滅亡を知らぬ明徳(三)を明かにし至善に止まるがあるものか。陸秀夫(四)を迂濶と申す人あれど、秀夫の迂恐らくは爰に至らずと存じ奉り候。

十三日謹書　　寅次

楊椒山が狗死(いぬじに)でなき譯、行狀碑銘等に相見え候。椒山が狗死でなきこと分り候へば同志の人なり。

家大兄　座下

楊椒山(集)杉藏にも御見せ頼み奉り候。〇巖囚紀事取返しの手段は之れなくや。

四四三* 小田村伊之助宛　正月十三日　松陰在野山獄 小田村在萩

(一) 安政五年三月二十日、堀田老中を召して下し給へる勅諚
(二) 舊全集第九卷「關係詩文」中に出づ。安政五年正月十三日の作なり
(三) 大學の首章に「大學の道は明德を明かにするに在り、民を親にするに在り、至善に止まるに在り云々」と出づ
(四) 宋末の丞相。厓山に破るるや王を負うて海に赴いて死す。第六卷二〇二頁參照
* 本書は第六卷七八頁「士殺に復す」と同一紙に併書しあり

一難事と申すは何も御掛念の事には之れなく候。實に內密に一面の積りに御座候處、司獄(五)へ早く知れ候に付き致方之れなく、因つて僕より司獄へ賴み遣はし候所、司獄も大きに痛心いたし候。予聞かぬ體にて孫助(六)に拒絕せよと申したる譯に御座候。右に付き當分來獄宜しからずと存じ候なり。全く他へ關係の難事には之れなく候。

（五）　福川犀
助

（六）　野山獄
本

四四四　叔父玉木文之進宛　　正月十三日　松陰在野山獄　玉木在萩松本

新年芽出度く存じ奉り候。獄中兎角簡略を尙び候故歲暮年始云々も申上げず、曠禮（くわうれい）の罪多謝し奉り候。承り候へば少々御不快に在らせられ候由、兩醫の說淺深の異同なにか懸念し奉り候。獄中は多閑の地に候處、讀書に取りかかり候へば却つて多忙に苦しみ申し候。先日擬明史列傳淸人汪鈍翁の著一讀仕り候。明人などの激烈豪壯、實に至慕に堪へ申さず、中々近時因循の習とは霄壤（せうじやう）にて、大和武士も古ならばかくはある間布きものをと嘆慨の餘、「古き書讀（ふみ）めば種々（くさぐさ）思ふなりかからん時に吾れ生れば や」と讀み侍る。幕府は羣夷を懼（おそ）れてミニュストルを江府に置く事さへ辭し得ず、諸藩は幕

府を畏れ　勅に違ふの非を諫むること能はず、諸士中は政府の處置を懼れ一官を擲ち一命を拔んで諫爭するものなし。實に／＼行末いかが成行き候や、足利の恭獻(一)も再生すべし。豐國(二)は思ひも寄らず、時宗(三)だに其の人なし。遂に合衆國の支配を受くるより外致方御座なく候。頃ろ綱鑑(四)の唐紀を見候處、高宗武氏を立てて皇后とし、褚遂良・韓瑗、諫を以て罪せられしより二十年、一人の諫者なし。徐敬業義兵を起し事ならずして死せしより稍々に諫者も出で、又琅琊王・越王等の兵を擧げて武氏を滅せんとせし事も之れあり候。然れば一たび血を見申さざる內は所詮忠義の人も著はれ申さぬかと存じ奉り候。併しながら唐代は如何にも節義振ひ申さざる故、諸呂(五)より重罪なるも諸武の罪を終に明白に糺し得申さず、引續き韋氏の亂に及び候事に相見え候。漢代諸呂の誅は中々感心に存じ奉り候。扨て又明代の事何も感心と申す內、英宗の時の宦官王振を誅し得ざるは一代の瑕瑾と存じ奉り候。是れは三楊(六)の輩を始め皆建文・永樂の間に失節の人物故の事に之れあり候へば、國に節義あるは實に非常の時の賴みと相成る事と存じ奉り候。右は御見舞の爲め一寸呈上仕り候處、圖らず無用の談に相成り御

(一) 足利義滿明の封爵を受く。其の薨ずるや明より恭獻王の號をおくり來る
(二) 豐臣秀吉
(三) 北條時宗
(四) 歷史綱鑑補、明の袁黃の撰。以下の記事は第六卷九六頁と參照すべし
(五) 漢の呂氏の一族。呂后權を專らにし、諸呂從つて遂に漢に反き誅せらる
(六) 楊子奇・楊榮・楊溥。第六卷二五一頁頭註參照

手間費（つひえ）恐れ入り奉り候。隨分御氣分御用心成され候事專要に存じ奉り候。

十三日　　寅次郎拜白

伯母様に憚りながら宜敷く御傳語賴み奉り候。投獄の節は大いに御馳走仰せ付けられ、是れ亦謝し奉り候。

四四五　久保清太郎宛　　正月十五日　（松陰在野山獄　久保在萩松本）

投獄以來一書を得ず、缺乏殊に甚し。大原策再擧之れなく、水戸生も徒らに歸る。富永論も因循、（是れは小生議論を以て出獄候處人物鑑定間違に付き、其の趣政府に申出で處置付けざれば彈正・前手元の恥を貽すこと大なり（七））村塾も破却の由。事此に至るを知らば僕（こた）（八）罪名論に死ぬべきものを。「大丈夫（ますらを）の死ぬべき時に死にもせで猶ほ蒼天に何と對へん」に御座候。老兄果斷、僕の素より服する所、今日乃ち是くの如し。老兄靜ゝと檢使ども勤めて徒ゝ手元（役）にども成りて然る後一死を致す積りか、結構の思召と存じ候。京城の様子追々御承知もあらん、誠に好機會今日に止まり候様考へられ候。是れ等の事申し候はゞ、足下には空をかしく御存じ成さるべく候。小田村も挫折

（七）金田彈正・寺田彈右衛門　（八）[illegible]

の様子、佐世・岡部も是れに同じ候やと察せられ候。獨り杉藏兄弟賴むべし。人心賴むべからざること大抵是くの如し。併しながらかかる國變に一死節の人を得ざる事、幾重も〳〵殘念殘念。擬明史の抄書後、(一)「楊椒山集に題す」(二)等の文は御一見下され候や。定めて尤もとも思召す間布く候。政府逆焔など申す事、小田村より申し來り候へども僕一向信ぜず。假令逆焔あるにもせよ、一圓活翁(三)位何ぞ言ふに足らん。且つ傳(四)・和罪を獲るの後何事も之れなく、水戸生追還しの事も今日土屋生來り委細話し、生すら一笑致し候程の事なり。野山獄往復を江戸方より頻りに目を注する抔小田村申し來り候へども是れは絕無の事、逆焔などいふも此の類なること知るべし。之れを要するに身を舍てて國に報ずるの志なく徒らに安逸を求むるなり。嘆ずべし、嘆ずべし。家兄、杉藏を取らず、小田村も同意と相見え候。老兄も必ず同意なるべし。隨分安坐して時を俟つべし。僕は死すべき時を失ひ殊に鬱々なり。

寅白す

十五夜

(一) 第六巻七二頁に出づ
(二) 第六巻八〇頁に出づ
(三) 内藤萬里助
(四) 伊藤傳之助・野村和作、大原西下策に周旋して京都より追下しとなり罪せらる

國に殉ずるの節ある者は死に就きて後れんことを恐れ、時を濟ふの略ある者は事に臨

みで先だたんことを恐る。

四四六　某　宛（五）

正月十八日（カ）　松陰萩野山獄　某在萩

昨夜別紙相認め置き候へども、今日の來書一見の上と存じ候故貽らず候。一見候所、先づは愉快に候へども安からざる件々之れあるに付き、小生心中矢張り別紙の通りに御座候。僕愚昧にて人の胸中觀徹すること能はず、一言を聞きて一歩きざみに責め候故、果（六）は絶交に至る。人間の事今にて思へば皆々僞なり。德川へ御信義、公武の御周旋は御國へ引籠りて出來るものかと云ふ語は如何にも愉快なり。さりながら空論なり。御參府へ同意せねば兎角今日は役目は勤まらぬ事と見えたり。役目をした上の忠義なれば、役目を替らぬ積りから先にしてかかるも尤もに候。拙者へも申越し呉れよとは來島の好意忝く候へども、小生は別紙の通りなりとのみ御傳へ下さるべく候。尤も伏（六）見の一策愉快に行はれ候はば、御參府も亦可なり。併し是れも難題あるなり。來獄の事は福川は始終六ヶ布くいふなり。仙吉（七）事藤之進（八）へ得と賴み候はば行はるべくか。市之進

〔五〕恐らく入江杉藏宛ならん

〔六〕伏見に藩主[illegible]を要する策

〔七〕[illegible]

〔八〕[illegible]

郎・土屋矢之助は來れり。さりながら對面候とも右の外に申分(まうしぶん)なし。且つ書翰往復にて事は其さに相通ずるなり。大高(一)外壹人來るよし、感心の心ざしなり。大高嘗て其の名をきけり。同志の士は追々面會か、是れも空しく返しては實に殘念。（後文闕）

四四七　入江杉藏宛　正月十八日　松陰在野山獄　入江在萩

杉藏上國(二)行き至極同意なり。さりながら何如に案じても一旦御國離れの上は(三)撰充行はぬ時のことなり何事も十分にいけず。故に大高・平島二子へ早々に歸らぬ樣に、鳴丈(なるた)けは爰(ここ)の論を定め、兩相の主意、君公の御意詳かに承り、事に因りては同志三十人の内も成るべき丈けは呼び下し、三條・大原其の外有志の公卿をも呼び下し、長門にて屹と定算を立て、其の趣辱くも　叡聞に達し、　勅意面白くば君公御上京も宜しく、御參府も何ぞ不可ならん。杉藏は此の議を同志中へ談じ置き、此の事へは少しも手を付けず、幽囚免ぜられば早々上京、此の趣を通ずるにしかず。若し此の議御國にて決せぬ位ならば、伏(四)驛にて要するとも尙更議論は決せぬなり、且つ伏驛迄は同志中も亡命にては多くは上

（一）大高又次郎・平島武次郎。播磨・備中の志士。正月十五日來萩す「關傳」

（二）伏見要駕のために上京して大原その他の公卿志士と策謀する件をさす

（三）藩吏の更迭をいふ

（四）伏見の驛

り難し。此の地なれば同志中舉つて爭はるるなり。愚見此くの如し。十八夜。

四四八　岡部富太郎宛　正月十六日 十九日　松陰在野山獄 岡部在萩

桂[五]へ左の通り御傳へ下さるべく候。

僕事國事已に濟すべからざるを知る。此の上は人が何程立腹し候とも頓着之れなく候に付き、存分の儀申すなり。先日桂の需めに應じ一文を贈り候へども、受取り候よしの答もなし。（德民へ託し候。届け候とも届けずとも申さず候）賴み置き候越公の歌寫しも來らず候へば、近日の狀態何とも相分り申さず候へども、桂平日の言に云はく、吾れ[六]等事は江家の支族に候上は忠節他人に抽で候積りの由。其の志漢の劉子政[七]に比すべし。是れ余桂に心服する所以なり。陳て又江家は忝くも源を　天潢[八]に分たれたる事なれば、勤王一事は吾が藩の任なり。當御參府は又官賊分岐の辰なり。此の時に當り一人の死罪を獲、直諫する人なきは殘念至極にはなきや。萬一も　主上御禪位にども相成り候はば、江家の大恥辱此の上なし。君辱しめらるれば則ち臣死すとは今日の事なり。此の度の御參府論に死ぬ

（五）桂小五郎、當時在萩中なり

（六）第六卷八七頁參照

（七）劉向、漢と同姓の族にして宣帝の時數〻封事を上りて宦官を[illegible]

（八）[illegible]

る人なき様にては、他日江家再興の望なし。事成らずとも數十人重罪を蒙り候はば、他日正義の氣を鼓舞し興隆期すべし。今の行成にて直樣亂に及び候はば、江家は必ず滅亡すべし。水戸抔は一旦事起り候はば、又再起の徵もあるなり。日本は昔より柔弱國なり。大は兵戰少なく、小は殺伐少なきを以て知るべし。殊に中國最も柔弱と稱す。柔弱日本の柔弱中國、二百年太平柔弱の極、有志の士共時を待てとか朋黨に成つてはならぬとか犬死はせぬとか、種々の辯口扨々塗に塗を附け、猿に木に升る事を教ふる敎には之れなくや。吾が藩山田原欽(二)已來諫死の人あることをきかず。今人に云はせ候はば、諫死は皆犬死と云ふべし。功業功業と目を付け候人は決して諫死は仕らず候。併し功業は時に之れなくては出來ず候。時至り候はば忠臣義士でなくとも功業はするなれば、無理に吾が輩其の時を待つべきに非ず候。漢土にて創業の時を見給へ、功臣は皆々敵國より降參して來た不忠不義ものなり。血を以て太平を買ふの論は服膺せり。僕未だ人の血を見たる事なく、又已れの血を人に見せたる事なし、遺憾少なからず。桂生國事は旁觀にてはあるまじ、時を待つか諫死するか、御參府は如何みるか、定算

(二) 第六卷一一四頁參照

何如。僕心事煩懣、言語倫次なし。太平の世姦賊なきは其の國柔弱と知るべし。何となれば太平の人は皆不忠不義をする人なり。不忠不義を夫れなりに見て過す士なれば柔弱にあらずや。不忠不義を的に不忠不義と云ふ時は不忠不義の人大いに怒り、忠義の人を罪す、是れなり。始めて奸賊の名あるなり。此の理桂生疾くに承知とは存じ候へども、煩懣の餘又此の言に及ぶなり。

十六日　　松陰

中谷・高杉・久坂等より觀望の論申し來り候。皆々僕が良友なるに其の言此くの如し。殊に高杉は思慮ある男なるに、しかいふこと落着に及び申さず候。皆々ぬれ手で粟をつかむ積りか。

此の書はもと足下へ託し桂へ示す積りなり、已にして是れを悔ゆ。足下一見せば之れを火け。

十九日　　松陰

子楫岡兄　足下

書末又云ふ、火くべからず。（岡部筆）

(一)天野後起雄が東坡策讀了し候所、同囚安富生是非寫し取るとて汗水に成つて居る故、數日延引なり、全く忘却せず。御相對の節御傳へ下さるべく候。

昨日の書、復書未だなり。子遠に與ふる書御一見の事。

松陰

(以下外封)岡子楫兄　足下

*桂君へ御示し然るべく存じ奉り候。

四四九　岡部富太郎・入江杉藏・増野德民宛

正月十九日　松陰在野山獄 三生在萩

(二)向に水戸の二士、老公の密命を齎して至る、……(略)

右漫言一則

右は急遽中改錄の暇なし、淨寫して心ある人に御見せ下され度く候。

松陰

子楫
子遠　諸友足下
無咎

(一) 天野清三郎、後の渡邊蒿藏。村塾門下生。昭和十四年九月七日歿、年九十七「關傳」

* この一行佐世八十郎筆。この書同志に廻覽せしめしものならん

(二) 第六卷九二頁「漫言一則」と同文なるを以て略す

四五〇　岡部富太郎・入江杉蔵・増野徳民宛　正月十九日

松陰在野山獄・三子在家

是れ亦今朝の一則の次へ御書添へ下さるべく候。

漫言一則

別に愚見

天下未だ嘗て忠義の士、材能の臣なきにあらず、……（略）

（四）大樂源太郎・赤根武人・傳之輔・和作が罪は大高より宍戸（五）へ論じ早く免（ゆる）したきものなり。（大高此の四人と共に事を議したるべし、如何。）左候へば大高も立どころに四人を得るなり。

大高輔ゝ僕が議に同じ。本藩の定論確定の上ならでは歸らずと覺悟せば、同志の士追追呼び下すべし。亦吾が黨も良藏（六）へ一檄を飛ばし、九州の志士悉く吾が藩へ馳せ集まり候樣周旋させたし。

右二條、國相府肯んじ申すべくや、同志と御談合然るべく候。

十九夜　　松陰

（三）第六巻九三号「又一則」と同文なるを以て略す

（四）赤根と共に梅田雲濱門下。當時梅田一件にて謹慎中なりしならん

（五）宍戸九郎兵衛、行相府用所役にして正義派首

（六）來原良蔵、當時長崎に出張中なり

四五一　入江杉藏宛　正月十九日　松陰在野山獄 入江在萩

十九夜

大樂源太郎・赤根武人・傳之助・和作四人免罪の事、大高より宍戸翁へ論じ込ませ候策は之れなくや。

余が說一概に御參府を拒む樣に思ふは非なり。今の江戸方(一)にては御參府は出來ぬと申す事なり。幕府の信義を顧みざる樣に思ふも非なり。今の江戸方にては天朝へ忠節相立たざるなり。國中勤王の士さへも一々譴罰する政府にては何事も出來ざるなり。兎角御參府の有無は第二義なり。眞に勤王すると勤王せん(ぬ)との堺肝要なり。山城國伏見驛は天下の中央なり。天下の中央にて堂々たる江家へ大恥曝(さら)さすることを好むは吾が志に非ざるなり。故に必ず御參府なくては幕府へ信義相立たずとならば、先づ撰充(二)を議すべし。然れども撰充恐らくは出來ぬ事ならん。然る時は御參府は遂に出來ざるたり。さて撰充出來候とも參府は大役なり。其の大役たる事は撰充出來候上には隨分申すべく候。併し當今權謀術數の世に候へば、是れ等の論むざと御吐き然るべからず候。

(一) 行相府役人

(二) 正議の役人と俗吏とを入れ替へること

桂・小田村の說承りたし。其の他聞くを欲せざるなり。

四五二　久保清太郎宛　正月二十一日　松陰在野山獄 久保在萩

新論(三)は高橋(四)より借り候に付き不用、小田村へ頼み欽定四經の内春秋借用致し度く、尤も欽定相揃け申さず候はば胡氏傳ばかりにて宜しく候。此の段御頼み致し候。國事の成敗利鈍、此の度の一擧にて先づトすべし。其の大概に付き此の内よりの議論御聞かせ下さるべく候。子楫(五)・子遠などへも右樣御傳へ下さるべく候。必ず必ず待ち入り候。拙生考へにては如何にも政府の諸公未だ本氣に之れなき樣覺え申し候。愚說不當ならば幾度も御難じ下され度く候。

二十一日

無窮(六)が書御一見然るべく候。

四五三(七)　同志諸友宛　正月二十一日　松陰在野山獄 同志諸友在萩

（三）會澤正志齋の著。
（四）高橋[illegible]。
（五）岡部富太郎・入江杉藏。
（六）[illegible]
（七）[illegible]

今日家兄來り承り候へば、江戸方より宍翁(一)大高へ相對の事沮み候由、扨々痛心仕り候。併しながら是れにて打置きては相濟まざる事なり。二客(二)の志を助け吾が藩の事を成すが誠に要著に御座候。」因つて案ずるに、宍翁面談出來ず候はば二客志の所書附にして宍翁まで贈り返答を乞ふべし。其の書附を以て地府(三)より行府へ論じ詰り候はば、事がしまり申すべくと存じ候。」彈相へ委細の入割(四)申入れ候事、桂・來島其の外國相府の諸君子術は之れなくや。彈相へ申入れ候次第は、此の度二客來り云ふ、西國にて吾が藩のみを目ざし候由。然れば吾が藩の榮と云ふべし。夫れを峻拒するは恥を買ふに非ずや。又云ふ、政府相對なければ伏見にて三十人の同志又公卿をも連出し公駕を要し候由。其の節に到り政府狼狽どもありては大恥には之れなくや。夫れよりは二客へ相對して得と其の論聞糺し實に出來ぬ事なれば入割を以て相斷り候はば、伏見の一厄を除くと申すものなり。萬々一も吾が藩より二客の謀江戸へでも御申越しに相成り候はば、右三十人の同志如何計りか憤怒仕るべき。然る時は三百里の長途如何なる暴擧あるべくも計り難く、旁々相公斷然御一面成され候事宜敷く候。且つ二客の申分も長上(五)

(一) 宍戸九郎兵衛〔關傳〕
(二) 大高又次郎・平島武次郎
(三) 國相府
(四) 入譯、いりくんだ事情、理由の意
(五) 長州

下にて公武御合體の儀をこそ計り度くと申す事なれば、何も粗暴の擧御勸め申すと云ふには之れなく候へば、少しも吾が藩の害と相成る儀には之れなく候。勤王の事吾が藩自ら定算あり、何ぞ浪人原の言を采らんやと云はば、泰山河海は細流土壤を擇ばずと云はずや。此の趣書附にして相公へ直對論詰候はば多分事成就致すべく候。大谷茂(六)樹は歸り候や。是れへ得と申し聞け候も一策なり。何分彈相へ呑込ませ候事肝要なり。

二十一夜　　　松陰

同志諸友　足下

何分二客へ心靜かに事を謀り候樣御傳へ然るべく候。二客より浦(七)國相へ書を奉り、國相より君公へ直達の策如何。

追啓

二客、人となり如何。辯舌あるか、文辭あるか。なきか。年齡幾許りか。心志確乎、萬動搖の患なきか。顏貌溫重、人を服するの量あるか、なきか。諸同志の心事追々打明け候か。公卿間へも追々手を附け居り候か。件々承知仕り度く候。

（六）行相益田彈正の家臣、[illegible]佐[illegible]藏[illegible]生［[illegible]寺］

（七）[illegible]頁［[illegible]］

同志の心事得と打明け候はば又策もあるべし。
二客の志を彈相へ達することは來島(一)必ず妙計あらん。
二客此の地にて孰々面會候や。委細御知らせ下さるべく候。

（一）來島又兵衛「列傳」

四五四　小田村伊之助宛　正月二十二日　松陰在野山獄　小田村在萩　松本

華翰拜閲、千慮策・春秋說定等いづれも急ぎ申さず候。道太崎(二)行妙。米船北行の事政府の苦心想ふべし。さりながら當今の時勢にては何事も策なし。只だ餘り防備等に費用のなき樣に只だ人心の騷がぬ樣に鎭靜する外之れある間布く候。其の愚及ぶべからざるなりの一句のみ。向に僕云ふ、癸丑・甲寅已來幕府の處置一々尤もなこと。樂翁(三)出づと雖も更に手段なしと申し候處、福又(四)生頗る之れを疑ふ。さりながら此の度の一件にても考ふべし。大非常の大策は格別の事、其の次は誰れが出で候ても頭を犬羊に屈するの外致方之れなく候。是を以て幕府の無理ならぬ事をも察知すべしと又(四郎)生へ御傳言下さるべく候。高杉・饗田の書は杉藏へ廻し見せ候なり。

（二）中村道太郎、崎は長崎

（三）松平定信

（四）福原又四郎「列傳」

寅白す

村　先生　座下

彌二(五)、崎行を欲する様子。道太へども從行の策は之れなく候や。

四五五　入江杉藏宛　正月二十三日　松陰在野山獄 入江在萩

此の書桂へも御見せ然るべく候。　二十三日

清末策は元來同囚安富惣輔と申すものの案じ付きなり。此の男吉田(六)人にて清末(七)の事詳かに話し居り候。大臣とても屋敷に若黨一人ども外は居らず。家中一和威權がましき事更になし。何故と云ふに、小藩にて家中殊に少なく、旅役等も毎々いたす故、人物が能く碎けて居る。又侯へ謁する事も吾が藩の彈相へ謁するよりも易しと安富云へり。又侯は豐後日出より來られ賢明と申す事。帆足(八)の門人とか申す事なれば文字も少しはあるべし。且つ御國中故、願なしに行きても容易に亡命の御沙汰にも相成る間布く候へば、俵山(九)入湯の積りにて行き、ちと味を試み、其の後大事を託す手立もあらん。佐

(五) 品川彌二郎

(六) 長門國厚狹郡にあり

(七) 長門國豐浦郡にあり、末家毛利讚岐守元純一萬石の[illegible]

(八) 名は萬里、愚亭と號す。豐後日出藩儒。嘉永五年歿、年七十五。

(九) 長門國大津郡の溫泉

世・岡部へ任せ度き考へも其の意なり。桂なれば此の上なし。さりながら在鄕行何如あらんか。亡命體にて彼方をのつけ(一)にむかつかせては事出來難し。夫れ故成るべき丈けは穏かに腑の下へ煎えこむやうに說き付ける事肝要なり。且つ一二人の言のみにては彼方にも朋黨の疑もあるべし。夫れ故第一に大義、第二に時勢、第三に急務、扨て夫れから撰充論等へかかり、得と呑込ませ、扨て夫れから段々手を下し君公へ御上書も成さるべし、兩相へ書翰も與へらるべし、出府も御願成さるべし。兩政府の手元か御直日附など御呼寄せも成さるべし。左候て吾が輩の事無理を强ふるに非ず、朋黨の偏私に非ず、妄動亂を好むに非ざる事明白に相成り候はば必ず大策成就すべし。陳て是れから桂を論ずべし。每度申す來原・桂なれば此の上なく候へども、五年の別れ一夕の話にて何分議論心情百一を盡さざる事殊に殘念なり。先づ桂水戶の朋黨(二)を畏れ、餘り踏込むと却つて覆轍を踏むと考へ居り候樣存じ候。予が擬明史抄の書後を同志へ見せ、桂へも見せ度く存ずるは此の故なり。」又周布(三)・長井江戶に在る故御參府ありても迚も失體はせぬと安心するかも計り難く、左あればどうも爭ひ難し。」吾が

(一) 頭から、最初からの意
(二) 第六卷七二頁に出づ
(三) 周布政之助・長井雅樂

是れ迄の處置、罷免・投獄兩紀事の次第一々同意にはあるまじ、過激と思ふ所あるべし、無策と思ふ所あるべし。是れも承りたし。」余は今のあり樣では逆も勤王も攘夷も出來るものではないから、此の局を一破り破つてのけて、扨て夫れから仕事は出來ると思へども、桂の見は恐らくは只今の姿にて一人を誅せず旨くやる積りならん。」君公が尊攘成されがたければ吾が輩一旗擧げて其の端を開き、然る後君公の御出馬を願ふに止まると思ふ。桂は無智無策と云ふべし。」是れ等の件々其の意中具さに承り、吾が心事も陳べん。二三日程も談じ詰めたら誠に快事でもあらう、互に善き學問でもあらう。何をせうも書を與へても復書もなし、心事も申し來らず候へば、ついむざと清末策を云うても同意の程計り難く候。○又一事は事を密にすると心を打明けるとの工合と、人の間諜を提れずして已れの斥候を遠くする論、大事破れた時善後の手段等一々申述べざれば清末策談合し難きなり。○德山は委しくは知らねど人物輕薄の樣相見え候。且つ嫉妬深き國風と中谷老翁毎々申され候。尤も佐世などの說如何。○岩國妙らしし、一策ありたし。併し是れも清末程に手みやすくは行くまい。○清末呉々も

(四) 何れも第六卷己未文稿に出づ

(五) 末家毛利淡路守元蕃。四萬石の城主。
(六) 中谷[illegible]。長州藩士。
(七) 吉川監物經幹。岩國六萬石の城主。
(八) たやすく[illegible]

宜敷く候。廣江章吉、此の人今何役を勤めるか。曾て學校明倫館にも來り居り、小田村知己なり。此の事心得居るべし。尤も此の事一應小田村へも申し候へども同意にもなし。小田村人となり正直すぎるに困る。憤激の餘りには心事を奸吏へ吐き散し、却つて奸吏を恐らかし、益々備をさする弊あり。中には此の事同志の妨げに相成る事あり。併し權謀なき所は天地に對すべし。○道太も權謀あり、惜しむべし。○僕愚人故權謀ある人を大いに畏れるなり。桂・來原一點の權謀なし、是れ妙たる所以なり。○權謀と申すは實は無策なれど策ある貌をし、直言極論はせざれども直論貌をすることなり。人を陥すに至りては申す迄もなし。○吾れ人を觀るの眼ありて人を知るの斷なし。富（一）永の爰に至るも獄中より略ぼ知る、其の後告げ知らせたる人もあり。然るに斷ずる能はず。周布のことも幼時已に之れを知り、遂に絶交も得せざりし。余十六七の時、公（二）輔と同じく故越州の座に於て海防を論ず。公輔云はく、「天地間の氣運自ら盛衰あり。今外夷盛んにして吾が國衰ふ、今之れを如何ともするなし。其の衰ふるを待つに如かず」と。此の論余と合はず。又言路を論ず。公輔曰く、「昔人、聾を患ふる者あり、一旦聾瘳えて

（一）富永有隣、松陰を裏切りて村塾を脱出す
（二）周布政之助

聽他日に陪はるや、復た前日の婴を思ふも得べからず。今の甕蔽は其れ猶ほ婴のごときか。言路大いに開かば、吾れ他日の復た婴を恩はんことを恐るるなり」と。吾れ時に甚しくは喜ばず、然れども斷然目して奸物と爲すこと能はざりき。此の事家兄に問ふべし、能く知らん。眼あり斷なきの病自ら嘆ずるのみ。是れは無用の談なり。

四五六　入江杉藏宛

正月二十三日　松陰在野山獄 入江在岩倉獄

子遠　足下　　　　二十三日

〔三〕此の書已に成るや……（略）

右の次第に候へば、清末策桂へ謀るとも無益なり。且つ佐世・岡部・福原などの良友も皆々謝絶の外致方之れなく、吾れの桂・來原、桂・來原と平日稱譽したのも今は無益に相成り候。足下は隨分心を靜め大需・平島などと謀り、大原卿等を說き伏見策をなし、事成らず候はば僕が「〔四〕時勢論」の如く覺悟すべし。僕今一論　天朝に上る論を作り申すべく、一死の事足下に先をこされ候事且つは殘念、且つはふびん

〔三〕第六巻一〇四頁「子遠に與ふる書」の後に書すと同文なるを以て略す

〔四〕第五巻二四九頁に出ず

に候へども、いかんせん。僕は獄にて　天朝の御安穩祈念仕るべく候なり。

無逸[一]は來島・桂の知を受け得たり、是れ又二人に附すべし。

四五七　入江杉藏宛　正月二十三日以後　松陰在野山獄 入江在萩

足下も諸友と絶交せよ、同志の士を峻拒せよ。左候て罪の免ずるまで閉戸して勤學せよ。僕諸友は勿論別紙の通り足下へも申すべき事なし。天朝に上る論出來候はば持たせ申すべし。此の節孫助も在郷行、遠からず歸るべし。桂さへ然り、諸友は與に議するに足らず。政府の人は猶ほ以てなり。日本もよくも／＼衰へたこと、實に堂々たる大國に大節に死する者子遠[二]一人とは、なしたなさけない[三]。其の防長に一人の子遠を死なせる僕が心事はどうあらうか察して見よ。併し死なねば防長一人の子遠では之れなく、死なぬ忠義の士は山の如くあるなり。松介[四]の詩もよし、直八の報國もよし、莊[五]四をいぢめて喜ぶは、足下もまだ爪を揚げる氣がすたらん(ぬ)。莊西が罪に逢うては傳[六]・和が妙はない。併し反復の小人への見懲らしか。頃ろ(このごろ)李卓吾[七]の文をよむ、面白き事澤

（一）吉田榮太郎
（二）杉藏のあざな
（三）方言にして「なんとした情けないことであらう」の意
（四）杉山松介・時山直八〔關傳〕
（五）大原西下策の裏切者田原莊四郎
（六）伊藤傳之助・野村和作
（七）李贄、明の人、字は卓吾、溫陵と號す。學は陽明派に禪宗的色彩を帶ぶ。第六卷一〇二頁參照。童心說は「李氏焚書」の中に出づ

山ある中に童心説甚だ妙。

（童心は眞心なり。（吾が輩此の心未だらさらず、足下の莊四をいぢめるのが即ち此の心なり。）（假人を以て、假言を言ひ、假事を事とし、假文を文とす。（政府の諸公、世の中の忠義を唱ふる人々皆是れなり。）

假言を以て假人と言へば、則ち假人喜ぶ。假事を以て假人と道へば、則ち假人喜ぶ。假文を以て假人と談ずれば、則ち假人喜ぶ。假ならざる所なければ喜ばざる所なしと。今の世事是れなり。中に一人童心の者居れば衆の悪むも尤もなこと。

（七）[illegible]

四五八　父杉百合之助より　正月二十五日　父在萩宅本　松陰在野山獄

愚父事も病氣全く平癒、一昨日國相府へ快氣届けに罷り出で、御手元唐船方其の外御用所内へ廻禮相濟ませ、昨日は内居休息して、今日は早朝より廻禮に罷り出で薄暮比罷り歸り候處、御同囚安富氏（八）より報じ候趣、夕飯後に尊へ申し參り候由にて、小田村・佐世・岡部諸人殊の外愁歎、種種心配仕り候處へ、拙者歸り來り、梅太郎を其の元へ遣はし食事等御勸めいたし、現場見届け候て孰れも安心仕り度く、早速梅太郎呼び（返）に僕を發らせ候へども、行先相分り申さず、只樣猶豫に相成り候に付き、憲氏（九）も越し申し候間、何卒父母・叔父等の異見御用ひ、母より送り候品御食し祈

（八）[illegible]

（九）[illegible]

り申し候。何扁にも此の度の御思ひ立ち甚だ宜しからず、短慮の至り、委細は文之進其の外より存じ寄り申越し候に付き、號泣して之れに御従ひ、猶ほ己れを捨てて同志の人に御従ひ祈る所に候。可祝。

二十五日　　百合之助

寅次郎様

四五九　母杉瀧より　正月二十五日　母在萩松本　松陰在野山獄

一寸申し參らせ候。そもじ様いかが御くらし成され候や。さきほどにふりよ(不慮)の事うす〳〵みみに入り、あまりきづかはしさに申し進じ參らせ候。きのふよりは御食事御たちとか申す事のよし、おどろき入り候。萬一それにて御はて成され候てはふかう(不孝)第一ロをしきしだいにぞんじ參らせ候。はは事もやまひおほくよわり居り、ながいきもむづかしく、たとへ野山やしきに御出で候ても御ぶじにさへこれ有り候へば、せい(勢)にになり力になり申し候まま、たんりよ御やめ御ながらへのほどいのり參らせ候。此の品わざ〳〵ととのへさし送り候まま、ははにたいし御たべ頼み參らせ候。いくへも〳〵御心御ひきかへ、かへす〴〵もいのり參らせ候。めで度く、かしこ。

けふ(今日)　　ははより

(二)大、様

(二)松陰の幼名大次郎の略。

四六〇　叔父玉木文之進より　正月二十五日

叔父在萩松本
松陰在野山獄

松陰、汝一兩日絶食致され候由、扨々驚き入り候事に候。加様見識の違ひ候程の事は之れある間敷くと兼ては存じ居り候處、扨々驚き入り候事に候。今般の儀若し餓死にども及び候はば、短慮とか狂氣とか誠に世上の笑種口惜しきと申すも餘り之れある事に候。且つ勤王の一義において何の益ありや。平生短急の性質、其の上道理の見違ひも之れあるべくやと見受け居り候事も段々之れあり候へども、兎角は義を以て恩を破る事も之れあるべくやと考へ嚴しき存寄りも申し聞けず、素より私見を逞しくする一段近比別して相慕り居り候樣相見え候へども、先づ强ひての儀も之れなく候はばと恩愛の情に引かれ荏苒年月を經る內、箇樣の大間違ひに至り候ては大恩の父母へ御歎きを懸け奉り恐れ入り奉り候大罪人に陷り申すべくと申せば、例の私見を逞しくし大義には親を滅す、父母の歎き位は何かとも申すべくやと存じ候へども、汝獄中の餓死大義において何の益あるや。兎角永富とかへ與へられ候書の通り、「汝は方に食飲して學を講じ、生を養ひ心を練り、出獄を待ちて然る後大いに國恩に報ぜよ」とか之れあり、他人へ申し聞かする事には眞の道理かと見ゆる所を見付け、自身の事に至り候てはくらく闇に相成る段、誠に惜しむべき事に御座候。永

富へ「吾れと一般に非ざるなり」と申し贈り候へども一般にこそ之れあるべき筈、一般に非ざる訣一圓分り申さず。兎に角も夫れ等の道理は後日追々往復論辯致すべきに付き、今晩より食を復し父母に受くる身體御養生肝要の事に存じ候。折角此の内より焼酎薬抔と獄中無病に之れあれかしと御心配も之れある中に、絶食餓死どもと申す事は何とも合點參らず。後日の論、後日の論。大急事、病を勉め筆を取り前後錯亂。幸に御推覧、愚が心を察し梅兄へ御口答待ち入り候。以上。

二十五日　　文之進

寅二郎様

四六一　父杉百合之助宛　正月二十五日　松陰在野山獄　父在萩松本

大人・丈人の御書謹んで拜見し奉り候。心事は萬端縷述し難く候へども、御書の趣且つ福原氏色々深切に申し聞かされ候趣も之れあり、水一椀、釣柿一つ給べ申し候。先づ御安心願ひ奉り候。玉丈人に上る書及び外に認め候分差出し申し候。心事御察し願ひ奉り候。以上。

二十五日夜　　寅次郎

家大人　膝下

岡部其の外の書(一)□□□□より玉木叔父を以て申し來り候趣、拜見仕らず候。

(一) 原本不明、村田五郎か

四六二　小田村伊之助宛　正月二十六日　松陰在野山獄 小田村在萩　(原漢文)

絶粒兩日、晨飯三椀、腹肚乃ち鬧く、便々として鼓すべきなり。僕從前狂悖の論、今皆開悟す。親交は則ち老臺・清太、深知は則ち來原・桂、今皆吾れを棄つ。吾れの道固より非、其の棄てらるるも固より當れり。然れども喜ばざる所のものは、一たびも其の非を論さず、斷然吾れを絶ちたることなり。吾れの執拗にして人言を聽かず、以て之れを致すと雖も、抑々何ぞ朋友の無情なるや。僕狂悖なりと雖も、顧みて些少の人情あり。老臺は長兒の纍(二)を幹くするなく、清太は父母あり、且つ並びに官に居りて足を拔くこと實に難し。故に死諫・脫走等の事を責めず。來原は吾れを欺きて去ると雖も、渠れ自ら爲す所あり、故に別に之れを責めず。獨り桂は前言(三)あり、故に之れが死諫を責めんと欲すと雖も、然れども恐らくは其の未だ深く國家の存亡興替の機を知

(一) 蓋は故の假字にて事の意、「壞ゆ」の意あり。「幹は善くする」。小田村の長男は未だ幼少にして後事をまかし得る者なし。[illegible]居ら[illegible]ことはない[illegible]
(二) [illegible]
(三) [illegible]

らざらん。故に亦之れを責むることを果さず。岡部は長弟あり、故に頗る之れを責む。佐世に至りては亦父母ある者、陽に責むべからず。唯だ子遠に至りては長弟家を託すべく、而して慈母亦王陵(一)・趙苞(二)の母に下らず。是れ眞に事を爲すべきの人、吾れ安んじて死節を以て之れに期するを得。而して佐世不平の言あり。良藏常に云はく、「義卿、人に强ふるの病あり」と。義卿人に强ひざること斯くの如きも、尙ほ諸友に諒せられず、義卿情あること斯くの如きも、尙ほ諸友に容れられず。狂悖の人、利しき所なし。已んぬるかな、已んぬるかな。尊王攘夷、天下豈に一義卿のみならんや。自今口を絶ちて尊攘を言はず、筆を絶ちて王夷を書かざらん。老臺其れ其の意を了せよ。塾中の諸子、丁寧に囑を奉ず。其の復書を致さざるは桂生の戒め然りと爲すなり。寅再拜して白す。

正月念六

士毅村老臺

水戸生を逐ふの策、果して吾が說に出づると爲すか。大義の關る所に非ずと雖も、

(一) 漢の高祖、沛に起り、王陵これに從ふ。項羽、陵の母を得て軍中に置く。陵の使至る。羽、陵の母をして陵を招かしむ。母私かに使者を送り泣いて曰く「我が爲めに陵に語げよ、我がために二心を懷くなかれ」と。乃ち劍に伏して死す

(二) 後漢の桓帝の時、趙苞遼東の太守となり使を遣はして母及び妻子を迎ふ。途中鮮卑の人寇にあひ劫かされて質とせらる。鮮卑これを車に載せて苞を撃つ。苞悲しみて哭す。母遙かに謂つて曰く、

大抵粗暴無策の事は皆之れを義卿に附す。義卿下流に居り、君子の悪む所、宜しく然るべきなり。

四六三　小田村伊之助宛　正月二十七日以後　松陰在野山獄 小田村在萩

子遠への書極密に御致し託し奉り候。

船越〔四〕杖に來る、好機會。播備〔五〕二生應接論、御參府論、公邊首尾繕論（つくろひろん）、撰充論、梁羽〔六〕・老侍御其の外奸人一兩輩を排し、御一門の吾儘（わがまま）を抑ふる等の件々得と御謀り決議の上、老臺・佐世・久保など清末行は如何。尤も兩人とも孝子に付き强ひ難く候へども、のるかそるかの一勝負爰にありと見込み候はば爲さざるべからず。清末論は子遠と熟議仕り置き候間、右三人を密かに御召寄せ御深論は如何。他人へ此の議論洩れては宜しからず候。諸友久保に平かならず、久保亦諸友に平かならずと察し候。さりながら久保は心腸鐵石、老兄則ち之れを知る。唯だ其の人外愚内明、外寛内窄、一語の時好（じかう）に投ずるなし。而るに諸友は皆英發俊爽（しゅんさう）を喜ぶ。是（ここ）を以て合はざるのみ。唯だ老兄深察

「人各々命あり、何ぞ但顧みて忠義を缺くを得んや」と。苟進んで戰ひ賊を敗る。門と妻子と皆害に遭ふ。〔三〕松陰のあざな

〔四〕船越清蔵。清末出身にして多年近江國大津に僑居して寺子屋師匠をなす。[illegible]二十日に大津より[illegible]第六卷一九四[illegible]參照。

〔五〕播磨・備中の二生、[illegible]・大森・手島の三人。

〔六〕[illegible]

せよ。

利輔(一)帰り、筑前の事何とも聞え申さずや。

四六四　入江杉藏宛（カ）　正月二十八日　松陰在野山獄 入江在萩

清末論は清太・八十(二)を不孝の子にするにしかず。急に小田村へ會し大議を發すべし。足下、清太を疑ふか、僕、清太を信ずること前夜の言の如し。別紙足下へ見せ候事、清太に負(そむ)く事甚し。但だ足下清太を知らざらん事を恐る、故に極密(ごくみつ)に贈る。佐世と密讀して直ちに密緘返すべし。他人に知らする事甚だ孝子の志を傷くるなり。兩人亡命せば政府も一動起ならん。尤も船越を先づ返し、一體の都合を拵へ置くべし。其の次小田村入湯願にて參り、其の後四五日もして兩人亡命ならば妙々ならんか。何も小田村・船越等へ先夜の言の如く論ずべし。子遠直樣上國行が出來るなら行くべし。左なくば行くべからず。

（一）伊藤利輔、後の博文。來原良藏に從ひて長崎に行きて歸る

（二）久保清太郎・佐世八十郎（前原一誠）

四六五　久保清太郎宛　正月二十九日　松陰在野山獄 久保在萩松本

行府を論ずるまでもなく、國府と雖も信ずべからずと。高見僕と同じ。僕更に確證あり。聞く、國府にも上京の上、參府の說を一節唱へたるよし。是れにて心中知るべし。僕日記中には諸友書中など往々記し置き候。是れ皆僕絶粒の種なり。併し撰充論もやり樣次第ならん。且つ老侍御(三)を排するが急務ならん。大臣の吾儕も抑ふべし。國中を一騒(ひとさわぎ)させたら清水(四)もちとは口を開くべし。彈相も一言を出すべし。然る勢を以て撰充をやつたら少しはこたふべし。之れを要するに一破り破らねば、膏藥も何もこたへ申さず候。委細小田村の御一會を祈るなり。

一、年始歳暮　天朝への御獻上(五)は銀を以て金と爲す。此の事月性已に議あり。

一、君侯より　天朝公卿御親姻の方に御書簡遣はされ、神州の大義を御議論在らせられ度き事。此の事京師の近况に付いて思ふことあり

一、君侯御歸國の時、必ず　京師御立寄り在らせられず候ては相濟まず候事。

一、御歸國以前御家來中に御求言の令沛降(はいかう)せずては相濟まず候事。

（三）平野直備

（四）直目附清水清太郎

（五）毛利氏は元就以來、年始歳暮に太刀一口宛に馬代として黄金若干を朝廷に獻上し來り、大刀小田村の貢金を與ひき

此の條御歸國の上にて仰せ出され候ては大いに機會を失ひ候事。

一、肥前長山十兵衛は御用人役中江戸より水戸・仙臺・米澤・會津へ遊學仰せ付けられ候由、長山の著戾子遊草に相見え候通りなり。

此の事今日に在りては尙ほ以て急務なり。

右長井(一)氏東役に付き申し度き事なり。

(一) 直目附長井雅樂

四六六　入江杉藏宛　正月下旬或二月上旬　松陰在野山獄 入江在萩

小田村の論是れにては中々折合はれ申さず候。さりながら子遠も亦此の論に附和せば、手足なきの猛士、如何せん。唯だ願はくは絕交せよ。

寅

四六七　兄杉梅太郎宛　二月一日　松陰在野山獄 兄在萩松本

朔日書す

今日申す事を忘れたり。康濟錄(二)熟讀仕り候所、實に佳選なり。仍(よ)つて思ふ、今民政に携はる程の人には是れ位は頓に腹に入り候や。讀書人自ら手眼を出すべし。徒らに古人の書を譯しなどするは恥ヶ敷き事には候へども、康濟錄大意口義と申すもの一腨脫(はだ)いで擀へ申すべきかとも存じ奉り候。但し原文が讀めぬ程の人は譯しても矢張り讀みはすまいか。譯書は萬世を圖るものには之れなきに付き、今人讀まぬ程なれば無益と存じ奉り候。高評如何。又玉丈人(三)へも御相談賴み奉り候。

(二) 第六卷二七五頁參照
(三) 叔父玉木文之進

四六八　入江杉藏宛

二月二十日　松陰在野山獄　入江在萩

○孫助歸り來り候。然る處代へられさうな樣子あるよし。是れには色々所以もあるべけれ、畢竟肝煎(きもいり)等一人を殺して其の粟(ぞく)を分食せんと欲するに過ぎざるのみ。憎むべし。

○急務は拙者評定所へ出るに若(し)かずとぞんじ候。別紙早速小田村へ御談じ下さるべく候。

○和作事如何にも感心、次韻(四)致し候。是れより眞實の學問せよかし。學事に付いて往

(四) 第八卷一一六頁「村塾の壁に書す」參照

復すべし。彼れ是れ益あるなりと御傳へ下され度く候。

○傳之輔へ一書作り候。御贈り下され度く候。

○先日の議は如何。

○千慮策一册寫し取り候。小田村へ返し、後巻參り候樣御賴みいたし候。

○孫助歸り懸け足にて直樣出で候。此の男至る處皆客。苦しからず候はば深(ふ)け候に付き、御一宿させられ度く候。

二月二夜　　松陰

四六九　船越清藏宛(一)　二月二、三日頃　松陰在野山獄 船越在萩

岸獄(がんごく)中何か不便宜にて御伺ひも申上げず、遺憾の至りに存じ奉り候。少々御訊問仕り(今日より數日の暇あらば宿志を申上げたし、如何。)度き事も御座候へども、急に御出達と承りせん方なく、隨分神州の爲め御自重祈り奉(天下の事未だ落着とは云ふべからず候へども、日にまし手後れに相成り殘念。然れども未だ術なきにも非ざるか。)り候。頓首。

(二)南陽未レ出二草廬一時。(是れ素より第一流。然れども今日は先主三顧なされ難き時なれば如何あらん。)入レ關貴彪不二必非一。(關に入りて難を避くは第二流なるべし。然

(一)長門清末の人、近江の大津に假寓して勤王論を唱へ居りしが、この年一月二十七日頃萩に來る。舊全集六二九號入江よりの書簡によれば、二月三、四日頃一旦清末に歸鄕して再び來萩の豫定とある故、この書中にいふ「御出達」とはその何れの時なるか不明なるも、姑く二月二三日頃と推定す。

(二)この詩第六卷二七八頁に出づ。讀み方その他參照すべし。

(三) 月性の著、京都本山に提出せるを[illegible]事を著述の[illegible]紙に收め[illegible]しもの、佛法を護國と[illegible]ふ。
(四) 大阪[illegible]十年[illegible]、[illegible]は[illegible]

れども此の人自ら缺くべからずと近來寧に付き申し候。併し是れは少年中氣の人固より不可、又老衰の人も六ケ敷く、一

不ㇾ然高斂ニ蹤跡一去。　德公仲淹世知稀。

種大作用の人はなきものか、御勘合願ひ奉り候。韓公・文中子は第二流なるべし。〇此の三種の外又一種の人あるべし。

先生歸臥意如奈。

妄言すれば族せられん。

琵琶湖上舊釣磯。

僕實に未だ老丈の御志を存せず、遺憾少なからず候。一二の微言御示しは出來申さずや。

寅二拜白

船越先生　座下

四七〇　兄杉梅太郎宛　二月三日　松陰在野山獄 兄在萩松本

(三)護國論上梓の事は如何許決し候や。已に願は出で候や。坂(四)にて遣るか、萩にて遣るか。蕭海云ふ、「傳像を附せん」。淡水云ふ、「忌諱に觸れぬ詩を附せん」。二說皆妙。詩稿を撿するに此の內の一冊中忌諱の分十一首程あり。其の他浦・益田等の分も用捨あらば、除き候所七五古律とも三十餘首あり。絕句も少々あり。前稿には忌諱の詩は少なからん。然れば早速撰びて添へては如何。

再按、護國論を許す位ならば他の詩も絕えて刻論はなからん。併し許否如何。又是

れを願ふにも、艮齋(一)に俗吏より談ずるよりは商人より願はせる方妙ならん。愚說は飯田正伯になりとも贈り、政府に內談の上和泉屋になりと命じ願はせるが宜からんか。むざと云ひ出して跡の寒がらぬ用心が第一なり。

四七一　兄杉梅太郎宛　二月四日　松陰在野山獄　兄在萩松本

急霍亂(二)は當年も流行するに相違なしと云ふ醫說に候や。果して然らば預防法又頒行相成り申すべきか。若し頒行なることならば一說あり。玉丈人云ふ、「此の病平日酒肉に飽く者必ず煩ふなり」と。此の說妙を覺ゆ。今一證あり。古萩(三)邊病炎尤も盛ん、然るに野山獄囚に限り一人も其の氣味なかりし由。是れ平日酒肉に飽かざる者此の病を免かるる證なり。因つて思ふに萩・馬關等は病死多きも然るべき事なり。此の考證、十二郡每郡人口何人、病死何人、いづれは山間僻村故に病死此くの如く少なし、いづれは海濱豐饒にて魚鹽に富みたれば病死此くの如く衆し、故に此の病を免かれんとならば預防の前に大預防ありと云ふ事を短簡に認め、預防法の後に附して頒示せば徒に病

(一) 安積艮齋、幕府の儒官、昌平黌教官なり

(二) 暑中に起る腸疾患。コレラに類似する吐瀉病なり

(三) 萩の地名、北部海岸寄り一帶。野山獄はこの地にあり

を救ふのみならず、亦奢侈を抑ふる一端と存じ奉り候。右十二郡の考證は他日史料にも相成る事なれば、是れ亦存し置き度き事なり。何如。口羽(四)の胡盧(ころり)痢の詩極めて好し、因つて案じ出せしなり。

經板書冊、元銀壹匁壹分七厘五毛に付き申し候。然れば先づ一年の利息位と見て壹匁四分位に賣りてよし。

○五十枚紙代六分二厘五毛○杀料摺賃壹分五厘

○表紙絲とも壹分　　○綴賃(とぢちん)三分

尤も是れは自用の爲め二冊綴ぢ置き候。御用ならば上ぐべし。五分貰へばすむ。表紙の紙代は追つて立戻すなり。

會計精細を要すれば算盤入用なり。小算盤御送り賴み奉り候。

淡水が國柱好著なり。叢書(五)に收め置く積りに付き御借得賴み奉り候。○退食閑話(六)の初めに記文を置くべし。述義にても御送り賴み奉り候。

四日書す　　　　　　　　　　　　　　　　野山

（四）口羽杷山

（五）松陰の抄録集「二十一回叢書」のこと

（六）水戸の會澤安の著、和文にて、道義一貫義を論明せしもの。ここに記文とあるは同人の[illegible]の[illegible]講話になさし、述義とあるは藤田東湖の著なり

四七二　小田村伊之助宛　　二月四日　松陰在野山獄 小田村在萩

拙策御不同意多し。獨り評定策(一)御同意、是非未だ曾て雷同せず、云々と。知己の感何ぞ止まん。但し小生策を立つる時、未だ當否を期せず。自ら謂へらく、玄齡(二)善く謀るも、未だ必ずしも皆當らず。果して能く皆當らば、何ぞ如晦(三)を待つて能く決せん。今より後老臺を推して杜公と爲さんのみ。一咲。

二月四日　　　　希房(四)生

(外封)
觀月杜公

四七三　入江杉藏宛　　二月四日　松陰在野山獄 入江在萩

別紙(五)小田村への答急ぎ申さず候。別に一封目安箱(六)へ投入下され度く候。尤も兄弟一見苦しからず候。他人へ御沙汰は必ず御無用なり。國家へ忠義も今三十日(七)に足らず候へば刎斬(ふんざん)何ぞ避けん。

(一) 松陰評定所の取調べを願ひ、その席上正議を主張して一死を賜らんとするの策

(二) 唐の太宗の賢相房玄齡

(三) 杜如晦、斷決力に富み、房玄齡の計畫をよく斷行す。唐の世に賢相を稱すれば必ず房・杜の二人を推す

(四) 松陰房玄齡たらんことを希望するの戲書なり

(五) 第六卷一三七頁「士毅に與ふ」參照

(六) 第五卷四四六頁の日安箱投入の上書をさす

(七) 三月五日藩主萩發參勤の途に上る

安富も頻りに上書の苦心仕り候〻[8]

四日

四七四　高橋藤之進宛　二月八日　松陰在野山獄　高橋在萩

文選[9]三冊返璧、後冊と序目と借用いたし度く候。

藤海翁歸られ候や。彼の方へ本居の玉勝間[10]と申す書貸し置き候。知れ候はば御取りかへし下され度く候。先達ての大統歌[11]は値の事大いに間違なり。一冊三匁づつに相決し候間、何卒拾部ほど抑配御賴み致し度く候。如何。令兄[12]へも左樣御申し御賴み仕り候。

八日　松陰

一貫儒生　足下

四七五　岡部富太郎宛　二月上旬　松陰在野山獄　岡部在萩

昨夕は奇遇、併し何たる御益に相成るべき議論もなし、來顧の忝きに負くこと多し。

（前頁より続き）豫定なり
（八）同囚安富惣輔
（九）梁の蕭統の撰、周より梁に至る間の有名作者の文章詩賦を錄す
（一〇）本居宣長の隨筆
（一一）賤者岩陰の著
（一二）福川犀之助（謝學）

懇々。子遠に與ふる書篤（とく）と御考合の上、福原・佐世・松洞[一]と謀り一日集會、村[二]盟主の評を乞ふべし。子遠・松洞等發足[三]までは甚だ祕すべし。發足の後は必ずしも深く祕せざるなり。

拙著亂散の分悉く御取集め下さるべく候。

幽囚錄[四]・回顧錄[五]・奉使抄[六]・巖囚紀事[七]・投獄紀事・參府議（伊之助にあり）・戊午文稿の一等御詮議下さるべく候。

久保の應接書[八]二冊、誰れが取り居り候や、久保に之れなき由。癸丑、墨夷の漢文書如何。此の外段々行衛知れざるもの多し。

子楫　足下　　　　松陰

四七六　入江杉藏宛　　二月上旬　（松陰在野山獄　入江在萩）

足下の腫物如何や、甚だ懸念致し候。別符二通極密に高杉[九]へ御送り下さるべく候。僕が眞心を吐き候書なり。其の内、屈平を詠じて云はく。

（一）松浦龜太郎、二月二、三日頃江戸より萩に歸る
（二）小田村伊之助
（三）要駕策に應ずるための發足をいふ
（四）第一巻所載
（五）第十巻所載
（六）宋元明鑑紀奉使抄、第十二巻所載
（七）以下は第五巻戊午幽室文稿に出づ
（八）久保清太郎所有の墨夷應接書の意
（九）高杉晉作、當時江戸にあり

(一〇)楚國無ニ謀却ニ暴秦一。宗臣未レ死主憂辰。漁父安シ知行吟意。枯形顦色屈靈均。

中谷・久坂・松洞等の心事甚だ失望に存じ候。一詩あり。〇松洞、江戸より歸り書を寄するも懌ばず。

(一一)村塾舊盟吾背渝。天皇憂辱恥ニ斯軀一。磯土黃塵三萬丈。松洞翠色一朝無。

中谷、吾が輩を嘲笑して曰く、「今烈焰に投ずるも徒らに義名を博するのみ。而も事に益なきなり」と。なんとにくき言分にはなきか。男子事を立つる、眞心を行ふを貴ぶ。若し好名の嫌を避け、眞心の事を廢せば、是れ名を好まざるの名を求むるに非ずや。且つ眞心の事は何ぞ趨人の言を避けん。好色は人の其の淫を笑ふを顧みず、好貨は衆の其の貪を咎むるを思へず。忠臣の報國曾て貨色を好むの眞心にすら及ぶこと能はず。眞心豈に安きを得んや。其の無益と謂ふも、我れ亦だ以て然らずと爲す。王蠋、(一二)吭を絕ちて、王孫賈、齊を復することを得、子房(一三)椎を擲ちて漢高、秦を滅すことを得。何ぞ忠節を以て少なりと爲すを得んや。是れ等の話足下に申すは佛に向つて法を說くがごとし。然れども滿腔の眞心、云はねばこたへぬ(一四)なり。

(一〇) この詩第六卷一三二頁に出づ。
(一一) 第六卷一四一頁に出づ。
(一二) 戰國時代齊の人。燕、樂毅を將として初めて齊を破る。蠋の賢なるを聞き、これを招かんとせしも、蠋聽かず。遂に燕人に劫さるるに及んで自ら縊死す。齊の大夫これを聞き、蠋は布衣なるも義として燕に仕へず、況や在位食祿者をやと云ひて莒に王子を求めて位に立て王を嗣がしむ。
(一三) 張良。先祖以來韓の臣なりしが、秦王に之を亡ぼされしを憤り、力士をして椎

浪沙に鐵椎を投ぜしむ
（一四）堪へられぬ意
（一）梨羽直衞
（二）論語憲問篇第二十六章に「君子は思ふこと其の位を出でず」とあり、ここは己れの地位以上のことを言ふをさす

世の中の事は皆假と御存じ然るべく候。奸物國是を妨ぐる由、足下よりも小田村よりも家兄よりも度々承り候へども、今にて考ふれば亦假なり。兩府眞に奸物を心憂せば何ぞ一兩度の御前議を願はざるや。彈侍御（一）が支ふるとも申すべく候へども、彈相一言直に君公に請はば、君公何ぞ許允せざらんや。兩相已下君前にて一兩度腹中の眞心を吐かば、奸人一朝に辟易すべし。又下策に出で候とも、小生が評定所論など行はば、亦說破の道もあるなり。是れ等の妙策を捨てて奸物に困る〳〵と朝暮空言して眞心の義卿を籠絡せんとすれど、どつこい其の手はくはぬ。小生は罪人、中々國事を云ふべき身には之れなく候へども、今公の大恩中々云ひ盡されぬ程の事之れあり、是れ迄出位（二）の言を仕り候。今事爰に至り、此の世に於て何も顧眷の意なし。無二の朋友にもあれ、政府の權吏にもあれ、罵詈顧みることなし。（後文闕）

四七七　佐世八十郎宛　二月九日頃　松陰在野山獄 佐世在萩

御終身忠孝の目的

吾が藩當今の模樣を察するに、在官在祿にては迚も眞忠眞孝は出來申さず候。尋常の忠孝の積りなれば可なり。眞忠孝に志あらば一度は亡命して草莽崛起を謀らねば行け申さず候。亡命の時は御胸中にあるべし。拙意は前說の如し。伏見の一難(三)必ず免かれず。多き御家來中に此の事を知るもの何人ぞや。知ると云ふとも身の動かぬも皆然り。已に之れを知り又動く身にて旁觀して西(四)するは如何。○謙遜策(五)は一時の權謀、其の事は策中にて詳かなり。此の策を眞に行はば赤川淡水と同様なり。○然れども余是れを以て人を强ふるに非ず。人に屹と一途の忠孝たるべき踏へ所あれば、天地に負き申さず、杉藏・榮太の孝子たる如き是れなり。○來原へ余毫毛の不滿なし。來書も見ざれども逆耳の言胸に徹し候。此の節余の氣醜は來原の助け大なり。さりながら此の事僕未だ死なぬ内は來原へ御沙汰は無用、素より來原を面縛銜璧さする迄は一言半句交へぬ決心は義問も御傳へ下さるべく候。假令一面を得とも此の外申すべきこと更になし。

（三）藩主參勤の途上伏見にて他藩の志士に要せらるるのことをさす。

（四）佐世八十郎二月九日に長崎行の命あり、二月下旬出發す。

（五）第六巻二九七頁以下參照。他藩の志士長藩に頼らんとするを眞の二字を以て却くるの策。

（一）[illegible]

四七八　入江杉藏宛　二月九日以後　松陰在野山獄　入江在岩倉獄

佐世の心事委しく問ふべし。僕無理に佐世を强ふるの心更になし。西遊固より無益と爲さず。來原などの心事兼て感伏の趣は追々子楫へも申し遣はす通りなり。僕へ氣兼にて東西に困るとありては、如何にも僕氣の毒千萬に存ずるなり。

四七九　入江杉藏宛（カ）　二月十二日（カ）　松陰在野山獄　入江在萩

來原長崎にて大功を成さずんば何を以て義卿に面せんや。義卿亦來原に十分面目を立てさせて何を以て天地に立たんや。されど坐獄なれば何如せん。足下・佐世は言はずして可なり。子楫⑴・無逸等吾れに代り來原が面を潰して吳れねば成らぬ。然りと雖も吾れ來原と分毫も功名を相競ふの念なし。先登の武士各〻一番槍を爭ふは畢竟主人へ忠のみなり。義卿良藏を怒る能はざれば則ち朋友の義に非ず。良藏義卿を怒る能はざれば朋友の義に非ず。其の間に立ちて其の情を知らぬ子楫が木石に非ずんば何ぞや。他日吾が君公勤王の事ならば、兩怒皆以て相忘るべし。吾れ良藏の書を見るを欲せず。書を見ざるすら感傷に堪へず、況や其の書を見るをや。良藏は眞丈夫、故に能く然り。

⑴ 岡部富太郎・吉田榮太郎

諸友奮激せずんば、吾れをして遂に良藏に面目なからしむるなり。

十二日

四八〇　入江杉藏宛　二月十三日　松陰在野山獄　入江在岩

明晩は月いり(二)が當番にて捌け申さず候。

先夜の贈、過當多謝、其の節の說爾後深思益ゝ其の妙を覺え候。丁巳十月二十六日使(三)節中立の辨駁只今迄に草案成り絕快なり。安富へ附し淨寫させ贈るべく候。佐世の病何如、甚だ氣に懸り候。佐世さへよければ今夕にても此の方は對面の手段出來申し候。松洞は議論一變の事未だ承らず、且つ松洞を子楫の先に置いては心安からず候間、八十・子楫同行仕り與れ度く存じ候。二生に向ひ急務の一論之れあり候。賤恙(せんやう)昨日は午後感癖勃起、夜間も甚だ不快に候所、今日は頗る快暢(くわいちやう)、御懸念は御無用に候。獄中は肝煎(きもいり)當番にさへなければ如何とも處置出來候。時日甚だ迫り議論盆出(ほうしゆつ)、亦一樂事なり。

十三日　松陰

（二）肝煎のこと

（三）第五卷二七七頁「擬使節中立の邊論駁條件」參照

四八一　岡部富太郎宛　二月十三日頃　松陰在野山獄　岡部在萩

佐世の事大いに失策、さりながら此の方にも甚だ六ケ敷き樣子之れあり候所、卒爾に佐世來り候時は困り候に付き、右の段申し遣はし候處、此の方にて又一難起り、當分は先づ御來光は御斷り仕り候。御狀は一見の上答書出すべく候なり。

只今　寅二

子楫　几下

四八二　入江杉藏宛　二月十三日以後　松陰在野山獄　入江在萩

今日肝いり閻（さしつか）へ故、今夜の所隨分さばけ候間、何卒佐世一來の手段は之れなくや。僕只だ一句云ふべきことあり。如何。

寅白す

杉藏　足下

四八三　久保清太郎宛（カ）　二月十四日（カ）　松陰在野山獄　久保在萩

徳民へ用心仕り候様に御申し下さるべく候。孫助の事も御傳へ下され度く候。孫助の事幾回も御頼み申し候。人物は決してふつつか之れある間敷くとぞんじ、眞の田舍農夫に付き炊爨の勞も厭ひ申さず候。萬一の事あらば直ちに小生へ御通じ下され度し。一宅をかり候事不便に存じ、且つ吾が爲め筋骨を厭はざるものに付き、此くの如く周旋してやるなり。

十四日

四八四　某宛　二月十五日以前　松陰在野山獄

僕事罪餘の身中々國事を論列すべき身分に之れなく候處、今日まで言高（一）の罪を犯し候事偏に君恩身に餘り、罪を顧みるに暇なく爰に至れり。御發駕の日限日に迫り候へば日々氣體憔悴を覺え候。加之、中谷・久坂其の外有志の輩觀望持重にて僕を挫折する事、一言耳に入れば血肉忽ちに滅す。蓋し僕今日まで死せざるは忠義の志あるを以て

（一）孟子萬章下篇第五章に「位卑くして言高きは罪なり」と出づ。第一卷六七頁參照

なり。諸友其の志を挫くは吾が氣體血肉を挫くなり。是を以て日々樂しまず、書を讀み古人の事を觀る時は悲泣に堪へず。往々卷を掩うて伏し、伏して眠ること能はず。又起きて讀む。旁人狂とするとも顧みず。僕友義甚だ厚きも他に非ず、國の爲めに一命を抛ちて吳れる人共なれば、氣體血肉皆吾れと連接するを以てなり。今則ち此のく如し、殆ど望む所にそむく、安んぞ憔悴せざることを得ん。且つ勤王攘夷の事が出來ぬとて國事を丸に棄つるは何たる心得に候や。御發駕以前に御留守中の御政道大根本立たざれば、御留守中は何ほ以て委靡するものなり。中谷・久坂(一)山口に流連すること豈に國を憂ふるの人と云ふべけんや。天下の形勢變革の時節、御國大臣小吏のありさま豈に痛哭流涕に堪へんや。只今の樣にては防長兩國の長久さへ覺束なし、責て觀望持重の人々も兩國なりと憂へて吳れればよきに。書して爰に至り淚連りに止むこと能せず、死せんと欲すれば性命未だ盡きず。哀し哀し。

昨夜寢に就き眠ること能はず、拂曉又白す。亡友月性、曾て余を目するに楊椒山を以てす。余亦自負せしに今乃ち及ばざるを知るなり。余、楊椒山(二)に題する文あり。

(一) 久坂は一月下旬頃東國より山口に歸り暫く滯在、二月十五日萩に歸る

(二) 第六卷八〇頁に出づ

哀し哀し。

四八五　高杉晋作宛　二月十五日以前　松陰在野山獄　高杉在江戸

此の書に御答は御無用。只だ屈平[三]の詩一見したとのみ小田村か愚兄か其の外久坂なりかに御申し贈り下され度く候。

先日は御書成し下され候處言々不服鬱悶休まず候處、今日又家兄より承り候へば日羽[四]にも御申越し成され候由、覺えず感泣。さりながら　天子は不世出の聖主、君公の賢明は申すに及ばず、御當年の御勸政は恐れながら御世始め已來希有の御事なるに、有司德意を奉ずること能はず今日の次第に成り降り、此の時を失しては三四十年も只々此くの如きのみ。誠に恐れ多き事に候へども萬々一も近年の内君公御遯世遊ばされ候はば、吾が輩の忠竭すべき所なし。小子今公樣への忠心止む能はざるは抑々故あり。小子幼年より深く御知遇を蒙り、往年は御前會にも屢々召出され親しく德音を伏聽仕り、一々肺肝に徹し候。其の後感慨已む能はざる事之れあり亡命[五]仕り候處、後にさる

（三）後出二四八頁參照

（四）日羽[illegible]（[illegible]）

（五）嘉永四年の東北遊亡命

人より承り候處、其の節（斯様の事御他言必ず無用）君公國の寶を失うたとの御意ありし由。一乳臭國に何の損益ありてかく難有く仰せられ候事か、何とも誠に忝く候へども、小生に於ては感激身に餘り此の世に生きては居られ申さず候。墨夷行思ひ立ち候處、夫れも遂げず死にもせず、剩へ昨年已來又々恩旨（一）を蒙り候事どもあり、昨年より屹度志を立て當御在國中には是非一死を遂げ、積る重罪の御申譯仕るべくと存じ候處、又死にそこなひ野山屋敷にて三度の食事衣服襟枕等事を缺き申さず、最早御發駕も近く候へども死すべき折も之れなし。加之、世間は俗論の眞黄にて一事の快と稱すべきものなし。風聞には　至尊も御禪位の叡慮など、誠に鳴く鳥もさく花も涙の種ならざるはなし。端なく屈平の往事思ひ起し頻りに死に度く相成り食を絶ち（二）死を待ち候積りの處、二日にも滿たざるに又由ありて食に復し、靈均（三）の九原に笑ひて死を顧みざる事止みに致し候。さりながら君公は遠からず御發駕あるべし。國是は立たず、御發駕相濟み候へば國相府の手合は肩の任を卸したる心地にてぐつすり寐込むなり。大臣の般樂怠敖いかんいかん。御着府の上は長井・井上・周布などの俊才相連結してさぞ巧みなる處置あるべ

（一）幽囚中の上書建言を許されしこと
（二）一月二十四日の絶食
（三）屈原

（四）地方國相府と江戸方行相府
（五）第二巻一六三頁註參照 [illegible]
（六）[illegible]
（七）[illegible]
（八）[illegible]

し。來る御歸城の上は地・江戸合體、國事一定すべし。其の後の御參府は恐れながら期し難きなり。　天朝の論は別にして吾が藩の事を案ずるに、今公の爲めに死なんとすれば當御在國中より他なし。僕今公の恩遇を蒙り當御在國中に得死に申さず、天地に辜負し、父母に辜負す。かく申す事老兄には憮々不滿なるべし。然れども此の心事語るべき人なし。岸獄獨坐、諸友を回顧するに、老兄ならでは聞いて哭れる人なし。故に一言を此の世に留むるなり。哀し哀し。平生無二の知己なる來原・桂さへ僕が心事を知る能はず、何ぞ其の他を望まんや。哀し哀し。

今後才略功業の人は出來もしよう、忠義の種は最早滅絕と思召さるべく候。（五）晁錯・（六）朱雲・屈原・楊繼盛・翟義・徐敬業・燕太子丹・（七）田光・（八）侯嬴、此の人々は勿體なき人樣なり。

子遠が心事は僕と一般かと察し候。其の他は靑年の人なれば留めて足下輩の用に供すべし。僕は君に負き父に負くの人、死を求むべきの人、萬事念なし。但だ朋友の情甚だ深し、良朋親友寢寐も忘るべからず。此の念頭だに絕ち候へば眞の槁灰死木とな

ことを得らるるなり。

天野淸三郎、此の生昨年已來一事も吾が說に同意せず。奇見異識他日必ず異人たらん。此の人深く老兄に服す、其の他一人も服する人なし。僕遂に其の才を竭す能はず。足下幸に之れを心に記せよ。

屈原（一）

楚國無㆔謀挫㆓暴秦㆒。宗臣未ㇾ死主憂辰。漁父何知行唫意。枯形悴色屈靈均。

すなどりのささやくきけば思ふなり澤邊(さはべ)に迷ふ人の心を。

古人云はく、「泣かんと欲すれば婦人に近し」と。信(まこと)なるかな。今七ツ時、足下書を口羽に寄せられ候事を承り感泣休(や)まず。然れども泣けば他囚の笑はんことを恥ぢ、病と稱し被を擁し打ち伏し、夜食後又此の書を作る。

中谷・久坂も山口まで歸り候由なれど未だ歸萩せず、假令歸萩したりとて喜ぶべき事もなし。人間の樂しみ盡きたり。死生の念忘れたり。

余獄に赴くの前二夕、桂小五郎至る。小五郎は僕無二の知己なり。話中左の問答あ

（一）この詩第六卷一三二頁及び本卷二三七頁參照

り。僕今錄して以て足下に遺る。

寅云ふ、「暢夫何如」。桂云はく、「俊邁の少年なり、惜しむらくは少しく頑質あり、後來其の人言を容れざらんことを恐る。老兄何ぞ今に及んで一言せざる、必ず益あるなり」と。寅云ふ、「然り、僕も亦之れを思ふ。但だ暢夫は十年遊方を期す。僕心に書信を絶ち其の爲す所に任せんと期す。暢夫後必ず成るあるなり。今妄りに其の頑質を矯めば、人と成らざらん。暢夫他年成るあらば、假令人言を容れずとも必ず其の言を棄てざらん。十年の後、僕或は爲すあらば、必ず之れを暢夫に謀らん、必ず吾れに負かじ。二人相濟へば、以て大過なかるべきなり」と。桂之れを肯んぜず。

此の談今僕已に自ら負く。桂の苦心故老兄に通ずるなり。其の當否は僕知らず。然れども桂は厚情の人物なり。此の節諸同志と絶交せよと、桂の言なるを以て勉強して之れを守るなり。深愛の無逸〔二〕にすら一書を通ぜず。小田村と子遠とは由あり一書を通ず。

〔二〕 吉田[illegible]

四八六　入江杉藏宛　二月十五日　松陰在野山獄 入江在萩

足下去後伏水の處置に付き色々思ふことあり。今朝より墨使申立の趣逐一評に取懸り候。午後頭痛にて一睡仕り無逸端なく夢に入り來る、醒後又々感觸を發し落涙禁じ難く候。余年少竹馬の交は今に至り志を同じうし候もの清太一人なり。其の他は皆々隔絶。併し是れは其の時今とは吾れも學問識見一變いたし、時勢も同じからざるに付き、昔の同志今の同志に非ざるはいかんせん。丑寅(一)已來今日までは都合連續の世の中にて、歸囚後第一得たる無逸が又叛き去つて呉れては實に情に堪へ申さず候。無逸生得の奇氣、學問師友を借るものに非ず。然るに今此くの如くなれば人生何の樂しむ所ぞ。吾が道非なるか、未だ無逸の心を服するに足らざるか。今日まで吾れと心を同じうし、今漸く有志の士の志を伸べんとする時に至り、無逸叛き去るはいかん。吾れの名節卓卓自ら天壤間に在り、何ぞ無逸輩の去留を以て損益を爲さんや。さりながら漢高(二)・明祖女子小人の言を以て大功臣を誅す、吾れ嘗て少恩とす。今其の心跡を察するに必ず已むを得ざるの事ありて然る後之れを誅す。其の時の哀痛いかがあらん。吾れ無逸と

(一) 嘉永六年・安政元年
(二) 漢の高祖・明の太祖

（一三）淮陰侯韓信、漢の高祖の名臣にして、遂に滅ぼさる

（一四）松浦松洞・増野德民

絶交す、哀痛淮陰[13]を誅するの下に在らず。さればとて無逸を無理に吾が流儀へ引き付けうと云ふにはあらず。只々天地間不朽の人に成りて呉れたら、我れに叛くも可なり、我れを罵るも可なり。無逸を諫めさせうと思つても、足下が激烈無逸を感ずるに足らず。無窮・無咎[14]は無逸が輕蔑して其の言を用ひもせまじ。尤も無逸の挫折は家兄輩が俗論を以て叩き付けた所もあらん。悲しいかな〳〵。心緒萬端、語倫次なし。要する所一見知已として死生を同じうせんと思ひ心事を吐露した無逸、天地間無名の男兒にて死んで呉れるが殘念なと云ふことなり。陳て又岡部の飲酒、吾れ甚だ喜ばず。來原と僕が苦惱の萬一を思うて呉れるなら、今爲すべき事もなきに付き責て盃なりと碎いて呉れさうなものではなきか。尤も下戸の心を以て上戸の心を料る、公等一笑せん。足下と佐世は飲酒は禁じ難し。是れは一瓶を得たる人達なればなり。さりながら得と史記の刺客傳を讀みてみよ。荊軻、名を好み命を惜しみ酒婦人に耽けるを以て大事を遂げ得ず、甚だ不滿な男なり。田光先生や侯嬴の如くにてこそ大事は成り得るなり。足下も佐世も酒婦人を以て愉快を助くることは必ずやめて呉れ給へ。然らざれば必ず事を損ずるなり。吾れ江幡五郎が事に

て深く懲りて居るなり。子楫は酒を禁じて呉れよ。（昨夜三度迄も口に出たれど遂に云ひ得ざりしなり。）永禁には非ず。今は實に酒を飲む時に非ず。一策を得たらば飲むべし。無逸は不朽の人に成りて呉れよ。今日の言感辯の餘に出づる事にて其の當を得ざる事もあらん、幸ひ吾が心事を諒察し給へ。僕獄中の暮しも十分溫飽にて實に安からず候へども、三合の食を縮め夜具を卻けて病を得るも懦夫の出來る事に之れなく、此の自由の身を以て人の酒を戒め人の不朽を進むること本意に非ず候へども、君子は當に人を以て言を廢せざるべきなり。

二月十五日

來原の苦心更に吾れより甚し。子楫恐らくは知らざらん。來原の苦心は東[一]の失を西で取り戻す積りなり。莫逆の義卿へ對し夫れ程に顧みざるの言を發する心事を想ひ見よ。吾れ亦獄中に安んじて何を以て來原が奮激に報いんや。子楫は此の兩人の苦心を知らずして、虛喝を以て世を亙るは木石の如き男なり。

（一）安政五年春、當時相模國戍營に派遣中藩の譴責に逢ひて國元に追下しとなる。その失敗を長崎出張、洋式銃陣直傳によりて償はんとせるなり。本卷七二頁頭註參照

四八七　岡部富太郎宛

二月十九日　（松陰在野山獄　岡部在萩）

僕不平益々甚し。先夜頻りに御疑念も候へども良藏に對し義理之れあり、足下に御話相成らざる次第に付き遂に御話申さず。さりながら今より考へ候へば、是れは姑息にて良藏への親切にては之れなきに付き、今夕必ず御出で下さるべく候。詳かに御話申すべく候。左候て能く御合點參り候はゞ、良藏・八十へ御直言然るべく候。良藏も御政務座となるを引き當てに、八十も御密用祐筆となるを引き當てに、正論を止めては天下後世への事は扨て置き、有志の士へ對し面目なき次第に之れなくや。夫れで今一應直言申すべく、聽かざる時は夫れまでなり。小生に姿を進めて正論を挫くの說御聞き及びもあるべし。奸人の胸中、如何如何。

十九日　　　　寅次郎

子楫富兄

杉藏御同道御出で成さるべく候。

四八八　小田村伊之助宛　　二月中旬頃　松陰在野山獄　小田村在萩　（京漢文）

士毅村先生に與ふ

天下大快活の事なく、又大快活の人なし。子遠已に然り、其の他何ぞ説かん。僕子遠を信ずること甚しきに過ぐ。是を以て固執爭辨此に至る。然らずんば人に強ふるに爲すべからざるの事を以てする、僕何ぞ是に至らんや。自ら爲さずして人之れを爲さんことを強ふる、僕何ぞ是に至らんや。已んぬるかな、已んぬるかな。子遠も亦奴す、決して能く人を奴とする者に非ず。僕子遠を無逸(一)の上に措く、惑へるを知り、悔ゆるを知るなり。天野生(二)と無逸とは、識見遂に及ぶべからざるなり。別に無逸に往るの書、(三)二無に託して之れを達せば幸甚。

(一) 吉田榮太郎
(二) 天野清三郎〔關傳〕
(三) 松浦無窮と増野無咎〔關傳〕

四八九　兄杉梅太郎と往復　往松陰 復兄　二月二十三日　松陰在野山獄 兄在萩松本

清狂吟稿一冊相調へ申し候。綴賃の事御一説承り度く存じ奉り候。久保の綴板をかる筈に彌二に頼み置き候。かられ候はば尚ほ以て兄事に綴ぢられ申すべく候。半紙五束(四)毛板ともに御送り成され候はば、先づ退食閑話二冊程寫させ申すべく、其の次は討賊(五)

(四) 罫板木のこと
(五) 第四卷參照

始末も二冊程寫させ申すべくと存じ奉り候。武教講錄（六）は若しや久保にどもにこれなくや。又綴本を賴む人どもあらば殊に妙、是れ亦如何。

二十三日

其の內館內（七）には寫本はなきか、御問合せ士毅（八）に賴み奉り候。

千慮策、大人御覽未だに候はば御留め置き成さるべく候。新倉半紙五帖御送り賴み奉り候。

杉　樣　　　　　野山

其の答（兄）

綴板借り申し候。半紙五束買ひ置き候、近々持たせ申すべくとの事。講義も持たせ申し候。卽日

四九〇*　入江杉藏宛　二月二十三日　松陰在野山獄 入江在萩

士毅・實甫喚ふべく、八十憐むべく、無逸感ずべし。和作（九）は則ち羨むべきのみ。

二十三夜　　　　寅

（六）武教全書講錄のこと、第四卷參照

（七）明倫館　（八）小田村伊之助

（九）[illegible]

子遠　足下

四九一　某　苑　二月二十三日頃　松陰在野山獄

＊以下の小活字組は久坂玄瑞筆の松陰宛書簡なり。

＊松陰先生に與ふる書

松陰先生足下、僕の歸るや將に先生と晤言し其の思ふ所を盡さんとす。而るに今既に繫がれて岸獄に在り、至痛至憾。然れども義事を謀りて敗る、鐵石笑坐之れ想ふべきなり。頃ろ先生云々策を建てらるるを聞き、愕然として其の事決して成らざるを知る。夫れ　叡慮達せず、幕吏愈々驕る。是の時に當り列國、義として旁觀すべからず、況や本藩の　天朝に於ける、列國と異るものあるをや。然り而して內政修まらず正邪相軋り、大臣人なくして小臣安きに狎れ、勢義擧に難きものあり。僕の江戶に寓するや、熟々列國の時情を察するに、將軍宣下の後、諸侯益々鋒を斂め、尾・水・越諸藩の如き、火既に眉を熱する者も亦將に爲す所なからんとす。況や其の他腹背にも病を受けざる者をや。蓋し義の在る所は乃ち死の在る所、死は義に適かんのみ。何ぞ勢を之れ足に言はんや。勢を言ひて義に及ばざるは固より俊傑の取らざる所なりと雖も、而も世臣國を顧みるの情亦忍ぶ能はざるものあり。今春東覲の駕は實に已むを得ざる所にして流涕に堪へざるなり。大高・平島の徒、伏見に駕を要す、其の志嘉すべし。然れども扈從の有司は率ね氣膽なく、幕吏

の其に讋伏する者あり、其の皇京に左折せざるは章々たり。其の強要の甚しきに至らば、則ちこれを京都所司代若しくは伏見奉行に告げ、以て桎梏せんも亦未だ知るべからず。而して海内相謗りて、長州氣節の士を縛すと曰はば、何ぞ勤王を爲すに在らん。彼の徒桎梏を受くるに在るのみ、我が徒國辱を取るに在るのみ。而して遂に勤王に補なきなり。然らば則ち先生向に建つる所の謙遜策に過ぐるものなし。頃ろ小田村士毅これを政府の間に論ずる所なり。昨夜諸同志の士來り會し、皆六々策の難きを言ふ。入江子遠は憂憤鬱積將に病を發せんとし、佐世八十も亦進退是れ谷まる。東すれば則ち君父に背き、西すれば則ち先生に違ふ、（此の說小田村と符を合す（松陰））是に於て窮死せんと欲すること屢々なり。二子の志寔に悲しむべし。抑々爲すべきの策あり、死すべきの節あらば、則ち僕の孱弱と雖も亦敢へて辭せざる所、何ぞ此れを以て之の二子を責めんや。先生の說乃ち曰く、「死は勇を傷くと雖も苟も免かると孰れぞや、功成らずと雖も志尚ぶに足るあり」と。僕謂へらく、一人の生死固より論なきのみ。然れども國家の得失に係るに至りては則ち然るを得ざるものありと。今僕無策を以て先生の策を沮む。先生僕を罵りて苟も免かると爲すこと知るべし。然れども僕敢へて言はざるを得ず。先生願はくは再思せられよ。時春寒、國の爲めに愛嗇を加へられよ。

重ねて白す、松洞の歸るや、先生大いに唾罵を加へ、今や其の反正を悦ぶの詩(一)を作る。曩には

無逸の心死を哭して又之れを稱する(一)に淸正等の事を以てす(二)。其の人才を駕馭するの術巧なりと謂ふべし。然りと雖も術の巧なるもの、人却つて疑を容る。故に巧詐は拙誠に若かずと。宜しく僕等を過するには其の誠にして巧ならざるものを以てせらるべし。至願至願。二月二十三日・日下誠再拜。

(一) 第六卷一四七頁參照
(二) 第六卷一五五頁參照

佐世の事、小田村・久坂皆云ふ、「西(三)すれば則ち師友に違ひ、東すれば則ち君父に負く」と。此の說甚だ不滿なり。君父に負かしむる師友、師友とすべけんや。人の師友に貴ぶ所は忠孝の大事を了せんとなり。佐世の心事、實に右の通りならば、僕へ絶交さへすれば相濟む事なり。若し忠孝の事に付き疑あらば一面致したし。尤も此の事小田村・久坂には祕中の祕に致すべし。

＊ 以下松陰筆
(三) 佐世八十郞長崎遊學の命あり、その以前伏見要駕のため脫走東上の擧に參加を松陰に約せしことあり

四九二　佐世八十郞宛

二月二十四日　松陰在野山獄　佐世在萩

御書具さに拜見、御心事具さに承知仕り候。何れの處か功を建つべからざらん。何れの時か事を成すべからざらん。御勉强專一に存じ奉り候。小生事は雨後必ず御相手に

成し下さる間布く候。人々各〻力を竭すが忠なり。

二月二十四日　　寅白す

八十　足下

(外叔)佐世八十郎樣

四九三　兄杉梅太郎[四]に贈る　二月二十八日　松陰在野山獄 兄在萩松本

御一考に備へ候。

養老[五]を言はば學校の事かと覺え申し候。さすれば明倫館を模範として之れを越塾[六]に行へば可ならんか。又案ずるに清人每(つね)に鄕飲酒禮を行ひ、其の賓たるものは死後墓に鄕飲賓何某墓としるし之れあり候。太華[七]の民政要編中に鄕飲酒の事は之れなくや。あれば夫れを據(よりどころ)と成され候方、便ならんかと存じ奉り候。兎角太華や明倫館などに法(のつと)れば俗人の耳に入り易からんかと愚考仕り候。

朱竹垞[八]五冊返上、中谷に御返し成されても宜敷く候。尤も內二の冊來らず、御序に御

(四) 兄梅太郎は三月に周防國三田尻の筆者役に轉任す。

(五) 養老の禮を行ふ時、其の老人達より善言の行ふべきを聞くこと。禮記文王世子篇に出づ。

(六) 周防國三田尻の塾の名、もと河野通文、姓は越[illegible]、[illegible]保十二年死に臨みてこれを[illegible]

(七) 山縣太華。[illegible]

(八) 清の文人朱彝尊[illegible]

詮議御送り頼み奉り候。是れより先き十八史略は德民迄返し置き候なり。
通語(一)は句讀段落荒増(あらまし)仕り候。原と三冊、二冊は林家(二)の火事に焚け申し候。惜しむべし。

念八日　　頑弟寅次拜白

家大兄　座下

當分讀み候書は之れあるに付き、徒然草は急ぎ申さず候。

四九四*　入江杉藏(三)宛　二月二十九日　松陰在野山獄　入江在岩倉獄

當初馬を叩(ひか)ふの情、今日要駕策にてはなきか。叩馬の諫(四)、博浪の椎(五)、古の男子の腹を見よ。

足下何卒獄中にて學問勉强すべし。如何にも諸友學術淺く道理明かならず、死生の際に談笑すること能はず。莊子大いに力になる書なり。鐵石腸を拵へさするが天道の手段ぢや、難有し、難有し。

子遠　足下

(一) 保元平治の頃より南北朝の時に至る凡そ二百六十年間の興廢治亂のあとを記したるもの。中井履軒の著

(二) 林貞人、百非と號す。松陰幼少時の師にして、ここに寄寓勉學中火事に遭ふ〔關傳〕

* 本書は第六巻一六九頁の「子遠に與ふ念九」と同文を記し、次に同じく一六六頁の「爽齋」の詩を前に附せるも、今省略す

(三) 和作脱走のことに關連し二月二十七日揚屋入りの命下る

(四) 伯夷・叔齊武王を諫めし故事

（五）張良が…養の婦…に…方士をして…櫃を投ぜしむる故事

（六）謙譲策…二九六頁以下参照

四九五　松浦松洞と往復　本文松浦　行間松陰　　二月下旬　松浦在萩　松陰在野山獄

松陰先生　座下　　　　　　　　无窮拝

御帹風驚き入り奉り候。大高其の外出でず、氣遣ひはなしと云ふことは決して御座なく候。只だ政府に然るべく處置する人之敷きを以て要駕は不同意と申す事に御座候。政府人あらば、何を以て駕を要することを得さん、唯た其れ人なし、是を以て駕を要す。大高抔へは是非謙譲策（六）を行はでは相捌けざる事固よりに御座候。謙譲大いに吾が策の本意を失す。諸友の淺見想ふべし。是くの如き虚喝、以て松陰を賺かんと欲するか。政府に然るべく處置する人之敷きを以て要駕は不同意と申す事に付き、御絶交とあれば、政府人なしと雖も略ぼ吾が策の意を知る。故らに之れを用ひず。政府用ひず、故に要駕に出でざるを得ず。僕如何せん……。仁剛は意に是れ書史、吾が之れを過稱せるは過なり。

四九六　岡部富太郎宛　二月某日　松陰在野山獄　岡部在萩

子楫・杉藏の妻を持つは尤も杉藏近来親迎説はやめたか承りたし どうも其の説を得ず。説あらば知らせよ。富太は大俗物とか、杉藏は勤王の事は言はぬとか、今日は大丈夫そんな閑言語、へらず口を開く時にはこれなく候。二子及び佐世は弟に家事を託し一身を丸で勤王にゆだぬべき身上と拙

生は覺え候。先日子楫親迎論をせしは一時の拙策、僕實に之れを悔ゆ。今妻を持ちて、明日にも打死せば、此の事爲と見へられ然るべし。中々婦人貞節一生を終へ候事六ケ敷く、自然失節の事も之れあり候はば、忠義の士、失節の妻、是れ亦千歳の恥なり。尤も眞に俗物、眞に勤王を言はぬなら夫れで宜し。小生心腸百折、死せんと欲すれども名なく、生きんと欲すれども功なし。

來原(一)を咎めることは堅く無用、只今諸友の議論にて來原歸着の上何の一言があるか。來原當八月に歸り候はば銃陣は屹と呑み込み來るべし。吾が兀然(こつぜん)と坐し、獄死も得せず、東賴(二)も得返さず、大原策も遂げず、剩へ水戸生はむざ〳〵返す。そして安然妻を擁するの富太は俗物になりたと云うて來原は同志ではなき樣妄言すること、僕不平に堪へず。元來來原を呼び返すこと僕が淺慮なり。周布の尻(三)をはぐる位何ぞ來原の力をからんや。何とか屹と一柱立てさへすれば、來原は招かずして歸る男なり。昨日已來僕疳癪大いに起り、言々過激、此の言不平ならば御答は勿論爾後御書翰下さる間敷く存じ奉り候。足下今年二十一歲か、才力十分、此の時に及んで忠義をせず、功業を

(一) 來原良藏當時長崎に西洋銃陣直傳生を引率して出張中なり

(二) 藩士東組の稱をさす

(三) 正體を發露すること

建てず、人を恃め自ら怠り、甚だ失望の至りなり。今日差送り候撥明史の抄、後便に送るべき楊椒山(三)等を見よ、中々一通りの男ではない。尤も椒山十九、妻張氏を娶り、四十乃ち義に死す。足下も是れに擬せば可なりとも謂ふべし。さりながら今日の時事は則ち異なるのみ。

四九七　諸友宛　二月下旬　在萩野山獄より 諸友在江戸

中谷・久坂・高杉等へ傳へ示し度く候。

平時喋々たるは、事に臨んで必ず啞。平時炎々たるは事に臨んで必ず滅す。孟子、(四)浩然の氣、助長の害を論ずるを見るべし。八十送行(五)の日、諸友劍を抜く者あり。文聞く、(六)暢夫江戸に在りて犬を斬るの事あり。是れ等の事にて諸友氣魄衰茶の由を知るべし。僕今死生念頭全く絶えぬ。頭斷場へ登り候はば血色敗へて諸友の下にあらず。然れども平時は大抵用事の外一言せず、一言する時は必ず温然和氣婦人好女の如し。是れが氣魄の源なり。愼言謹行卑言低聲になくては大氣魄は出るものに非ず。張良鐵椎の時

(四) 孟子公孫丑上篇第二章に出づ。「曽子謂子襄曰」云々。
(五) 安政六年、二月二十五日二日、長崎奉行へ通ずる事。
(六) 高杉晋作

の面目を想ひ見るべし。僕去月二十五日より一臠の肉、一滴の酒を給へず。是れにて僕さへ氣魄を增すこと大なり。僕已に諸友と絕ち諸友も亦僕と絕つ。然れども平生の友義の爲めに區々の一言を發す。是れ僕が鑿空の語に非ず。實踐の眞、又聖賢傳心の教なれば輕視することなかれ。血氣尤も是れ事を害す、暴怒も是れ事を害す。血氣暴怒を粉飾する、其の害更に甚し。

四九八　父杉百合之助と往復　　三月二日　松陰先生遺墨　父在語藏本

喉風全快を覺え申し候。食餌も先づは日頃に相成り申し候。病中別して孫助骨を折り、采薬食物等夜白氣を付け呉れ候間、然るべく御申し賴み奉り候。

〇當月分の仕送り拾五匁、御序に御賴み仕り候。

三月二日

御發駕も彌〻五日の由、道も義もなき世の中に相成り、一日生き居り候事もうるさき事に存じ奉り候。

杉　様　　　　　　　　　寅次郎

(以下裏書父筆)

御面書の趣逐一承知致し候。追々御平癒の由安心いたし候。孫助咄に承り候へば此の内は殊の外候風烈敷く、御難儀成され候由、此の上ながら服藥は今少し御用ひ然るべく候。今日は幸ひ到來物も之れあり、孫助へ馳走出し申し候。且つ又御端書の趣深く痛心の至りに候。併しながら先づ御心永く居られ候はば、天日の明なる日も來り申すべく候。

四九九　品川彌二郎と往復　三月六日(カ)　品川在萩 松陰在野山獄

おぼえ

一、李氏叢書五冊
一、武學拾粹四冊
一、戊午文稿一冊
一、對策・愚論等一冊
一、己未御參府諭一冊
一、古今集二冊
〆十四冊、餘は暇ある次第送るべし。

初六日　　彌二九拜

松陰先生　座下

逐*項呑收。　　寅

＊裏書松陰筆

五〇〇　作間忠三郎・增野德民・品川彌二郎宛　三月七日　松陰在野山獄 三生在萩

杉藏へ追々書籍抔送る手段之れあり候や。母は定めて相對出來る事と察せられ候。何んでも杉藏へ朝(あした)に道を聞かせて夕(ゆふべ)に死なさせねば相濟まず。此の事今より二十四五日の後にあり。杉藏が母を安んずると、此の事と、足下三人深く工夫せよ。亦千秋の爲めに大倫を惜しむの一端なり。如何。〇和作縛せられ歸り候はば、早々御知らせ下さるべく候。是れ最も切要の事なり。御忘れなき樣御賴み致し候。〇李氏焚書三遍程讀んでみよ。(榮太の心事を感じ候事など此の書の恩なり。)此の論必ずよきと云ふにはあらず。唯だ僕心事と符合、故に此の書讀みては僕が志も相分り申すべく候。七日、松陰

子大・無咎・思父諸友　足下

五〇一　某　宛　三月八日　松陰在野山獄　某在萩

此の二〔一〕葉密封にて杉藏へ御屆け賴み奉り候。留守よりは定めて便宜あるべし。

五〇二　叔父玉木文之進〔二〕宛　三月九日　松陰在野山獄　玉木在萩松本

阿兄〔三〕在鄕中は家庭の樣子も甚だ潤濕にて、丈人御事御盛んにて御出勤成させられ候とのみ察し居り候處、昨日阿兄より承り候へば先日已來此(あと)御不快に居らせられ候由、甚だ掛念仕り候。素より御藥治等御怠かは御座なき事と存じ奉り候へども、何卒御愛護專要の御儀に存じ奉り候。先づは御見舞のみ、草々拜啓仕り候。

三月九日　　頓首寅二拜具

玉丈人　膝下

五〇三　入江滿智子〔四〕宛　三月十一日　松陰在野山獄　入江在萩

〔一〕原本には「佃作を懐ふ」「揚屋の一友を憶ふ」「獄奴櫻花一朶を贈る、戯(?)ありし」の詩及び「一□に與ふ」の文があるも、第六巻己未文稿掲載、省略す

〔二〕當時藩用方に出勤中なり

〔三〕兄杉梅太郎は三月、郡奉行所手當役より江戸見習番(?)に轉任す

〔四〕入江杉藏・野村和作の母滿智。

十一日　松陰

そもじ子供兩人ともに御氣のどくの次第、拙者取計ひの宜しからざるにもあらん。さりながら此の度の一けん勿體なくも御上の御大事にかかり候へば、吾々一命さし上げ候はでは相すみ申さぬ義理にて、ことに大原三位卿などやんごとなき御方も此の度の一件にて一命を果し申すべきか、事とゝのはざれば出家致すべくの御決心の趣承り及び居り候。此の事も元來杉藏事最初に三位卿へ御見通り致し、其の後は和作事追々御見通りの上、拙者などの事御聞及び候ての御事に候へば、此の時に相成り杉藏・和作且つは拙者など一命を惜しみ、三位卿を空しく出家などさせ候てはどうも武士の道相立ち申さず、兼ての友達どもへ此の趣申しさとし候へども、流石命はをしきもの、義理も士道も目は付き申さず候故、致しかたなく吾れら三人のみにてかくは取計ひ候なり。そもじ老人の事嘸かし御氣にも懸り申すべく候はん、誠に胸にこたへ候へども此の期に至りいかんせん。打返し相考へ候へば、そもじ兩人の男子は皆御上の御ため又義理のために一命差上げ候へば、亡夫へ御對し候ても御申譯は之れある事、いづれ御

奉公申上げ候からは、男子は母親の膝元につき添ひて世を送り候樣にのみは相成りがたきは武家の習と御明らめ成さるべし。莊四郎(一)など實に人面じう心の所爲、そもじにも莊四郎ごとき子供御持ち一生の榮花を盡され候事、定めて御本意にはあるまじくと存じ候故一筆申し進じ候なり。先日は此方(ちと)御病きのよし氣遣ひ候所、昨日孫助參り承り候へば御快氣のよし安心致し候。隨分御用心專一に存じ候。可祝。

(一) 田原莊四郎、和作を裏切り、此の度の和作脱走の際[illegible]日退捕の命を受けて後を追ふ。

五〇四　入江杉藏宛　三月十二日　松陰在野山獄 入江在岩倉獄　（原漢文）

子遠に與ふ

昨夜、子大・無咎(二)至りて云ふ、「足下書なきに窘しむ(る)」と。書なくんば何を以て日を過さん。況や吾が輩學問進脩方に此の日に在るをや。此の日閑過せば悔ゆと雖も追ふべからず。昨偶(たまたま)綱鑑(三)を讀み反復甚だ益あり。爰に南宋紀五本を致す、留覽するを妙と爲す。宋弱しと雖も、國、君子に富む。學問氣節、此の間(四)の及ぶ所に非ざるなり。但だ僕と足下と憤厲激昂、務めて大道を成就し頽風を挽回し、趙氏(五)に勝りて而も之れ

(二) 作間忠三郎・増野徳民
(三) 歴史綱鑑補
(四) 我が國[illegible]
(五) [illegible]

を上がば、死して朽ちざるなり。此の般の擧、和作果して死せば僕と足下と萬（此の義明かにて分り候や。）生を偸むの義なし。若し乃ち生を偸まば大道明かならず、七日の說法一朝にして無となる。吾が志決せり。知らず足下亦能く此の處に（此の事十分死して遺憾なし。如何如何。）看到するや否や。若し死して分毫の憾みあらば、是れ學問に分毫の徹せざるものあるなり。急々告げられよ、僕具さに所見を以て答へん。要は長門の三義死（一）を以て天下に唱へんのみ。此の事別に一文ありて之れを詳すも、未だ足下の能く死するや否やを審かにせず、故に未だ往らざるのみ。（八十・平生子楫・士毅其の他の諸人員に政府の狗子、淡水と何ぞ以て別たんや。）の諸同志は今日乃ち友を賣るの酈寄（二）なり、其の面に唾せずんば飽悶散じ難し。子大・無咎と（思父と、彌宿なり）三人は相信ず、蓋し相賣らざらん。惜しむらくは才力單薄にして、未だ以て吾が志を終ふるに足らざるを。匆々不悉。

莊四めが和作の追捕に往つたとは一（人心なきを）罵一（其の愚を）笑、一（和作の縛られぬと鬱憤を霽らす時あるとを）喜一（政府の人なきを）悲。

十二日　　寅白す

（一）和作・杉藏・松陰の三人義に死するをさす

（二）漢の酈商の子、北軍の將呂祿と善し。高后崩じ大臣諸呂を誅せんと欲す。太尉周勃、寄をして呂祿を欺かしめ與に出でて遊ぶ。勃乃ち入りて北軍に據るを得たり。天下これを見て友を賣ると稱す

五〇五　入江杉藏宛　三月十二日　（松陰在野山獄　入江在岩倉獄）

(三) 安富惣輔(囚番)。
(四) 伊豆七島。
(五) 品川彌二郎。
(六) 以下第六巻二〇三頁「李氏焚書に題す」と同文に付き略す。
(七) 作間忠三郎・岡部富太郎・品川彌二郎。

尊堂嘸かし御當惑ならんと氣に懸り申さぬにも非ざれども、未だ慮憂に及ぶにいとまたなし。昨日孫助參り様子承り候へば正氣凜然の由、大いに安心致し候。安富生過ぐる二十七日大島へ流罪。此の節は獄中一讀書人なく、誠に閑靜にて三十年來の好學問致し候なり。

李氏焚書は思父より屆け候と存じ候。何と妙ではないか。

五〇六　品川彌二郎宛　三月十三日　松陰在野山獄　品川在萩

吾れ向に子達と語る。……(略)

三月十三日　松陰白す

思父　足下

此の文三人對坐、精密熟讀せよ。餘り李卓吾に似て自らも恥ぢ候へども、是れ吾が眞情頭なり。陳て思父中々奸物、併し愚物、一笑に堪へず。前の文熟讀せば、思父實情を吐かざることを得ず。吾れ思父が胸中洞視せり。思父余が鋒芒の盛んなるに隨分頓

着した、又尊攘の容易ならぬことも少し合點が參つた。夫れ故しまらぬ貌して云はゞ、「吾れ復た尊攘を言はざるなり」と。然れども心にはいつぞには(一)遣つて松陰を平降させて呉れうと思ふなり。是れ思父が奸なり。然れども左右は參らず。松陰へ對し尊攘を云はずと別に思父が獨力にては迚も出來申さず。且つ松陰其の鋒盛んなりと雖も、其の實は人相應の任を荷はせる事も知つて居る、强ひて頓着する程の事もなし。是れ思父が愚なり。夫れは陳て置き此の一段の議論が思父一生の（後文闕）

（一）何時かにはの意

五〇七　增野德民宛

三月十三日　松陰在野山獄　增野在萩

足下病氣は如何。經板一束、外に新倉半紙五帖參り候樣御賴み致し候。經板紙の事甚だ御面倒事に候へども御賴み致し候。此の頭不尊攘の人に屈せず、却つて經板紙の爲めに屈す。御憫笑下さるべく候。已上。

三月十三日　　松陰

（前文闕）命の惜しむに足らぬことは最早合點ならん。是れから容易に死なれぬ事を云ふべし。吾れ年三十、是れ迄死を決すること中々兩三度に止まらず。然れども遂に死せず。かく云はば松陰がうそ云ふと云はうが、どうしても人が殺しては呉れぬ。今度要駕も恐らくは死に至るまいと夫れのみ苦心ぢや。併し今度金剛力を出しさへすれば假令(たとひ)死なずとも後事必ず謀らるるなり。脫走一事、金なきに困るべし。人別五両あれば十分。少々愚考もあれど恐らくは自ら謀るの工(たく)みにしかず。」作間・彌二の作間・彌二で死ぬるか、一擧龍と成るか、此の十日内外にあり。危いこと／＼。」彌二(三)尊攘を云はぬと云ふは赤うそ、別紙に委敷(くはし)くいへり。」斬奸も空論。」然れば彌二も矢張り松陰を獄に繫ぐ手合(あひ)。是れを以て奸吏の情も少しは察してやれ。才力足らぬ故、據(よんどころ)なく松陰を縛するのぢや。夫の奸人原を松陰が前へ連れて來て一々議論きかせたら、御尤も御尤もと外(ほか)申し様は之れなし。併し門を出ると御尤もぢやけれどもと云ふに止まるなり。（後文闕）

（三）第六卷二〇二頁「思父を品さ」三月十二日參照

五〇九　作間忠三郎・増野徳民・品川彌二郎宛　三月十四日

（松陰在野山獄　三生在萩）

(一)毛板其の外落手、大いに御面倒と存じ候。(二)要駕主意等深く祕すべし。何となれば和作事を成す能はずして上國に隱伏する時は、何も祕し置き後擧せねばならず。事を成せば論なし、縛られ候へば其の時こそ大議を發するなり。何分當月中深祕せねばならぬなり。(三)三人沈默して心術を練ること肝要肝要。思父を詰（なじ）るの文幾重も奇々妙々、熟讀して一笑せよ。

□□に宜敷く御申し下され度く候。

十四日

(一) 野版
(二) 第六卷二二一頁參照
(三) 作間・増野・品川

五一〇　入江杉藏宛　三月十六日

（松陰在野山獄　入江在岩倉獄）

此の内差出し候平吉と申すもの曾て其の獄當番相勤め、今此の獄を勤め候律義篤實な男なり。堀内（ほりうち）に居る故往來に折々寄するに妙なり。貴翰今日薄暮獄門に彌二持ち來る

（四）藩主の駕は十九日に伏見御宿泊ならんの意

（五）伊藤傳之助、入江と同じく揚屋にあり

（六）入江は揚屋に在るも、その食事は自辨なり

＊以下は右書簡の末尾余白に逆に認めあり

（七）[illegible]全集の六七六[illegible]入江より[illegible]二月十四日附書簡なきす。この大意は杉蔵に[illegible]を與ふ孝心の至情をのべて、松陰の共に死せんとする態度に反對を表し且つその了解を求め、[illegible]かれずんば絶交せん[illegible]あるの

様子。彌二の書に今日貴家へ行きたるとあり。十六夜[（四）十九日夜は伏見なるべし、日々御駕付けを出して指を屈し見るなり。或は六六、伏見は夜に御宿りなしと。]

傳之助[（五）]へは別書なし、宜敷く御傳へ下され度く候。

辨當[（六）]の事、實に氣の毒な事、今一手段して見るべし。

近作別錄、德民へ與ふる分御目に懸け候、御一見下され度く候。相濟み候はば彌二へなりとも御廻し下され度く候。

高[＊（七）]臏反復、至極慙愧致し候。併しながら僕の初心も察して給へ。實に僕高臏を抱き一時程は物いふ事も出來ぬ程に塞胸せり。僕、和作が一死も悲しまず。唯だ義理當然たることを天下に暴白し、云々する者の口を一箝すると、和作と死を同じくして九泉にて相負かぬ様に致し度しとの二事のみ日夜の悃誠なり。此の度の擧は實に一國の大不韙を犯すことなれば僕も素より自ら責め、二十五日より今日に至る迄敢へて一滴の酒と一臠の肉とを食はず、一無用の雜言を吐かず、切に思念することなり。是れ程の事なれば士籍などへ、于遠罪なし、政府へ何卒嘆願して吳れよと詞を屈することは出來

申さず。政府君を誤るの罪と諸人友を賣るの非とを明白にせねば和作の義は明かならず、和作の義明かならねば天下萬世へ名教(一)を立つることは出來ぬなり。吾れ子遠を知らぬは誠に相負くに似たれども、「何ぞ必ずしも已れに同じうするを欲せんや。宜しく交を絶たしむべきなり」などとは、子遠も餘り無情ではなきか。併し僕前言は悔いたり。士毅輩へは遂に屈する能はず。此の時平生の深知の清太(二)へ少々謀る事あり。所謂成敗は天なり云々なり。

士毅等(三)此の度の處置は實に極めて拙し。必ずしも賣友の心はあるまじけれど、元來小量人故此くの如きの取計ひを仕出でたり。僕が士毅を不滿に思ふは、元來の大根本勁王腹でなし、政府の赤狗子たること淡水(四)と同轍に歸するなり。色々云はんとすれば腹が腐るなり。去年來の苦心、皆士毅・實甫に敗られて岸獄を墨守するは不滿なり。彌二も去る念九か一來、彼の輩三人(五)は實に誠實吾が輩に負かず候。其の他は不適なれば存ぜず候。○孫助も先日松本邊へ養子に參り當分多用の樣子、其の內遠からず參獄さすべし。○加藤何某(六)とか申す人、重輔(七)の看病致し吳れたとあれば何となく戀敷く候。

(一) 入江よりの書中にこの言葉あり
(二) 久保清太郎
(三) 小田村、和作脫走のことを政府に申出でしことをさす
(四) 赤川直次郎〔關傳〕
(五) 作間・增野・品川の三人
(六) 加藤左京、入江と同囚にして和作の狀況を占ひ、杉藏その卦を松陰に送りて示せしことあり。舊全集第六卷六八三號書簡參照
(七) 金子重之助

此の意御傳へ下され度く候。

五一　入江杉藏宛　三月十六日以後　松陰在野山獄 入江在岩倉獄

如何如何、僕已に狂人、孔孟流儀の忠孝仁義を以て一々責められては一句も之れなし。只だ時事切齒流涕、何事も他は晴やみなり。足下の書を見て始めて人間父子の情あることは且々思ひ出したれど、如何しても今世の人へ對し子遠は加樣ぢやと申す能はず、遂に足下の書と僕が復書と一卷にして久保へ與へ、一淚せよ僕の心此の如く、子遠の心彼の如きなりと申し遣はし候。久保も心ある人なれば定めて一淚はしたらう。知らず其の淚誰れに向ひて之れを洒ぐや否や。實に此の度の大事に在位の君子一人にても微譴を蒙るものなし。僅かに囹圄を得たるものは御家人召放たれたる吉田某と匹夫の傳之輔・杉藏。世道士風、如何如何。實に目を當てて見らるる世の中か。後世史筆如何なる所を書くか。小田村輩世の所謂學者、死して益なく、罪して功なしなどと馬鹿を云うて、官祿妻子を保全するを以て祖先への大孝として居る。古より忠臣義士誰れ

が益の有無、功の有無を謀りて後忠義したか。時事を見てたまらぬから前後を顧みず忠義をするではなきか。剰へ君意信ずべからずの説あり(一)、痛哭流涕ではなきか。恐れながら吾れ等は今公の恩を荷ふこと容易ならず、假令首を刎ねられても吾が公不君と申す事は得申さず。此の事腹が立つてこたへぬ(二)。君側政府の奸吏共吾が公果して不君ならば何ぞ以て諫めざる。諫めて行はれざれば何ぞ以て退かざる。已が不臣を僞りて君を不君と申し觸らす奴等、何ともかとも罵り様なし。吾れ人の知らんことを要せずと雖も、豈に知己を求めざるを得んや。吾れの子遠を知らざりしを以て吾が心を推して悲しんで吳れよ。○爰に一疑あり。古人往々憂憤、病を成して死するものあり。僕憂憤日に切なり。中夜枕を撫し、餐に當りて食を廢する等の情も此の節初めて知れり。書に對すれば、何事もなきことに古人の際會遇合を見ては覺えず（後文闕）

(一) 當時藩主の勤王の心信ずべからずとの說をなすものあり
(二) 我慢出來ぬの意

五一二　増野德民宛

三月十七日　松陰在野山獄　増野在萩

十三日朝平吉（是れ當所番人、曾て揚屋を勤め案内を知る）を揚屋に遣り、綱鑑(三)の南宋紀五冊送る、平吉直對せしな

(三) 歴史綱鑑補、明の袁黃撰す

り。昨日彌二持ち來るは右の復書なり。今朝又復書を平吉に託し候、屆き候事と察し候。杉藏(四)書の事に付き、久保に一密議申し遣はし候。右に付き此の內の拙稿も望みに候はば、御見せ下され度く候。杉藏への復書、是れ亦清太に御見せ下され度く候。足下此の內の詩は惡し、改むべきなり。近稿五篇足下に贈る積りにて錄し置き候處、好便に付き杉藏に見せ候。追々御手に廻るべし。御一誦下され度く候。清太への書は小田村其の外に祕なり。又彼れの內輪(五)に知れても宜しからざるに付き、何卒折を見て御計り、清太に御手渡し御賴み申し候。思父、過(六)を引き、人をして喜慰止まざらしむ。伏水一件片付くまでは別して緘默を要するなり。事兩三日中に在りと思へば苦心傷魂、中夜枕を撫し、食に當りて餐を廢すと云ふが實なり。子大(七)は如何、三人切偲勤學、志の挫けぬ樣に、氣の浮かばぬ樣に之れあり度く候。古人の往事を思うて負けぬ樣に心懸くべし。子大沈默頗る思慮あるに似たり。尙ぶべし。

扨て又孫助(八)松本市へ養子に參り候。

十七日　　松陰生

(四) 本全集第六卷六七六號、松陰を反駁せし書

(五) 家庭

(六) 第六卷二一五頁參照

(七) 作間忠三郎〔開傳〕

(八) 野山獄卒、松本市は松本村の內町並に小市街をなせる邊りをさす

（一）この詩第六巻二一六頁に出づ。

（二）藩主毛利敬親

徳民老

徳民⑴示さるる韻に次す

爲レ賊爲レ忠方寸間。人生難レ止是朱顏。勿下將二時勢一負中初志上。曾讀二詔書一雙淚潸。

三月二十日勅諭の難有さは忘るべからざるなり。

五一三　久保清太郎宛　三月十七日

松陰在野山獄
久保在萩松本

和作脫走一件は貴兄丸に御承知之れなき事に候處、僕是れに付いては容易ならざる苦心致し候へども、諸友一向其の意を察せず、反つて反睨の勢、人心反覆一に此に至る。僕世道の爲め一慟せざるを得ざるなり。一々愚衷申上ぐべく候。僕は狂悖人なれば强ひて喋々せずして可なることなれども、杉藏の事もあり、貴兄ならでは平生相信ずる人之れなきに付き止むを得ず申上ぐるなり。昨冬大原公西下策敗露の節、莊四郞に公一言の傳語あり。云はく、「少將⑵公東覲あらば伏水にて直對の上一論すべし、近臣等壅蔽するとも是非に一死を以て志を達するなり。若し事叶はざる時は兵庫某寺は吾が

弟住持に付き、馳せ下り出家すると寅次郎に傳へ呉れよ」との事。僕岸獄に在りと雖も一臂を出さざるべけんや。其の後大高・平島の事あり。是れは始終政府への紹介は小田村なれば、僕又何をか言はん。さりながら杉藏兄弟度々出會、其の他の諸同志も要駕の策預り知らぬはなし。二士滯留中にも僕及ばずながら愚策小田村迄遣はし、其の後も愚策建白に及び候へども、一として採用にも相成らず。付いては志士脱走して上京、大原公且つ二子に事情を告げ信義を立て候外致方之れなくと存じ候て、杉藏脱走の事に相決し候。然る處小田村・日下[三]其の外頻りに阻抑して杉藏も遂に折け候。是れより先き杉藏・和作、一人は母に奉じ一人は國に報ずるの申合せにて、兩人孰れを取り申すべくやと疑ひ居り候に付き、僕杉藏に報國を託し兩人承諾仕り居り候處右の次第に相成り、和作慨然上京の議を唱へ僕と甚だ同意に付き、遂に阿兄に代り報國の任に當り候。右兄弟の際有情の人をして之れを聞かしむれば泣くべきもの甚だ衆し、必ずしも縷述せず候間、貴兄御高察御一涙下され度く候。然るに和作脱走の事深祕に之れあり候處、杉藏母、佐世は素より承知の事と察し一言洩らし候に、佐世も素より

感心堅く誓ひて他言を禁じ候由、豈に圖らんや明木(まぎらき)(一)の別れ、之れを喋々の岡部青人(二)に洩らし、青人之れを士毅に報じ、士毅之れを政府に白(まう)す。和作は追捕、杉藏は揚屋と申す事に相成り候。士毅以下諸人の心事は吾れ測り知らず候へども、貴友の處置にては之れなくや。上京を告げぬ不平あるべけれども、是れ等の密計は人に知らせて迚も成らざるは當然なれば、告げざるの苦心は眞の朋友ならば察して吳れても憎からず候事。特に士毅の素論も要駕策は政府に人なき故成功なしと申すまでの說なれば、脫走の和作を無理に發(あば)きて政府に諂(へつら)はずして可なる事には之れなくや。此の度和作上京の事、天下後世の公論あるべければ、今强ひて是非を辯爭するは無益なれど、僕所見の大義を擧げて貴兄に質(ただ)すなり。昨年已來大原公に追々文通、吾れ等の言にて吾が公の事も深く御信仰なればこそ、伏水の一件も成敗を以て一身の隱顯を決すとまで決心せられたる事なり。然るに此の期(ご)に臨み吾が黨の士一人も上京なくては大原公を陷れた譯には之れなくや。大原公虛喝なれば或は可、萬一も前言を踐みて兵庫にて薙染(ていせん)せられたら、吾が輩しらぬ貌(かほ)して居て面目が相濟み申すべきか。御築地を忍び出て伏水ま

（一）萩郊外の村名、佐世八十郎二月二十五日長崎に向つて出發す
（二）岡部富太郎

で御出でさへ一通りの事には之れなく、況や遁世どもありては俗情を以て見れば吾が輩の亡命と何ぞ異らん。然るに亡命とありては情絶え義盡くるまでは平人も許さずと士毅の申分なり。僕が心には大原公已に然れば吾が黨の士誰れを云はず亡命可なり。さりながら本人の亡命は一家の祿を削られ餓死に及ぶ事なれば、情を以て必ず之れを止むるなり。嫡庶の輩に至りては亡命するとも大原公に比すれば誠に容易な事ではなきかと思ふなり。況や是れのみならず二士に同志より約したる事もあれば、長門士が餘り口計りと云はれるも氣の毒ならずや。就いては和作の上京左まで悋みて呉れずともよき事と存じ候。貴君の見は如何。

近稿徳民に示し置き候。其の内「子楫に與ふ」、「思父に與ふ」等御一見、愚心御洞察下され度く候。併し是れ等の事他の友人には必ず御沙汰御斷り仕り候。

三月十七日　　　　松陰

五一四　入江杉藏宛　　三月二十日　松陰在野山獄 入江在岩倉獄

(一)加藤の易一々妙、蓍草(しさう)靈あり、決して違ひは致す間布く候。(二)鳥公云々は德川の臣鳥居彦右衞門元忠關ケ原の事起る時伏見にて討死、則ち今の桃山は其の城跡なり。(三)逸史に詩を載す、鳥公の精血桃花を染め出す由の趣向ありと覺ゆ。又藤田東湖の正氣歌に「或ハ守ル伏見城、一身當ル二萬軍ニ一」とあり。此の度の擧、事異なりと雖も勢似たるものあり、故に之れを用ひしなり。○僕頃ろ詩甚だ達者に相成り候、御一笑下さるべく候。○御泊付けによれば伏水は十九日夜なり。何如何如。

綱鑑東漢より兩晉まで六本贈る。東晉の人物大略なしと雖も感心の事多し。○應接書一卷贈る。匆卒中の雜寫にて分り難し。○德民の書一見一笑すべし。○(四)要駕策上下御目に懸け候。一通りの論は追々諸友と論じ候書あれば是れに載せず、是れは杉藏も知らぬなれば一見一愕すべし。和作縛歸どもなれば馬鹿馬鹿敷き話なれど、此の書で政府を激し世の命を惜しむこと山の如きの奴輩を一覺させねば痼癖止まず。生きて事が成らねば死んで事を成すなり。其の時に當り杉藏素より重罪なし。併し是れ程の事なれば波及はあらん。其の時は僕が狂を恕(ゆる)せよ／＼。尤も和作此の度黨足らねば必ずし

(一) 入江の同囚加藤左京。易の結果は舊全集第六卷六八三號にあり、大要、一、和作二月二十四日より十一日目に京に達す。一、追捕六日を後るること。一、居所は布衣の處。一、容易に捕縛せられまじきこと等を述ぶ

(二) 第六卷一九四頁「和作を憶ふ」詩の註解なり

(三) 中井竹山の著、十三卷

(四) 第六卷二二一頁に出づ

も此の度には限らぬ故、大いに黨を糾して後舉をなす等に約し置き候故、其の節は此の策は塗抹して一時は世の笑物と成りて忼慨しても何も得せぬと俗輩に云はせて、そしらぬ貌で讀書して居らねば、是れよりして後事の敗端に成ると覺え候。〇君心已折(五)の四字、幾度思ひ返しても腹が立つてよたへぬ(六)。昨日も實に泣く〳〵書きたり。足下も深くは知るまいが、例の評定所策(七)は江戸政府言上せし處、公曰く、「寅二郎が志は分つて居る、糺明には及ばぬ」との事。朋友中でさへ或は疑ひ或は疑はるる今日の世間なるに、〇崇高の御方、獄奴の身心を御洞察下さるる。試みに僕が身に成りて見よ。どうも此の恩に辜負は出來ぬではないか。焚書の內曹公二首(八)、丁儀(九)がことと陳琳(一〇)がこととなり。無用な文ぢやが感は知己の二字に在り、故に余泣いて之れを抄す。其の他吾が公庸德恆あるの話多けれど、短牘に盡すべからざるなり。要駕策も餘り感傷の時書せし故、意多くして辭足らず、他人恐らくは通ずる能はざらんか。〇諸友責に怨はなけれど、どうも唾罵せねば腹は居り合はぬなり。拙作中「奸臣權重驅二群小一(一一) 明主恩深輕二百身一」云々」を見て、(一二)村が群小の二字胸が痛うなると云うたと德民がはなし。

(五) 藩主勤皇の心挫くの意をさす。
(六) 堪へられぬ意。
(七) 松陰要駕の策を陳白して藩の評定所に裁きを受け、その[illegible]と正論を[illegible]んとする策。
(八) 李氏焚書、曹公二首はその巻の四に出づ。
(九) 三國魏の人、曹操其のすを愛して妻はすに女を以てせんとす。長子丕曰く「眇なり」と。[illegible]
(一〇) [illegible]

○熬米(いりごめ)少々宅より至る、分呈するなり。足下は酒客、此の種の物を悦ばざらん。徂徠翁曰く、「炒豆(いりまめ)を嚙(かじ)つて古人を罵るを、絶大の快事と爲す」と。吾が輩は熬米を嚙つて古人に及ばぬを流涕するが當然ではなきか。

二十日　　松陰白す

揚屋第四舍主人

又白す、焚書の第一にある魚を釣る(一)喩(たとへ)にて僕一發明あり。是非事をやるには草莽(さうまう)でなければ人物なし。錦衣玉食、美婦を擁し愛兒を弄するが世祿の士の事業。(井底蛙とは是れなり。)尊攘所(どころ)ではなし。吾れ不幸にして此の度一死せば、有志のものへ一兩人なりとも眞に此の理を發明させて後起を託し度く候。是れに色々案あり、追々御相談申すべし。足下國事を言はずと雖も余に代りて之れを思へ。

昨、孫助貴家及び村塾へ行き、今日乃ち足下の書を持ち來る。

五一五　久保清太郎宛

三月二十四日　松陰在野山獄　久保在萩松本

魏の人、嘗て袁紹のために書を移して曹操の罪狀を責む。曹操此の書を讀んで頭風癒ゆ。操、琳の才を愛して咎めず以て記室となす

(一一) 第六卷一九五頁參照

(一二) 小田村伊之助

(一) 焚書第一卷の焦弱侯に與ふる書に出づ。豪傑を一般人の中に求むるは、井戸に魚を釣るごとしと說く

家を毀る貧士（二）二十金の事深く關念致し候。いづれ一策して償ひて遣り度きものなり。僕方の賴母子にても讓り返懸の事追々手段之れあり度く候。併し此の事は深く御思惟置かれ下され度く、小生よりも又々案じて申上ぐべし。いづれ此の度和作罪名糺し之れあり、小生も及ばずながら憲藏（三）に一面、三十年の心事吐露致し度し。尤も是れは予遠放囚までは彼れ母子の爲めに枉げて待つ積りなり。左候て和作彌〻不軌の律に落ち候時は小生首謀素より甘んずる所なり。事爰に至れば貴友の諸子も義理にも二十金の償として返懸は仕り吳れ然るべき事なり。是れは痴談に似たれども、彼の二十金の事、小生承りたることあれば一策なきこと能はず。事に臨み是れ等の小事申上け候事好まざるに付き、只今閒暇の節に申上げ置くなり。小生發狂、父母兄弟の情絶えて之れたく、敢へて一淚を此の閒に灑ぎ申さず。但し予遠餘りに老母を悲しむ故大いに僕が事を妨げ候へども、是れ以て孝子の情なれば狂人も亦之れが爲め憫然するなり。

右二十金の內、故ありて小生に金預り置き、內一金妄りに用ふ、是れも無益に成りたるなるべし。今一金老兄に暫時御預け申すたり。

（二）野村脫走の旅費として、入江の家財の一部を賣りこれに充てし金二十兩をさす

（三）罪人取調べの役人なる人、姓未詳

三月念四日　　松陰生

久保淸太兄　足下

委細は彌二に囑し置き候。御聞取り下さるべく候。

五一六　小田村伊之助・岡部富太郎宛　三月二十六日

松陰在野山獄
小田村・岡部在萩

勤王は迚も（長藩にては〔のみならず、諸藩皆然り。〕出來申さざる事は僕疾より承知なり。然れども〔心思錯亂、語倫次なし。〕出來ぬながら十數人も勤王事にて〔罪を蒙れば忠決す、怒猪の如し。〕奪祿投獄等の人あらば、〔怒猪となればおそろしきものなし。〕天下後世へ對し少しく面目もあれど、〔十數人も怒猪あれば後來少しは頼みあり、今は頼みなし。〕役人一人の黜免なく、投獄せらるるものは御家人召放たれたる吉田寅次郎と匹夫の傳之輔・杉藏・和作三人のみ。長門、義士なきこと此くの如し。子楫尙ほ喋々、伏見策の是非を辯ず。憎むべし、憎むべし。僕が心は決して然らず。一人にても罪を蒙るものあれば、是れ江家の美事、　朝廷への御奉公なれば「正義不ㇾ磨吾則欽」[一]の七字一向改むる能はず候。此の後草莽崛起の人あらば神州尙ほ左衽[二]を免かるべけれど、是れも覺束なし。和作上國に死せず、又遁匿せず、生きて歸ること實に力なきことなれども、

（一）第六卷二三六頁に出づる詩中の一句、參照すべし
（二）夷狄の風俗なり

今諸友に比すれば是れを尤むるに暇なし。是れ等の所見一々諸友と背馳なれば、諸友と交はること相互に宜しからざる事と存じ奉り候、多言に及ばず。僕は諸友の名代に一死を賜はり度く候。罪名は大逆を謀るの律へ的當なり。子遠母の事頻りに申せば是れはた忍び難し、早く放囚あらば其の上にて僕罪名逐一白狀すべし。○諸友への不平一々申す事好ましからず、只だ議論背馳とのみ御存じ下さるべく候。尤も松洞云はく、「和作脱走可憎々々」此の八字僕怨み骨髓に徹し、萬死忘るる能はざるなり。久坂江戸より上京の節、僕へ書を寄せて云はく、先生の幽室も今日切りと御存じ成さるべき由。僕深く其の義に服し、且つ因循を恥づ。夫れより積慮上京撃賊一件等に及べり。而るに今其の說を變ず、不滿なきを得ず。又和作發露の次第は八十(三)・子楫・村先生を恨みざることを得ず。○天地日月皆恨あり、朋友故舊渾べて情なし。

三月二十六日　松陰未死人

村先生

子楫兄

（三）佐世八十郎・岡部富太郎・小田村伊之助、この順序にて代れて行きしなり

五一七　野村和作・入江杉藏宛

三月二十六日 二十七日　松陰在野山獄 二生在岩倉獄

二白、水府の二士來りたる時添書せしも恐らくは櫻ならん。(一) 外に心當りの人なし。

○松井と云ふ人何如、名何如、承りたし。

佐倉甚藏は櫻任藏とて常陸眞壁郡の人、藤田東湖門人、老輩の人なれば僕知己なり。定めて此の人ならん。克々上京、感心感心。○今更既往を咎むるは聖教に背けども、何も學問なれば試みに云ふべし。大原・岩倉の論、一を知りて二を知らず。吾が少將(二)公を諫むるの辭令かく云ふべし。「去年大晦間部參內、事勢已むを得ざるに付いては暫く御猶豫を願うて勅許なり。然れども此の事御拒絕相成らず候ては皇道左袵と相成るは目前なり。就いては吾が輦轂に至りて諫死せんと欲す。然れども死は易し、挽回は難し。是を以て貴君の上京を相待ち、事を謀らんと欲す。貴君以て何如と爲す。貴君同意ならば相共に忠諫すべし、何如」と云はば、勅許の後たりともなすべからざる筈なし。大原公も未だ死生の念頭絕えざるか、但しは思ひて未だ得ざるか。何とも殘

(一) 櫻任藏〔關傳〕任藏は安政五年の冬、薩藩士有馬新七と共に上京す

(二) 毛利敬親

念の事なり。○足下福井[三]に面せず、直ちに十津川邊へ隱匿せば妙ならん。歸着は惜しむべし。○只今の勢にては諸侯は勿論擱けず、公卿も擱け難し、草莽に止まるべし。併し草莽も亦力なし。天下を跋渉して百姓一揆にても起りたる所へ付け込み奇策あるべきか。何を云ふも及び難し。吾れと足下は四五年間脫獄の氣遣ひなければ、勤王今日切りと思ふべし。同志中にも然るべき人物一人も見え申さず、長門も最早致方なし。片時も生きて居る事うるさく存じ候。

二十六日

和作　足下

予達の書は悉く一封にして來島・小田村・久保・桂へ連名にして遣はし候。出來ぬなれば出來ぬと申す事早く承りたし、彌ゝ出來ぬなれば杉藏も男子なれば左迄未練は申す間布く、吾が輩武士の一覺悟御覽に入るべくと申し遣はし置き候。彌ゝに直樣來島・桂等へ參れと申付け候。足下の陳情表[四]中々代作出來候樣の氣分には之れなく、僕は一昨日已來食つては寐、食つては寐、書物一枚も讀み申さず候。

（三）京都諸邸の東、福井忠次郎

（四）舊全集第四卷文書 [illegible]

念七又白す、朝來僕始めて平心にて書を讀むなり。彌二實に克々周旋して吳れる。深く子遠の心を體すと謂ふべし。僕實に及ばざるなり。此の生他日必ず與に議すべきなり。吾れは復た此の世に望なし。足下必ず此の生を忘るるなかれ。

放囚一件は地方(一)にては迚も出來ざるなり。賄論(二)すら遲々する、實に愚吏感に障るなり。萱堂へ克々其の趣を喩せと彌二へ申し遣はし置きたり。

子遠　足下

五一八　來島・小田村・桂・久保宛　三月二十六・七日頃　松陰在野山獄 來島等在萩

國家天下の事、湮鬱不平、吾れ一日も此の世に居る事を欲せず。早々一死を賜り候樣御周旋下され度く候。心事は一々申さずとも御察し下され候て苦しからず候。杉藏頻りに母子の情を云ふ、僕頗る不滿。然し彼れが母を思ふは猶ほ吾れの國を思ふがごとくなれば叱られもせず、杉藏一事さへ議論遲遠する程なれば、政府何か能くなさん。辨(三)當の事、放囚の事、移局のこと一々出來るとなりと出來ぬとなりと、早々御決議示

(一) 國相府
(二) 入江の食費を官給とする件
(三) 杉藏兄弟の食事は自辨なりしを以て官より給せらるるやう周旋するのことをさす

りたし。杉藏母を奉ずること國相府彌〻御免しなきに於ては、杉藏も亦男兒なれば餘り未練は申す間敷く、杉藏未練を止めさへすれば幽囚に在りと雖も、吾れ豈に精神ならんや。武士の一覺悟屹と御覽に入れ申すべく候事。

松陰男子

來島君
小田村君
桂君
久保君

九十三歲の母在れば、則ち謝疊山(四)死せず。則ち死する能はずと雖も、豈に胡元の爲めに屈せんや。杉藏匹夫なりと雖も亦義卿の友なり。政府の諸公輕蔑するなかれ。匹夫(五)も奪ふべからざるなり。

（外封）

封

此の丈輔治と申すもの委細樣子存じ候故、直に御聞取り下さるべく候。

松陰男子

來島君
小田村君
桂君
久保君

（四）謝枋得、宋の人、字は君直、疊山と號す。忠義の士。宋亡ぶるや、[illegible]

五一九　小田村伊之助・久保清太郎・久坂玄瑞宛　三月二十九日

松陰在野山獄
三人在萩

先日の論追々御工夫下され候や。此の事日下へは御示しも苦しからず候。日下へ僕不滿の件*は待時の二字なり。（此の事下に詳かにす。）然れども人々の所見なれば深く尤むべからず。但し僕去年來反復思惟一定の見あり、絶えて世議に惑はざるものは徒らに執拗をなすに非ず。然るに日下淺々の見を以て一議論にも及ばず、粗暴を以て吾れを目するは友義に於ては何如。然れども吾れ未だ是れを以て日下を絶つに非ず。日下及び村兄(一)を絶つ所以は和作一條にあり。和作已に吾れに同じ諸友に絶つ。諸友の和作を棄つる者と吾れ尙ほ平生の交をなさば、吾れ和作に於て何の義あらん。（是の處僕甚だ落着に及び申さず候。（久坂筆））○是れ僕日下・村兄を絶つ所以、最も子楫・無窮を憤怒する所以なり。是れでなくては義卿の義荒る。此の情設し身を義卿の地に置かば自ら知らん。幸に和作生還したれば何も兒戯の如くなれど、一友の生死に關係することとなれば、義卿も犬馬に非ざるを以て苟且にはせぬなり。今、村君に書を呈するも肯へて和作に負きて村君に媚ぶるに非ず、和作の義を鳴らさん爲

＊本文の批圈點及び行間細字は久坂玄瑞なり

（一）小田村

めなり。日下へ前書御示しと申すも同意なり。且つ日下は防長年少第一流の才氣ある男、今に至りて僕背へて其の品題を改めず。然れども一年の東遊氣挫け志消ゆ、故に今日に至るなれば僕其の反正を望むの念なき能はず。（今僕を待つに尚に二無(二)に贈る所のものを以てす、適當なり。（久坂筆））天下の爲めに此の一生の心死を惜しむなり。〇時は天下にて云はば去る十二月晦日迄なり。吾が藩にて云はば今三月五日迄なり。是れ迄は死すべき時なり。其の間に在りて待時を云ふは忠臣に非ず。其の後發悟せしものは格別なり。僕等は　勅諭を聞くより涙を流し、御直書を拜するより涙を流せし男なれば、其の後發悟の例に非ず。故に慙惶已まず、前書ある所以なり。此の意日下へ御告げなさるべし。尊攘實に吾が藩には任に餘り候故、德を度り力を量り出來ることを相應にやるも亦一仁義の事なり。玉木叔父・治心氣齋翁などの所爲皆然り。口羽德祐も恐らくは然り。僕詩文評にて大いに口羽に詐かれたり。口羽の本心を察して見れば吾が上書の削稿を勸めたる心事も相分りたり。口羽吾が稿を詩文を以てみる、詩文を以て評す。吾れは心情を以て詩文となす。評を乞ふは心情を談ずるなり。對面も出來ねば詩文を以て心情を談ずる外致方なし。嗚呼、知己の難きや。口羽

（一）松浦無窮・吉田無逸の二人に托して、其の心死を責む。

（二）山田宇右衛門（[illegible]）

は余が國事を詩文にするを浮薄と惡(にく)むなり。余は初めは評を以て口羽の心情と思うて口羽を尊攘の人と信仰し、今は評の心情に非ざるを以て口羽の詐りを怒る。互に相知らずと謂ふべし。嗚呼、口羽は吾が藩仁義の人なり、自ら尊ぶべし。但し吾が詩文は決して一字も示すべからず、必ず罪を得るなり。此の趣清太兄試みに口羽に語るべし。口羽必ず一咲(せう)せん。小田村・久保・久坂三君も玉木・山田・口羽等と志を同じうして國家の一美事を成就し給ふべし。其の他尊攘らしきことを口にする人は皆僞物なり。眞の力量は右等の人々に及ぶこと能はぬなり。扨て僕は元來右等の世界へ痘面(あばたづら)を出すべき男に之れなき罪人なれば、野山獄にて奸婧賊子と肩を比し首を駢(なら)ぶべき筈の人なり。奸婧賊子の倫(ともがら)より國事を論列するは國體を損すること小ならず。是れをも顧みず妄論するは大いに已むを得ざるものあればなり。尊攘は非常の事なれば、吾れも常套をば用ひぬなり。右等の常套世界吾れ豈に出面すべけんや。子遠(一)輩も匹夫の賤にて吸吸するは非常の尊攘なればなり。獨り怪しむ、坪井(二)・（是れは刻論ではないか。（久坂筆））山田など何の非常ありて非常の拔擢を甘受するや。北山(三)の移文を參らすべし。しかし夫れは人の事どうでもよろし。

（一）入江杉蔵
（二）坪井九右衛門
（三）周彦倫この山を出でて縣令となり、後また來り遊ばんとするに當り、孔徳璋山靈の意を假りこの文を作りて拒む。節義を知らぬ高位高官のものを罵倒せるもの。古文眞寶後集に出づ

野山獄囚姦婦賊子の伍たる吉田寅次郎が如きは公等必ず交友の末に措くことなかれ。早く一死を賜はねば何とも感傷に堪へぬ。同囚死罪の者兩人あり、浦山しく〳〵。〇時を待つの徒、事が起れば人材が擧用せらるる如く思ふは淺々の見なり。事起れば人才擧用せられば、古より豈に亡國敗家あらんや。屈原も枉死に及ばず、岳飛も誅死に會はず。宋元の亡ぶる時を見給へ。小人は國の亡ぶるまでは出精して國を敗るなり。蓋し小人先づ内を破り、敵國外に乘ず、古今一轍なり。然れども公等安んぞ吾が涙をいついいい揮ついい、て之れを書くを知らんや。嗚呼嗚呼。〇天未だ神州を棄てずんば草莽崛起の英雄あらん。此の英雄奸雄ならば國事益〻喫ずべし。唯だ忠義の極已むを得ざるに逼り茲に出でば、天照靈ありと謂ふべし。〇時を待つの奴、又話聖東や明の太祖を引くは誠に不知の極なり。是れにも色々話あれども云ふも懶し。

三月念九

野山罪人義卿拜

小田村先生
久保老兄
日下老兄　[illegible]の哀語復た何をか言はん。僕の如き因循怯懦言ふに足らざる者は[illegible]友通甫、然りと雖も[illegible]を
[illegible]はすべて[illegible]に[illegible]すべからざるものあるか、[illegible]、復た何をか言はん、復た何をか言はん。久坂[illegible]

再思するに和作を評定所に糺明する論斷じ難からん。且つ和作を出して僕を出すまい。出て滿腹を吐露しても一時の快を取るのみにて一死の賜はあるまい。さればとて懦夫自殺も得仕らず。因つて下策を考へて諸友の絶交を願ふなり。僕曾ても云ふ如く、僕實に良友を以て命と爲す。今諸友と絶つ。是れ命を絶つに代ふべし。諸君舊故笛(一)を聞くの感あらば書物丈けは借し賜へ、亦香火の類と思召すべし。

評定所糺明行はれぬと御見詰めならば詮方なし。兩書とも祕するに及ばず。要駕策も同段。父兄親戚皆狂人もて遇せらるるも覺悟、絶交の由を明告すべし。

○中谷・久坂江戸より歸るに京へも過らず、大原公をも問はぬ。實に無情ではなきか。二氏京を去る時の情何如にして一年ならぬに忘却する、實に長門人の浮薄を天下に暴すと云ふべし。假令一策なきにもせよ、責て江戸の事情なりと迂濶公卿に知らせたらば、何程か滿足に思はれん。時を待つにもせよ、後圖をなすの資に非ずや。何分思慮淺近にて深遠の策なし。吾れ二子を尤むるに非ず、天下へ對し慙靦に堪へず。○無情の人は何如せん。吾れ頃ろ綱鑑晉趙宋胡元の際をみる、書法發明等をみるに感情に堪

（一）晉書向秀傳に秀、山陽の舊廬を經るに隣人笛を吹くものあり、秀、懷舊の念にたへず思舊賦を作るとあるより出づ

へず候。綱目を讀みて書法發明を見ぬ抔いふは皆無情人の言うた事なり。

○口羽詩文評の事、清兄（三）信ぜず、僕一々其の證を云ふべし。又曾て清兄と云ふ、「口羽躬行刻厲、實に人の及ばざる所、而も一言口外せじ、其の口外する所は大抵虚言なり、亦奇人と云ふべし」と。今にして思へば口外の事皆虚言のみならず、筆頭の事亦皆虚文なり。蓋し是れを以て自ら英雄を裝ふならん、英雄豈に裝ふべけんや。

○三君僕を以て狷介堅癖と爲すなかれ。今長門一の尊攘の人なし、則ち自ら此の狷介堅癖底の人なかるべからず。若し此の人なくば、則ち神州地に墜つるなり。三君若し此の人を愛せば、此の人をして狷介堅癖を成すを得しめよ。假令此の人をして身を殺して仁を成さしむるを得ずとも、寧んぞ此の人の千古の名節を汙辱するに忍びんや。婦人女子の觀をなすことなかれ。

高杉とも先達て絶交、僕の事功に念なきや久し。只だ尊攘の爲めに一死を遂げさへすれば、高師自ら天地に愧ぢずと存じ付き候。事功に心あらば包荒の量を用ふることも容易なれども、事功は迚も出來申さず、生きては滿世の人士に背馳し、死しては高山・

浦生・默霖（一）等の後塵をつぐことを得ば十分十分。事功事功と志す人も一生火打箱で味噌を焼いて居る、何の妙味かあらん。來原の長崎行など哀れむべし／＼。前後兩書僕が心事大略相認め申し候。三君の持論に合はぬは素よりなり。三君を唾罵すること頗る過當なるも知るべからず。若し過當の所あらば御回音ありても苦しからず候。

子楫、吾れが日下・松洞と絶交を惜しむけれど、僕が絶交豈に二人のみならんや。平生膠漆の來原とさへ絶交、（絶交何ぞ容易なる。（久坂筆））桂等も明かに絶交、書なけれど心は同断、佐世も素よりなり。平生の知己大抵皆然り。吾れ之れを絶つに非ず、彼れ尊攘心なく自ら絶つなり。

寅云ふ、（二）此の書寥々たる斁評久坂なり、餘り少ないではないか。

五二〇　某　宛　三月二十九日　松陰在野山獄 某在萩

「過つて孝子（三）を愛すれば、國相三日遠慮、掾吏譴責差あり」と大手筆に認め度くと申す事なり。（三日の遠慮がいや故綱常を維持するの一策せざつたとは史に書き難いではなきか。）

（一）安藝の勤皇僧、松陰とは心交不面の友。當時既に死せりとの誤報ありたり〔關傳〕

（二）この一行原本文首餘白にあり。本書は三人廻覽後一旦松陰の許に歸り又附記して某に示したるものならん

（三）入江杉藏をさす

賊子奸婦同科罪人　吉田寅次郎 當未三十歳

拙者は兩度申上げ候通り、此の世に望なき人なれば云ひ度き事を云うて腹を痊すなり。杉藏兄弟忠孝分任の上意は得と靱負(四)殿へ通じたか、前手元(五)承知か、吾が華頂り知ること なれば若しや筋違ひの論と政府に議あらば教を受けたし。若し尤もな筋ぢやとの事ならば一事問ひ度き事あり。」此の筋が尤もなる故、國相府衆議の上杉藏丈け出牢致させ候と、江戸方へ御申出で相成り候はば靱負殿已下如何なる御尤めあるものか、心得の爲め前手元へ御尋ね下さるべく候。

三月二十九日

桂小五郎より江戸町奉行某の話を承りたり。此の事御尋ね思ひくらべ給へ。

又一語政府の君子を嘲るあり。

一毫を拔きて天下を利するも爲さざるなり。楊朱の學、君子之れを用ふ。此の書直に前手元へ御示し下さるべく候。立腹ならば一死を賜はらば素より甘んずること飴の如きなり。

(四) 國相浦靱負
(五) 國相府手元役 前田孫右衛門

是れと前手元に與ふる書(一)は村(二)先生か久保へ御渡し候へ。

五二一　小田村伊之助・久保清太郎宛　三月末頃　松陰在野山獄 小田村・久保在萩

從前の書皆忿激の餘に出て過當の言多し。鄙懷恐らくは通じ難からん。今平心にて此の書を認む。炳亮を賜へ。○墨使の言果して能く實踐するや否や知るべからざれども、一价の夷使が彼れが如き狂言を吐く、幕府承引する樣にては素より精神なし。○諸侯も孰(た)れ一人踏留まる者なければ賴りなし。○天朝も恐れ多きことなれども、公卿間俗論多く貪濁(どだく)の風已まず、正論遂に立たず。○然れば墨使を折(くじ)く者神州にて先(さき)の目途(めど)なし。　今上皇帝の如き御方又御出で遊ばさるべくも測られず。且つ吾が藩を以て攷(かんが)ふるに、君公何程賢明にても六家(三)八家の大臣二三人も非常の人出づべくとも思へず。君側政府等の俗人蒼蠅(うるさ)し蒼蠅し、豈に掃盡すべけんや。僕漢土の歷史に因りて思ふに、中興と云ふことは中々出來ぬものなり。晉元(帝)・宋高(宗)は中興の列に入れ難し。何ぞや。先業を半分恢復せしまでなればなり。漢の光武は創業同樣なり。只だ唐の玄宗

(一) 第六巻二四三頁に出づ
(二) 小田村伊之助
(三) 六家とは毛利の一門家老五家と宍戸家をさし、それに益田・福原の永代家老二家を加へて八家と稱す

の內亂を平げ、憲宗の淮西を平ぐる、中興と云ふべきか。憲宗も河北を平ぐる能はざれば晉元・宋高と同樣なれど、其の規模少しく勝れるに似たり。然れば今の諸侯にて尊攘を云ふは實に蝦蟆が天下を狙ふなり。因つて尊攘を止めて竇融(四)・錢俶(五)などの故事を追ふが第二の策(六)(余嘗て獄舍問答を著はす)なれども、是れ以て今の吾が藩の光景にては思ひも寄らず。然れば英雄男兒落涙より外は致方なし。何如何如。○然れども神州の陸沈を坐視してはどうも居られぬ故、國家へ一騷亂を起し人々を死地に陷れ度く、大原策・清末策(七)・伏見策色々苦心したるなり。○是れ等の深慮一人も亮察する人なし。愚按は事敗れ罪を蒙れば人の心堅まり、罪廢の人は他日の用に立つべくと存じ頻りに激論したるなり。著眼は實に草莽崛起にあり。四國の人矢野茂太郎勤王の志ありて前年主祿を辭す。默霖稱して天下の勇士とす。今其の志の深きを感ずるなり。○今より永遠に謀らば、堅節の士徐々と遊學宦遊等に託し天下の人物を物色し、時と處とを見計ひ亡命すること妙なり。然れども今同志中其の人なし。○然れば淪胥共に斃ぶるより外はなし。故に僕一日も生を此の世に偸み度くなし。別紙要駕策御一讀なさるべし。此の事表方に相

(四) 後漢の人、更始の時鉅鹿の太守となる。東方の擾がしきを以て河西に行き、よく治め、上下相親しみ、[illegible]兵以て光武を懷ます。光武の卽位に及びこれに歸し、大司空に遷る。

(五) 五代の[illegible]、[illegible]して位を嗣ぎ、後に宋に服從す。子孫宋に仕へて顯官となる[illegible]

(六) 第二卷野山獄[illegible]に載む。竇融のとはこの書の[illegible]にも出しあるも、本全集にはこの[illegible]

(七) [illegible]

照

（一）第七巻松陰詩稿「咏史」の范粲の條参照

成る時は大逆を謀るの律を以てすれば、僕と和作大辟論なし。然る時は吾れ死して名あり。人命朝露の如し、不幸大故に及ぶ時は遺恨やむことなし。二君私情を舍て吾が本心を深察し給へ。吾れ評定所へ出で、兩府其の外の人々を口を極めて罵詈し、然る後一笑地に入らば死の日猶ほ生の年の如し。此の世に生きて、魏の范粲（一）の如く乘る所の車に寐ね、足地を履まざる三十六年と云ふ根氣も實に續き難く、餓死縊死等の自殺もなし難し、進退是れ谷まるにてはなきや。左ればとて是れ迄自ら許し、何如にして今日節を折らん。諸友に屈し尊攘の口を箝し候事も心に負くの至りなり。何卒一死を賜ふ手段を乞ふのみ。〇返すゞも僕卒爾に登獄せし故、遂に天下の大奇をなすこと能はず。政府の奸吏居る間は勿論のこと、知己の諸友此の世に生存し若し政府にども居らば、迚も僕脱獄の時なし。此の言過當に似たれども、二君にても試みに僕が議論をみよ。政府に居て見れば恐ろしくて脱獄はゆるし難きではなきや。自ら心に顧みて僕が脱獄の時なきを知り給へ。然れば外に同志の賴むべきなし。今死せざれば勤王の一死ではなきではなきか。死を求むるの切なる、僞言に非ず。〇兩三日は寢て計り

居る。書物一字も讀む心なし。詩文一字も出來ず。今薄暮より少しく心持を引立て此の書を作るなり。垂察せよ。〇拙意深く御汲取り下さるべし。僕を殺す手段とては六つかしからん。但し和作を表方御糺明の御周旋賴み奉り候。左すれば和作僕を引くべし。僕一度御目附に對せば死罪は自ら取るなり。和作の事うぶし打[二]にては致方なし。僕大朝の爲めに一命を奉るは此の手段のみなり。知己ならば吾が心を知れ。

松陰寅生拜

士毅村先輩

清太保老兄

和作伏水行の事に付いて子榫尙ほ喋々す。蒼蠅の聲吾れ何ぞ憎まん。さりながら諸人の心なきは何んとせう。諸人少しにても心あらば和作の功は知るべし。和作一身を舍ててて諸人の爲めに繼ぐべきをなせり。大高・平島・櫻・松井其の外備薩[三]の士に對しても、大原・岩倉又は粟田[四]の內等へ對しても同志の士丈けは通じたり。今和作大嗶に處せられても、右の諸人長門に一人の忠臣なしとは得云ふまじ。右の諸人も遂に事は得なすまじけれども、遂に長門を見限りは得せまじ。是れは和作に對して然り。然れば

（二） 啞の意、取調べもせず、默つて罪に服すること

（三） [illegible]・[illegible]

（四） 粟田宮 [illegible]

和作後人の爲めに繼ぐべきをなしたると云ふものなり。子楫輩乳臭にて和作が深思を知らぬは無理からぬことなれども、妄りに喋々は正道の爲めに深く御詰責下さるべく候。僕實に憤懣の至りに堪へぬなり。此の一條は和作畢生の定價にかかることなれば、二君異議あらば幾度も仰せ下され度く候。僕同謀の事なれば其の寃を雪むる能はずば、死すと雖も瞑せず。松洞が「惜しむべし」の一言、是れ亦憤懣禁じ難し。已れの不能は愚者の不逮、深く尤むべからず、小人の張巡(一)・許遠を議する如き、豈に堪ふべけんや。本書は平心に謹書せし所、子楫・松洞の事又胸中に浮み又此の言に及べり。萬恕萬恕。松洞の志を折いたは玄瑞の一言なれば、玄瑞悪むべし。

佐世にも本文の趣詳かに申し遣はし、亡命をすすめ候へども従はず、剰へ和作(二)の事を喋々の子楫へ洩らす、不滿なき能はず。

尊攘を最初より云はねば僕も敢へて亡命を云はず。且つ本人の亡命は實に容易ならねば僕敢へて云はず。嫡庶に在りては容易なり。子遠・佐世・松洞の三人も行つたら又手段もあれど何如せん。此の度大原・岩倉の論賓に感激、但だ一の不足あり。粟田内

(一) 二人ともに唐の忠臣、安祿山の亂に睢陽城を固守して遂に捕へられ殺さる
(二) 佐世、長崎へ出發の日和作脫走上京のことを岡部に洩らす

の論も一理あり。遂に吾が公に罪をきせたり。嗚呼嗚呼。

五二二　久保清太郎・兄杉梅太郎宛　三月頃　松陰在野山獄。久保・兄在萩或兄在三田尻(カ)

此の帳家兄へ御渡し願ひ奉り候。

清狂稿、淡水・佐世等へ行き居り候。散佚せぬ様にありたし。詩文古人に如かざるか、世道古に及ばざるか、只今の様にては上梓せねば皆散逸する姿なり。慟哭の至りなり。俗人に見せずと名山に藏するが宜しく候。

清狂稿の上梓、今其の時に非ず。醵金は夫々へ返濟致し度く候。口羽へ壹圓、徳豊(四)へ壹方返濟然るべく候。淡水二方預り居り候。松洞に幾許あるか。御取合せ御處置賴み奉り候。鳥山(五)墓金の事も桂へ御尋ね行衛知れ候はば、是れ亦人々へ戻せば妙。此の二事吾が亡友に關係の事なれば心にかかる故申上ぐるなり。

知れざればままよ。

清太兄　　松陰

（三）赤川淡水、後の佐久間佐兵衛（「關傳」）

（四）寺田讃三郎

（五）鳥山新三郎墓碑建設寄附金

平生吾負二死友一矣、勿レ咎三人責二生者一也。

十四字多少の感慨。

清狂吟稿上梓に付き醵金簿

中谷に附す

一、金壹兩　口羽

一、金壹歩　杉

一、金壹歩　久保

一、銀拾九匁　益田豊三郎

一、金二朱　時山直八

一、金壹歩　小田村[1]亥之介

一、金二朱　高杉晉作

(一) 伊之助

今日恐らくは清狂の詩を梓にするの時に非ざるなり。萬事瓦解、諸友隔絶、爲すべき

平生吾負ク二死友一矣、勿レ咎ムル二人ノ貴ルレ生ヲ者ヲ一也。

十四字多少の感慨。

清狂吟稿上梓に付き醵金簿

中谷に附す

一、金壹兩　口羽

一、金壹歩　杉

一、金壹歩　久保

一、銀拾九匁　益田豐三郎

一、金二朱　時山直八

一、金壹歩　小田村亥之介(一)

一、金二朱　高杉晉作

今日恐らくは清狂の詩を梓にするの時に非ざるなり。萬事瓦解、諸友隔絶、爲すべき

(一) 伊之助

著なし。因つて松洞何程か覺えず、預り居る。淡水二方同斷。夫れを取戻し口羽と益田豐へ返濟致し度く候。杉・久保・小田村・高杉・時山はどうでもよろしく候。得（とく）上國行の節銃丸を買得（ばいとく）に神棚の金借用仕り候。後神棚へ返し置き候は此の金なり。得と御しらべ成され候はば行衛は皆知れ申し候。

家大兄　座下　　　　弟寅

五二三　某　宛　春　松陰在野山獄

有吉子徳の書來る。余諸友と絶交中なれば復書も仕らず、原書も返却するなり。さりながら書中感心の言一々申すべし。「政府の勢誠に弱く、悲嘆に勝（た）ふべからざるなり」。〇「僕家に歸り竊かに諸子の僕を折（くじ）くなきを悲しむ」。〇此の二句眼力極めて透中し候。玄瑞・松洞輩の見る所とは雲泥なり。併し政府の弱、諸生の鄙は皆吾が輩の未だ眞慷慨ならぬなり。此の所反省することは子徳恐らく知らざるなり。又劉崇（二）・翟義（三）の事を引く、尤も感心なり。漢書を讀みて崇・義を知り、唐書を讀みて徐敬業・駱賓王（四）

（二）（三）西漢の末、王莽攝政となり權を專らにす。兵を起して莽を討ち、敗北す。

（一）前出一〇〇頁參照

（四）唐初の人、王勃・楊炯・盧照鄰と文章を以て名を齊しうす。徐敬業の爲めに檄を天下に傳へて武后の罪を斥く。武后之れを見て曰く「此くの如き才あり、坐して流落せしむるは宰相の罪なり」と。敬業敗れて賓王亡命し行く所を知らず

を知る者、眼力ありと稱すべし。〇別紙余字説[一]御寫し致し候。子楫[二]・子大と一同に贈らざるは子德を外（ほか）にせしに非ざるなり。其の節子大は數々（しばしば）往復も致し候。諸友へも面談せしことに付き贈るを得たり。子德は書中にもある如く、人に遇はんことを庶幾（こひねが）へども更に許諾なき（心同志に面せんと欲すれども家敢へて許可するなしと改むべし）の最中に付き贈らざるなり、過慮するなかれ。

右の趣、巨川生[三]か小田村盟伯になりとも託し、且つ書牘を返し字説を贈られ候様御賴み申し候。

又白す、書尾に「草莽の臣、諫書を上らんと欲するも、之れを官に滯（とど）めて敢へて達せず」とあり。奸俗は頻りに密書を呈して、志士一通の呈書なきは亦眞慷慨ならぬ一端といふべし。

（一）或は名字説か、卽ち第五巻戊午幽室文稿中の「子楫・子德・子大の説」と關係あるか
（二）岡部富太郎・作間忠三郎
（三）岡部富太郎

五二四　品川彌二郎宛　春　（松陰在野山獄　品川在萩松本）

思父　足下　二十四日

詩經毛傳補義八冊

右は杉にある。散亂して居るべけれど捨りはせず。白駒の補義中々益がある、拘泥多けれども時事を想ふに足る。

詩傳通釋

右は山縣半藏所持、欽定詩經は官本がある。是れは小田村先生へ頼み、何か朱文公の詩序辨說のある本、通釋・欽定に限らず借用仕り度しと乞ふべし。慥かに覺えぬが說約にも序があるかと覺え申し候。說約は藤村にあれば夫れをかれば事容易なり。若し說約をかれば本註の外、歐陽修・(是れも序を主とす。)范處義・嚴粲・(序を主として朱子とけんくわをした者)呂祖謙・謝枋得等の說も(感慨の語多し雅有し〳〵。)ある。

(一一)簡明目錄に云ふ、四五百年以來、詩を說く者、門戶の爭、(詩序辨說より始まると。朱子の作)か樣に讀書すると簡明目錄の功能が知れるなり。

吾が讀書法此くの如きなり。併しこんな事賢い男へ云ふと迂濶がりて笑うて居る。馬鹿な奴へ云うて聞かせてはさつぱり茫洋として合點は行かぬ。杉藏はどうやら賢こうも馬鹿でもない樣なから試みに云うて見るが、やつぱり賢い方であらうてや。

(四) 岡白駒、龍洲と號す。肥前蓮池藩儒。明和四年歿、年七十六。
(五) 明倫館所藏本
(六) 宋の神宗の朝參知政事たり、王安石と合はず太子少師を以て致仕す。碩儒にして文豪、毛詩本義あり
(七) 宋の人、殿中侍御史、經學に精し。毛詩講義あり
(八) 宋の人、毛詩に精し。毛詩明篇あり
(九) 宋の隆興の進士たり、官は著作郎、國史院編修に至る。東萊先生といふ。著書讀詩記あり
(一〇) 宋の寶祐の進士、疊山と號す。

此の説に服するもの久保一人なり。再び按ずるに、第一に説約を取寄せて見よ。毎篇に序があれば通釋も欽定も入ることではない。

宋亡びて閩中に居り、魏天祐に強ひられて都に至りしも食はずして死す。門人密かに謚して文節といふ。文章軌範を撰す（一一）四庫全書簡明目録

五二五　某宛　春頃　松陰在野山獄　某在萩

是れを大原と思うたは義卿が誤りなり。此の事彌二より聞合せ申し遣はして呉れよ。

是れは（大高なりしか）のなり。

五二六　増野徳民宛（カ）　春頃　松陰在野山獄　増野在萩松本

此の事子大（一）・日孜へ談じて見よ。なんと云ふか。

小田村・久坂の論、僕一圓其の意を得ず。足下輩得心ならば此の上もなき事、若し安んぜずんば僕論を吐かん。夫れ今日の正氣はいづくにあるか。恐れながら　天子と一二搢紳と吾が公と吾が輩とにあるなり。吾が輩が吾が公を奉じ、二三搢紳が　天子を

（一）作間忠三郎・品川彌二郎

奉じ、奸人撫斬りにせねば神州滅亡必然なり。小田村を御側儒にし、久坂を御側醫にし、更に岡部・福原を地・江戸の手元にして見ても勤王は出來ぬ。そこで草莽の手段が入用なり。さればとて四人へ亡命せよと云ふは無理なり。四人は亡命しては一家餓死のみならず、家が滅亡、寅二と同罪なり。

五二七　某　宛

三月下旬或四月上旬　松陰在野山獄

夷齊

（二）倫理重而軀命輕。日中寧有虎賁兵。他年餓死西山志。便是當初叩馬情。

杉藏・和作、夷・齊に比すべし。猛士と三人是非首を刎ねねば相濟まざる事なり。彼の者兄弟の事、猛士之れが主謀たり。日本滅亡の時、長門三人位は首を刎ねられずて神國の甲斐があるものか。僕公等と書問を通ぜざる心事此くの如し。

杉藏・和作輩姑息の御周旋、道の爲めに必ず御無用に候。（三）文山を殺さずんば天下は胡元に歸まり申さず候。僕御評定所へ召出され三人對決し、僕が授け候策一々申して奸

（二）この詩第六卷一六六頁に出づ

（三）第一文天詳

吏の膽を奪つて遣る、三人の首を刎ねざれば相濟まざるなり。（後文闕）

五二八　增野德民宛　四月朔日（カ）　松陰在野山獄　增野在萩

今晩不都合御堪へ難く候。面ならでは陳じ難き議論あり、他日を期し候。認め置き候數書も面陳すべくと存じ候て、特に早々再來の時を期し候。彌二又揚屋を問ふことあらば寄り呉れ候樣に御申し下され度く候。和作へ申し遣はす事あれど、今未だ出來ず候なり。

朔日　松陰

德民　足下

彌二へ復する書甚だ匆々、深意あり、面陳すべし。

此の書を認め候へども足下已に去る、せん方なし。

五二九　野村和作宛　四月二日　松陰在野山獄　野村在岩倉獄

足下一死の覺悟相定まり候由誠に感心。僕同志を求むる數年、初めて足下を得、重輔(一)死せざるなり。大慶大慶。然るに「死生亦大」と、莊生(二)が一言格論格論。講究した上も講究して、一毫遺憾なき所へ行かねばならず候。「慷慨死に就くは易く、從容死に就くは難し」。此の語亦妙。勢に乘じ戰死等は易々に候へども、此の度の死は隨分難く候。何分相互に講究すべし。今試みに足下の心を一々言ふべし。當るか當らぬと御答へ下され度く候。足下大坂にて死なぬは、一人割腹を好む人なく時を待つに服したと。此の言甚だ直、足下死ぬる男たる所以なり。實に徒死は難し。僕先日餓死することの出來ぬも是れなり。櫻(三)なんど死は易々なれど無益の死はせぬと云ふ。吾が藩同志の士も皆此の言あり、大うそなり。死が何ぞ易々ならん。二つなき命なれば難し／＼。そこで死なねば濟まぬ譯合を得と知らねばならぬ。果して能く死にさへすれば無益でなし、必ず益あるなり。此の度の死、益あることは下に云ふべし。

足下大坂にて死志なし、歸着して死志なし、時を待つの意なり。其の後云はく、「大僕首を失うて不忠故に不孝不弟を償ふ能はず、何ぞ今世に望みあらん」と。是れで死

(一) 金子重之助、和作を金子の再生と見做せるなり
(二) 莊子
(三) 櫻任藏 〔[illegible]〕

志決す。然れども此の死志は奪ふべし。何となれば失策を憤懣して死するに過ぎざればなり。今死する時は忠に益なく、更に不孝不弟の罪を重ぬるではなきかと云はば、恐らくは言なからん。此の死は慷慨の死にて大坂にては是れでも死なれ候へども、萩へ歸り從容の死は是れでは出來ぬ／＼。

晦日の書に「神州の興起又何を目途に仕るべくや、一日も生を偸む心なし」と。此の言大いに前に勝る。是れで死ねるなり。

併し此の上ながら講究すべし。僕又一說あり。今死すれば互に勤王の死なり。今から數十年生きて勤王出來ぬ世の中で身を潔くして不義の人にならぬ事六ケ敷きなり。夫義に死して幼子あれば、婦人は理として死すべからずと。楊椒山の論當れり。若し子なければ夫に殉ずるも亦一理なり。二十左右の美婦が孀居して節を守るは實に六ケ敷きもの、其の內に一番でも邪淫を遺つては夫の義に負くなり。邪淫してしらぬ貌して他人へ對し守節の未亡人と誇るとも、鬼神其れ之れを免さんや。是れを思へば身の毛がよ立つなり。吾れも足下も美婦なれば、此の度死ぬること出來ぬ時は後來の守節死

（一）田原莊四郎〔關傳〕

（二）金子・月性・默霖の三人

ぬるより上の苦しみをせねばならぬなり。松本謙などは莊四(一)と同年の男ではなけれど邪淫を遣り散らすときけば、實に身に反して汗が出る。此の度小田村も邪淫を一番位は遣つて居るではなきか。其の他賴むべき男皆然り。吾が平生久保を信仰するは妥ぢや。獨立で何の功能もなき男なれど決して邪淫は遣らぬ。此の條は僕も及ばざるなり。榮太等も松洞よりは大いに增(まし)ではないか。才能を舒展(じよてん)するは易し、韜藏(たうざう)するは難し。舒展して所を得ざれば邪淫になる。此の度死すれば永く義士ぢや。三亡友(二)と地下にて臂を交へて生前の契(ちぎり)が結ばれる。此の一條貴案如何。

又一說あり。去年三月已來　天子獨憂、何如にして臣子一人の死なし。此一條どうも殘念、靑史を汚すではないか。是れを思へば生きた心地はない。

死ぬる手段に付いて、最初は要駕策を出し國府へせり込み行府へ廻させ行府の吏を慫らする積りなりし。然れども國府隱忍して御用箱へつつき込んだ時は致方なきがと苦心致し居り候。彌〻來り行府へ直(ぢき)に遣つてはどうかと云うた。其の時は虛空(こくう)に聞いたが、後に案ずれば彌〻誠に人を起す、能(よ)くこそ言うて吳れた、感涙感涙。是れより又考

ふるに、徒らに怒らせた計りでは殺しは得せず、讒譖を逞しうする計りなり。夫れでいづれ徐々行らねばならぬと考へ、先日小田村・久保へ死なねばならぬ譯を逐一申して遣つた。且つ本藩で又と尊攘など云はぬがよし、虚僞になりて天下へ信を失ふの本なり。（此の說又長し。是れで分り候へばよろし。不分りならば難ぜよ、答へん。）公等は生きて虚僞を言はずに著實な事を云へ、なせ。又吾が志を知つて吳れるならばどうぞ死なせて、長門の勤王も眞更虚僞ではない事を天下へ知らせば死して不朽ではないか。私情を捨てて吾が爲めに萬世を謀つて吳れるでなくては知己の甲斐はなし。吾れ不勤王の生を偸むは勤王の死を致すより樂しい事はなきは公等知つて吳れさうなものと。（此の書大符二通あり、要駕策もさう。）未だ答なし。いづれ一答あるべし。死を止むるならば、公等自ら死ぬること能はぬとて人の死を止むるは無情なりと責める積り。知己の人々平心で考へて見たら、鳴程生は一時の樂、死は萬古の榮と云ふことと思ひ付くべし。是れ等の手を借りて彌二が言の如く行府へせり込むべし。假令十分の死が出來ぬとも、此の誠が君公まで通じたら是れまでの尊攘は丸で虚僞と云ふ事目が悟むべし。何分愚公(一)が山を移し、道風(二)が蝦蟆を學ぶ手段で、頻りに誠を積まね

(一) 第六巻六四頁頭註參照
(二) 小野道風

ば事出來申さず候。嗚程十口はない、殺して其の志を成して遣れと云ふ事に成り候はば、尊攘出來ぬにもせよ、長門相應な事はする氣にもなるべし。特に同志の人々は死友に負いてはすまぬと云ふ腹も出來申すべく、上に申し候無益の死でなく必ず有益なりと申すが爰なり。

此の外の事も追々申し遣はすべし。御考へも御聞かせ下され度く候。

何分誅せらるるにもせよ、此の冬の間には合ひ申さず、いづれ來年の事なり。來冬までは餘日もあること故、互に勉强して學問をせよう。僕來獄已來頗る進歩を覺ゆ。兩つなき命なれば惜しんだ上も惜しみ、最上至極な所を遣らう。彌二と今一面して論じて見ようと思ふ。頗る吾が死を促す色あり。但し足下の所謂政府へじら(四)を云ふの類を快とするなれば未だしなり。又僕に平心を進む。此の言絶妙。前に僕が云ふは憤慨を削り平心に成つた所なり。併し彌二が平心と云うたはどの樣な事か、一通りのかんしやくを起すなと云ふ事ならば推參な詞ぢや。若し慷慨從容の界を頗る伺ひ得たら、此の生畏るべし。平心說を書いて呉れい、つい平心と計りでは譯が分らぬと申し遣はし

（三）兎や角いふことはないの意

（四）わがまま無理の意

置き候。揚屋へ行き候はば此の事御詰問下され度く候。かう云ふ所から人を諭して遣ると大いに發明するものなり。

四月二日黄昏之れを書く　　松陰

五三〇　野村和作宛　四月四日　松陰在野山獄 野村在岩倉獄

死は一生の結局なり、故に亦難し。一句絶妙。〇片時も居る事うるさく、此の語の間に合ひ候へば、赤面失言なり。併しながら平生の知己一人も知つて呉れる人なく、一人も尊攘して呉れる人なく、實に些(すこし)も樂しい事はないではないか。難儀な、齒がゆい、夫れ故ついこんな輕薄の言を吐いた。吾が心を恕(ゆる)し、而して吾が過を宥せ。已來は申す間布く候。〇天下將に亂麻ならんとす、此の事見るに忍びず、故に死ぬると。此の明らめ大いに吾れと相違なり。天下亂麻とならば大いに吾が輩力を竭すべき所なり、豈に死すべけんや。唯今の勢は和漢古今歷史にて見及ばぬ惡兆にて、治世から亂世なしに直(すぐ)に亡國になるべし。是れが苦心なり。何となれば、外墨夷幕府を箝(かん)制し、幕府、

天朝と諸侯とを箝制し、諸侯、國中の志士仁人を箝制す。夫れ故今の諸侯が心ならずも幕府に制せられて　天朝へ不忠をする如く、往先墨夷へ制せられようかと夫れのみ痛心なり。天と云はうか、人と云はうか。漢土が胡元・滿清に一民一士も屈すべき譯はなけれど、人物及ばざれば如何せん、遂に宋明滅亡に及べり。吾が毛利の臣民も武運拙ければ關ヶ原一敗の爲めに德川に屈す。併し異國の事は沙汰に及ばず。德川も天朝より征夷に任ぜられたる上は私怨を挾むべからざるなり。獨り苦心は墨夷大統領は實に今の將軍よりは智あり、來使は堀田・間部よりは才あり。是れでは遂に一矢一鏃を費さず降參するも無理からず。是れは國朝にて先例なきことなれば人輙く信ぜざれども、宋の遼・金・元に亡ぶるも此の姿なり。其の間には張浚・韓侂冑など無策の戰をして國脈を蹙めたる事もあれど、多くは和親中にて亡びたり。只今の勢は大名に岳飛・韓世忠もなければ、一戰なしに墨夷に屈するなり。墨夷もし德川を滅せず深く援救して兵械糧食を與へ屬國とする時は坐ながら滅する道理なり。故に人は吾れを以て亂を好むとも云ふべけれど、草莽崛起の豪傑ありて神州の墨夷の支配を受けぬ樣に

ありたし。然れども他國人共崛起して吾が藩人虛空(一)にして居るなり。吾が藩に忠臣あらば早くいづれにか崛起して外より吾が藩を救ふ手段あるべし。何卒亂麻となれかし。亂麻となる勢御見居ゑ候か。治世から直に亡國にはならぬか、此の所僕大いに惑ふ所なり。○此の内の金川(二)人民の不折合は賴むべからず候。初めはどこも不折合なれど、交易は所の繁昌する事なれば、人心は二三年ならずして安穩歸服するなり。是れが悔しし〳〵。是れが去年の時を失うたる殘念なる所以なり。○僕が死を求むるは生きて事をなすべき目途なし。死んで人を感ずる一理あらんかと申す所と、此の度の大事に一人も死ぬもののなき、餘りも〳〵日本人が臆病になり切つたがむごいから、一人なりと死んで見せたら朋友故舊生殘つたもの共も、少しは力を致して吳れうかと云ふ迄なり。○楊椒山(集)近日取寄せ送るべし。○安富は二月二十七日大島へ遠島、足下の跡を追ふ積りなれど敗露の由、今は未だ何とも申し難く、他日得と申し遣はすべく候。此の男酒色の失あり、吾れ甚だ之れを憂ふ。然れども膽力氣魄愛すべし、愛すべし。去後同囚に問ふに、富永去つて僕の來らぬ間にも夜學甚だ勉强せし趣を皆人云ひて、

(一)ぼんやりして居る意
(二)今の神奈川

根氣強き人と云ふ。理或は然らん。吾が輩他日事を擧ぐるの日あらば、此の事別紙にいふ 此の男必ず用ひ所あるなり。夫れ迄に自らやるか否や、未だ詳かならず候。

四日

朔日の書、作間・彌二今夕持ち來る。尚ほ又小田村よりの書・拙書とも御見せ致し候。實に小田村も久坂も吾れを外にして居ると見えて何とも明答はなし。要駕策と別に詳密の書を遣はし候へども同斷。夫れでは時を待つの是非も、和作の義不義も、尊攘の出來る出來ぬも、何もかもさつぱり分り申さず候。

五三一 北山安世宛(三) 四月六日 松陰在野山獄 北山在藩

弊境御來過下され候由、六年の心事面叙を得ず、遺憾山の如し。小生狂態舊に倍し岸(四)に宜しく獄に宜し、御一笑頼み奉り候。此の節嫌疑尤も甚しく候故、知己の舊故も丸に絶交の姿に付き、むざと小生へ御通問の事御商議は宜しからず。此の生(五)少年には候へども嫌疑を憚らざるものに付き鄙意申し含め差出し候。小生も御伺ひ申し度き儀之

れあるに付き、御都合惡しからず候はば委曲認め上げ候樣致すべく候。何も此の生へ、御回答賴み奉り候。

四月初六　　辱交弟寅二

北山老兄　執事

五三二　野村和作宛　四月七日　（松陰在野山獄　野村在岩倉獄）

要駕策を題にして死を請ふ說思うて見るに、微功を書立てて上進を求むると同樣なり。功が積んだら自然に御詮議があるべし。

微志を君上へ達する事も萬々路なし。同志の士も私情を以て論ずる故周旋はせぬなり。今の幕府今の諸侯勤王攘夷は萬々出來ぬと明らむべし。路あらば死ぬる迄諫爭するもよし、路なくば　天朝と吾が藩を外より助ける手段に止まるなり。

孔子は快人なり。管仲が（一）公子糾に死なぬをほめた。此の說尤も妙。曾て默霖にきく、又徂徠にも聞いた事がある。

（一）管仲公子糾のために齊の桓公と戰ひしも死せず、桓公に囚せられ却つて召出されて宰相となり、齊の霸業を完成す

實に世の中の人は醉漢と思ふがよし。何を云うても分りもせず、腹も立てず、涙もなし、蟲も居らず。そんな人を相手にするよりは、程よくだまして吾れは吾が事をするがよい。此の頃は其の案じ計り、如何如何。高論承りたし。

七日　　　　松陰

五三三　北山安世宛　四月七日　松陰在野山獄　北山在萩

幽囚中懸料(一)の論なれば隔靴(かつくわ)の所多からん。さりながら天下の大勢は大略知れたるもの、實に神州の陸沈(りくちん)憂ふべきの至りなり。幕府途に人なし、瑣屑(させつ)の事は可なりに辨じも致すべけれども、宇宙を達觀して大略を展(の)ぶるの人なし。外夷控馭(こうぎよ)最も其の宜しきを失ひ、著々人に制せらるること計り、癸丑・甲寅より已に六七年に及べども今に航海の事なし。華盛頓がどこにあるやら、龍動(ロンドン)が如何なる處やら、畫そらごとにて何の控馭を能くなさんや。然れども幕府の吏皆肉食の鄙夫と紈袴(ぐわんこ)の子弟のみなれば、就中一二の樸實ありとも、衆楚の咻々、一齊人(二)の能く克つべきに非ず。因つて思ふ、東晉・南朝

（一）遙かに推量しての論の意

（二）孟子滕文公下篇第六章。

及び趙宋などの中原を恢復得(え)せぬも勢なり。況や今の徳川をや。徳川存する内は遂に墨・魯・暗・拂に制せらるることどれ程に立ち行くべくも計り難し、實に長大息なり。幸に上に　明天子あり。深く爰に　叡慮を惱まされたれども搢紳衣魚の陋習は幕府より更に甚しく、但だ外夷を近づけては神國の汚れと申す事計りにて、上古の雄圖遠略等は少しも思召し出されず、事の成らぬも固より其の所なり。列藩の諸侯に至りては征夷の鼻息を仰ぐ迄にて何の建前もなし。征夷外夷に降參すれば其の後に從ひて降參する外に手段なし。獨立不羈三千年來の大日本、一朝人(ひと)の羈縛(きばく)を受くること、血性ある者視るに忍ぶべけんや。那波列翁(ナポレオン)を起してフレーヘード(一)を唱へねば腹悶醫し難し。僕固より其の成すべからざるは知れども、昨年以來微力相應に粉骨碎身すれど一も裨益なし。徒らに岸獄に坐するを得るのみ。此の餘の處置妄言すれば則ち族せられん(二)なれども、今の幕府も諸侯も最早醉人なれば扶持の術なし。草莽崛起の人を望む外頼みなし。されど本藩の恩と　天朝の德とは何如にしても忘るるに方なし。草莽崛起の力を以て近くは本藩を維持し、遠くは　天朝の中興を輔佐し奉れば、匹夫の諒(まこと)に負くが

(一) 自由、オランダ語の vrijheid

(二) 罪一族に及ぶをいふ

如くなれど、神州に大功ある人と云ふべし。此の人要するに管仲已下には立たざるなり。外夷の事情何如。余が所見にては墨夷の處置大いに次序ある様見ゆ。且つ立國の方も宜しく、國又甚だ古からず、最も強敵なるべしと思ふ。藩人崎遊せし者多く諳夷(三)の無力を誇張す。魯夷(四)は大國の風と云ふべきかなれども稍や迂濶を覺ゆ。高見何如。墨夷も登城せし「ハルリス」は僕深く畏れず、虚言甚だ多し。征夷府中に是れをさへ辨折の人なきは嘆ずべし。然れども「ハルリス」の言逐一行はるる時は神州實に危し。「ハルリス」の言虚喝ならば幸なり、何如。墨夷東洋に一地もなければ、爪哇や日本を懇望するは實に彼れに在りて已むを得ざるのことならん。

右愚按逐一述べがたし。大要今の儘にては神州陸沈疑なし。恢復の策は劉項(五)・那波列翁等に非ざれば出來がたし。而して今未だ爰に著眼の人を見ず。老兄は奇見異識の士なれば一說を聞かんことを願ふなり。己未四月七日

北山君　座下　　　　寧交弟寅二白す

僕在獄なれば拜面實に難し。且つ臭穢の地來翰を辱うすることは失禮の極なり。さ

(三) アングリヤ、即ち英國。
(四) ロシヤ。
(五) 漢の高祖劉邦と楚の項羽。

りながら御來過の節必ず拜面心事を盡すべくと去年來大きに渴望せし宿志なれば、何卒事を成したきは海山（うみやま）なり。委細品川生へ心事申付け置きたれば御高聽を希ふのみ。賤著應接書辨駁、品川生へ附し置き候。御一見賴み奉り候。

五三四　岡部富太郎宛カ　四月九日　（松陰在野山獄　岡部在萩）

九日　松陰

先日の御答度々御急ぎ、且つ佐世にも歸國の由なれば和作との懸合ひ中未定に候へども、先日已來の心事一通り申上げ候。僕及び和作の心事は要駕策（一）、並びに書翰壹通、小田村・久保へ行き居り候。是れは嚴に他見を斷り置き候へども、再應仰せ下され候事に付き、此の書を村・保へ御示し候て、夫れを證にして一見を御賴み成され候へ。左候へば別に申す事はなく相分り候。別紙杉藏兄弟の書三四通封内に入れ候、御考合成さるべく候。是れには至らぬ論固より多し。（和作との懸合ひ次第にては此の說も動くかも知れ申さず候。）已來尊攘などといふ事決して諸友いふ事なかれ。防長の勤王の發言は嗚呼ケ間敷（をこがまし）く候へども拙生なれば、

（一）第六卷二二一頁に出づ

〔二〕 [illegible]大原[illegible]

〔三〕 第五巻二七七頁參照

〔四〕 清水清三郎、直目附

〔五〕 内藤萬[illegible]

月性も秋良も拙生の書より志を起したり、周布又其の後なり申す間敷き勤王を云ひて國を誤りたる罪にでも誅せられて餘りあり、中々奸婦賊子と同閃にては足り申さず候。足下若し吾が知己なれば死を賜ふ事の周旋をして下され度しと申す事なり。

〔二〕子桂毎々伏見策の成らぬ事を申され候へども、此の度和作周旋大原已下の論の次第具さに御承知なくて申され候事が甚だ不審なり。（伏策の破れは僕子桂來獄の時告げたが大いに誤り。子桂即ち小田村に告ぐ、余急に小田村へ書を飛ばし、此の策政府へ聞えては成らずと申し遣はしたれど、小田村始終政府に告げたれば、事成らぬ筈なり。政府の生首をぬく策を政府に告げこ何ぞ成就せよう。）若し僕が說の如く佐世・杉藏・松洞・赤根四人とも上り候へば成る事必然なり。和作年少殊に一人にてはどうも成り申さず。併し有志の諸位へ信義丈けは相立ち、長門の面目も丸潰れには相成り申さず候。（是れ和作が大功なり。）大原公の說果して兼て愚考通りに出で候。此の說の出づるを知る故、僕態〻〔三〕應接辨駁も草して遣つたれど、和作大れを忘れて行く位なれば大原の說を破る事成らぬは無理ならず、と云へば和作を短ずる樣なれど、和作は只今にては長防第一等の人物なれば備はらんことを責むるなり。大原動かずば大高・平島其の外皆大□ある故出づるなり。其の上にて拙生要駕策の通りに遣れば成敗ともに大變動に成る。殊に幸とすべき清水〔四〕が御倅なれば〔五〕回活などと一流に非ざるをや。是れは逃げた豬の大を誇るに似たれども、

伏見策を成らぬ等と御心得故、此に辯ぜざるを得ず。要駕策を得と讀みて見るがよし。實に義卿・和作は謀叛人に相違はない。早く謀叛人を誅するは矢張り公等の手柄といふものなり。尊攘は迚も今の世界を一變せねば出來るものに之れなく、伏見策さへよ（此の策が最後の一手段、最早諸君何ぼうなりとあづりて（一）見給へ、今公卿、勤王させる手段はなし。今恐れて行はねば、恐れながら此の後の御世は猶更成らぬなり。練兵も何の用に立つ事か、一圓合點參らず候。）せぬ程の人が何が尊攘が出來ようぞ。夫れよりは親に孝行したり、一家を治めたり、役人に成つたら百姓の肩の少しでも安まる樣に、孝弟力田の風になる樣にするどもが實用なり。されぱとて義卿・和作兩人は天地間に生きて居る間は時勢は知らず、尊攘を知るのみ。其の罪死して餘りあり。誠に勿體なけれども京師去る大晦日の落書、主上は春秋に富み給へば五年の後如何あらんか。尤も其の時拙策にても御用ひならば成るかも知れず。此の度の手段では無益なり。

（一）藻掻く意の方言

五三五　岡部富太郎宛　四月九日（カ）　松陰在野山獄　岡部在萩

僕容易に人を絕交する樣に久坂など云ひて不滿を云ふけれど、義卿豈に容易に人を絕

交せんや。殊に來原・桂などは僕が尊信することは諸友具さに知る所。然れども諸友かかる大機會を態と取外し、今公の勤王をさせぬなれば、僕どうも何如に思うても胸がながぬではないか。諸友は殿様はいづれの御代も同様に思ふべけれど、勤王も今日には限らぬ、時を待て、時を待つもよろし、義卿は今公へは殊恩を蒙り居る身分なれば、今公の外に報じ奉るべき赤心はなく候。元來罪人なれば國事など論ずべきには非ざれども、今公罪人を以て罪臣を見給はねば、罪臣豈に罪人を以て自ら待たんや。是れ等の話は諸友に云うてはだめな事、夫れよりはいつそ絶交するが増といふ事なり。吾れ今公の爲めに得死なぬが一生の遺憾なり。此の所を深察して佐世と申合せ、僕を死罪になる様に謀り下さるべく候はば、知己の感萬代忘れ申さず候。久坂などあれ程の無情な男とは實に失望の至り、吾が情も少しは知つてくれてもよかりさうなものに祖暴とか權謀術數とか巧詐とか云うて、高で人を相對にはせぬ。僕素より愚戇なれば久坂などの齒牙に懸けぬも無理からぬ事。幾度云ふも勿體なきは君公の御上り已來、御在國は奸吏の盛りなり、其の後は又御倦勤も計り難し。なんぎな事／＼。勿體なけ

(二二) まるで、全くの意の方言。

れども世子様の御世になれば、長井（雅楽）の老奸があれば望なし。吾が輩永獄にて死して名なからんよりは、一死は切に望む所なり。村[一]・保・坂へ陳じたも此の情なれど明答なし。吾が情は毫も御察しないと見える。吾れ生年三十、未だ曾て自分の事を人に頼んだ覺はない。今日自殺することが出來ぬ計りで、諸友へ一死を賴めども、一人も周旋して呉れる人なし。恨めし〳〵。

吾が輩へ死を賜ふ周旋も六ケ敷き事には之れなく候へば、村・保へ申し遣はし置き候通り、和作一條表方御糺明に相成り候へば夫れでよし。然る時は和作余を引くべし。余一度目附へ相對しさへすれば、三十年來の憤慨一時に吐けば、死罪は立所に至る。[二]霖公の所謂口吃生が懸河の辯をすると云ふが此の時なり。

五三六　兄杉梅太郎宛　四月十日　松陰在野山獄 兄在三田尻

神道（日本書紀用明紀）　古道（皇極紀）　上古聖王の迹（孝德紀）

右、弘道館記[三]述義に引く所。

（一）小田村・久保・久坂

（二）勸皇僧默霖（「列傳」）

（三）水戸烈公の作れる藩校弘道館の記を敷衍述義せるもの。藤田東湖の著

鳴程國學と申すは世俗の弊習、本居流には古學とのみ申し候。其の他未だ見ざる神道もあれば、神學もある筈なり。神は人に對するなれば古道と云ふと大いに遠からざるに似たり。如何。

○月性肖像、述義の間に挾み御返し仕り候。

○寫本は如何なるものに候や出來申すべくと存じ奉り候。俗用なれば勿論出來るなり。私も少々積りある故、百葉位のものは時々は寫して傭耕料を得べし。荒増（四）にあれど一日夜三十丁位は出來るに付き、隨分やるべき事なり。

十日

杉様　　野山

五三七　野村和作・增野德民宛　四月十日（カ）　松陰在野山獄、野村在岩倉獄、增野在萩

安富（五）一件の書悉く御目に懸け候。是れを足下へ洩らすは故なきに非ず。足下必ず安富に一書あらんことを欲するなり。御深考下さるべく候。左候て（此の事村[illegible]中へ深秘、御心得）德民近日渡海の積り

（四）概略の意

（五）安富惣輔、松陰の同囚たりし者、當時[illegible]上大島に流さる

然るべく候。
なり。徳民當時松岡良哉方在塾なり。

和作　足下　　　松陰

十四日夜は獄の方妙に候間其の夜來談、直ちに渡海では如何。尤も船の様子刻限等聞合せ見るべし。今日安富より一書來る、即ち御見せ申し候。愚書は逐一御熟見下さるべく候。左候て御氣付なくば和作へ見せ一書を認めさせ度く、明夜別に密議あり。彌二來獄故、其の節又々傳言致すべく候なり。十日

徳民　足下　　　松陰

五三八　久坂玄瑞宛　四月十一日　松陰在野山獄 久坂在萩

昨夜は一晤、所謂雨に遇ひて(一)吉なるものか。李氏藏書(二)の何心隠論をみて義卿は先づ亢(三)龍にして置いて呉れ給へ。尤も龍は變ずるものなれば、亦一定もてこれを目するなかれ。而も義卿如き小人物では捌けず、事を濟(な)す有用の大人物になられかし。夫れは扨て置き、彌二内輪(うちわ)へ心置きの事に付き二子去後色々案じたり。先づ彌二身上にて云へ

(一) 群疑消え去り和解の兆をいふ。易の睽に「婚媾せんとす、往いて雨に遇へば則ち吉」とあり「雨に遇ふの吉とは、群疑亡ぶればなり」と出づ。
(二) 李氏焚書の誤り、李卓吾の著。
(三) 何心隠論の中に「吾れ謂へらく、公は見龍を以て自ら居る：然れども亢も亦龍なり、他物の比に非ず、龍にして亢ならずば則ち上九虚位となる。云々」と出で、松陰ここを評して、「吾れ長門に在りて姑く亢龍の一爻を假る。知らず何人か來つて此

い位を奪ふ者あり」と。又易の革の卦参照すべし

〔四〕假名手本忠臣藏に出づ

〔五〕離婁下篇第三十二章

〔六〕ぬかるに同じ

ば是れ等の事も皆玉成の資なり。此の一事親に負くと云ふ事が心にあれば他の孝道必切なり。此の六ケ敷き所を處し慣れて置かねば、天下の難事は中々此の段に非ず。萱(四)野勘平が事も思ひ合せよ。」(此の段は彌二にも云ひたまへ。)又親の心を恕すれば亦落涙、夜行にて往先(ゆきさき)も不分明なれば、若しや酒色に墮落どもはせぬかと心をもむべし。然れども人にも云はぬことなれば所謂老婆心憐れむべし。」　又僕子遠の心にては吾が輩の爲めに彼れ母子を苦心さすること氣の毒なり。諸友も此の心は同じくし呉れ給へ。因つて昨夜略ぼ申し候樣兄等福原・作間・有吉など仰せ合され、折々夜往きて讀書にてもしてやり給へ。孟子(五)齊人一妻一妾の章に「未だ嘗て顯者の來るあらず」と。此の語絶妙。婦女子の心然り、母心更に甚しきなり。是れ迄僕大いにのかりけり(六)。故に丁寧之れを言ふ。

十一日　　松陰

五三九　野村和作宛　四月十一日(カ)　松陰在野山獄　野村在岩倉獄

和作へゆく　　十一日　　松陰

和作讀書の識は感心、一々評するに暇あらず。程濟(一)を譽めたは卓吾(二)の見、義卿は伏せざるなり。〇通鑑どうぞ讀むべし。萬卷の力、吾れ往ゝ和作に及ばず。寸鐵の利、吾れ亦乃兄に及ばず。兄弟品格自ら殊なり。學問も相違あるべし。

五四〇　北山安世宛　　四月十二日　松陰在野山獄 北山在萩

昨夜は望外の奇夢(三)、特に意外の惠賜赧慙一ならず。藍(四)蘭紙一冊獻呈仕り候。是れは御客寓中御抄劄の用に御備へ下され候はば多幸。尤も座右有合せの分にて甚だ摺様麤草、且つ僅少に候間御一咲是れ祈る。

十二日　　等交弟寅二

五四一　品川彌二郎宛　　四月十二日　松陰在野山獄 品川在萩

野山獄には時を待ちなんといふ人は歌讀みにさへなしと、揚屋へ御知らせ下され度く候。

(一) 李氏續藏書卷七遜國名臣に出づ
(二) 李卓吾
(三) 北山との面會をさすも、憚りて夢にかこつけしなり。第六卷二五七頁「北山安世を夢む」參照
(四) 藍色罫紙の原稿紙、松陰手製なり

思父　足下

＊いたづらに春をや人の過すらん匂ふ盛りの花も見なくて

花は今盛りなりしに人皆のいつを見るべき時と待つらん

愛でなばと待ちにし花もいつかはやうつろひはてて春は暮れけり　呂世

五四二　某　宛　四月十二日頃　松陰在野山獄

武蔵野に匂ひみちたるさくら花見てのみ人のいかにをらざる　呂世

＊三つながら和作へ御見せ、是れは少し心ある故捨らぬ様に御頼み申し候。

五四三　妹千代宛　四月十三日　松陰在野山獄　千代在萩松本

申し度き事は中々盡き申さぬが、先づ九枚で置き申し候。

此の間は御文下され、観音さまの御せん米、三日のうち精進にていただき候様との御事、御深切の御こころざし感じ入り申し候。精進潔斎などは随分心の堅まり候ものに

＊ 以下毎年、呂世とあるは同囚の名なら六。この歌の前日に一同囚[illegible]歌の夜に賦し書しこの和作に示す」の詩あるも、第六巻二百九首に出すを以て略す

＊ この[illegible]和歌[illegible]首は略す

（一）野村和作脱走上京後の要駕策の成功を祈念せしためなり
（二）吉田家又は杉家先祖の靈

て宜敷き事とぞんじ候に付き、拙者も二月二十五日より三月晦日まで少々志(一)の候へば酒肴共一向給べ申さず、其の間一度靈(二)神様御祭のもの頂戴致し候ばかりに御座候。まして三日の精進は左まで六ヶ敷き事にも之れなく、御深せつの事に候へば相はたし度く存じ候へども、當所にては當り前の精進の外にまた精進と申し候へば、連中又は番人ども何故かと怪しみ尋ね候に付き、夫れを夫れと相こたへ候事面どうに存じ候故、八日は幸ひ御精(進)日なれば其の日一日にいただき申し候。抑々観音信仰せよとの事は定めて禍をよけ候ためにあるべく、是れには大きに論ある事に候へば委細申し進ずべく候。拙者未だ観音經は讀み申さず候へども、法華經第二十五の巻普門品と申す篇に、悉く観音力と申す事高大に陳べて之れあり候。大意は観音を念じ候へば、縄目にかかり候へば忽ちぶつ〱と縄が切れ、人屋へ捕はれ候へば忽ち錠鍵がはづれ、首の座へ直り候へば忽ち刀がちんぢに折れるなど申してこれあり候。是れは拙者江戸の人や(屋)にて此の經は幾度もくり返し讀みて見候へども始終此の趣に候。夫れ故凡人は是れより難有き事はないとて信仰するも無理はなく候。さりながら佛のをしへは奇妙な仕

懸(かけ)にて、大乗小乗と二つ分ちて、小乗は下(げ)こんの人への教、大乗は上根の人へのをしへと定め之れあり候。小乗にて申し候へば、觀音は右の經文の通りのものと心得、ひ(二)たもの信仰さするに御座候。是れは人に信を起さする爲めなり。信を起さするとは一心に難有き事ぢやとのみ思ひ込み餘念他慮なき事にて、一心不亂と申すも此の事なり。人は一心不亂になりさへすれば何事へ臨み候てもちつとも頓着はなく、縱日も人屋も首の座も平氣になれ候から、世の中に如何に難題苦患の候ても、それに退轉して不忠不孝無禮無道等仕る氣遣ひはない。されど初めから凡夫に一心不亂ぢやの不退轉ぢやのと申し聞かせてもさつぱり耳に入らぬもの故に、假に觀おん様を拵へて人の信を起させ候教に御座候。是れを方便とも申し候。是れに付いて法花經(ほつけきやう)に都上りのたとへ之れあり、至極面白く候へども、事長ければ略し申し候。扨て又大乗と申し候時は出世法と申す事が肝要に御座候。出世と申し候ても立身出世など申す事には御座なく候。其の初めは釋迦が天竺王の若殿に候處、若き時から感のつよき人にて、老人を見ては吾が身も往先(ゆくさき)は老人に成らうかと悲しみ、死人を見ては吾がみも往先は死なうかと悲

(二) ひたすらと同意

しみ、蟲けらの死んだの草木の枯れたのまでに悲しみを起し、是非に生老病死が此の世の習なれば、此の世を出でねばすまぬと志を立て候て、年二十五の時位を棄てて山へ入り、右の生老病死を免かれる修行をしに參られ候。（是れにも色々難有き話があれども事長ければ略す。）左候て三十出山とて僅か五年の間に生老病死を免かれる事を悟り、生れもせねば老いもせず病死にもせぬ事を悟りて出て來て、夫れから世の人を教化せられた。是れが出世法ぢや。故に出世せねば濟世が出來ぬと申すも此の事なり。濟世といふは則ち此の世の人を濟(さい)度(ど)する事に御座候。扨て其の死なぬと申すは近く申さば、釋迦の孔子のと申す御方々は今日まで生きて御座る故、人が尊とみもすれば難有がりもする、おそれもする。果して死なぬではないか。（孔子の教もやはり此の通りに候へども事長し、略す。）死なぬ人なれば繩目も人屋も首の座も前に申す觀音經の通りではござらぬか。楠正成公ぢやの大石良雄ぢやのと申す人々は又ものに身を失はれ候へども今以て生きてござる。乃ち刀のちんぢに折れた證據でござる。陳て又禍福は繩の如しといふ事を御さとりがよろしく候。禍は福の種、福は禍の種に候。人間萬事塞翁(さいをう)が馬に御座候。（此のわけは物知りに問うて知るべし。）拙者なんど人屋にて死に候へば禍のや

うなものに候へども、又一方には學問も出來、已れのため人のため後の世へも殘り、且々(かつがつ)死なぬ人々の仲間入りも出來候へば、福此の上もない事に候。人屋を出で候へば又如何なる禍のこようやら知れ申さず候。勿論其の禍の中には又福も交り候へども、所せん一生の間難儀さへすれば先の福があるなり。何の效げん(驗)もない事に觀音へ賴んで福を求める樣の事は必ず必ず無益に存じ候。尤も右の通りに申し候へば身勝手な申分、不孝な申分とも御存じがあらう。ここに又論がある。易の道は滿盈(二)と申す事を大いにきらふなり。御互に七人兄弟中に拙者は罪人、芳(よし)は夭折(わかじに)、敏(一)は啞子(をし)、否樣(ぶさま)の惡い樣なものなれど、又跡四人はいづれも可也に世を亙られ、特に兄樣(三)・そもじ・小田村(四)は兩人づつも子供があれば不足は申されぬ。世の中の六七人も兄弟のある家を見くらべよ。是れ程にも參らぬ人は多いもの、近くはそもじの家にても、高須(たかす)抔にても、兄弟内には否樣(ぶさま)の惡い人も隨分あるもの。然れば父母兄弟の代りに拙者・芳・敏の三人が禍をかるうた(負ふ)と御思ひ候へば、父母樣の御心もすすめる譯では御座らぬか。且つ杉は隨分々々福の家なれば、拙者の身上よりは却つて杉が氣遣ひなものぢやないか。拙者身上

(一) 杉敏三郎
(二) 運のわるいこと
(三) 杉梅太郎
(四) 妹壽子

は前に申す通り、つめ（詰）が牢死、牢死しても死なぬ仲間なれば後世の福はずゐぶんあるが、杉は今では御父子とも御役にて何も不足のない中なれば、子供等がいつも此の様なものと思うて、昔山宅（一）にて父様母様の晝夜御苦勞成された事を話して聞かせても眞とは思はぬ程なれば、此の先五十年七十年の事を得と（とく）手を組んで案じて見やれ、氣遣ひなものではないか。去年も端午の客の多いのに人は目出度い／＼と嬉貌（うれしがほ）すれど、拙者はどうも先の先が氣遣ひでたまらんから、始終稽古場へかがんで人の知らぬ所では獨り落涙した程の事でありた。若しや萬一小太郎（二）でも父祖に似ぬやうな事が有つたら、杉の家も危い／＼。父母様の御苦勞を知つて居るもの兄弟にてもそもじまでぢや。小（三）田村でさへ山宅の事はよく覺えまい。まして久坂（四）なんどは尙ほ以ての事。されば拙者の氣遣ひに觀音様を念ずるよりは、兄弟をひめひ（甥姪）の間へ、楽が苦の種、福は禍の本と申す事を得と申してきかせる方が肝要ぢや。そして又一つ拙者不孝ながら、孝に當る事がある。兄弟内に一人でも否様の悪い人があると、跡の兄弟も自然と心が和（やはら）いで孝行でもする様になる。兄弟も睦じくなるものぢや。夫れで是れからは拙者は兄弟の代

（一）松陰等の誕生地たる松本村東光寺後の護國山の麓（俗稱團子巖）にありし樹々亭をいふ
（二）兄杉梅太郎の長男、安政五年二月九日生る。松陰歿後に吉田家を繼ぎ、明治九年前原の黨に與して戰死す、年十九
（三）妹壽子
（四）妹文子

りに此の世の禍を受け合ふから、兄弟中は拙者の代りに父母へ孝行して吳れるがよい。左樣あれば縮（つづま）る所兄弟中皆よくなりて果は父母樣の御仕合せ、又子供が見習ひ候へば子孫のため是れ程目出度い事はないではないか。能々（よくよく）御勘辨候て、小田村・久坂なんどへも此の文御見せ。佛法信仰はよい事ぢやが、佛法にまよはぬ樣に心學本[五]なりと折折御見候へかし。心學本に、

長閑（のどか）さよ願ひなき身の神詣（かみまうで）

神へ願ふよりは身で行ふがよろしく候。十三日したたむ。

（五）儒教を本とし神佛の說を加へ、俗諺俚語を以て平易に解說せし通俗教育の書。鳩翁道話・心學道の話の如きもの。

五四四　野村和作宛

四月十四日　松陰在野山獄　野村在岩倉獄

此[き]の書杉藏一時之れを抱き大笑、竊かに之れを批す。

死は難し〳〵。小田村・久坂さへあの通りの空吹く風の如き事を云うて居る。然れば政府へ議してもだめな事。然れば縱死かと一夕讀を廢して工夫す。縱死固より好し、併し命が惜しい。」なぜと云ふに、吾が兩人死せば一時は流涕して吳れるものはあ

（き）本書而字は一日入江杉藏に見せしものを更に詳に與へしもの。故に是を觀めて一行は後から野村へ行くときに加へしものならん。行間の讀圏點は和作の加なるべし。

らん、併し何如に感じても吾が目中には一世の士遽かに逕ふべからず、姑く吾が目中を以て云ふなり吾が輩程に志を篤くし、時勢を洞觀したる人はなし。然ればうぬぼれながら吉田義卿一義卿あれば死士少なからざるなり。神州の爲めに自愛すべし。」且つ今迄の處置遺憾なきこと能はず。夫れは何かと云ふに、政府を相手にしたが一生の誤りなり。此の後は屹と草莽と案をかへて今一手段遣つて見よう。然れば五(四五)年中に神州亂麻とは決してならぬ。十年の事はいかんとも申し難し。年は十年繫せられても吾れ尚ほ四十歳のみ。足下更に弱(わか)し。只今の縱死せようとまで思ひたる志を（終身忘れさへせねば事必ず成るべし。」是が肝要、脱獄より後も深慮密思を運する時は五年十年内に必ず良緣を得べし。若し吾れと事を遣る積りならば、今上皇帝・今公を見捨てて先づ黄泉へは行くべからずと覺え候。屹と交代の場見ねばならぬ。今日は鋒芒を斂めて政府諸友を（安心させ、諸友にあらず親に安心させるなり。そしらぬ貌して一年なりと早く脱獄を得ること妙ならん。然れば要駕策も深藏して人に示さず、韓信の跨下。張良の圯上(いじやう)をやるか。」併し爰(ここ)が大思案の入る所、天下兩頭の馬なし。○獄にてはどうも縱死の手段なし。一夕案じて遂に其の眞似方をして見た、甚だ妙。吾が愚一咲すべし。

愚直　死と決せば政府決して死を賜ふ能はず、自殺せねば詮なし。徒らに難問をしかけると云ふものなり。

智譎　生と決せば恥辱も何も忍び、不義と云ふがよし、何と云ふがよし、水を得るま

では蛇伏して居らねば出來ぬ。足下も熟慮すべし。僕實に縊死に出來す、寧ろ恥辱を忍ばんかと存じ候。

愚直 ──＜成敗なし忠

皆忠

智譎 ──＜成れば大忠 敗れば不忠

讀書最も能く人を移す。畏るべきかな書や。吾れ昨(きのふ)建文(一)諸臣傳を讀み、頻りに一死を欲す。今永樂(二)諸臣傳を讀み、頻りに一功を成さんと欲す。然れども忠の一念、實に生初より棄く。死生皆妨げず、唯だ要は其の一を執りて其の他を顧みざるのみ。

松陰

和作足下　十四日

海外行の書遂一披閱殘る所なし。感々。左候て草莽崛起の論も御同心下され、是れよりは相共に精心刻苦して學問すべし。令兄僕の從來白輕の失を云ふ、此の言感銘。自重せねば大事はならぬ。太公望、行年五十、食を棘津に賣り、行年七十、牛を朝歌(三)に屠り、行年九十、天子の師となる。張柬之(四)、八十歲の十月に同平章事に拜し、八十一歲の正月、兵を擧げて武氏を討じ、八十二歲の七月に武三思の殺す所となる。何んと

(一) 明の惠帝の年號、因つて惠帝を建文帝と稱す
(二) 明の成祖の年號、從つて永樂帝と稱す。建文帝を滅して帝位に即きし燕王棣のことなり
(三) 殷の都、今の直隸省の淇縣の西
(四) 唐の中宗の臣。官尚書に擢でられ漢陽王に封ぜらる。武三思の構ふる所となつて卒す

しぶとい老人どもではないか。又明の内閣輔臣の人々をみよ、皆七八十迄生氣凛々たり。此所(ここ)には故があるべし。開國の功臣は大抵四十前後にて死んだ。湯和(一)一人七十迄生きて枉死(わうし)した。○僕曾て此の獄に居た時の稿御目に懸くべし。戊午の義卿とは別物なり。己未已後は又一物と成りて見せよう。○詩文失稿せぬ様にせよ。是れが一人の史記なれば、是れを失うては盛衰治亂が分り申さず、學問が進まぬ。

五四五　品川彌二郎宛　四月十七日　松陰在野山獄 品川在萩

島(二)より未だ返書なし。徳民より島へ送る詩甚だ好し。一見すべし。○北山(三)は十九夜妙。金三錢忝く候。是れにてよろし。併し足下を煩はすは堪へ難き事一咲。鈍翁(四)立派に出來候。○いろは(五)三受取り候。○杉に彌之助よりもらひ候眞かき筆あるべし、十九夜の便に持ち來り呉れよ。○船越(六)の事に付き一咲の話がある、十九夜の事とすべし。

十七日　寅次郎

彌二郎殿

(一) 明の太祖に從ひて功あり、御史大夫に至り、信國公に封ぜらる。諡を以て卒る。枉死は誤りならん
(二) 萩海上の大島。ここは安富惣輔をさす
(三) 北山安世との内密の面會豫定日のこと
(四) 汪琬、清の學者、鈍翁と號す。ここは鈍翁文集の抄寫のことをさすならん。舊全集第八卷に「汪文抄」あり
(五) いろは文庫なるべし
(六) 船越清藏〔關傳〕

五四六　野村和作宛　四月二十二日　松陰在野山獄 野村在岩倉獄

十七日の書來る、議論甚だ好し。吾が輩責に磨石を求むるの時なり。〇高杉・飯田（七）の書見るべし。僕兩人へ一書を送り、令兄脫内の事周旋して吳れよ、又吾れと和作は五年十年は切に脫内の周旋して吳れるな、脫内して無益な馬鹿をするよりは内中書を讀む方が百倍ましぢやと申して遣る積りなり。〇先日子遠（八）に一書を送り候所、復書なし。不滿と存じ候。善く報じて吳れよ。僕筆に臨んで妄言頗る水に畫くが如し、深く怒るに足らずと御申し下され度く候。　二十二日

和作　足下　　松陰

僕嘗て椒山集を讀む、頗る華亭の（徐相名階（九））に不滿なりき。後更（カ）に藏書（一〇）の本傳を讀み、始めて徐の誠に大人物にして、復た椒山（一一）の及ぶ所に非ざるを知れり。足下偶〻二書を讀む、故に聊か爲めに之れを言ふ。

（七）高杉晉作・飯田正伯。二人共に江戸遊學中なり

（八）入江杉藏

（九）[illegible]

（一〇）[illegible]

（一一）[illegible]

五四七　小田村伊之助宛　四月二十二日　松陰在野山獄　小田村在萩

別紙御面倒樣ながら御封中にして高杉へ御送り願ひ奉り候。小生脱囚の周旋する樣子實に以ての外なる事、入らぬ事に又一亂を起す樣なもの、老兄より切に此の間(かん)政府并びに諸友僕を辱むる手段、僕憤懣の次第、中々只今脱囚相成る譯でなきことを御申し遣はし賴み奉り候。船越の傳言、(一)小山の事等委細彌二へ申し聞け置き候。實に腹のわるい事。此の世界なんとして義卿が出らるるものか。獄樂(ごくらく)獄樂。扨て又小山の事小生も頗る苦心せしなり。老兄へ明答せずして無名の彌二へ任(まか)したる事、愚衷御高察願ひ奉り候。彌二へ是れ亦申し聞け候。

二十二日　吉田

小田村樣

五四八　品川彌二郎宛(カ)　四月二十二日　松陰在野山獄　品川在萩

夜前(やぜん)は奇夢(二)大慰大慰。北山へ宜鋪(よろし)く御申し下され度く候。(三)德民渡海の事、日期決し候

(一) 北山の誤寫か。當時在萩中の北山安世、品川彌二郎の周旋にて松陰と一面す

(二) 北山安世と面會せしことをさす。第六卷二六六頁「重ねて北山君を夢む」參照

(三) 增野德民、大島に渡りて安富惣輔と謀るのことと

へば承り度く候。別に言ふ事もなけれど一書を作るべし。夜間なれば明(あす)にても明後日にても對面出來るべしと德民へ御申しの事、北山去後考へて見るに、桂(四)・松島へ安世直に暴露したに相違なし。兩人共の座では面從して置いて、跡から家兄を以て態々僕を警むることを甚敷きなり。

昨夜の詩、子遠へも見せて呉れよ。

二十二日　　　　松陰

五四九　品川彌二郎宛　四月二十二日以後　松陰在野山獄 品川在萩

面白い事が世界にはあるもの、足下も獄へでも往け／＼。長崎より增ぢや／＼。世界に居ても當分は仕事はない。兩紀事(五)は義卿慥かに安世(六)へ手渡し致した。是れは足下知らぬ事、是れには大議論のあることぢや。若し誰れにもせよ、是れを見せたが悪いに相違はないと屹と見詰めがありて一命を抛ちても言ひ張る士があるなら、義卿へ書面を以て難ぜよ。一々大議論を云うて聞かせよう。併し生(なま)(七)にんじやくな事では辭の費(つひえ)な

（四）桂小五郎・松島瑞益。

（五）兩紀事。[illegible]

（六）花山[illegible]

（七）中途半端の意。

れば、義卿は一言も言ふ事はならぬなり。難ずる人があるなら誰れへなりとさう云ふべし。小生も中々命が惜しくて兩紀事を人に見せる男ではない。（深く思惟した上の事ぢやから道理盡して居る。）併し、まて〳〵、定見のない奴には云はせて置くもよし、(一)ついやめるから。

思父　足下　　　　松陰

(二)千斤の弩は鼷鼠（けいそ）の爲めに發せずぢや。滅多に發するなよ。

五五〇　入江杉藏宛　四月二十二日頃　（松陰在野山獄　入江在岩倉獄）

餘り怒りよるととう〳〵腹もなんにも立たぬ樣になる。吾れは腹はもう立てぬ。併し又立てたら夫れも自然と恕（ゆる）して吳れ。

自然說

(三)子遠子遠、憤慨する事は止むべし。義卿は命が惜しいか、腹がきまらぬか、學問が進んだか、忠孝の心が薄く成つたか、他人の評は何ともあれ、自然ときめた。死を求めもせず、死を辭しもせず、獄に在つては獄で出來る事をする、獄を出ては出て出來る

(一)自然にの意

(二)三國魏志に出づ、杜襲の言

(三)入江杉藏のあざな

事をする。時は云はず勢は云はず、出來る事をして行き當つれば、又獄になりと首の座になりと行く所に行く。吾が公に直に尊攘をなされよといふは無理なり。尊攘の出來る樣な事を拵へて差上げるがよし。平生の同志は無理に吾が公に尊攘をつき付けて、出來ねば夫れで自分も止めにする。無理につき付けて見た事是れ迄は義卿も同樣。是れからは手段をかへる。周布・前田[四]に向つて言うたは幾重も吾れが不明。然れども其の時は御存じ通り皆已むべからざる次第あり。矢張り自然ぢや。吾れを永牢して出さねば夫れも自然。出してくれれば、はや覆轍は踏まぬ。政府は勿論、食祿の人に對しては何も言はぬ。又其の時の曲折は今から言はれはせぬ。大意は足下江戸にて案じ付いた通り。又吾が輩未だ　勅諚を聞かぬ内の手段なり。

〇我れ若し南支[五]の夢に入らば天子に直に言上すべし。其の次は吾が公に言上すべし。其の他大原卿などは曾て知己を以て許されたれば兎に角一言すべし。其の外には言はず。

今からは人が溫言して來れば溫言して答ふ。厲色して來れば瞑目して居る。厲聲して

〔四〕周布政之助・前田孫右衛門〔關傳〕

〔五〕南朝の故事、即ち後醍醐天皇が笠置山に於て、南枝の夢により楠木正成を召されし故事を云ふ

來れば默然して居る。彼の輩は實に較ぶるに足らず、惡むに足らず。頻りに和議を言うて來る。子遠・和作の誠心には感じて居るとて頻りに辯じて來る。吾れ未だ一言を答へざれども、是れは自然の道に非ざる故溫然として答ふる積りぢや。如何。僕も諸友に先だちて來獄したれば少しは人より罪重けれども、未だ死罪を賜はらぬは未だ忠義の罪輕きなり。今死を求むるは微功にて重賞を求むといふものなり。今からもつと積まねば死は賜はらぬと存じ候。

○○が愚兄にも久保にも彌二にも、呑々と吾れと杉藏が書の出るを戒めた様子、夫れは激論に恐れたと見える怯夫なり。足下兄弟の書は久保か小田村かに託し直に江戸に往くべし。國府の怯夫迚も取次ぎは致さずと存じ候。

五五一　入江杉藏・野村和作・品川彌二郎宛

四月二十三日　五月四日　松陰在野山獄。入江・野村在岩倉獄、品川在萩

松陰先生函丈　八十郎一誠拜(一)

益〻以て御壯んに御座あらせられ候由萬々賀し奉り候。私儀實に淺劣臆病者には御座候へども、

(一) 佐世八十郎、後の前原一誠、當時長崎遊學中。本書は野村和作脫走上京のことを洩らせし罪を謝せしもの

其裡反復の言行は深く自ら恥ぢ申し候に付き屹度相慎み居り申し候處、豈に料らんや此の度子遠兄弟の事に付いては小生儀一言も御座なく誠に慚愧の極みにて、先生且つ子遠兄弟に對し申し候ても面目御座なく、實に心痛仕り候。且つ私先生の高恩に報い候事も御座なく、且つ子遠兄弟の心事を遺さず私に語り申し候を、私より暴露仕り此くの如きの次第に相成り申し候事、心中切に堪へ難く候。來原良藏に相謀り申し候て子遠丈け急に免囚相成り候樣成るべき丈けは働き度く存じ奉り候。御國にても私周旋仕り見候へども事容易に相捌け申さず、來島に參り申し候て私も同異論を仕り見申すべく存じ奉り候へども、是れも餘り輕薄らしき樣に御座候間、此の事は他人に相任せ申すべく存じ奉り候。天下の事は私より先生に申し上げ候事は御座なく候。且つ又諸有志に御絶交甚だ然るべからず存じ上げ奉り候。私は已に過御座候へども諸有志は未だ過御座なく候。其の中御氣色御自重專一に存じ奉り候。書外後鴻を期し奉り候。謹言。

四月十二日　　　　八十郎書拜

松陰先生　函丈

律州濟ふべからずとは申しながら直ちに捨て候譯には參り申す間敷く存じ奉り候。何卒御叱り偏に希ひ奉り候。

附、八十に寄する詞（一）（原漢文）

事の成壊は數あり、天に自ふ。豈に是れ人力ならんや、乃ち危く乃ち顚へる。禍福相仍り、吉凶迭に遷る。人は謂ふ、事去ると、去りて言に旋る。嗟、汝は君子、庶はくは其れ旃れを愼め。過を知るは詢に難し、斯れ仲由の賢。

人已に過あらば、吾れ從つて之れを尤む、過ちて則ち之れを悔いば、吾れ從つてこれを喜ぶ。是れ君子の心なり。既に其の苙（二）に入れ、又從つて之れを招ぐは、是れ放豚を追ふの道にして、故舊を待つの法に非ざるなり。八十の言此くの如し、其の悔改に勇なること、殆ど亦爲すある者なり。吾れ深く之れを喜ぶ。足下兄弟以て何如と爲す。急々回答せよ。寅白す。四月念三

子遠　足下

和作　足下

杉藏*素より佐君を知る者、故に兄弟の心事悉く以て之れに告ぐ。而して敗露は殆ど其

（一）この詞は第六巻二六七・二六八に既出、參照すべし。本書は右の佐世よりの手紙の裏に松陰書きて入江・野村に贈りしもの

（二）孟子盡心下篇第二十六章參照

＊以下は前書の終りに杉藏書して松陰に贈れるもの。圈點及び行間の短評は松陰。原文何れも漢文なり

（三）福原又四郎（闔傳）

（四）小田村伊之助

（五）原文は「以禦諸友耳」の五字なり

の漏言に原づく。然れども其の心を知れば則ち相與して感止まる能はず、遂に言に漏れしのみ。固に諸友の惶惑狼狽措を失するが如きに非ざるなり。二月二十六日夜、福（三）君來り佐君の言を以て杉藏を詰る。杉藏切齒して乃ち罵りて曰く、「佐君男子に非ざるなり、何ぞ反覆測られざる」と。又書を村（四）先生に上りて曰く、「和作實に逝けり。然れども事極祕にして固く以て杉藏に託す。圖らざりき、佐君漏泄せんとは。若し諸君以て不可と爲して之れを政府に白さば則ち事忽ち覆敗し、其の害豈に謂ふべけんや。此くの如くんば則ち母驚惶如何なるを知らず、復た面目の和作を見るなし。杉藏誠に措く所を知らず、唯だ割腹あらんのみ」と。始終佐君を罵れるは、以て諸（五）友を禦ぎしのみ。佐君の心は則ち杉藏始めより之れを知るなり。然り而して佐君引きて以て已れの過と爲す、眞に甚だ悔ゆる者の若し。所謂過を改むるに勇なる、亦貴ぶべきなり。事の成敗は實に天數にして固より人力に非ず。蓋し杉藏の獄も亦天數のみ。政府の君子何ぞ深く怨むるに足らん。而るを況や佐君をや。四月念七日、杉白す。

又白す、佐君實厚餘りありて才氣足らず、故に事に臨みて多く滯る。然りと雖も

終に義に背かざるなり。杉藏萬、及ばずと雖も而も其の質は則ち自ら略ぼ似たりと爲す。如何如何。

第一舍執事(一)

（一）松陰は當時野山獄北房第一舍にあり

此の書及び和作の書、子楫に託して之れを八十に轉致するを可と爲す。評語數字、子遠に廻示せば最も妙。端午前一日 *

思父　足下　　　　松陰

＊以下を松陰更に右の書に書き足して品川に贈る

五五二　某　宛　　四月二十八日以後　松陰在野山獄 某在萩

此の二冊例の如く和作へ遣はすべし。

李氏二冊返璧、瀧(二)へ宜敷く御謝言下され度く候。此の書賽とすべし。缺葉等往々補綴あり、先輩の縝密又想ふべし。然るに少々蠹食相見え候、後嗣の怠なり。能々直し護り襲藏せよと鴻生へ御傳への事。〇小生學問進步の機大いに挫折す。之れに依り書籍

（二）瀧鴻次郎、村塾生瀧彌太郎の弟か

等に諸友の周旋を忝うすること甚だ氣の毒に存じ候。只だ手に觸れ候もの和漢雅俗に限らず贈り存すべし、甚だ勞するなかれ。今讀み懸けの書三朝易知錄八卷あり、何□一部かりたし。世說(三)是れ亦瀧にあるべしと覺ゆ。是れにても借讀致したし。東華錄(四)・滿洲名臣傳、右の二書官本借用が出來まいか。是れは作間へ賴み有吉に尋ぬべし。○書を讀みても益なし、夫れよりは寫本を始むべしと同囚とも約し候。林生甚だ多技な男にて綴本の事も巧なり。表紙へ隱紋を出す事試むる積りなり。佐々木に稱妻の木版（是れは必ずしも要せず）あり、知れるなら久保へなりと賴みて借贈致し呉れよ。此の木版は家兄へ問うても分るなり。李氏藏書を抄した。卓吾の論大抵洩らさず。誰れか一讀して吾れと同じく案を拍って呉れるものはあるまいか。又李氏焚書の抄は誰れの手にあるか。鴻鵠志(五)も終つた。誰れかみるものあらば見せよう、なくば二書とも杉の大人へ見せて呉れよ。右は愚父へ遣はす積りにて認め候。然る處爰に一急務あり。

例の經板一向に來らず、大いに困る。數日手を空しうして待つなり。杉よりは頓に彌二より遣つた筈と申し來り、彌二よりは杉より頓に往つた筈と、互に相讓つて經板遂

に來らず。足下何卒閑を偸み塾迄往き、せんさくしては呉れまいか。

此の内孫七を遣はし詮議致し候へども要領を得ず候。

(一)第六巻二四九頁以下參照
(二)明の建文帝即ち惠帝
(三)大星由良之助即ち大石内藏助良雄なり
(四)第六巻二五一頁參照

五五三　野村和作宛　四月(カ)　松陰在野山獄 野村在岩倉獄

李卓吾(一)の方孝孺の論を見たり。是れ等吾れ甚だ感あり。建文(二)も吾が淺野内匠公など同科の人物、孝孺も似た様なもの。大星(三)(おほぼし)はあれでも少しは長じて居らうか。吾が王公大臣儒官となりたる、右四人にも及ぶまいかなれど、忠義憤激の士を拵へる事は多く負けは致すまい。併し大業は爰ではない。成祖(四)や三楊肌でなくてはいかん。是れも自ら力を落した一條ぢや。

和作　足下

五五四　野村和作宛　四月頃　松陰在野山獄 野村在岩倉獄

和作、孫子を讀んでみる氣はないか。僕孫子に妙を得たり。文章の上なり、恥かしいこと。兵道の妙は丸でしらず、尤も口上と筆頭

（五）第六卷に出づ。

（六）七書直解の一なる孫子直解、三卷。明の劉寅の著。

（七）小田村伊之助

は讀分上手なり。）拙著孫子評註（五）あり。然れどもつい見せては解けもせず、妙も分らず。先づ白文（はくぶん）を一通寫し、直解（六）・開宗又徂徠の國字解など讀んで白文にて明白に講釋の出來る上で拙著の評註を見よ。徠翁好んで前人を罵るけれど、始計篇から始めて又義卿に罵られるで阿郎（あらう）。併し是れをいふは僕實は之れを恥づ。

五五五　野村和作宛

四月頃　松陰在野山獄　野村在岩倉獄

此の道至大、餓死・諫死・縊死・誅死皆妙、卻（しりぞ）きて一生を偸む亦妙。一死實に難し。然れども生を偸むの更に難きに如かざる事初めて悟れり。」實に草莽の案なり。足下云はく、「往先崛起の人有るか無きかを考へて見ねばならぬ云々」。是れは勢を計り時を觀るの論なり。時勢こそとまれかくまれ、（此の一句得と分らば時勢論も隨分仕るべし。）義卿が崛起の人なり、放囚さへすれば義卿は一人にても遣るなりと云へば粗暴に聞ゆれど、夫れは志なり。朕が志先づ定まり、詢謀するに僉（みな）同じ。義卿隨分（此の句亦熟思せよ。）自ら賴む所なきに非ず。間部を誅せんと十七人の連判を取付けた時、十七人實に死を辭せざりし。今義卿獄に下り村子（七）盟（つかさど）を主れば、三

人も伏策(一)に與(くみ)する人なし。是れ義卿が死すべからざる所以なり。（謂ふなかれ義卿自負太甚しと。）何ぞ崛起人を他に求めんや。併しながら是の後は決して政府の俗吏へは謀らず、又官祿に縛さるる類の人へはそしらぬ貌(かほ)して居る。隨分上手に遣るなり。吾れ今年三十、幕譴(ばくけん)を蒙りてより五年、今から五年したらば幕譴或は免ぜん。吾が藩も三度御參府の内には政府の役人も一變すべし。吾れ必ず出獄の時あらん。出獄より五年は（馬鹿な貌して田里に居り、此の手段和作恐らくは未だ知る能はざらん。）其の後（他國へ出る。指す所あれど今云ふは盟に近し。）夫れ迄に出さき、手をつけて置く。他國へ出て五年して後事を舉ぐる時、年四十六歳なり。是れは人なく時なき時の積りなり。然れども義卿放囚すれば人も時も實に四方より來歸する、恐らくは十五年の後まで待たせて呉れまい。是れが困る所なり。此の十五年の間は和光同塵、恥もかまはず、詬(いかり)も辭せず、只だ女が來れば女の樣に會(あひ)釋(しら)ひ、小供がくれば小供の樣に會釋ふ。此の所の苦心は余甲寅十月二十四日來獄より卯辰(二)の暮頃迄は大抵然り。丁巳の春頃より大分に見識を立てたり。故に甲寅より丙辰までの修行を今一層重ねて見せよう。積德累善でなくては大事は出來ず。」義卿は苦死は出來ぬ男、甘死は長所敢へて人に恥ぢず。何となれば情人なればなり。嘗て幕延

(一) 伏見要駕策
(二) 乙卯・丙辰、即ち安政二・三年

へ鞫せられた時僕を無眼人が象山より咎めたも是れなり。僕は萬死自ら分とす、一死を甘んじて居り、象山は中々甘んぜぬ。吾れ本と無罪と抗辯す。故に象山死を惜しむの評あり。是れ象山の氣根實に余に勝る。然れども人各々能あり、不能あり。余必ずしも象山を學ばず候。要（三）策本と死罪なし。（罪心にありて實跡なければなり。）强ひて死を求むるは苦死なり。他日十五年の後一國か一道を騷がして後は十分の死罪が出來るから、甘死を遣つて見せるなり。然れども僕も實に要策で死ぬる積りにて、夫れ已來諸友悉く絶交、三友へ激論を仕懸け、又誠意を通ずるも死罪の周旋を託する積りなればなり。然れどもよく思うて見よ、自ら死ぬ事の出來ぬ男が決して人を死なす事は出來ぬぞ。夫れよりは十分死なれる程功を立つるがよし。扶（四）桑豈に影なからんや、浮雲翳つて忽ち晴し。吾が志は迚も吾が君には達せぬなり。現所作をやらねば死ねぬ／＼。吾れ豈に今公の恩を忘れんや。此の恩御當代に報ぜぬは萬々遺憾なれども、いづれ尊攘の爲めに死んで差上ぐるなり。

甚物、義を知る、時を待つの人に非ず。草莽崛起、豈に他人の力を假らんや。

（三）要駕策

（四）前中書王の[illegible]

恐れながら　天朝も幕府・吾が藩も入らぬ、只だ六尺の微軀が入用。されど義卿豈に義に負（そむ）くの人ならんや。御安心御安心。

然れども貴答未だ承らざる内は諸友へ未だ和議を許さず候。

和作　足下　　　　義卿白す

余が策の鼻（一）を云ふが、日蓮鎌倉の盛時に當りて能く其の道天下に弘む。北條時頼彼の髠（こん）を制すること能はず。實行刻苦尊信すべし、爰（ここ）ぢや〳〵。

（一）着手の端緒の意

五五六　品川彌二郎宛　四月頃　松陰在野山獄 品川在萩

（前文闕）但し死生の悟りが開けぬと云ふは餘り至愚故詳かに云はん。十七八の死が惜しければ三十の死も惜しし。八九十百になりても是れで足りたと云ふことなし。草蟲水蟲の如く半年の命のものもあり、是れ以て短とせず。松栢の如く數百年の命のものあり、是れ以て長とせず。天地の悠久に比せば松栢も一時蠅なり。只だ伯夷などの如き人は周より漢唐宋明を經、清に至りて未だ滅せず。若し當時太公望の恩に感じて西山

に餓死せずば、百迄死せずとも短命と云ふべし。何年程生きたれば氣が濟むことか、前の目途でもあることか。浦島・武内も今は死人なり。併し人間僅か五十年、人生七(二)十古來希、何か腹のいえる様な事を遣つて死なねば成佛は出來ぬぞ。吾れ今よりは當世流の尊攘家へは一言も應答はせぬが、古人に對して少しも恥ケ敷き事はない。足下輩少し膽あらば、古人へは恥かし今人はうるさし、此の世に居りて何を樂しむか。陳ても凡夫の淺猿さ。併し恥を知らずと、「孔子曰く、志士仁人は身を殺して仁を爲すあり」(三)とか、「孟子云はく、生を舍てて義を取るものなり」(四)とか云うて、見臺を叩いて大聲をする儒者もある。其のうるさいを知らずに一生を送るものもある。足下輩も其の仲間なり。

(二) 杜甫の詩句、酒債尋常行く處にあり、人生七十古來稀なりと
(三) 論語衞靈公篇第八章に出づ
(四) 孟子告子上篇第十章に出づ。第三卷二八六頁參照

五五七　高杉晉作宛　四月頃　松陰在野山獄 高杉在江戸

生きて此の世に樂しむべきことなし。諸君曰く、「唯だ時を待て時を待て」と。此の時を失うて又の時待つべけんや。萬一天子も禪位、君公も遯世あらば遂に時を待つ

内に時は去り候。此の心事は實に人に語りても誰れかは信じ申すべくや。且つ　主上あれ程の宸襟惱ませられたるに、事は成るとも敗るとも長門の士一人も死ぬるものなきは誠に君公樣の大恥辱と存じ奉り候。他日又好機會出來候ても濡手で粟を握む樣な事は迚もなし。命が惜しくては矢張り此の度の通りに相成り申し候。此の事は今論じて益なし、略すべし。兎角小生不忠且つ大不孝の此の身、一日世に在るも苦惱堪ふる能はず。老兄十年ならでは歸國はあるまじ。十年以外まで僕生存は覺束なし。且つ十年生存してもかかる狂悖人なれば素より脫囚の時は自ら期せず、此の世にて老兄を見ること能はず。老兄にも小生の事必ず思ひ出さぬ樣成され度く候。僕頃ろ李氏（一）焚書を抄錄仕り候。卓吾は蠢物にて僕景仰欽慕大方ならず。僕若し遂に老兄に見ゆる能はざらんも、右の抄錄を殘し置き候間御一見下さるべく候。（後文闕）

五五八　某　宛　四月頃　松陰在野山獄 某在江戶

浦國相閣下に上つる書（野村和作筆）

（一）李氏焚書抄、舊全集第九卷に收む。その表紙見返しに「李氏焚書、余在獄極めて不平の時に抄す、意之れを暢夫に話さんと欲す。暢夫今未だ歸らず、姑く實甫に託するなり。己未五月念三夜、二十一回生誌す」とあり

臣聞く、古の國を治むる者は罪人を孥せず、惡むこと其の身に止まる。故に桓魋、亂を爲せども、孔子、司馬牛を棄てず。盜跖、惡をなせども孟子猶ほ柳下惠を聖とす。何となれば、兄弟の惡は固より相及ばざればなり」臣向に脫走して上國に赴く、固に國禁を犯し、且つ追捕を百里に致す。臣が罪、魋・跖と何ぞ擇ばん。萬死固より當れり」臣の兄杉藏賦性愚直、妄りに卑賤を忘れて外國の事を論ぜしも、已にして稍く自ら悔咎す。臣が將に脫走せんとするに及び、杉藏實に老母の憂念を慮り、終に口を箝して復た國事を言はず。其の情亦憐むべし。然り而して杉藏萬々柳下・司馬に及ばずと雖も而も魋・跖と罪を同じうする所ならざるを知るなり。臣素と家貧にして親族一も倚るべきなし。兄弟倚ほ幼なりしとき、朝夕の煙絕ゆれば則ち母を責め、寒起の衣敝るれば則ち母を責む。卑賤貧苦の情言ふに堪へざるなり。而して母素より小心にして日夜憂苦、人在るときは慰言し、人なきときは啼泣す、蓋し年あるなり。而して亦臣が父大故に及ぶ。臣兄弟漸く長ずるや、母の意將に少しく安んずるあらんとす。而るに臣の狂妄を以て終に兄弟を岸獄に囚へらるるに及ぶ。默然孤坐すれば實に老母の憂死を想知するなり」臣繫かるるの夜、杉藏諾って曰く、「余一時の不孝と雖も後必ず大いに養慰するあるべし、昊天其れを棄てざらん、汝復た憂ふるなかれ」と。臣竊かに其の志の孝を以て自ら任ずるを哀れみ、涕流歔欷、心目昏眩、寢ねて眠る能はず、食ひて咽を下らず。臣にして是くの如し、母の意如何ぞや。母の意は知るべ

〔三〕春秋宋の大夫。孔子の弟子と稱する時を逐ひ之れを殺さんと思ふ。司馬牛は其の弟。

〔四〕柳は展、名は禽、春秋魯の士師。惠は諡。古の賢人といふ。盜跖を其の弟なりといふこと莊子の盜跖篇に見ゆ。

〔五〕安政元年十月二日の夜。

し、杉藏の意如何ぞや。泣血伏して閣下に願ふ。治國の古道を思ひ、聖賢の遺軌を考へ、兄杉藏をして獄より出づるを得しめば、則ち□過洗心老母の膝下に坐し、朝夕の慈顔を仰ぎ、煩憂の萬一を償ひ、烏鳥の情を盡さん。是れ則ち老母の死せざる所にして、杉藏の復た生くる所なり。然る後に臣が身の八裂舂磨(しょうま)、固より甘心する所にして、一魂千歳悔いざる所なり。宜しく何を以て報ずべきか。臣素と筆怯なり、而も心悶へて萬一を盡すを得ず。唯だ閣下仁明寛大の誠に歸す。若し閣下臣の言を疑はば則ち願はくは按を賜へ。則ち脱走の始末を詳明せん。閣下幸に憐みを加へよ。懇悃激切に任(た)ふるなく、命の至るを待つ。

杉*藏弟　和作稿

杉藏・和作の情事此くの如きなり。御熟讀成され候て然る後此の意を以て權要の人々へ御申解(おまうしと)き下され度く候。別に傳之輔と云ふものあり。去冬僕が書を持し大原源公へ參殿色々獻策せしことあり。（此の事飯兄(一)略ぼ存ずるならん。）一旦發露せし處又再擧の節、和作・惣四郎(二)事に預る。惣四は反覆して京邸守へ密白せしを以て大いに行府に愛せられたか、此の度和作追捕にも上京なり。右一條にて傳・和京より追下(おひくだ)し組預け、正月七日(三)和作は御免、傳輔は揚屋(あがりや)へ投ぜらる。歌あり云はく、「なやませる親のみこころいかにせん君の爲

＊これ以下松陰筆

(一) 飯田正伯、當時在江戸〔關傳〕

(二) 田原荘四郎〔關傳〕

(三) 正月二十五日放免せらる。七日とあるは松陰の記憶違ひなり

めとて捨てし命を」　情事憐むべきなり。
按ずるに傳輔再擧せしなれば、大原一條に付いては鳴程和作よりは一等罪重き譯もあらん。併しながら正月七日和作免ずるの日、傳投獄は憐むべきに非ずや。夫れはとまれ今日に至りては放解已に早からざるなり。今日は唯だ義卿・和作兩人をさへ戮辱すれば其の他は何ぞ戮辱するに足らん。何卒兩人の罪を以て杉藏・傳之助を償ひたし。

五五九　作間忠三郎宛　五月以前　松陰在野山獄 作間在萩

德民へ文稿多くなし、詩稿大分あり、近日示すべしと御申し下さるべく候。
二首は感吟、何ぞ問聽せん。
力なし才なし智なし學もなし心もないが死にたくもなし
才智は天賦あれば勉めがたし。力學は勉めらるれども一朝に無きものをある樣には出來ず。さればいづれもなしといふも可なり。心と志は遂になしとは言ふべからず、故に中七文字改めて見た、如何。虚喝をいはぬは妙ならん。然れども自棄に陷つる樣な

辭は誓つていはぬがよし。

二白、心もたいが自ら妙、婉曲の體を得たり。未だ必ずしも改めず。只だ鄙意かくのごとし。

八日　寅二

子大兄　足下

心と志は固より別、然れども無心有心など云ふ詞は志と通はしてみるべし。

福又(一)は僕とは手段異なれども議論明白、正義を踏まへたり。僕、講孟劄記(二)を作つた時の論なり。岡部の時を待つの論亦一理あり、しかしかはうはねて待てと云ふ論にちかし。

(一) 福原又四郎〔開傳〕
(二) 第三卷參照

五六〇　入江杉藏と往復

往入江 復松陰　五月二日　入江在岩倉獄 松陰在野山獄

……(第一行破損)……かはいさうに。」彌二(三)、北山の一事でも平氣で居る、少年決して出來ぬ事なり。

(三) 品川彌二郎、北山安世と松陰の密會を周旋す

＊批點松陰筆

＊松陰筆

(四) 詩經周南、桃夭の篇に「桃の夭々たる、灼々たり其の華。之の子ここに歸ぐ其の室家に宜し」とあり

先生・杉藏の間へ周旋する事も決して内輪へは秘して居る事なし。其の器量敬愛すべし。實に臨レ事不レ驚の四字、彌二の品目なり。

五月初二　＊子遠情人故に彌二を恕するを得、吾れは則ち無情にして知己に負くなり。　杉　白す

松陰先生

五六一　入江杉藏宛　五月四日　松陰在野山獄 入江在岩倉獄

桃夭の詩など妙、僕大分に困厄を歴たれど俗間の事情甚だ迂、然るに年拾うたといふものか、先年在獄年餘、未だ深く胥卒輩の様子を解せず。此の度は五六ヶ月在獄、細賤のもの婚媾のどれも〳〵正しからぬことなどを知つて大いに人情も知れた。(四)桃夭の宜の一字、今世地を掃うたではないか。此の様の事が味がある。總じて古經は一日に多分讀みては倦みもする、粗にもなる、時々出して靜觀して無智のものに講釋どもしてきかせるがよし。併し涉獵を勉むる時は夫れも面倒なものぢや。〇長崎の事も北山より承はる。兼て察せしごとく幕府相替らず井蛙の見、雄略大嫌ひ、人物の出來る事

大嫌ひ、鎖國の破れたは他夷の來る事が許された許り、内民の出る事は御許しなし、どうでもかうでも日本を弱めすゑて他夷へ渡す外手段なし。「傳授事(一)も最初より夷人もいやがり國人も好まぬ様に仕懸けて遂に此の度止みになつた故、誰れ壹人不滿ものなし」と北山の言なり。○我が嘆ずべきは氣力盡き果てた、未だ老ともいへず病とも覺えず、然るにどうも勤苦に堪へ難し、睡眠多し、憤怒多し。實は御發駕・要駕等の頃までは氣魄浩瀚なりしが、一折已來所謂鬚髪盡く白しの想をなすなり。只今の勢にては學問は勿論進まず、大志も遂げ難し。一夏を經、秋涼馬壯の時にども成り候はば、少しは氣魄を增すべきか。嘆慙嘆慙。併し僕程に御發駕を殘念がりて呉れる人もなければ、僕はまだ人心ある方か。

端午前一日　　松陰

子遠　足下

(別紙)

范滂語の釋相分り候や。

(一) 長崎にて蘭人をして銃陣・砲術を傳習せしめたること

范滂、子を顧みるの語を釋す（二）（以下原漢文）

汝をして惡を爲さしめんとすれば、惡は爲すべからず。汝をして善を爲さしめんとすれば、我れは惡を爲さず。

此の語、憤怨滿腹、却つて亦深婉、聞く者安んぞ流涕せざるを得んや。夫れ擧世渾濁、清士姤まる、小人志を得、君子死を獲、故に我れ汝をして惡を爲さしめんと欲す。然れども天道人心は、昭々明々たり、惡決して爲すべからず。天道は善を福けて淫に禍し、人心は正を樂びて邪を惡む、故に我れ汝をして善を爲さしめんと欲す。然れども天道は諶とし難く、人心は常なし。吾れの正を守り善を行ふ、猶ほ此の禍に罹る。然らば則ち吾れ遂に汝に誨ふる所以を知らざるなりと。嗚呼、范滂の死は實に節甫（三）ら數小人の構ふる所にして、天子太后の意に非ず、其の憤怨何如ぞや。眞に死して而も瞑せず、寧んぞ其の子の志を繼ぐに待つことなからんや。然れども慈母（四）の訣語、亦何ぞ其れ哀痛なるや。涙なきも涙多きより哀し、哭せざるも痛哭するより慘し。「死も亦何ぞ憾みん」と。憾々極まることなし。其の子已に忠死し、其の孫復た之れを繼がば、

（二）後漢の清節の士、字は孟博。建寧二年黨錮の亂起り、清節の士多く誅戮せらるるに及び彼亦捕へらる。滂曰く「滂死すれば則ち禍塞がる、何ぞ敢へて罪を以て君を累はし、又老母をして流離せしめんや」と。訣るるに臨み、顧みて其の子に謂ひて曰く「汝をして云云」と。行路これを聞き、流涕せざるはなし

（三）[illegible]

（四）[illegible]

其の母を如何せん。父忠臣たり、子奸臣たらば、又其の君を如何せん。善を爲さば罪あり、惡を爲さば功あり、君在(いま)し母在す、滂たる者、何を以て其の子を誨へん。憤怨の心、深婉(しんゑん)の詞、啻に當時の聞く者をして流涕せしむるのみならず、復た萬世の讀者をして泣(なんだ)を飮ましむ。

是れで分るか。范曄(はんえふ)の文亦遷固(一)につぐ、故に簡潔不了此くの如し。若し吾が筆に出では、

（此の句など目前のことなれば云はずと分る、そこが上手なり。）吾れ善を爲して罪を獲、故に我れ汝をして惡を爲さしめんと欲す。＊然れども（こんな理窟も云はずして分る。）天道人心、惡は固より爲すべからず。天道人心此くの如し、故に我れ汝をして善を爲さしめんと欲す。但だ善を爲さば宜しく福を蒙るべし。而るに我れ未だ會て惡を爲さざるに其の罪を獲ること此くの如し。（福を蒙るべきに罪を獲ると云ふこと目前なれば、口云はぬでよし。）我れ遂に汝を誨ふる所以を知らざるなり。（兩の使(せしむ)(二)の意を味はへば此の意が出る。古文辭の所は殊に簡にかく、然らざれば迫切の態と深婉の情とが知れぬ。朱字の如く書きては平生の話になるなり。）

杜密）と名を齊しうすることを得たり。死も亦何ぞ憾みん。既に令名あり、復た壽考を求むるも兼ね得べけんや」と。滂、跪いて教を受く

（一）司馬遷（史記の作者）と班固（漢書の作者）范曄は後漢書の作者

＊……の個所原本朱字なり

（二）原漢文の「我欲レ使ニ汝爲レ惡」と「我欲レ使ニ汝爲レ善」にある二個所の使の字をさす

五六二　野村和作と往復

五月四日　野村在岩倉獄　松陰在野山獄

一□に岡部へ賴み、佐世へ示すこと。（松陰筆カ）

明の楊一淸[三]曰く、「利害に輕重あり、關係に大小あり。大事成るべくんば則ち小費計ふるに足らず。遠效圖るべくんば則ち近怨郵ふるに足らず」と。僕の上國に在るや、死を十日の內に期し、跨下漆面、人をして臍を噬ましめんと欲したり。何ぞ區々の追捕を患へんや。然り而して有志の士起たず、亦僕も起たしむるを得ず、事終に止む。何ぞ追捕を之れ妨げん、亦却つて自ら臍を噬む。佐世君の其の過を改むるや勇且つ切、僕の是の過を顧ふや甚だ大なり。而も世君の過を改むる勇且つ切なるに如かず。僕深く之れを感ず。嗟、僕の悠然國に歸れるは實に利害の輕重關係の大小を知らざるもの、亦深く一淸に恥づるなり。先生幸に叱教せよ。不悉。

和作

松陰先生　玉机下

（三）安寧の人、成化の進士。三たび陝西三邊の總制となり、左柱國に進む。博學にして邊事に通曉す

人は唯だ眞なれ。眞、愛すべく敬すべし。佐世の言を洩らすは眞なり、其の過を悔ゆるは最も眞なり。和作の道に就くは眞なり、其の悔い難きも亦眞なり。吾れ故に曰く、「唯だ眞、愛すべく、唯だ眞、敬すべし。總べて滿世の人の僞なるに似ざれ」と。若し更に力を得んと欲せば、昔賢一語あり、曰く、「昔過を思ふなかれ、第だ事業を勉めよ」と。其れ是れなるか。

恥辱を忍んで此の書を與へ、大志は丸で韜藏して專一讀書、時を待つの態をなすは如何、高論を乞ふ。

五六三　某　宛　五月上旬（カ）　松陰在野山獄　（原漢文）

書を得て、忙手披閱、大いに失望に屬せり。各事を論列せしに一も明答なく、怏々として樂しまざるもの之れを久しうす。已にして謂へらく、吾れ實に悻々、吾れ實に謬戾、宜なるかな大君子の答へられざるやと。實甫言へらく、（一）「絕交何ぞ容易なる」と。是れ大いに僕の病に中る。（二）故舊は大故なくんば遺てずと。僕深く之れを悔ゆ。絕交の二字僕實に俑（三）を作る。諸友の傚ひて尤むるもの、紛々として及ばるるは僕亦之れを厭ふ。實甫又言へらく、「男兒棺を蓋はずんば漫りに評すべからざるものあり」と。眞に是れ斬絕畏るべきなり。僕去年來固執する所一々自ら是とし、未だ遽かに其の非を悔ゆる能はず。然れども事已に往けり、辨論益なし。鴻鵠已に去りて弋者猶ほ弓を張

（一）前出三〇〇頁參照
（二）論語微子篇第十章に出づ
（三）惡例を作ること。孟子梁惠王上篇第四章「仲尼曰く、始めて俑を作るものは後なからんか」と。第三卷二八頁參照

り、鯨鯢已に逃げて漁者方に網を下せば、則ち人の笑とならざるもの幾ど希なり。幽囚の身唯だ書親しむべし、何ぞ乃ち網を事とせん。老兄幸に僕の悔悟を憐み、且つ之れを實甫に語れ。實甫素より權謀譎詐を以て僕を鄙しむ。僕悔悟すと雖も決して相容れざらん。兄亦之れを强ふるなかれ。他日必ず相信ずる時あらん。死を請ふの一事も僕素より固執す、而して今最も深く之れを悔ゆ。何ぞや。凡そ事人情に原づかずんば何ぞ以て成るあらん。死は人情の甚だ惡む所、人の死を致すを惡むは更に自ら死を致すよりも甚し。僕向に食を絶ち、稍く復た食に就きたり。是れ已に固に死を惡みたるなり。今諸友に吾れを死に致すを望むは悖れり悖れり。自今僕復た死を請はざるなり。斯の道至大、何ぞ獨り一死して後樂しと爲さんや。分に隨ひ職を守らば道皆樂しむべし（是れは一文評を加へ、）。意緒亂出、特に倫次なし。炳亮の餘、併せて熱中の諸子に示せ。和作の暴露、亦是れ既往、僕復た八十・子楫を咎めざるなり。是れ亦意を致せ。

五六四　入江杉藏宛　五月上旬　（松陰在野山獄　入江在岩倉獄）

來書（に）讀書に取紛れて甚だ疎濶と。此の語實情古人も同じ。隨園詩話(一)に三句あり、「詩なく轉た讀書の爲め忙し」、黄允修「學荒りて飜つて性靈の詩を得たり」、方子雲「讀書久しく詩思の澁れるを覺ゆ」。劉霞裳 飯田(二)亦妙人、かの老婆態は日下の風化ならん。〇船越(三)云々捧腹したよし、尤も／＼。余亦足下大津で遇うた時屛風で圍つた話を思ひ出し獨坐失笑。〇「松陰余を捺す(四)」と。是れも妙評。夫れに付き又話あり。口羽より詩稿を評して吳れいと云うて來た。（別に日下書牘來る。兩人策あると見える、ちと待つて事の結局をみよ。〇詩經は、歷史でも讀んだり有用の積りで見ては景はなし。吾が師象山云はく、「詩は變雅(五)が一ち面白し」と。其の後余三百篇を通讀するに、世を憂へ時を憫みたること十三經二十一史中に詩經に過ぎたるもの恐らくはあるまじ。情を云ふが詩なり、理窟を云うたものと思ふべからず。國風の內二南(六)は周公の手の入つたものと申す事、誠に體裁の整齊なものではないか。先づ關雎(七)を以て鵲巣に對し麟趾(八)・騶虞で止めた。並びに鳥を以て初め獸を以て終る。是れは二什の綱で其の間首に相對す。細かにみよ、殊に周南妙なり。關雎で妻を得、麟趾で子孫繁昌、乃ち周家興隆する所以、

（一）清の袁枚の著
（二）飯田正伯
（三）船越清藏、近江國大津に假居して寺子屋師匠をなせしことあり〔關傳〕
（四）捺糊、即ち馬鹿にする
（五）詩經の變小雅（小雅の六月より何草不黃に至る五十八篇）と變大雅（大雅の民勞より召旻に至る十三篇）
（六）周南・召南
（七）周南の最初の篇名。鵲巣は召南の最初の篇名
（八）麟之趾、周南最後の篇名、騶虞は召南最後の篇名

鱗が簾に非ず、賢子孫が簾ぢやといふ箇短句中に無極の妙あり。又芣苢(ぶい)の詩、百(もも)しきの大宮人はいとまあれや櫻かざして今日もくらしつ、誠に太平の景、恐れ多く勿體なき事なれど、幕府の後宮は勿論　九重の後宮嫉妬の惡習（毒殺・墮胎等のこと）聖子神孫繁榮の大害となり候話など、實に／＼周南へ引きくらべ泣々(なんだ／＼)。邶・鄘・衞は格別なし、鄭以下大分面白い。畢竟昔の有様を想ひ遣るなり。又詩を作るに五古は三百篇に料をとるがよろし。

政助(九)憐むべし。

詩*に別に說なし。云ひきられぬ業課にて讀んでは實はしんどい、會講等にて精密に咀嚼せねば妙ならず候。

五六五　久保清太郎宛　五月十二日　松陰在野山獄 久保在萩松本

覺

一、金壹両定

右先日御預け仕り置き候和作が金御渡し相成り、思父(一〇)より慥かに受取り申し候。因つ

（九）未詳

* 以下原本上欄外に在り

（一〇）品川[illegible]

て此くの如し。

五月十二日　　松陰生

清太兄　座下

(一)評註は別に改本あり。遠からざる内御目に懸け申すべく候なり。先日のは獻ずるなり。尤も綴代四分、思父へ御渡し是れ祈る。

五六六　高杉晉作宛　五月十三日　松陰在野山獄　高杉在江戸

四月七日の書至り拜復仕り候。

人物月旦一々的當、但し日下は大いに前日の老成見を悔ゆるに似たり。之れに因り僕への不滿も追々解ける。然る上は僕素より敬愛するなり。御安心下さるべく候。○子遠は卽ち杉藏の字、杉藏・和作兄弟賴むべし。此の節在囚讀書甚だ力む。○來原自ら人物なり。人物論人々少異あり。所謂相ぶす(二)とか申す氣味なれば强ひて同じうせずして可なり。○桂貫に事を濟すの才あり。膽略と學問と乏しきは殘念なり。此の節大い

(一) 孫子評註、第六卷解題參照

(二) 朋黨の意

（三）吉田榮太郎

（四）今體は

に挫けたも膽學乏しき故なり。〇無逸[三]の別紙御目に懸け候。此の生の事僕日夜憂念致し候。此の生歸國の初め僕舊知を恃み、過直面折せし事どもあり。其の言半當半否もあらん。是れより此の生怒を挾みたるかと自ら悔い候事ある故、僕心事重ねて書付け遣はし候所、別[四]紙のごとく相答へ候。實に其の母に忍びず、俗吏になるに決したる事と相見え候。是れも尤もなる事にて、此の生在府中狂祖母物故、狂祖母在世中母の辛苦は容易ならざる事は僕も親しく見る所、今日は母を安んぜねば成らぬ時節なり。

小生此の節の狀態議論

御發駕後大いにはずみがぬけ何事も致し度くなく、生きても居り度くなく候所、漸く心を落付かせ候へども、所詮眠たくて讀書も多からず、研究の心も大いに乏しく、只だ樂ずきに成りたり。是れも奮勵せば出來ぬ事もあるまじけれども、此の所にて埋つニ妙あらんと案じ付き、只々適意にして居る。近來は怒氣も大分減じたり。筆耕位の事を業とする積り思ひ立ち候。左候て今數ケ年在獄して今の役人の居らぬ樣に成つてから放歸を賜はゞ、其の時こそ老兄等に談じ度き事もあるなり。無逸等其の時の相談

に加はりて呉れかしと日夕祈り候へども、是れは人に告ぐべき事にもなく、十數年後の事、今より豫定も出來ざれば心のみなり。

貴兄の御上の論

右に付き貴兄も時を待つ亦妙。貴兄關東の遊甚だ妙。夫れからは就官畜妾幷びに妙。子生れ官達すれば一通り父母への孝は立つなり。夫れからは君に忠せねばならず、御小姓にても同志兩三人程あらば時を以て御上へ赤心を徹し置き、扨て夫れから同僚と大喧嘩にてもして役目を退き、夫れより大いに修行を致しかへ眞人物になり、其の上にて眞の忠義する手段あらん。

右兩條の論、僕此の節初めて見付けたり。是れが所謂不緇不磷（一）の人にてなくては申し難く候。時を待つと云ふも色々あり、一身の時あり、天下の時あり。屹と見込さへあれば待つにしかず。併し天下の時は待ち難し。一身の時をば待たねばならず。又御發駕迄は僕は獄に安坐して人に遣らせる積り、今は大いに之れを悔い、我が一身の働く時を待つて自ら采幣を取つて行かねば誰れか是れを信ぜんや。

（一）論語陽貨篇第七章に「堅きを曰はずや、磨すれども磷ろがずと。白きを曰はずや、涅すれども緇まずと」とあり。くろまずうすろがざる堅固潔白の人

（二）松陰のあざな

（三）大江家、即ち毛利家のこと

（四）亡友月性（清狂）

右に付き小生脱囚の御周旋どうぞ先づ御やめ下さるべく候。今囚にあるが大の義卿（二）に福する所以なり。今では義卿を憐む人あり、憚る人あり、憎む人あり。今十年もすると一統憐む様になるべし。其の時を待つて出すも未だ晩（おそ）からず。僕今公に報じ奉るは當御發駕までなり。最早如何に思つても術なし。責（せめ）て他日江家（三）に負かずして知己の恩に報ぜんと落着（らくちやく）仕り候。

周布へ僕眞の心事を吐かうかと思うても居り候。如何。

周布吾れを愛するをも知る、周布の英物たるも知る、周布の苦心尤も知る。今にて去年中の事を回顧するに周布の過（あやまち）あり、義卿が過あり、其の間に周旋したる諸人の過あり。周布自ら尊大にして人を小兒の如く視るは却つて妙。吾れ年少なれば曾て陵忽（りようこつ）せず。但し實情を吐かずして始終虛喝にて人を欺きたるは周布の過、我れ又是れに欺かれ丹赤を灑（そそ）ぎしは愚といふべし。我れ隨分聞きわけのよき男なれば、周布が初めに實情を吐きさへすれば敢へて奇異過高の論も發しはせぬなり。欺くも人を知らぬなり、欺かるるも人を知らぬなり。其の間に清狂（四）あらば必ず調停の術あらんものをと存じ候

なり。吾れ實に周布を怨みず。然れども實情はどうも周布に屈したくなし。故に終身在繫が周布の力にて脫囚するより增り候なり。今より後周布も吾れを度外に置けかし、吾れも周布を度外に置くなり。周布は自ら周布の妙あり、義卿は亦義卿丈けの妙あり。

(一)彌次郎大いに是れ有情の少年、愛すべし愛すべし。小生杉藏兄弟共に同志と大いに隙を生じた時も、終始一意兩獄を往來して萬事周旋して今日に至るまで書籍其の外大抵渠れが力にて讀むことを得たり。(二)德民・作間兩人彌次と全く同意。此の三人少年なりと雖も恃むべし。」日下・(三)福原大いに同意、(四)有吉なども相信ずる樣子。福原存外に確乎たる議論あり。感心。此の三人は近來の事にて未だ僕底蘊の論を語るに暇なし。」杉藏は沈着の性、和作は發逸の性、皆妙。(五)傳之輔は働く男なれば、獄に坐し書を讀む等は其の長ずる所にあらず。」佐世が相替らず誠實の武士、此の節、崎に在り。」岡部富太夫の氣魄諸子に冠たり、此の節少々衰退かと察せられ候。併し此の男は駕馭しやすき男、偏執少なし、棄つべからざるなり。

(一) 品川彌二郎
(二) 增野德民・作間忠三郎
(三) 福原又四郎
(四) 有吉熊次郎
(五) 伊藤傳之助、當時揚屋にあり

此の他は丸で存せず候。

五月十三夜　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　松陰

暢夫高賢兄　座下

*此の書認め置き候へども、此の事到來の上は時勢大いに變ず、此の書に及ばざるなり。足下へ預くべし。（六）

子遠　足下　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　松陰

* 松陰この書目を書して、而後全部を大きく線で抹殺す

（六）　松陰東送の報を十一日に知る。これは東送のことをさす

五六七　土屋蕭海宛　五月十三日　松陰在野山獄　土屋在萩

一、漢書の事、昨日高橋生まで申し遣はし置き候。宜敷く御頼み仕り候。

一、古事記傳の事御賴み仕り候。

一、松下村塾記早々御評定至願に御座候。

古支詞宗　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　二十一回生

何分御發駕の說、意ひ過ぐること甚しき故、其の後大いにくたぶれ候事は勿論、學

問すら勉强の志なくなりたり。

五六八　土屋蕭海宛　五月十三日　松陰在野山獄　土屋在萩

芳翰縷々欽誦、和尙の事、僕亦證左なし。但だ梅墩(一)該博家なれば何か說ありしやと存じ御尋ね仕り候までなり。臥虎(二)の一幅は驚喜少なからず。僕從來此の人を欽慕致し候へども其の書は初めて一覽、存外の美婉、特に海城の一詩なれば妙々。但し是れに付いて益々狂僧(三)追想、感傷に勝へざるなり。德郁(四)併稱、僕亦微哂、具さに兄の言の如し。只未だ說破せざるのみ。德左の容態、頗る家爺を學ぶ、猶ほ北安世(五)象山を學ぶがごとし。其の凡庸知るべきなり。富永(六)の事は承知仕り候。然る處僕强ひて此の輩を怒るには之れなく、危惧の際に當りては、此の人に限らず右顧左眄して、事過ぐるを待つて喋々するもの少なからず候へば、夫れは一々怒責するは餘り愚にて僕亦爲さざるなり。今此の人に體認して見れば實に憐むべし。第一は居所にも困るべし。又家も窮乏なれば徒食しては立ち行き申さず。さればとて生産を營すること出來る人に非ず。殊に酒

(一) 豐後の詩人廣瀬旭莊か。又松陰門下荻野時行も梅墩の號あれば、何れか不明なり
(二) 臥虎山人、坂井虎山安藝の儒者、土屋の師。嘉永三年歿、年五十三
(三) 月性、坂井虎山と親交あり
(四) 二人の人名略稱らしきも未詳
(五) 北山安世
(六) 富永有隣、村塾の賓師たりしも當時已に脫去す

色の病あれば費用も尠からず、出でて舊友に逢へば面折せられ、進退維れ谷まる事は必然なり。然れども僕が身に於ても隨分處し難き譯之れあり候。今此の人と舊の如く交はる時は、又相當に其の身を處して遣らねば詮なし。其の身を處して遣る手段何ともなし。村塾に小生居り候へば一人口任すれば譯はなく候へども、塾中の年少輩に至るまで大いに憤怒し居る事なれば、とても歸塾の事は調ひ申さず。年少輩の怒るは尤もなる事で、此の人小生に負きたのみならず、八人のもの共罪を獲たる時大いに誹譏せし事ども之れあるよしなり。此の人の便計は海外か獄中(七)なれど、夫れは大恐れなれば致方なし。中計は歸在して老母へでも孝行し、手習師匠なりとして世間の議論に携はらぬがよし。萩をうろ／＼して何の職業もなきは下計と云ふべし。陳て又小生事世間の口舌に遇ふ事尠からず。夫れは自ら甘んずることなれば敢へて辭せざれども、只今の所で又有隣などに、義卿がどう云うた、かう云うたと賣りあるいて貰つては大きに面白からず。此の人虚言の名人なれば、一度書通面接でもすると忽ちに尾を付け、羽を付け、埒もなき事を云ひ散らす事必然なり。此の事迷惑の第一なり。小生が性質老兄熟知の通り、例の技癢とか申す類にて、何事も任の過ぐる男故、今より後國事を言は

（七）讒品の刑

ずの、人物を論ぜずのと云うても虚言になる事は必然なれど、朝廷の議も一折、吾が公も東轅なれば、又の機會までは只々默々せねばすまぬなり。別紙檄文(一)が眞情なり。此の處へ富生の粗漏家が聞き(二)はつり見はつりで臆測の言を發して呉れては實にさばけ申さず候。此の節は僕實に氣力衰憊すれど強ひて奮勵も仕らず、まあ〳〵因循にて日を渉り候も却つて爰が妙かと思ひ付きしことありてなり。老兄願はくは僕と富生が身上と又舊塾の少年輩が心と御勘合の上、穩當の御論仰せ聞かされ度く候。僕は和光同塵不夷不惠の積りなればどうとも致し候へども、富生が迫るは義卿に絶たれたのよりは今日の居所彼れ是れの事ならん。愍むべし、咲ふべし。

(一) 庸書燬、第六卷二九一頁に出づ
(二) 聞きかじり見かじりの意

五六九　土屋蕭海宛

五月十三日　松陰在野山獄　土屋在萩

御文稿何卒拜見仕り度し。さりながら鐵案なんどは實に過當の稱なり。只だ清狂と老兄は僕を知るものなれば妄評しても、あれは詩文人でなければ妄評も無理ならずと恕して呉れる、千慮の一得あれば偶然の億中を殊に珍重して呉れるなれば、僕も妄評す

ることを大いに樂しむなり。〇近稿詩文ども大分あれども皆枚皐(ばいかう)(三)の唾棄する所なれば何ぞ收錄に堪へん。庸書檄是れも同然なれども、是れは小生此の節の身上なれば御目に懸け度く、又少しく平生の筆意より體面を變ぜし故且々(かつ〴〵)分り申すべきか質し度く差出し候。御評是れ祈る。〇孫子評註近日脫稿、人に託し淨寫させ候。是れは叱正を乞ひ度く存じ候。是れは折角苦心せし故、少しく文字を解したる人の一鑑定を得たく相考へ居り候。〇一體の所は僕讀書も學問も第二義にして寫本にてもする積りなり。司獄へ商議申上げ不同意なければ活字判にても業と致すべくと考へ居り候。文辭商量の外、是れ等の事に御氣付あらば垂示尤も願ふ所なり。〇彼理(四)の日記何卒一見仕りたし。〇去臘御用立て候本居(もとをり)の書、僕反つて未だ一見せざれば一應御返し下さるべく候。〇世間の慷慨家隨分能々(よく〳〵)うそを云ふなり。薔海の慷慨せぬが一等の著實、併し小生は以レ暴敗レ身(ばうをもつてみをやぶる)の四言知己の言なり。日夕服膺仕り候。一唉。

五月十三日　　松陰生

薔海詞壇下

(三) 漢の武帝の時上書して郎に拜せらる。揚雄傳に曰く「軍旅の際、戎馬の間、驟書馳檄枚皐を用ふ」と

(四) ペルリの日本遠征記のことならん

此の書は覺えず心赤(しんせき)吐露せしなれば、必ず無眼の人に告げ給ふな。兄に向ひ之れを吐く事も好まず候へども、兄は知己の人なれば云はずとも鷙鳥(してう)猛虎の技倆は熟知なれば、吾れ敢へて祕せず。兄僕が心を憐み、只だ義卿心折(くじ)け乃ち筆耕を爲すと御披露下され度く候。*

＊この次に「庸書歎」及び「端午」の詩を添附せるも、共に第六巻己未文稿にあるを以て略す

五七〇　諸妹宛　　五月十四日　松陰在野山獄　諸妹在萩

拙者儀此の度江戸表へ引かれ候由、如何なる事か趣は分り申さず候へども、いづれ五年十年に歸國相成るべき事とも存ぜず候へば、先づは再歸仕らずと覺悟を詰め候事に付き、何か申し置くべき儀あるべき樣に候へども、先日委細申し進じ置き候故別に申すに及ばず候。拙者此の度假令(たとひ)一命差捨て候とも、國家の御爲めに相成る事に候はば本望と申すものに候。兩親樣へ大不孝の段は先日申し候樣其の許達仰せ合され、拙者代りに御盡し下さるべく候。併し兩親樣へ孝と申し候とも、其の許達各〻自分の家之れある事に候へば、家を捨てて實家へ御力を盡され候樣の事は却つて道にあらず候。

各〻其の家其の家を齊（ととの）へ夫を敬ひ子を教へ候て、親樣の肝をやかぬ樣にするが第一なり。婦人は夫を敬ふ事父母同樣にするが道なり。夫を輕く思ふ事當時の惡風なり。又奢（おご）りが甚だ惡い事、家が貧に成るのみならず、子供のそだちまで惡しく成るなり。心學本間合（まあひ）〳〵に讀んで見るべし。高須の兄樣[一]抔に讀んで貰ふべし。高須兄は從兄弟中の長者なれば大切にせねば成らぬ御方なり。

五月十四日夜　　寅二

[二]兒玉お方樣
小田村お方樣
久坂お方樣　參る

尙々時もあらば又々申し進ずべく候。

五七一　父杉百合之助宛　五月十五日　松陰在野山獄　父在萩松本

此の度の東行[三]は國難に代るの存念に御座候へば、兼ての狂悖（きやうはい）には隨分出かしたると存じ奉り候。尤も幕吏對訊の事も御座候はば、正義と至誠とを以て百折挫せず、機に隨

(一) 高須滝之進、松陰等兄妹の從兄〔同傳〕

(二) 兒玉千代・小田村壽・久坂文

(三) 江戸幕府よりの呼出しなり。この頃よりの父兄諸友への留別の詩は多く第十一巻「東行前日記」に出づ。參照すべし

ひ應接仕るより外之れなく、全く訐直（けっちょく）激烈を宗とする譯には之れなく候間、何卒御放念遊ばされ、不孝の段は御海恕祈り奉り候なり。

五月十五日賀　頑兒寅二一

五七二　小田村伊之助等宛　五月十五日　松陰在野山獄　小田村在萩

一、（一冊は歸る（久坂筆））野山文稿二冊　和作にある。

一、同書　越州に貸し置く、是れは大谷茂樹存じて居る。

一、丙辰稿一冊

一、丁巳稿二冊

右を杜蕭海（一）へ託し、撰且つ敍を託し置き候。

一、詩稿は口羽・玄瑞へ頼み撰んで貰ひたし。

五月十五日托せられ候事。（小田村筆）

（一）土屋矢之助

五七三　增野德民宛　五月十五日

松陰在野山獄
增野在江戸

昨日彌次參り候や。小生事此の度江戸表に縛送せらるる由、未だ御沙汰はなく候へども友人尾寺・高杉・飯田三人より申し來り候。政府にも隨分當惑の趣なれども、小生兼ての覺悟なれば忠義も此の時と競ひ居り候。右に付き何か支度事も之れある故、司獄に斷り置き候間、今朝にても御來獄に候はば御目に懸かる事も出來申すべく候。又向に示し置き候文詩稿は早速御返却下さるべく候。以上。

（二）品川彌二郎
（三）尾寺新之丞・高杉晋作・飯田正伯。何れも江戸遊學中なり

五七四　入江杉藏より　五月十四・五日頃

入江在岩倉獄
松陰在野山獄

＊此の書、吾れをして泣涕せしむ。思父其れ之れを藏せよ。

德民・彌二來りて曰く、幕府の命を以て先生關東へ捕送仕るべきの由、魂魄飛越、命なるかな、天なるかな。自然說を考ふるも亦涕泣に到る。長門の運、是に極まる。天下の運、是に極まる。嗚呼、先生の死所を知らざるなり。高堅の志、何れの地にか挒くべき。此の行豈に御本望に之れ

＊この行松陰加筆
（四）品川彌二郎
（五）前出（二五〇頁參照）

あるべけんや。命たりと雖も、魂魄飛越せざるを得ざるなり。飯田諸君の書に、先生の此の行好機會なりと。僕機會たるを知らざるなり。先生の言の如く糺明せざるなり。縱令(たとひ)糺明を爲すとも、幕府の諸老は吾が藩政府の君子如き者にてはなし、姦は大分功者なり。痛(後文闕)

五七五　入江杉藏より　五月十五日　入江在岩倉獄 松陰在野山獄

一*讀多涙、之れを思父に附す。

五月十五日奉復

、一、先生東行に付いては吉田の御廟を守るの志も覺束なしと思ひ給ふべし。此の主意不肖と雖も能く落着して居れば兄弟一人他年にして先生の志を忘れまじ。先生どうぞ尊攘堂の位牌に成り給ふな。

○一、彌〻以て勤王攘夷藩國にて語るべからざること深く記す深く記す。是非轉倒黑白別なき、何ぞ清明の世に有るものか、分明に辨別の出來ることと兼て思ひしに、悲しいかな其の世界に成り果てた。

○一、御推察の通り恐らくは幕吏明白の糺明すまじ。耳のある吏が糺明して呉れさへすれば　天朝御幸福、幕府御平安、長藩目出度し、吉田寅二郎の大志を遂ぐるなり。

* この一行松陰加筆

天照の靈、先公の神、祈願に堪へぬなり。

、去年以來　天朝・諸侯のこと假名にて綴ること謹諾。不肖寡聞、先生の聞書など授け給へ。又中山卿の事實湮滅しては甚だ痛はしし。他年其の力が出來候はば謹んで尊志を繼ぐべし。

一、此の度のこと和作・傳之助倶從なるなら固より辭せじ。彌二(一)も望む位。榮太(二)は是非願うて東從すべし。此の位のことは政府に公に息名を紹(つ)いで、假令十三組でなきとて遣つて異れ給ふべし。

、一、高杉の書長く預り申し候。羽君(三)の詩稿御手抄請け取る。其の外人物論深く銘ずるなり。

、一、杉三實に先生の知を過分に荷ひ感謝感謝。されども從遊日淺うして道を聞くこと實に諸友に寡なし。故に此の度の行諸友に倍して殘念なり。

、一、實に已れが學問してもらひたい、私心許りではなし。復た還り給はぬことと思へばどうも國家の爲めに殘念な。先生の懷(おもひ)に介して居ることも嘸ぞ澤山であらう。他年尊著述を見て空布く涙を流す、想へば實に殘念殘念。

一、何から先へ語らうやら、問はうやら。又々按じて言ふべし。

一回先生　執事　　杉再拜

一、林氏の春の今やう直樣留置なり。

(一) 品川彌二郎
(二) 吉田榮太郎
(三) 口羽德祐、杷山と號す【關傳】

一、贈辭は明日差り上るべし。

東人(あづまびと)月日をさして教へ給へよ五月雨晴るる時をこそ待て

五七六　入江杉藏より　五月十五日　入江在岩倉獄 松陰在野山獄

思父來りて曰く、「一事あり、且つ喜び且つ悲しむ、卽ち先生の東行なり」と。先生の素志賀々、能くやり給へ〳〵。扶桑の日月を明かに揭げ給へ〳〵。幕吏へ是非を言うて聞かせ給へ。「爾しながら此の度幕府へ御渡切になるやらでは公の恩がなし、定めてそんな事はあるまいな、聞きたい〳〵。」豫言すべからざるなり。*行程の護胥何卒有情一兩人前田(一)へ是非望み給へ。此の時の事千吉・小助・松介(二)定めて辭しはすまい。思父も望んで居る様子なり。萬緒往復したし。

十五日　杉

二十一回先生

此の二三日眠度くて〳〵〳〵ならざつた。宵も早寢、朝は晩起(おそおき)、是れが此の別れになる兆の知らせでありたらう。

*諸書中此の書尤も妙。吾れ素より此の書に當る事出來申さずば、身の不逮且つは幕吏の處する所にあり。然れども志は全く爰にあり。此の書吾れ正に心に藏す。故に君に

* この一句松陰加筆
(一) 手元役前田孫右衛門
(二) 岡仙吉・山縣小助・杉山松介〔關傳〕

* 以下松陰裏書して作間忠三郎に贈る

附して深藏せしむ。　寅

子大君　足下

五七七　入江兄弟宛　五月十七日　松陰在野山獄　入江兄弟在岩倉獄

（三）東行、感を書す

時無韓淮陰。豈就酈生烹。時無李衛公。豈幸唐儉生。藍面疑有人。頗似宣慰行。人生必有死。願全青史名。勿謂我受欺。知己汝弟兄。
此の詩又清太に贈る、「我保兄」に作る。

右子遠・和作に示す　寅二拜

此の意早く諸友へ知らせると、此の節は日下・福原・岡部（四）なども大分に激勵して居る故、又一暴を發する。暴を發しると此の行稽延にども相成りては吾が本意は遂げぬなり。故に吾れちとも東行を意とせぬ面で居る。予が餘り平氣なるを以て事を慮ぬ粗忽なと思ふな。

※われ若し道中又は江邸にて毒殺せらるるとも、長井（雅樂）の甘言に陥れられたと他友

（三）この詩第十一巻「東行前日記」に出づ。その項を參照すべし

（四）久坂玄瑞・福原又四郎・岡部富太郎

※以下三行、詩の△符の下に記されあり

は云ひもせよう、汝弟兄のみは義卿毒を知つて飲みたるを知つて吳れよ。人に告げずともよし、心に知つて吳れよ。爰(ここ)で淚が落ちた。

此の詩は成る丈けは諸友へ示さぬ積りなり。此の度長井の處置、實に其の意を得ず。手を李希烈にかりて顏魯公(一)を殺す手段と覺え候。諸友未だ慮爰に到らざれば、吾れは愉快愉快と抃躍して居るなり。尤も千吉(二)の事を行(や)つて吳れぬ時は、道中飲食甚だ以て覺束なきに付き一言吐く積りなり。幕吏の手にさへ亙り候へば、李希烈との對論は甘んずる所なり。

此の行吾れ一錢を帶ぶるを欲せず。人の贐を致すあれば皆之れを思父に附して和作の償金(三)と爲す。

松陰

此*の詩別に子遠に寄す。「吾保兄」を「汝弟兄」に作る。此の意切に諸友に洩らすなかれ。諸友擾騷し反つて事に益なからん。然れども僕萬一あらば、人皆余の欺かれ易きを譏(そし)らんこと必せり。故に豫め之れが爲めに此の事を謀る。相信ずる者老兄

(一) 唐の顏眞卿、反將李希烈慰撫の命を受け、行きて遂に殺さる。右の詩中の「宣慰行」とはこれをさす
(二) 岡千吉 護送の吏に加はりて松陰に從行するのこと、即ち松陰道中の世話のためなり
(三) 和作、要駕策にて脫走の時の二十兩の金を償なはんとするなり
* 以下は久保に與へたるこの詩の跋文なり、參考のために揭ぐ。尙ほそれには第五句の藍面を鬼色に作り、終句を「知己吾保兄」に作る

及び子遠のみ。二十一回生

五七八　入江杉藏宛　五月十七日　松陰在野山獄　入江在岩倉獄

時に思父と對して此の書を作る。

死の一字贈致忝く候へども、吾が志は然らず。日月を指すの語[四]我が心に當れり。我が誠徹底せずして死ぬる程ならば、猛士[五]大いに恥辱なり。「少小讀書」[六]の一律の前聯得と讀んで呉れよ。尤も此の地にて已に長井(雅樂)へ赤心徹せず。是れ位では恐らくは事成り難し。然れども徹せぬは徹せぬにして置くも亦徹するの道と存じ候。

十七夜　寅

子遠　足下

五七九　松下村塾生と往復　往塾生 復松陰　五月十八日　松陰在野山獄

御附人[七]の事捌き兼ね誠に御堪へ難く存じ奉り候。何も行府の恐怖に出で候事と察せられ候。御知

(四) 入江より贈りし送別の詩の結語中に「日月照臨、倫理炳然」の語あり、又同じく和歌に「吾妻人長門の武士にものとはば月日をさして教へ給へよ」とあり。[illegible]

(五) 松陰二十一回猛士

(六) 叢書十一巻「東行前日記」に「五月十六日の條に出づ

(七) 江戸護送中、松陰門下の一人を附けよと

己の者之れなくては機密の書は御携へも六つかしく候處、日記幷びに京坂へ御取遣り（おんとりや）の書丈けは一々御携へ然るべく候。獄庭へ御出での上第一に京師往復の次第を訊詰仕るべく候。多緒の往復故萬一御遺忘ども之れありては、對案の節明瞭（めいちやう）を缺き候樣に相成るべく候。此の儀一先づ御思惟希ひ奉り候。〇塾は御統緒を彌增（いやま）し相勵むべきの處、塾政幷びに敎諭方何卒御氣付は之れなくや。大眼目に相成り候處一言仰せ置かれ度く候。永く遵奉繼承仕らせ度く候。今日に至り此れを問ふとも迂濶に候へども、御開創の場所故有志維持仕り度き志にて御座候。一言を賜ひ候へば難有く存じ奉り候。

十八日　　松蔭

（裏書松陰）

此の度は一字も携へずして、問訊あれば多緒の事に付き、月日彼れ是れ逐一記臆仕らず、大意は云々なり。若し委細の御せんぎなくて叶はず候はば、何の稿何の稿國元へ留め置き候分取りかへし申すべく候。

略日記も急には出來ず候。御附人にてもあれば三十日の行程委しく取調べも出來候へども、政府不同意なれば必せざるなり。

村塾、（一）彝堂先生あり、何ぞ吾が言を待たん。塾政の大眼目は唯だ先生を尊奉するあるのみ。

松

松塾諸君子　各位

五八〇　叔父玉木文之進宛　五月十九日　松陰在野山獄　玉木在萩松本

詩經に「豈に（二）膏沐(かうもく)なからんや。誰れを適(あるじ)として容(かたち)を爲さん」とか申す二句、曾て何心なく讀み居り候所、後に（三）曹大家(さうたいこ)の女誡專心の篇を見候へば上下の文ありて、中に「出でては冶容(やよう)なく、入りては廢飾なし。……此れ則ち專心正色と謂ふ」とあり。又上下の文ありて、「入りては則ち髮を亂し形を壞(みだ)り、出でては則ち窈窕態を作(な)す。……此れ專心正色なる能はずと謂ふ」と之れあり候。依つて相考へ候は詩の語も徒らに夫(をつと)の居らざるを嘆くの事に非ず。膏沐は偏(ひとへ)に夫に事ふる禮にて、他人へ見せものに致すには之れなき筈にて、詩語乃ち禮意かと存じ奉り候。當今少婦輩内(うち)にては亂髮壞形し、外にては窈窕態を作すを當り前の事と考へ候樣相見え候。是れは古禮に叶はざる事と

（一）小田村伊之助

（二）衛風、伯兮の篇にあり

（三）後漢の班彪の妹、曹世叔に嫁し、夫の死後、後宮婦女子の師となり曹大家と稱す。女誡[illegible]

存じ奉り候。此の說先年見付け候へども未だ前人の確證も得ず、又先輩へも質し申さざる故、人にも告げ申さず候間、丈人樣尤もとも思召し候はば、宗族中の婦女共へ此の趣御講談賴み奉り候。閨門は正家の本に候へば狂娃の迂論に及ばずして人々講究の事とは存じ奉り候へども、訣語申上げ候なり。

五月十九日　狂娃寅二

玉木丈人樣

女誡七篇、後漢書より抄錄、讀餘雜抄(一)四の冊の終りに置くなり。

五八一　小田村伊之助等宛　五月十九日 二十三日(カ)　松陰在野山獄 小田村等在萩

一、李伯紀(二)は持參仕らず候。此の書捨らぬやうに。
一、五車韻瑞、當節御不用なら杉藏へ御かし。
一、類腋、杉藏へ貸し置き候。
一、片山上書、同斷。

(一) 松陰の抄錄集、舊全集第八卷に收む

(二) 宋の忠臣、李綱、字は伯紀、忠定と謚せらる。ここに云へるは尾張藩儒塚田大峰編の「李伯紀忠義編」六卷ならん

一、文稿六卷（戊午己未）思父に附し候。別に一本寫して原本は思父に密藏さすべし。

一、野山稿二卷、和作にあり、土屋へ遣はすべし。

一、諸友の贈一枚も捨らぬやうに、是れは作間に託し候也。

一、安政武鑑三冊、無逸（三）へ返すべし。

五八二　赤川淡水宛　五月二十二日（松陰在野山獄 赤川在萩）

華翰拜閲、此の行小生の面目には候へども、菲薄の才國事を誤らねばと苦心罷り居り候。然りといへども日月天に在り、罪臣死生亦命にきかんのみ。（四）心して鳴けの高詠感誦、すなはち

鳴かずては誰れかきかなん郭公さみだれ暗く降りつづくよは

五月念二　　松陰復

淡水赤老兄

（五）二方御贈り落手仕り候。此の金亡友清狂に關繫いたし候へば少々心にかかり候所、

（三）吉田榮太郎

（四）赤川よりの贈歌「くもるともＪやはてらすほととぎす心して鳴け五月雨のそら」

（五）一方金二つ。二の金[illegible]

急遽の間（かん）御忘却なく、別して御厚情感銘致し候なり。

五八三　某　宛　五月二十二日　松陰在野山獄 某在萩

昨日思父參り候や、金御受取り候や、心にかかり候故御答待入り候。庸書[一]檄、彌二より慥かに受取り候所見えず候。若しや日下（くさか）持ち去りはせぬか、彌二へ御聞合せ下され度く候。日下[二]・福原素より妙、頗る往事を悔ゆる色あり。果して悔い候はば同志と云ふべし。然れども明白に悔いたと申さねば、僕心事も吐き難し。思父・子大[三]兩夜來れども日・福二生在座、うそ半分ほんと半分の談で終り候。併し同志とても餘りほんとの話はせぬもよし、ほんとも話せばやはりうそではないか。

二十二日

當年の文稿を綴ぢて置く積り故、一往返し（後文闕）

(一) 第六巻二九一頁參照
(二) 久坂玄瑞・福原久四郎〔關傳〕
(三) 作間忠三郎

五八四　入江杉藏と往復　本文入江 行間書松陰　五月中下旬　入江在岩倉獄 松陰在野山獄

（四）作戦篇に出づ。第六巻三二八頁参照。

（五）第十一巻、東行前日記、五月十九日の條に出づ。

吾が藩御門閥の儀、列藩に並びなし。然るに當今の諸士太平の臭氣骨髓に充塞する斯くの如く婦人に等しきなり。吾が輩往年事を成さんと欲する時あるといへども、藩人一人も與せざるなるべし。青史千載の恥是れに過ぎざるなり。其の與せざる者無眼にてある故、強ひて幕府に恨みなく幕府を好しとするより與せざるなり。水・尾・越・土州・宇和島の事、天下市闇百姓耳をたてて聞けり。其の臣下は婦人女子にても心快なる能はざるなり。是れ皆一の恨みを積るなり。孫子云はく、「人を殺すものは怒なり」[四]と。水・尾・越・土州・宇和島當今怒を發せざるも、往年發するの種なるべし。況や吾が公をして安を苟もし不義者犬羊と對坐せしめず、則ち祈りても求むる事勝らずや。右の藩若し恨みずして事をなさずとも、大義を以て罪を得し事千載青史にかげず。吾が藩御門閥の儀湮滅いたさせじと働き候事固に同志の罪を得る所にして、愈〻忘るる能はざるところなるを以て、今實に水・尾・越・土州・宇和島を羨ましく思ふなり。此の度先生幕府にて糾案の節、君公様の明を掩へば、長門少将は不明と千載に傳はるなり。吾が書弱し、鼠取る猫爪隠すこと出来ぬなり。先生亦君公様の子大に答ふる時に云はく、「到る處曾て壊を爲す」[五]と、是れなり。明を掩ふに忍びざる所ならん。是の度

先生の行ある故を以て水・尾・越・土州・宇和島の如きを尤も善しとするなり。（寅云はく、「時に韓信・李靖なくんば」(一)とは是の謂なり。）田單(二)七十餘城僕尤も快となすなり。

※政府の手都合是れに案あり、一兩度は此の意にて政府相對を求むるなり。然れども長井等の模樣にては政府取合はず、一狂頑を以て目するに相違なし。其の節は然らば拙者一人にて知る所は悉く陳ずるなり。其の他は政府只だ欺なく申されよと云ひて出づべし。是れに色々案あれど今豫言すべきに非ず。度々御懇問故略ぼ之れを言ふ。揚纜盛馬市の事止めんことを請へば行きともながるに嫌あり。此の苦心察し給へ。今出足前にも色々論じ度き事あれど、夫れを吐けば政府只々膽を潰す故只だ談笑自若にて何事も申さぬなり。江戸にても强ひて行府へ張り込めば寅二が出ては大變などと思ひ、窮した上りには一杯毒を與ふる、吾れ大いに此の死を恐る。吾が死は隨分立派に死なねばならぬ。

素より今誰れが幕府へ出たとて、我が君公は尊攘の御志は毛頭之れなく、唯だ德川の御爲め計り年來御致しとは申し難く候。去年已來の事に付いては寡君も晨夕懷に忘れず、（是れ乃ち德川の爲めにする所以なりとは云ふべし、是れ辭令の妙然り。）何卒公武御合體攘夷の御捌きに相成り候樣日々祈願いたし候。去年京師邊……（入江筆）（是れは〇政府の手都合を聞きて出で給へと言うた、先生も疎かはなし。）其の事に付き幕吏何ぞ不審の事申せば、此の事は是非是非言ひ披いて不審を解かねばならぬ。若し言ひ披きの出來ぬ廉が出て來た時分、松下塾と言うてかづくなり。實以て君公の思召し公武の隙に乘じて私を構ふるの御心、日月を指して寸分なき事なり。間部を擊殺の策抔已むを得ずて實に松下塾で企てた事、是れ等の事は君公の思召にはなき我れ等憤懣の餘りに出た策と言ふ事、どこ迄も明白に致

（一）前出三九五頁の詩參照

（二）戰國齊の人、燕軍の侵略にあひて、齊の七十餘城降るや、未だ降らざる卽墨の人迎へて將となし、囘復を企つ。單、智略を盡し遂に七十城悉く復す

※　以下六行松陰筆

し度く候。吾れ等此の度の事で先生へ言ひ合せた事は一言もなく候へども、此の事十分先生の心底と符合なり。好んで御退隠を願ふ事はない。明白にして其の上で御隱居させたなら、恨みが積るなり。

是れは一々意中の言、吾が正月二十八日の書を見よ。

五八五　入江杉藏宛　五月東行前　松陰在野山獄 入江在岩倉獄

久保・天野來る。天野は吾が見る所恐らくは違はず。是れは高杉來歸を待ちて決すべし。久保は眞に吾れを知るもの、今更に申すに及ばず。爰に一落涙したることあり。久保「吾れ勢に往くを欲せざるに非ず、實に暇なし、只だ一の彌二時々來て先生・杉藏の事を通ずるのみ、彌二眞に恨れざるの奇人なり云々」。嗚呼、清太固に人を知る、思父も人を知るといふべし。勢中喋々の人匙からず、却つて一默然の清太を敬す。是れ等の隻眼、思父亦吾が輩の人なり。

無逸は足下是れを度外に措いて吳れよ。吾れ大いに敬服することあり。唯だ吾れ獨り

（三）天野清三郎、その識見高きを松陰に買はる。天野は高杉晋作を敬す

（四）吉田榮太郎

之れを知れば足れり。

吾れ遂に不孝の子なり。此の行少しも父母を思はず。只だ吾が諸妹云はく、「阿兄を哀しむの心を以て父母に事へんのみ」と。此の言吾れ自ら喜ぶなり。足下若し吾れを惜しまば、久保・久坂と三人赤心相示せ。三人和協せば事憂ふるに足らざるなり。高杉・佐世其の外も追々歸來すべし。同志一塊とならば自ら強し。久保・久坂已に此の意を了せり。

情緒亂出、筆盡すべからざるなり。

五八六　妹千代宛　五月東行前（松陰在野山獄　千代在萩松本）

己未五月

此の一冊(一)は女の教といふにはあらねど、人の母たるもの是れ等の事は心得候て、子供を導きたき事ならずや。ここをもて人にあつらへうつして參らせ候。代四分五り、此の教がよく腹に入り候はば、壹文あげて極樂淨土へゆくよりましとぞんじ候。

(一)「平田家訓」をさす。この書は瀧鶴臺の門人平田市郎左衞門の著、平易適切なる教訓書

五八七　高杉晉作宛　七月九日　松陰在江戸獄　高杉在江戸

(二) 老中間部詮勝要撃のために十七人血盟せる一件をさす
(三) 第六巻一八四頁頭註參照
(四) 第六巻八〇頁及び本巻一九五頁頭註參照
(五) 飯田正伯〔關傳〕
(六) 尾寺新之丞〔關傳〕

珍敷く東下致し候處、今日評定所召出し御尋ねの上連判(二)一條にて投獄に相成る。素より覺悟の事に候へば左まで頓着も致さず。いづれ陳東(三)・楊繼盛(四)と同罪免かれず候。急務の條件は、獄内規定之れあり、各〻呼金仕らずては相濟まず。僕前年在獄委細規定承知の事故、獄内にても格別に遇せられ大いに仕合せ申し候。就いては金の一條も成る丈け厚情に報ずるの義を盡し度く候。先日十郎左衛門と申すものへ命じ一圓金計り飯正(五)へ託し置き候。其の餘貴兄・飯正・尾新(六)等仰せ合され先づ三圓計りも急に御辨じ下され度く候。左候て其の餘もちと御才覺下さるべく候。十郎左遠からず歸國致すべきに付き、貴兄方金子御辨じの次第、久坂・久保迄御申し遣はし賴み奉り候なり。急務のみ匆々。

七月九日　　松陰拜

安政六年

尤も是れに付き本藩へ禍を貽し候樣の儀之れなし。此の段は御放念下さるべく候。此の度御吟味は梅源(一)に事起り候へども、是れは差たる事なし。投獄は大原策及び連判一條自首によるなり。

(一) 梅田源次郎

五八八　高杉晉作宛　七月九日頃　松陰在江戸獄　高杉在江戸

評定所の樣子大略申上げ候。問个條二つ、一に曰く、「辰年(二)冬梅田源次郎長門へ下向の節密かに面會何を談じ候や」。余曰く、「談ずる所なし、ただ禪を學べなど學問の事を談じたる迄なり」。奉行曰く、「然らば何故蟄居中故らに面會せしや不審なり」。余曰く、「御不審御尤もなり。吾れも源二心中を知る能はず。但し源二曰く、余が長門へ來るは全く義卿(三)丑年余が京寓を尋ね來りしより、追々長門人への因み出來たるによるなれば、其の本を思うて來問するなり、別に談ずべきことなしと。故に寅も亦辭せずして面會するなり」。二に曰く、「御所內へ落文あり、其の手跡汝に似たりと源二其の外申出づるものあり、覺え之れありや」。余曰く、「斷じて覺え之れなし。寅著はす所、

(二) 安政三年。源次郎はこの年十二月來萩。第八卷二六二號書簡參照

(三) 嘉永六年。第八卷九七・九八號書簡參照

(四)狂夫の言・對策・時勢論・大義を議す等忌諱に觸るるもの少なからず。若し是れ等の作他人携へ去つて　御所内に投ぜば心底に任せざれども、吾れ敢へて落文をなさず」。奉行曰く、「汝上京はせぬか」。余曰く、「吾れ一室の外曾て隣家へだも往かず。是れ萩中萬耳萬目掩ふべからざるなり、何ぞ乃ち上京せんや」。曰く、「憂國の餘、人をして落文せしむる等のことはなきか」。余曰く、「寅の見る所大いに然らず。試みに時勢論を見給へ。寅明かに　明天子・賢將軍・忠侯伯なし得ざるを知る、故に自ら天下の事をなさんと欲す。豈に落文を以て　明天子に難きを責めんや。此の事寅必ず爲さざるなり。抑〻落文は何等の文ぞや」。奉行初め數行を讀み出す。余曰く、「寅の爲す所に非ず。若し寅が手書を得んと欲せば、藍色の縱横なる毛板に楷書に書きたり。其の他は寅の手跡に非ざるなり。落文は何如なる紙ぞ」。奉行曰く、「竪の繼立紙なり」。寅曰く、「非なり非なり」。奉行端を改めて曰く、「赤根武人(五)は知るか」。余曰く、「熟知す。彼れ少年の時曾て僕の家に來り寓す」。奉行曰く、「武人皆汝が策を知るか」。予曰く、「恐らくは一二を知つて八九を知らず。武人は源二の塾に在り、源二の捕へ

(四) 何れも第五卷戊午幽室文稿に出づ。

(五) 赤根武人といい、松陰の門下たりしことあり。後に[illegible]となり、[illegible]門下に[illegible]

らるゝ、御不審なきに因りて歸國を免ぜらる。時に萩に來り半日談ず。直様亡命上京す」。奉行曰く、「武人何故上京する」。余曰く、「其の師縛に就き、弟子亡命して上京す、其の志問はずして知るべきなり」。奉行猶ほ余を援きて梅田の黨に入れんと欲す。余慨然として曰く、「源二も亦奇士、寅相知ること淺きに非ず。然れども源二妄りに自ら尊大、人を視ること小兒の如し、寅の心甚だ平かならず、故に源二と事を同じうするを欲せず。寅は則ち別に爲すあるなり」と。因つて詳かに丑寅以來の事を陳ぶ。奉行亦耳を傾けて曰く、「是れ鞫問の及ぶ所に非ざるなり。然れども汝一箇の心赤、汝の爲めに細かに聽かん、縷述を厭はざるなり」と。余乃ち感謝再拜し、因つて應接書（一）を誦し逐一辨駁す。奉行亦色を動かして曰く、「汝蟄居し國事を詳知するは怪しむべきなり」。余曰く、「寅の親戚讀書憂國の者三數人あり、常に寅の志に感じ、寅の爲めに百方探索し以て報知を致す。是れ寅の國事を知る所以なり。寅死罪二あり、皆當に自首すべし。但だ他人に連及するは心甚だ之れを惧る、敢へて陳ぜざるなり」。奉行溫慰して曰く、「是れ大罪なきなり。之れを陳ずるも妨げず」と。余謂へらく、奉

（一）墨夷との應接外交書

（三） 評定所吟味の座なり。

行亦人心あり、吾れ欺かるるも可なりと。因つて玄瑞・淸太二人の名を擧ぐ。奉行亦甚しくは詰らざるなり。已にして奉行問ひて曰く、「所謂死罪二とは何ぞや」。余曰く、「當今の勢、　天子・將軍と列諸侯と萬々做し得ず。寅明かに其の做すこと得ざるを知る、故に自ら做さんと欲す。故に再び書を大原三位に致し、吾が藩に西下せんことを請ふ。三位果して吾が藩に下らば、則ち三位と謀り吾が公を論諫せんと欲す。三位確報なし。吾れ其の爲すあるに足らざるを疑ふ。會々間部侯上京して　朝廷を惑亂するを聞き、同志連判し上京して侯を詰らんと欲す。二事未だ果さず、藩命寅を捕へて獄に下す」と。是に於て座(三)罷み、後再び余を召す。奉行曰く、「汝間部を詰らんと欲す。間部聽かずんば將に之れを刃せんとせしか」。余曰く、「事未だ圖るべからざりき」と。奉行曰く、「汝が心誠に國の爲めにす。然れども間部は大官なり。汝之れを刃せんと欲す、大膽も甚し、覺悟しろ、吟味中揚屋入りを申付くる」。

九日の吟味大略此くの如し。只だ匆々中余が口陳僅かに十の四五にして、役人悉く書き留めもせず、孰れ後日委細の究明あらん。委細に陳白せば、余が死後委細の口書大

下に流傳すべし。其の節御覧下さるべく候。
奉行三人皆其の人を知らず。一人は石谷因幡守ならん。○今日の議論三あり。奉行若し聽を垂れて天下の大計當今の急務を辨知し一二の措置をなさば、吾れ死して光あり。」若し一二の措置をなす能はずとも、吾が心赤を諒し一死を免（ゆる）せば吾れ生きて名あり。」若し又酷烈の措置に出で妄りに親戚朋友に連及せば、吾れ言ふに忍びずとも亦昇平の惰氣を鼓舞するに足る、皆妙。

五八九　高杉晉作・飯田正伯宛　七月十九日頃　（松陰在江戸獄　高杉・飯田在江戸）

高翰拜讀、三圓三方金（はうきん）(一)、金六(二)へ御渡しの分慥かに落手仕り候。此のもの僕前次投獄の時より知る人にて慥かなるものに付き、追々此のものへ御託し成され候へば何事も一に辨じ申し候。僕も前次在獄故獄主人も厚く遇し上座に置かれ候故、少しは金にても出さずては面目なき次第之れあり候。何卒爰許にて十金計りも借金して國より償ひ候儀御謀り下され度く候。尤も十金の内三四金は御留め置き萬事の用に御備へ置き然る

(一) 貨幣、小粒金のこと
(二) 獄卒

べく存じ奉り候。借金の事故急には辨じ難く、素より指て急ぎは致さず候。〇僕出足前は諸友も大いに奮發甚だ賴もしく候。杉藏絕妙。〇差急ぎ候に付き是れのみ申上げ候。議論隨分御申越し下さるべく候。僕此の度の安心立命、屈平〔三〕已上の人と御存じ下さるべく候。

一〔四〕　聯　樊〔五〕盛唯だ應に市聲を甘んずべし、倉公〔六〕寧んぞ復た生還を望まんや。

松陰

高杉君

飯田君

飯田君へ別段御願ひ仕り候。獄中小瘡常に流行、僕甚だ此の氣に感ぜん事を恐る。何卒敗防其の外妙藥御送り賴み奉り候。

五九〇　高杉晉作宛　　七月十九日　松陰在江戶獄　高杉在江戶

借金一條、嘸々御面倒に在らせられ候はんと御堪へ難く存じ奉り候。邸中の事體如何、金の事にても御審談成され候樣の人物之れあり候や。小生も先年在牢の功も之れあり

〔三〕　屈原

〔四〕　後出四一七頁參照

〔五〕　樊噲出、前出一九五頁參照

〔六〕　漢の淳于意、太倉の令となり、倉公と稱せらる。罪ありて刑に臨む。少女上書して父の罪に代らんことを請ふ。文帝これを憐み肉刑を廢す。

上座に居り候へば、身上の事は左まで御案じ下さる間布く、さりながら西奥揚屋と申す所新建にて至つて此の節困窮に付き、只今に候へば壹兩金にても五兩拾兩にも當り候時節に付き、相成るべくば二三兩にても御手段相成り候はば御贈り賴み奉り候。此の度の投獄は元來覺悟の事に付き、國元にても過半は手當仕り置き、諸友も同樣に候へども、國元出足の時より投獄の仕度も仕り難き人情之れあり、儲金も之れなく候。然る處同じ費用候へば、今費やして國より償ふ事極めて宜鋪く御座候間、旁〻御思惟成し下さるべく候。獄に入り候はば金の五兩や拾兩位是非とも入用なる事政府の諸人も承知の事に候へども、昨年已來の行懸り之れあり、內藤・周布抔は是れ等の趣申入るべき筈之れなしと存じ居り候。飯田君も嘸ぞ迷惑に存ぜらるべく候へども、何分御申合せ下さるべく候。小生獄中にて難儀にて居り候へば、兼ての覺悟故結句一金なくとも頓着致さず候へども、一向難儀之れなき程に手當を受け候上は自ら其の報いもせでは相捌けず候。〇小生大分無事に馴れ、讀書もせず茫然空坐する事一向頓着之れなく候。然る處獄主人孫子懇望に付き兵勢篇まで諳書致し候。虛實已下諳書出來兼ね候。

何卒孫子正文得度く候へども、獄中困窮にて未だ得申さず候。半津館叢書本魏武註孫子にても御贈り出來申す間敷くや。愚考には表紙を取除け半紙に包み候はば輙(たやす)く入れ得べくと存じ候。尤も此の節獄吏萬事六ケ敷く申し候上、金六至つて用心する男なればば受合ひ申す間敷きか。金六受合はざれば夫れまでなり、強ひて請ふには非ず。清狂吟稿も同斷。

○賤著孫子評註玄端より黄兄へ贈り候様頼み置き候。未だ參り申さず候や。

○國にて得候尊翰へ復書(一)を認め置き候へども、此の行の事を聞き、尊翰を合せ杉藏へ附し密藏させ候。

○同志中少年頼むべきものは作間忠三郎と彌二郎なり。彌二郎極めて妙。七月十九日認む。

(一) 前出五六四書簡をさす

五九一　高杉晋作宛　七月中旬　松陰在江戸獄 高杉在江戸

(二) 高杉晋作

(二)暢夫上書及び義卿を呼ぶ事曾て知らざる事なり。

寅、松田清吉・河野尙人と申す俗吏を仲に立て政府へ(一)度々の建白、終に政府の議を定めたる苦心亦快、意ふに恐らくは暢夫も亦知らざるならん。其の他四五人愛すべきものあり、俗吏中長谷川彥太郎(二)性質敏捷志氣あり、甚だ愛すべし。在邸の節毎度番に來り大いに吾が心を慰むるなり。従行中地方直横目小七愛すべき志士なり。清太へ此の段御申し贈り。御國にて杉藏兄弟去年已來忠赤日月を貫くべし。杉藏尤も貴ぶべき人物。余去るに臨みて曰く、「杉藏の思、玄瑞の才、清太の知、皆吾れ已上の人なり。三人相親愛せよ／＼」。○杉藏・傳之輔脫獄の論、在邸中頻りに政府へ議論すれども政府斷然脫すること能はず。いづれ僕一件落着の上ならでは捌け申さず候。暢夫歸國の上は一議論あるべし。小生死に候へば此の四人必ず志定まるべし。小生未だ死なざれば此の四人未だ因循を免かれず候。文山曰く、「其の日月を貫くに當りては生死安んぞ論ずるに足らん」(三)と。此の意初めて發明致し候。

獄中盂蘭

七歲不攀先墓樹　七歲(四)先墓の樹に攀ぢず、
又將幽室迓盂蘭　又將に幽室に盂蘭を迓へんとす。
茱萸麥飯享常廢　茱萸麥飯享常に廢し、
懷古憂時詩自刪　古を懷ひ時を憂ひて詩自ら刪る。

(一) 毛利藩江戶方政府、建白とあるは第五卷意見書類中の江戶着邸後のもの等をさすか
(二) 後出四三五頁には彥次郎とあり、何れが正しきか未詳
(三) 宋末の忠臣文天祥。語はその正氣歌の中に出づ
(四) 嘉永六年國を出て以來先祖の墓に詣でざること七年間なり

繼盛唯應甘市戮　　繼盛唯だ應に市戮を甘んずべし、
倉公寧復望生還　　（五）倉公寧んぞ復た生還を望まんや。
艱辛嘗盡丹心在　　艱辛嘗め盡して丹心在り、
寃魂仍舊附故山　　寃魂舊に仍りて故山に附く。

入獄

才盡詞藻思　　才は詞藻の思を盡し、
情忘骨肉恩　　情は骨肉の恩を忘る。
腔裏存何物　　腔裏何物をか存する、
不忘喪其元　　（六）其の元を喪ふを忘れず。

此の節文字の禍尤も甚し。僕輩の類を獄中にて珍書家（七）一件と唱ふ故、此の書御深祕賴み奉り候。獄主人別して禍を恐れ候。深く御思念下さるべく候。獄より世間へ通路の事甚だ嚴禁なり、漏らすなかれ〳〵。唐筆一本金六諾し候はば、半紙へなりとも御包み御送り下さるべく候。諾せざれば必せざるなり。

（五）前出四一三頁参照

（六）孟子萬章下篇第七章に「勇士は其の元を喪ふを忘れず」と出づ。第三巻二七三頁参照。

（七）俵屋喜内等の一派をさす、前出四三〇頁参照。

五九二　高杉晉作宛　七月中旬　松陰在江戸獄 高杉在江戸

今日諸侯處し樣如何。今日讀書仕方如何。總じて僕今日所爲如何して可ならん。丈夫死すべき所如何。（一）是の分は少し僕落着之れあり。

孫子御持本にてもあらば借用仕りたし。併し入れ賃二朱はとるべし。此の段甚だ御氣の毒、小事を以て大事を害する氣遣ひなし。是れは金六等一事誤れば追拂はるる故、禍をとることは決してせぬなり。

長井（雅樂）奸計の事にも話あれども事長し、之れを略す。

飯田は大原一條に付き大いに余を欺き、玄瑞も亦不平。唯だ今日の便のために周旋を賴みたり。周旋の恩は忘れざるなり。

（一）以下四項目のことは高杉の質問なり。次掲書簡參照

五九三　高杉晉作宛　七月中旬　松陰在江戸獄 高杉在江戸

唐筆一本難有く拜受、則ち相用ひ別紙認め上げ申し候。

小生去冬十二月二十五日(二)投獄已來大分學問進み候樣覺え候。當五月迄の文稿二冊之れあり、彌二郎(三)に密藏させ置き候。小生死して遺憾なき所全く此の二冊にあり。他日御一見下さるべく候。

〇貴問に曰く、「丈夫死すべき所如何。」僕去冬已來、死の一字大いに發明あり、李氏(四)焚書の功多し。其の說甚だ永く候へども約して云はば、死は好むべきにも非ず、亦惡むべきにも非ず、道盡き心安んずる、便(すなは)ち是れ死所。」世に身生きて心死する者あり、身亡びて魂存する者あり。心死すれば生くるも益なし、魂存すれば亡ぶるも損なきなり。」又一種大才略ある人辱(はぢ)を忍びて事をなす、妙。(明の徐階が楊繼盛を助けざるが如し。)(五)」又一種私欲なく私心なきもの生を偸(ぬす)むも妨げず。(文天祥、厓山に死せず、生を燕獄(六)に偸む四年、是れなり。)」死して不朽の見込あらばいつでも死ぬべし。生きて大業の見込あらばいつでも生くべし。」僕が所見にては生死は度外に措きて唯だ言ふべきを言ふのみ。」

〇貴問に曰く、「僕今日如何して可ならん。」此の事在國の日にも御申越し成され候故一通り貴答相認め候へども、此の行ある故其の書は杉藏へ密藏させ置き候。大意遠大

(二) 正しくは二十六日未明なり

(三) 品川彌二郎、密藏せしめし文稿は即ち己未文稿なり

(四) 明の學者李卓吾の著書の名

(五) 第六卷三六四頁參照

(六) 燕京即ち今の北京の獄。文天祥厓山にて元兵に捕へられ北に送られて遂に殺さる。第六卷二〇一頁參照

の論なり。先づ遊學濟まし成され候はば、菁妻就官等の事一すら父母の御心に任せられ、若し君側にでも御出でなれば深く精忠を盡し君心を得べし。然る後正論正義を主張すべし。此の時必ず禍敗を取るなり。禍敗の後、人を謝し學を修め一箇恬退の人となり給はば、十年の後必ず大忠を立つるの日あらん。極々不幸にても一不朽人となるべし。清太・玄瑞・杉藏などへも、吾れを學びて輕忽を遣るな、吾れは自ら知己の主上にあり、然らざるを得ず、三人暢夫と謀り十年計りも名望を養へと申し置き候。三人へ示し候書御歸國の日御覽下さるべく候。

○讀書は勉强さへすれば書中自ら妙味あり、必ずしも言はざるなり。下學邇言(一)御讀み成され候由亦妙、王陽明傳習錄其の外眞味あり。陸象山云ふ、「六經は皆我が注脚」と。此の見極めて妙。讀書論は申し度き事あれども言ふも無益なり。

○今日諸侯の處し樣。」是れも愚考の所、在邸の節密かに建白致し候へども、囚奴の言、政府何ぞ信用あらん。併し知己の爲めに一言して幷せて高論を乞ふ。僕江戸に來り墨夷の事體見聞大いに驚き、又竊かに喜ぶ、又深く惜しむことあり。墨夷本牧(二)を以

（一）水戸學者會澤正志齋の著

（二）横濱の地名

て未だ足らずとし江戸に來偶、市中自在に横行するは、應接條約等の表にては當然の事には候へども、現在に目撃すれば隨分驚き申し候。併し英夷阿片交易の事に付き燒醫を廣東へ渡し療治を施させ、之れに繼ぐに引痘を以てする等の苦心（三）海國圖志中粤東日報にみゆ其の恩慮深遠と云ふべし。墨夷は人心を懷柔するの手段大いに英夷に劣る。是を以て竊かに喜び申し候。然れども機は得難く失ひ易し。墨夷の所爲市中の人心を失ふとも、又數十年無事ならば人心も自ら帖服すべし。此の機會を失ふこと豈に惜しからずや。幕府初めは墨夷を倚ひて諸夷を制し諸侯を抑へんと欲す。而して今は何となく悔悟の色あり。悔悟するとも膺懲の奇策なければ淪胥與に喪ぶるの外致方なし。將た又京師の一條（四）も幕府最初の思ひ過にて、追々糺明あらば左まで不軌を謀りたる譯に之れなく候へば今亦少しく悔ゆ。是を以て今諸侯に於て誠に大切の時なり。今正議を以て幕府を責むるは宜しからず候へども、上策は彥根（五）・間部等の所は誠實に忠告するに如かず、中策は隱然自國を富强にしていつにても幕府の倚賴となる如く心懸くべし。今藩政府幕府への嫌忌とみえて杉藏が獄さへ免ぜず、遊學生も容易には出さず、坐ながら事機

（二）清の兵家魏源の著

（四）戊午の大獄の發端一條、即ち梅田・鵜飼等正議者を逮捕するに至りし密勅降下問題等をさす

（五）井伊大老

を失ふ、残念なり。責ては中策にても出だせかし。」京師の一條に付き投獄の人少なからず、此の獄皆失策なり。

清水寺の僧信海、勅を奉じて敵國を調伏し萬民を安穩にせんことを禱る。事幕忌に觸れ捕へられて獄に下り、病を以て歿す。實に今茲四月某日なり。遺歌一首あり。曰く、

西の海東の空とかはれども心は同じ君の世のため

其の兄僧某(一)、亦同志の人なり。是れより先き薩摩の海に投じて死す。亦遺歌あり。

大君の爲めには何か惜しからん薩摩のせとに身は沈むとも

曇りなき心の月の薩摩潟おきの波間に(二)今ぞ沈めり

余獄に入り、同囚の其の事を說くを聞き感慕に堪へず、短古を作る。

弟繫東獄死　弟は東獄に繫がれて死し、
兄向西海投　兄は西海に向つて投ず。
死雖殊其地　死其の地を殊にすと雖も、

(一) 月照、西郷隆盛と海に投ず

(二) 流布本には「波間にやがていりぬる」とあり

同是皇恩酬　同じく是れ皇恩に酬ゆ。
嗟吾身未死　嗟、吾が身未だ死せず、
感慕涕泗流　感慕涕泗流る。
昔聞曉月坊　昔聞く曉月坊(一)、
死國承久秋　國に死す承久の秋。
今見公兄弟　今見る公が兄弟、
眞箇古人儔　眞箇古人の儔。

此の詩鄕友へ御贈り下さるべく候。珍說あらば承りたし。

（一）淸水の僧、承久の亂に官軍に屬す。次の詠あり。勅なれば身をば捨ててきもののふのやそうぢ川の瀬には立たねど

五九四　高杉晉作等宛　七月二十五日　松陰在江戶獄　高杉晉在江戶

金三圓慥かに落手仕り候。誠に數々御心配相懸け候段氣の毒至極に存じ奉り候。堂々たる國士をして區々の黃金の爲めに苦心を懸け候事、近此不屆の儀に御座候。最早此の餘は御安心下さるべく候。急々中御答のみ申上げ候。平生の厚情筆墨に盡し難く感

謝仕り候。以上。

七月二十五日　松陰

三國士[一]　臺下

五九五　高杉晋作宛　八月十三日

松陰在江戸獄
高杉在江戸

御近狀何如、想像仕り候。孫子は魏武註[二]一本を得候、御安心下さるべく候。別紙の細書御一讀下さるべく候。若し不可と爲さずば密かに久保・久坂へ御贈り下さる間布くや。小子熟考するに强ひて害はなき事と存ぜられ候。小生御吟味長引くこと知るべし。日今世界の事情御見察の所御知らせ下され候はば大慶なり。書中に陳ずる所高論あらば承りたし。七日の拙作倡信海を挽する詩兩久[三]へ御錄送賴み奉り候。

八月十三日　松陰拜

暢夫高君

（一）高杉・飯田正伯・尾寺新之丞〔關傳〕

（二）三國魏の武帝卽ち曹操の註せし本

（三）久保・久坂の二人

五九六　久保清太郎・久坂玄瑞宛　八月十三日　松陰在江戸獄 久保・久坂在萩

小子發國の節再度國へ書も遣はさざる覺悟に御座候所、爰に來り深く察觀仕り候所、小子の御吟味も急には埒明き申す間敷く、故は先度評定所にて其の機を見たる事あり。其の後一月にも相成り候へども今に召出し之れなく、小子の罪は一々明白なる事には候へども、小子申す通り口書を認め候へば大いに忌諱に觸るる事之れあり、不明白にては小子得心仕らざる故、兎角在牢長引きに窮りたる事なり。加之、京都一條は三奉行も大いに屈たくの色あり、先づは打込みにするより外手段なし。尤も三奉行大憤激して吟味する事にも相成り候はば小子深望の事に候へば、其の節は株連も蔓延も構はず、腹一杯天下の正氣を振ふべし。事未だ爰に到らざれば安然獄に坐し、夫の天命(四)を樂しむのみ。因つて別紙の如く細書(五)を認むるなり。

此の地にて飯田・尾寺・高杉僕の爲め周旋平生に負かざるなり。然れども高杉眞に能く僕を知り、亦能く僕を愛す。爾後若し意あらば書を寄せよ。尤も高杉へ深密に託すべし。飯田・尾寺は必ず不可とするなり。獄より書を出すことは獄の大禁なれば、此

（四）本卷四七九頁參照
（五）次掲書翰をさす

の地にて誠に密を尙ぶなり。藩にても無識の俗吏の耳に入りては不可なり。之れを密にするに如かざるなり。書翰御寄せなれば入れ賃二朱づつ御付けなければ、高杉亦困窮ならん。此の地にて三子の計ひにて金六圓、外に十郎左（衞門）より飯正（一）へ託し置き候金一圓來り候。入獄の初め定めて高杉其の外より十圓金來る様に清太・實父（二）二兄へ申し遣はしたるべし。小子心得は右十圓來り候はば六圓は借金を償ひ、四圓丈け獄へ入れて貰ふべし。沼崎（三）十月出帆より内に參り候はば大いに仕合せ申し候。何卒かはせにてなりとも早く來る様に願ふ所なり。

諸友の事皆々意中を離れざれども漏洩の患あれば一言も申さざるなり。どうぞ初志を勵ます様に御申し下さるべく候。天下の事追々面白く成るなり。挫するなかれ、折くるなかれ。神州必ず滅びざるなり。

八月十三日　松陰

清太兄

實甫兄

（一）飯田正伯〔關傳〕

（二）實甫即ち久坂

（三）沼崎吉五郎、松陰同室の名主代り〔關傳〕

金川横濱丁交易六月十八日より始まる。七月二十七日暮大工、夷人三人を殺す（一人即死、一人は二時計りして死し、一人も亦死す。）事實に未だ確かならず、然れども亦一快、武士愧づべきなり。

五九七　久保清太郎・久坂玄瑞宛　八月十三日　松陰在江戸獄 久保・久坂在萩

八月四日生朝（四）

許國之身敢顧親　國に許すの身敢へて親を顧はんや、

安然坐獄亦吾眞　安然獄に坐す亦吾が眞。

忽逢父母痀勞日　忽ち逢ふ父母痀勞の日、

復被西風愁殺人　復た被る西風の人を愁殺するを。

父母兄弟へ書を呈せず候。此の詩にても御見せ健在の狀御語り下さるべく候。十回金の事、家大兄へ御謀り下さるべく候。　八月十三日

清
實　二兄　同拜

（五）村先生へ別紙御見せ下さるべく候。子遠兄弟・思父（六）等想像に堪へず候。勉學勉學。

（四）八月四日は松陰の誕生日なり

（五）小田村伊之助

（六）品川彌二郎

（一）第二巻野山雜著中の「江戸獄記」參照
（二）當時の獄習に、入獄の時先輩の囚人に賄賂を出さざれば、きめ板と稱する木片にて打たるることあり。第二巻二八九頁參照

已にして孫子一本を得、珍翫知るべきなり。

（別紙）

小子儀七月九日夕方西奥（一）揚屋へ入り候所、殊の外安樂世界にて大いに喜び申し候。仔（し）細（さい）は一錢の儲（たくはへ）も之れなくきめ板（二）を背負ふべきの所、名主代（かは）り元奥州福島藩士にて當時能勢久米次郎家來沼崎吉五郎と申す人、曾てより小生姓名承知にて、入獄卽座より上座の隱居と申す座をかし呉れ、實に望外の儀、艱難辭せずと雖も安樂亦（また）自ら好しに御座候。此の西奥揚屋と申すは年來空獄に相成り居り候處、去冬十一月十五日牢屋敷一圓類燒、其の後假牢住居にて當六月二十六日西口・西奥兩揚屋相開け、其の後七月五日より西口は東口に移り、西奥は東奥に相分れ、西口は先年の通り女牢に相成り候。揚屋（あがりや）三つに相分れ候、故は御旗本の士三人一件もの引分け之れある故なり。三揚屋に相成り候已來沼崎西奥の名主代りと相成り候。沼崎は五年已前入獄、人殺しの御不審なり。右類燒切放しに付き二等を減ぜらるる積りにて不得心ながら口書致し候所、五月比（ごろ）遠島仰せ付けられ、當十月迄には出帆なるべし。是れ一つの殘念なり。揚屋も新（しん）

廷にて前年と違ひ書物一卷もなし。是れには少々不自由を見候。孫子暗記の所共の外孟子等折々暗書して沼崎と時々講習致し候。是れ消日の一適なり。沼崎出帆、旗本の一件方付き候はば西奥は東奥か口へ一所に相成るべく候所、東奥の名主代りは先年已來罷り居り候越後の僧宥長なり。（此の人十四年在牢。）口は蘭通詞堀達之助なり。堀は小子下田の厄の節も出役仕り居り、通詞中の才物なり。罪科は下田在勤中獨逸人拂郎西の船に寄寓し居り候ものの國元の交易願ひ出で候に付き、是れは願ひても免ぜられざる趣相斷り、願書は受取り反古に致し候。左候て此の段上に屆けず候處、後脇より露顯せし故獄に投ぜらる。是れも五年なり。松陰曰く、堀亦罪あり、然れども極めて輕し。何ぞ必ずしも繫獄五年ならしめん。陳て又兼て欽慕せし水戸義士堀江克之助も口揚屋にて角役をする。近比又杉浦猶三郎と申す老人も來り東口に入る。宥長又大いに揚屋に功德ある僧にて、佐久間已來日下部以三次・僧信海・藤森弘菴等碩學名僧の入獄は殊の外に厚く手當する男なり。然れば孰れの揚屋へ投ぜられても當時は多福と相樂しみ申し候。宥も人殺しの不審にて十年も霽れず候所、板倉内膳正寺社奉行と成り、其の寃を察し

遠からず方付きに相成るべき趣に候所、板倉退役、事又塞がる。嘆ずべし。然れども年來同囚の手當宜敷く、其の功に因りて遠からず御慈悲の御沙汰之れあるべき段内意之れある由。〇板倉は名奉行なり。此の人の退役は京師水戸一條の囚人一々糺明に及ばず、非常の大赦行はれ然るべき段建白に因りてなり。君子なるかな。〇在獄の愉快は天下の事能く相分るなり。德川の衰亡も能く相分るなり。六年前は滯囚少なく候所、近來滯囚甚だ多し、是れ一徵なり。〇此の度の一條を獄中にては喜內一件とも珍書一件とも相唱へ候。是れは飯積喜內（いひづみきない）と申すもの世間の珍書異聞を取集め京師諸國へ取遣（とりや）り致し候段、彦根侯の耳に入り召捕へられ牢入り、夫れより追々事廣く相成り候故にかく申すなり。珍書の獄最初は容易ならざる儀を企て候樣彦根の過慮なり。而して捕へらるる人々は皆無識の異聞か（家）計りにて、御吟味も御疑念のみにて是れ一つ取留めたる事もなし。實に捧腹の至りなり。喜內此の節は宿預けに相成り候。〇水戸の事は實に憐むべし。太宰清右衛門など逃げ去り候故、其の妾せい（今隣房女獄に在り）其の僕賴助（是れは病死の）由、（ふびんなこと）せいの姉聟奥州信夫（しのぶ）郡保原在の八郎（今西大牢に生存す）皆人質に捕へらる。せいの捕へらる

る時江戸より捕人三十人も向ひ候由、せい自ら之れを言ふ。〇小普請組阿部十次郎家來勝野豊作、所々遊歴して知音の人々相尋ね候段御不審の處、豊作行衛知れざるに付き嫡子杜之助(もりのすけ)(東口に在り)・弟保三郎(東奥に居り)人質に捕へらる。保三郎小詩位は出來候、愛すべし。然れども捕ふるに足る人に之れなく候。〇日下部は父已來清節の士の由、水戸公召抱へんと欲すれども、もと薩の臣なるを以て二君に仕へざるの志を守る。水公感心し薩侯に此の段御話之れありし故薩へ召返されしなり。去年薩侯の内命にて上京、三條公に謁し公武合體の論を陳ず。時に水の鵜飼吉左衛門を訪ふ。吉左衛門と何を謀りしやとの御不審、別に謀り候事之れなき由陳ず。申口(まうしぐち)未だ立たぬ内病氣に付き宿預けなり。終に病死。松陰曰く、獄中自ら一種疫癘の氣あり、初めて獄に入る者往々免かれず。故に獄死者多く大年に非ず、宜しく死事死節(一)を以て之れを例とすべし。日下部及び信海(しんかい)・信田・蓮田華の如き皆是れなり。〇藤森は水戸より扶持方をもらひ候段御不審、病氣に付き宿預けなり。〇小網町名主猪十郎(東奥に居る)是れは指(さし)たる人物に非ず。松浦竹四(二)郎が手傳せしものと見え、蝦夷へも數々(しばしば)行き候由、亦珍書一件なり。

(一) 國事に斃れ、節義に死する者の意。

(二) 探檢家にして志士、蝦夷に旅せしことあり(前出)

堀江克之助に寄せ、其の事を同じうせる友信田仁十郎・蓮田藤藏の二子を弔す。信田は丁巳十一月二十五日入獄、戊午五月病死、年三十六。蓮田は巳の十二月入獄、午の正月五日病死、年二十三。堀江は五十餘位。

醜虜蔑神國　醜虜神國を蔑にす、
神國少男兒　神國男兒少なし。
已墜膺懲典　已に墜つ膺懲の典、
且失折衝詞　且つ失ふ折衝の詞。
虜使來登營　虜使來りて營に登り、
幕議一是隨　幕議一に是れ隨ふ。
刀陽有三士　(一)刀陽に三士あり、
聞之怒如貔　之れを聞いて怒ること(二)貔の如し。
乃腰三尺劍　乃ち三尺の劍を腰にし、
去國欲有爲　國を去つて爲すあらんと欲す。
神明甚不靈　神明甚だ靈ならず、

(一) 刀根川の北、即ち水戸藩をさす。三士は信田仁十郎・蓮田東藏・堀江克之助なり
(二) 猛獸の名

（三）澤田・吉田二人は獄中に病死。

（四）松陰の海外に航せんと企てしこと。

（五）金子重之輔をさす。

奸賊早諜知　奸賊早く諜知（てふち）す。

三士乃自首　三士乃ち自首す、

罪死豈敢辭　罪死豈に敢へて辭せんや。

何如投獄去　何如ぞ獄に投ぜられ去り、

更被疫癘罹　更に疫癘の罹（うれひ）を被（かうむ）る。

二士壯而殞　（三）二士壯にして殞（たふ）れ、

長使吾人悲　長く吾人をして悲しましむ。

幸君老益壯　幸に君老いて益〻壯、

滅賊志不衰　滅賊の志衰へず。

嗟吾六年前　嗟（ああ）、吾れ六年前、

乘桴計空違　（四）乘桴（じようふ）の計空しく違ふ。

同志先溘逝　（五）同志先だちて溘逝（かふせい）し、

有身將孰依　身あるも將た孰（いづ）れに依らん。

安政六年

再度來獄舍　再度獄舍に來り、
因感君所思　因つて君の思ふ所に感ず。
勸君勿多泣　君に勸む多く泣くことなかれ、
生必有死期　生必ず死期あり。
君友與吾友　君が友と吾が友と、
不朽獨在斯　不朽獨りここに在り。
吾人而未死　吾人而ち未だ死せずして、
國步看陵夷　國步陵夷を看る。
大厦傾將倒　大厦の傾きて將に倒れんとする、
問君何以支　君に問ふ何を以て支へん。

克之助は人の爲めに復仇もして遣つた男、奇士と云ふべし。信田が歌

　皇の身を汚さじと賤が身をなき人數に入れてこそ居れ

武藏野のあなたこなたに道はあれど吾が行く道は丈夫の道　は蓮田の句なり。

又水戶に奧田隼人と申す人あり。水戶と將軍と一和の策を謀り、京に上り某親王へ說く積りの所、三島宿にて捕はる。牢入りの上病氣に付き宿預けとなる。右四人皆百姓なり。常陸の國風何と感心なものではなきか。尤も是れを以て食祿の人恃むに足らざる事着眼すべし。

近衞の老女村岡の歌。五十三路(いそみち)の海山河の關よりも白洲(しらす)の上の心安さよ

是れは邸にて長谷川彥次郞(太)にきく。定めて御國に傳播すべし。

五九八* 堀江克之助宛　八月二十五日　松陰在江戶獄西口揚屋 堀江在江戶獄東口揚屋

右長谷川(一)君の書出來申し候。先日小生より申上げ候儀は御入牢當分にて未だ愚心御知察之れなき節の事故少々間違の儀も之れあり候間、悪しからず御察恕下さるべく候。

以上。

堀江君　寅二拜

＊本書は堀江の希望にて、松陰が長谷川速水をして自訴一件の顚末を書かしめ、これを堀江に取次ぎし時の添書にして、速水の書に八月二十五日と記しあり

(一) 長谷川速水、高松藩士宗右衛門の長男。父とともに戊午の大獄に關係し、父の罪に代らんとして自首して出づ。萬延元年、高松に獄死す、年二十五[關傳]

五九九　堀江克之助宛　八月二十五日

松陰在江戸獄西奥
堀江在江戸獄東口

昨夕今朝の御兩書拜見仕り候。陳て鮎澤[一]君御投獄に相成り候由、又一驚仕り候。是れは長谷川(速水)申立の廉計りに候や、其の他も定めて江[二]・水の大事數々御調べ之れあり候儀と察し奉り候。○二十三日鮎君の外一同口書に相成り候は皆々水士に御座候や、又は諸藩の士か、京士にも候や。承り度く存じ奉り候。○岩本[三]は全く反り忠にて誅すべきの人物なり。速水は全く家を救ふの積りにて自訴に及び候所、公邊にて最早事明細に御吟味相成り居り候に付き據なく逐一白狀、面目も之れなき事と自ら申され候。何樣(なにさま)左樣の次第にも之れあるべし。さりながら速子[四]も未だ若年にて料見定まらぬ所も之れあるやにて、言語時々行違ひの儀之れあり、且つ近來時勢に頓着候て志も大挫けの樣子、併し忠臣の子に候へば何卒よく／＼節操を立てられかしと追々議論に及び候事に御座候。尤も此の條は眞の御內々申上げ候なり。○水(すゐ)の一條、幕にて御吟味は去年已來少しも弛み申さずや。就中弛み候て此の節又々再發に候や。外間の樣子鮎澤君の御所見承り度く存じ奉り候。○近來に京都より召下しの人之れあり候や。小生一件

(一) 水戸の志士鮎澤伊太夫〔關傳〕
(二) 江戸・水戸
(三) 岩本常助
(四) 長谷川速水、當時二十四歲

など丸に御吟味之れなし。若し細密の御吟味に相成り候へば、大原卿始め粟田(五)内にて兩人程、又梅田同志の士兩人(六)是れは去冬國元まで罷り下り候かかり合ひ之れあり候に付き、若し右等の人物召下され候時は小生も覺悟之れある事に御座候。先達ては大原卿の事少し申立て候迄にて、其の他は總べて幕は知らざる事と相見え候故申立てず候。何卒京師其の外新召下しの有無御知らせ待ち奉り候。〇小生料見にては已に召捕られ候上は大抵の事は明白に申立て奸正の御糺を相願ひ、奸人共と對決の手段が宜敷く、身を沈めて浮む瀬もあると存じ奉り候。左なく候て同志の士をいとふ(七)と申す所計りに着眼いたし一すら申し鎭め候時は受公事に相成り、却つて奸人の爲めに制せられ候。天助なくば是れ迄の苦心は水の泡ともなるべし。吾が苦心水の泡と成るとも後起の士二の手三の手之れあるべく候へば、天地有らん限りは左まで嘆ずべきに非ず候。鮎君の御着眼、貴君樣の御持論等承り度く願ひ上げ奉り候。以上。

二十五日　　　　寅二拜

堀江君

(五) 粟田宮 即ち青蓮院宮に同じく、後の久邇宮朝彦親王。

(六) 大高又次郎・平島武次郎の二人

(七) 引合ひに出すを避ける意

水家義氣益々盛んの由、大いに力を得申し候。大賀大賀。
右正奸の意味合ひ寅の身に取るたとへと相見え候。正奸は水[1]・高兩家幷びにばくか[2]んをし申せしと相見え候、尤もの理に御座候。

六〇〇　鮎澤伊太夫宛　八月下旬（カ）　松陰在江戸獄西奥　鮎澤在江戸獄東口

貴命に從ひ長[3]氏御吟味口一寸申上げ候。○父宗右衛門國勝手に相成り候次第御尋ね之れあり委細申立て候。○水より小[4]金井へ出張の節萬々止むを得ざる時は彦根を撃つの積りなることを木村三穗介が岩本常助へ談じ候由、常助申立て候。其の方も定めて承知なるべしとのこと。速水一向存じ申さざる趣申立て候處、追つて常助とつき合せ吟味すべしとのこと。○太宰・勝野・木村三人の行衛を存じ申すべしとの事。速水曰く、一向存ぜざるなり。○何の旨趣にて水戸へ潛伏せしやとの御尋ね之れあり、是れは御[5]本末御間柄の事を苦心仕り、何卒よき手便を求め水へ嘆願仕るべき心底の段申立て候。
○大略右の如し。其の他は皆是れ迄の道行きのみなり。○右小金井の擧は白[6]井織部主

（一）水戸・高松兩家
（二）意味不明、幕官か
（三）長谷川速水
（四）正しくは下總國小金なり。安政五年九月水戸の志士大擧南上し、陳情せんとせしをさす
（五）高松藩主松平家は水戸の分家にして、賴重より出で代々世襲す
（六）水戸の國家老。江戸邸にて正議の要路者黜けられ、結城の殘黨再び登用せられしを憤慨して、國元士民一統の願書を携へて九月七日南上す

謀の由、其の事存じ居り申すべき趣追々御尋ねに付き、其の事承らざる趣申し詰め居り候由。

長氏の御吟味口大略右の通りの由、何か御尋ねの儀御座候はば、又々速子へ問ひ候上申上ぐべく候。〇水府の事情頻りに尋ねられ候へども、速云はく、水に潜み居たる事にて人にも面會せず、總べて存じ申さざる旨申上げ候。(七)御出帆も日に近寄り御名殘に存じ奉り候。

六〇一　堀江克之助宛　九月六日　松陰在江戸獄西奥　堀江在江戸獄東口

今朝の玉章捧讀仕り候。(八)大變後の御様子相伺ひ先づ大慶仕り候。前老公幷びに一橋公等の御様子此の内傳聞、驚愕の餘り深く痛心仕り居り候。さりながら前老公御國御越しは誠に意外の御幸と愚案仕り候。幕議は(九)駒込にある毒を水戸まで遠ざけ候位の所かと察し奉り候。併し此の餘は餘程著實の御處置なくては、(一〇)兩公離間正奸混交の儀數々御艱難の事と相成り申すべく、勿論内奸だに之れなく候はば左まで憂ふるに足らず、

(七) 鵜飼は遠島の判決を受け居りたり

(八) 八月二十七日、前述、斉昭に永蟄居、慶喜に隠居を命じ、安島帯刀を切腹、鵜飼親子を斬罪に処す

(九) 江戸の水戸藩邸駒込にあり、斉昭永蟄居を命ぜらるるまでこの邸に閉居中なりしなり

(一〇) 水戸[illegible]の[illegible]あり、奸臣これにとりいりて老侯と対立の勢あり

是れまで潛伏の忠臣義士追々御城下に輻湊いたし候樣に出來申すべく、是れ一つの大慶に御座候。○幕の處置は是れにて先づ一と靜めして天下の動靜を觀察するならん。水にて先づ一と見合せ御見合せに候はんか、此の所至つて緊要の場合に付き御見分の所何卒伺ひ奉り候。○昨日評定所は三條家の森寺因幡守・伊達の吉見長左衞門・信州の豪士何某の外小生・八郎・せいまでに御座候。他人は如何なる御吟味筋か、更に相分り申さず、小生の儀は至つて溫柔の御吟味口に御座候。小生罪科は蟄居中門弟など集め京師其の外へ書翰差出し、又同志連判上京して間部侯を諫めんことを謀る豪訴に近き致方等の事なり。未だ口書書判には相成らず候へども、大略すわり候樣相見え候。最初召出しの故は辰年(一)冬梅田源次郎來萩の節密かに出會せし趣何の謀議をしたかとのこと、是れは實に梅田と謀議したることなければ其の所由委細申立て相解け申し候。又御所内に落文(おとしぶみ)之れあり其の手跡汝に似たり、覺え之れあるやとの事、是れは小生年來此くの如き隱計を好まず、明白の事でなくては致さず、其の上今日の事を無理に天子へ責むるは時勢に非ず勿體なきことなり等の論申立て、是れも霽れ申し候。此の兩條は前

(一) 安政三年

日申立て置き候へども昨日尚ほ又尋ね之れあり、同様申立て候。大原三位卿を國元へ申し請ひ、天下の大議を寡君へ責め懸け候積りの所、此の事前日略ぼ申立て候へども、昨日は絶えて御尋ね之れなく候。實は此の一條度々原卿と往復の上同志のもの數〻往來、卿も已に旅裝相調へられ明後日は藩人一同下向と相決し候所、京邸俗吏の方へ内通のもの(二)之れあり、右の事謀り候(一)同志のもの急に國元へ追下しと相成り候。此のもの兩人今に國元揚屋に罷り在り申し候。此の儀委細には申立てず、只だ原卿へ右の志申し遣はし候へども卿より明答なし、卿も亦眞心實腸なきならんと存ずる趣に申立て候へども、昨日は此の儀御尋ねなし。○間部諫爭一條は實は餘程狂謀にて打果す積りに之れあり候へども、事未だ遂げず候へば左まで喋々しく申立つるも却つて恥辱と存じ、諫爭とは申立て置き候。小生揚屋入りの砌は、侯もし聽かざる時は刄傷(にんじやう)にも及ぶべき心底ならん、大膽至極なり、覺悟しろと申すなるが、昨日其の所も御細問之れあり、只だ一死を決して諫爭する積りと申す事に落付き申し候。右の次第小生命を惜しみ候樣にて同志の思ひ入れも如何に候へども、奉行賞に活かす心底にて溫柔に申して吳れ候故、其の意に任せ候。實は一命も隨

(一) 田原荘四郎をさす
(二) 野村和作・伊藤傳之助

分惜しく候へども、大義の爲めには惜しむに足らず。只だ小生大罪嚴刑に逢ひ候樣にては大原往返又國元同志の事など一々御吟味に相成り、淵中の魚を空しくする道理に付き、先づ是れ位にて打置き、後事を謀るが肝要と相考へ申し候。小生身分如何落着に相成るべきか、國元にて又の蟄居に相成るべきか、他家預けにども相成るべきか。いづれに相成り候とも、心ざしは同樣一向挫き申さず候。國元親類朋友門人どもに大分賴もしき人物之れあり、且つ上國・中國邊にも未だ幕より手の入らざる所あり、日本も未だ滅亡は致す間布く候。此の後水の事情如何相成り申すべくや。當正月水士兩(一)人來萩致され候へども、國元の樣子御承知之れなき故空しく去られ殘念に相考へ候。もし此の後にも來遊して事を謀る積りの人之れあり候はば、弊藩の樣子委敷(くはし)く陳べ置き度く存じ奉り候。大略弊藩在官のもの才略に乏敷く天下の謀は出來兼ね候へども、要路の人に書生多く候へば書生論のよく上に通じ候事は餘國に比類之れなく候。夫れ故强ひてなりとも天下の謀を以て責め候時は、大か小か益は之れある國に御座候。是れ等の處委敷く又々申上ぐべく候。陳て又此の節旦那(二)・小林・小生など申合せ、出牢の

(一) 關鐵之助・矢野長九郎〔關傳〕

(二) 沼崎吉五郎・小林民部

上各〻海山を隔て候とも互に通路の絶えぬ様相謀り置くべくと約し置き候。いづれ有志の士は相互に手を引いて大川を渡るでなくては相捌けざる事と存じ候間、若し御捨て下されず候はば往先(ゆくさき)の所宜敷く御頼み仕り度く、萬一にも小生歸國出來候はば水の義士一兩人國元まで來遊の事至願に御座候。長文に相成り候故爰(ここ)にて閣筆仕り候なり。

九月六日　　　　一回生拜

工老君

旦那様〔三〕・古様へ別段申上げず候、同樣御申し傳への程千萬願ひ上げ奉り候。以上。

よそにのみ見てややみなん常陸なる仙波が沼の波のけはしさ　　　寅二

六〇二　堀江克之助宛　九月九日　松陰在江戸獄西奥　堀江在江戸獄東口

工君

東口の貴口出度く存じ奉り候。先日は御細書成し下され候に付き、長〔四〕より御答申上げ候書御覽下され候や。誠に御大切の御時勢嘸々御苦心在らせらるべく拜察仕り候處、

〔三〕　[illegible]

〔四〕　長　長井雅[illegible]

拜答の趣若しや意味相違にて御目算に叶ひ申さざる事どもは之れなくや。此の方にても色々苦心仕り申し談じ候へども工夫附き兼ね居り候。長氏の口振にては確證にもならぬ水(一)謀叛の一句にて讃(二)の奸氣を碎き候譯には參り申す間敷く、且つ内輪の密書を推察の餘を以て外へ出し物いひ種に致す樣にも參り難き事かと相考へ候よし。尤も私方意味相違の事に候はば又々御申し聞かせ成し下さるべく、如何樣にも申し談じ御家の爲めは天下の爲めに付き、盡力仕り度く存じ奉り候。

小林(三)、榊原にて承り候話に魯人蝦夷借地の儀願ひ出で候よし。又英人日本環海測量の儀是れ亦差免され候よし、眞僞如何にや。是れ等時勢動搖の一端と相成る儀どもは之れなくや。

又京師の御沙汰も如何樣に付し候事か。

只今は息をころして奸人十分の處置をさせ置き、京一條又外夷の取計ひ相濟み候迄見ぶつ致し居り、其のほころびの出所をうかがひ候が妙かとも存じ奉り候。只今は一事落付き候はぬ故、京師も諸藩も屛息して居り候故、今水にて妄りに御動き成され候は

(一) 水戸
(二) 讃岐
(三) 小林民部。鷹司家臣〔關傳〕

却つて根本手強く之れなき樣愚察仕り候。高論伺ひ奉り候。以上。
當年中か來春になり候はゞ、正氣又々芽をふき候折必ず之れあるべくと愚算仕り候。
□□□重陽

六〇三　堀江克之助宛　九月十一日　松陰在江戸獄西奥　堀江在江戸獄東口

御細書拜見、一々御厚情の段感銘仕り候。弊藩の事情同志中の事など、後年の爲めに申上げ置き候。昨年弓削等二君(四)御來遊の節は重役のものへ相對致し度くとて書生抔へは志の所申し難くとの事故、政府のもの大いに恐れ候氣味にて赤川直二郎(五)と申す仁などが中へ立ち、終に御斷り申上げ候。御出足の後始めて同志のもの承り付き、追懸け申すべくとの論も之れあり候へども、東西も相分らず致方之れなく、殘念ながら夫れまでに致し候よし。小生は獄中にて樣子承り候位の事に御座候。赤川は水戸へ學び會澤老先生の門に入り、少年中にては隨分才子にて文學も之れあり、小生舊知には候へども、中々輕薄にて事の用に足り申さず。小生住居は萩の東隅にて松本と申す所にて、

（四）矢野長九郎ハ變名、一に貫太郎（西獄之記）と見ゆ。未詳。木村一八〇頁參照。
（五）赤川淡水。

同志の會所を松下村塾と申し候。小生實父杉百合之助宅なり。小生投獄後は妹婿小田村伊之助と申す儒官是れを主り居り候。久坂玄瑞と申すものも小生の妹婿なり。從弟久保清太郎と申すもの隣家なり。此の三人共村塾にて小生の志を繼ぎ候なり。國元當職（家老なり）浦靱負に屬し候重役に前田孫右衛門・宍戸九郎兵衛と申す兩人あり。此の兩人力量は足らず候へども、心は隨分正しきものにて、人言を能く耳に入れ候ものにて、松下塾の論をも容れ候。之れに因り松下塾へ御來遊の上、篤と熟談の上政府へおもむろに說き候へば大いに都合宜鋪く候。去年已來右塾中のもの或は江戸へ遊び又は京へゆき、又國元にて激論を發し俗吏の爲めに罪せられ候もの、小生ともに十三四人も之れあり、少しも成功は之れなく候へども盡力は致し候。此の十三四人を罪し候は江戸家老の手に出で候所、浦氏の手にては始終助け候形に御座候。但し江戸家老も益田彈正と申して年少ながら家老中にては人物にて、小生門下故左まで敵讐の訣には之れなく候へども、時勢に迫り詮方なく他の家老共へ申譯の爲めにかく取計ひたりと申し甚だ恥ぢて居り候次第に御座候。全體國元の勢、去年春夏餘程張り懸け候所、冬比より大

いに變換致し候儀大いに趣之れあり候へども、委細は爰に略し候。大意の所主人心中は元より相違なく、益田・浦の二老も同樣に候へども、他の家老に我意を立つるもの之れある故の事に御座候。且つ二老も隨分當今の幕威に恐れたることと相見え候。併し此の度の一件形付き候上は、又々正氣を挽回する手段は村塾の諸士必ず力を盡し候事と察せられ候。小生來獄已來未だ國元よりの音信承らず候へども、小生來春にも歸國相成り候へば數々手段之れある事に御座候。何分御見捨て之れなく御應援祈り奉り候。益田の領所須佐と申す處なり。(小國剛藏など申す人あり有志の者なり。)浦の領分周防大島郡伊保の庄阿月と申す所にて、是に秋良敦之助などあり。此の兩所にても志士潛伏位の働は仕り候。又萩より七里東の入り道に山口と申す所あり。爰に(猪之助の弟)中谷正亮と申すもの小生大知己なり。正亮を以て村塾の方を周旋さすれば同志へ速かに相通じ申し候。又政府へ追々進み候人物にて小生の舊知己は、第一來原良藏、第二中村道太郎、三桂小五郎、四來島又兵衞などに御座候。就中來原・桂尤も妙に御座候。總じて人材皆若くして大器なし、左れど奸氣なし、追々養成せば用に立ち申すべくと存じ候なり。

(一)小林氏へ占(二)君の御厚情早速申し傳へ候所、同人大いに力を得られ候。實に御當地へは初めて下向にて一向知己之れなく、京都通路の開け候迄は大いに苦しみ居られ候。此の方旦那(三)と日々評議にて、島地相越す上は寺子屋醫療針術賣卜等にて活計をせん等の論に一決致し候。江戸表の動靜を聞くの通路は何分工君(四)へ託し度く存じ奉り候。島地にてはあした草(五)食用せねばならぬと云ふこと有無何如。島にては米の賣買は之れなくや。下駄傘持參なくては用ふること成らずと云ふこと虛實如何。御答承り度しと申す事に御座候。別紙の歌は小林の詠に御座候。小林は殊の外まめやかに教ふる人にて、又多材多藝なり。小生も永く後來の志を契り置き候。長氏(六)へも毎々心切(親)に警戒せられ候。長氏より御答折角相認め懸け候間、是れは後便に仕るべく候。人をそしり候も宜しからず候へども、長氏勵み少なき人物にて嘆息仕り候。しかし未だ年若(としわか)に候へば、往々(ゆくゆく)よくなられかしと互に相勵み候事に御座候。才もあり勇もあり、只だ思慮薄き人の様に相見え候。殘念殘念。

十一日　同白す

(一) 小林氏部〔闕傳〕
(二) 鮎澤伊太夫〔闕傳〕
(三) 沼崎吉五郎〔闕傳〕
(四) 堀江克之助
(五) 鹹草、海岸に生じ、うどに似たる草、食用に供す
(六) 長谷川速水〔闕傳〕

六〇四　高杉晉作宛　九月十二日　松陰在江戸獄　高杉在江戸

何卒御一答承り度く態（わざ）と金六を遣はし候。御答出來兼ね候はゞ爾後は使差出さず候に付き、左樣仰せ聞かされ下さるべく候。

兩度の書とも相達し候事と存じ奉り候所、絶えて御答之れなく如何や、何か故障にても起り候事かと案勞仕り候。何卒御一答待ち奉り候。○小生投獄の信、國に達し候後同志より未だ何とも音信之れなくや。最早六十日過ぎ候へば一信之れある筈なり。就いては例の四圓金（十圓の内なり）今に參り申さずや。沼崎氏の出帆も今三十日内外なり。何とぞ夫れまでに屆けかしに御座候。○水戸の臣鮎澤伊太夫・鷹司の臣小林民部權太輔兩人遠島の命にて揚屋預けなり。小林は同居仕り候。色々妙話あり。○去月念七日水戸の大（七）變物議如何、却つて奇事是れより生ずべくと鶩裡膽を生じ候。○今月五日小生評定所御呼出し之れあり、御吟味の模樣にては輕典に處せらるる事と察せられ候。先づ御悅

（七）書翰四一九頁の註參照

び下さるべく候。〇六日に十四年在牢の僧宥長(一)出牢、愛宕下(あたごした)圓福寺へ預けに相成り候。
獄中の様子御承知成され度くば、此の僧を訪ひ給へ。善く譚ずる人なり。

九月十二日　松陰拜

晋作老兄　足下

六〇五　高杉晉作宛　九月十五日　松陰在江戸獄 高杉在江戸

先日金六差出し候所、折あしく御他出にて御直答を得ず殘念至極に存じ奉り候。右御答得ず候所へ又々申上げ候事も如何に候へども、平生の久要(きうえう)(二)相願ひ卒爾を顧みず申上げ候。扨て去月念七水戸大變、四士誅伐、且つ景老(三)永蟄の罪文等傳覽いたし候所、（其の外の罰及び二十八日の御役替も承知仕り候）其の後京師粟田御内伊丹(四)・山田其の外梅田・頼など未だ御裁去は附き申さず候や、甚だ心にかかり候間、御聞及びも御座候はば御聞かせ下さるべく候。

又一つの御願は何卒愛宕下の圓福寺へ御出で宥長僧へ御面會下さる間敷くや。此の人十四年の在獄にて先年佐久間翁(五)も大いに世話に相成り、其の後は信海・日下部・藤森

(一) 越後の僧、嘯虎と號す〔關傳〕

(二) 久しき約束の意

(三) 景山老公卽ち齊昭

(四) 伊丹藏人・山田勘解由

(五) 佐久間象山

など も皆此の人に世話に相成り、獄中十四年の奇談もあり、且つは小生も世話に相成り候事に付き、其の一禮も御申し下さるべく候。小生二律を贈り候。錄上仕り候に付き御一吟、樣子御察知下さるべく候。

仲秋、嘯虎上人に寄す

脫獄六年重下獄　　脫獄六年重ねて獄に下る、(六)
豈將艱難變心腸　　豈に艱難をもつて心腸を變ぜんや。
囚裡風光値芋栗　　囚裡の風光芋栗(うりつ)に値(あ)ひ、
天涯師友感存亡　　天涯の師友存亡を感ず。
品川月委群夷玩　　品川の月は群夷の玩(もてあそ)ぶに委(まか)せ、
武野秋深志士傷　　武野の秋は志士の傷みを深む。
欲語前因知者少　　前因を語らんと欲すれども知る者なく、
思君愁坐半宵良　　君を思うて愁坐すれば半宵良し。

嘯虎上人の脫獄を賀す

(六) [illegible]安政元年に江戸獄を出てより六年なり

蒙寃幽辱十餘年　寃を蒙りて幽辱十餘年、
偶遇正人寄禍連　偶〻(たまたま)（一）正人寄禍に連るに遇ふ。
收拾津梁濟度法　（二）津梁濟(さい)度(ど)の法を收拾して、
保全囹圄繫囚賢　囹圄(れいご)繫囚の賢を保全す
誠心念佛福於佛　誠心佛を念ずれば福(さいはひ)佛よりし、
直氣貫天祐自天　直氣天を貫(つらぬ)けば祐(たすけ)天よりす。
北越歸來持舊寺　北越歸來舊寺を持す、
令聲知自獄中傳　令聲知る獄中より傳はるを。

（一）佐久間象山以來、此の度の大獄にて囚せられし日下部以三次・僧信海・藤森弘菴等をさす。宥長これらの正人を厚く手當せり
（二）彼岸への渡しをいふ

もし宥長を御尋ね下さるるならば其の段御答下さるべく候。一事御頼み申し度き事あるなり。手足の勞恐れ入り奉り候へども何卒御頼み申し候。此の節如何の議論かある、小生は隨分面白く覺え候。日月のあらんかぎりは力を落すことはない。

九月十五日　松陰拜

高杉兄　足下

＊以下は詩の別本にある詞書を参考のため補せしなり

＊仲秋、嘯虎上人に寄す。上人獄に在ること十四年。余、師象翁・亡友重輔と六年前此に投ぜらる。時に上人東房第二局に主たり、象翁これに投ぜらる。而して余は第一局に投ぜられ、重輔は第三局に投ぜらる。皆其の隣局たり。而して余今西房第二局に投ぜらる、則ち上人の所に稍や遠しと云ふ。

藤寅具稿

越後の嘯虎上人、寃を蒙り獄に坐すること十四年。時偶〻夷變に屬し、正人賢士、往々獄に下る。上人皆厚く保護を加ふ。今茲九月六日、寃釋けて獄を脱す。聊か其の事を書して之れを賀す。

吉田矩方拜具

六〇六　堀江克之助宛（カ）　九月二十二日

松陰在江戸獄西與
堀江在江戸獄東口

〔一〕堀江克之助

九月末の二日に上〔二〕より御酒賜はりけるに、已れ下戸にて頬のいと赤くなりて人々に笑はれければ、

矩方

吾が頬は櫻色にぞなりにけり春來にけりと人や見るらん　醉字甚だいかがし。

給はりし酒たうべて吉田寅二郎認め侍りぬるまゝ、吉五郎(一)より此のよし傳へ參らせたくて筆とりはべりぬ。

(一) 沼崎吉五郎
＊以下他筆、鮎澤伊太夫か

六〇七　宥長宛　九月二十九日

松陰在江戸獄
宥長在江戸愛宕下圓福寺

秋盡も今一日に相成り次第に寒冷に相向ひ候所、彌〻御多祥賀し奉り候。陳は二十六日の御日付旦那(二)への御書傳覽仕り候所、少しは御不快在らせられ候由、定めて御當分の御儀と察し奉り候へども、時候柄に付き何分御自愛專ら祈り奉り候。獄中何も相替り候事御座なく、好き新入もなく候へども、小林氏歌道指南等にて日々相樂しみ居り申し候。遠島出帆も未だ樣子相分らず、如何やと案勞仕り候內、旦那一條久我氏へ仰せ談じられ下され候由、是れは誠に安心仕り候。先づは幸便にまかせ御見舞計り一寸申上げ殘し候。餘は後便の辰を期し候。匆々頓首。

(二) 沼崎吉五郎

九月二十九日　　寅次郎拜

嘯虎老上人　座右

尚ほ以て重陽（一三）の節、老上人の御身上を羨み奉り愚詠仕り候。則ち左に錄上御咲草まででに仕り候。

十あまり四とせの秋をあだに經てけふこころよく菊を詠めん

三白、小林氏は詠歌のみに之れなく、手跡も至つて見事に之れあり候間、短冊にても御遣はし成され候はば、出帆までに四五枚も認め上げ候樣仕るべく候。思召し御座候はば御遠慮なく仰せ下さるべく候事。

（一三）九月九日

六〇八　尾寺新之丞宛　十月六日　松陰在江戸獄　尾寺在江戸

御口演拜見仕り候。小生濕瘡惡寒の外他病なく、御放念下さるべく候。獄中名主代沼崎氏好人物心懸け厚き人、小林多材多能善く人を教ふる人、誠に面白き事のみにて只只短景を惜しみ候計りなり。舌鋒收拾の事は深く感銘仕り候。素より三奉行咎れを殺

す積りなれば我れも一言すべきことあれども、三奉行實に我れを愛し我が舌之れが爲めに頗る縮め置き候。此の事は他日時を得候はば委細面陳すべく候。高杉急に歸國の由、後事何分御頼み仕り候。短景薄暮、書辭多からず、飯正(一)への書と御合考下さるべく候。以上。

十月六日　松陰

尾寺老兄

(一) 飯田正伯、書は次掲参照

六〇九　飯田正伯宛　十月六日

松陰在江戸獄　飯田在江戸

飯正老兄　六日　松陰寅拜白

昨五日の書今六日相届き、金貳兩とも慥かに落掌仕り候。是れより先き追々高杉より屆け呉れ候金六兩、此の金を合せて八兩、悉く老兄の御心配成し下され候趣、一方ならざる御厚情謝述盡し難く存じ奉り候。老兄にも嘸々御困り成され候はんと拜察し奉り候。何卒早く國元より相屆き候はば御償返仕り度き存念に御座候。〇西洋陣法追々

御作興在らせられ候由、此の事大慶に存じ奉り候。何卒御精錬祈り奉り候。〇昨五日小生評定所御召出し、未だ口書には相成らず候へども、彌〻御慈悲の御吟味口に相決し候。其の件は大原卿・星巖翁へ書信を通じ候事も、往來相働き候面々の姓名一向出で申さず、只だ人を以て人を以てとのみにて相濟み候。之れに依り傳之輔・杉藏兄弟等連及の患なし。下總侯(二)要駕の策も只だ一命を棄てて諫爭と申す事にて相濟み、連判の人名等一向御調べ之れなく候。此の類寛猛に付いて餘程關係之れある事に御座候間、御考味下さるべく候。〇昨日同舍より讃侯内長谷川速水、東口より勝野森之助呼出しなり。御預けの部は大竹義兵衛・覧章藏・勝野豐作妻及び娘以上七人、皆未だ口書には成り申さず候へども、大略相定まり候樣子なり。〇鷹司家の小林(民部)は同舍にて甚だ相互に相樂しみ居り候。併し遠からず遠島、惜しむべし。水戸鮎澤伊太夫は東口なり。數々詩作等見申し候。是れも同斷。〇東口に居り候堀江克之助は如何にも篤厚の奇士なり。羽倉(三)の三至錄に窪善助とあるは實に此の人なり。此の事諸友へも御知らせ下さるべく候。〇色々申上げ度く之れあり候へども、先づ是れにて擱筆仕り候。小生

(二) 間部下總守詮勝

(三) 羽倉外記、號[illegible]にして儒者

落着如何は未だ知るべからず。死罪は免かるべし、遠島にも非ざるべし。追放は至願なれども恐らくは亦然らざらん。然れば重ければ他家預け、輕ければ舊に仍るなり。いづれ當年中にどちとか片付き申すべく、若し歸邸出來候はば老兄何卒一計を設け病用に托し一面を許し給へ、色々談じ度き事之れあるなり。御熟思下さるべく候。以上。

（別紙）

券

一、金八圓定

右追々拜借仕り、大いに獄中の艱苦相凌ぎ仕合せ申し候。後證の爲め寸券を呈し置く事此くの如し。

未十月六日　　　　二十一回猛士藤寅拜

飯田正伯老兄　足下

六一〇　高杉晉作宛　十月六日　松陰在江戸獄 高杉在江戸

先達ては御不快に在らせられ候所、其の儀も存ぜず少々不平の想をなし候段汗顔の至り、高免高免。此の度金貳圓御届け下され御厚配御察し申上げ候。幸ひ沼崎氏出帆も未だにて小生志も通じ大いに仕合せ申し候。〇口羽(一)病死何とも悲慟に堪へ申さず候。清狂も死ぬし、口羽も死ぬし、天何ぞ江家に福(さいはひ)せざる。此の兩人皆有一無二の士、同(二)等が如く塵だめを掻き交ぜても出る士に非ず。殊に口羽は清狂の比に非ず。日下(くさか)・久保などの痛哭も思ひ遣られ候。〇老兄急に御歸國の由、御繁忙想像仕り候。然るに善くこそ後事まで御處置下され、別して感銘仕り候。〇小生落着未だ知るべからず。然れども多分又々歸國ならんと人々申し候。果して然らば老兄へ一事御相談申し度き事あり。右に付き小生身上落着までは老兄御再遊御見合せ下さるべく候。歸國出來候はば國にて拜面すべし。若し又他家預けにども相成り候はば老兄などへ御相談申す事之れなく候。追放になれば大いに妙策あり。遠島なれば小林・鮎澤等の事周旋仕りたる人あり、其の手續きあれば苦心に及ばず。萬一首を取られ候はば天下の好男兒、亦妙。清狂・口羽に向つて好死を誇らんのみ、呵々。

（一）口羽徳祐、杷山と號す。八月十一日病歿、年二十六（「列傳」）
（二）二十一回猛士松陰

六日　松陰拜

晉作樣

六一　飯田正伯宛　十月七日以後　松陰在江戸獄 飯田在江戸

飯田君へ別に申上げ候。

小生罪科先づ遠島と見た所で蒲團今一つなくては今冬の獄寒凌ぎ難し。又先日宿願の節、紋付下へきる小袖を願ひ落し候故、呼出しにも下着は獄内にて借衣して出で候位の事なり。之れに因り右兩品昨日宿願差出し申し候。遠からず參る事と存じ奉り候。然る處追々申上げ候樣僕投獄已來獄中にて相囚人に大いに世話に相成り、獄内の厚き手當に相成り候儀故、右宿願參り候序に食物の屆物にても致し貰ひ度き存念に御座候。(一)公儀所の役人衆屆物の致方不案內に候や。手數の事にも之れなく只だ衣類を屆け候も同樣にて、一應評定所へ出し改めを受け獄へ贈るなり。是れは明白の事なれば嫌疑もなき事なり。僕前年來獄の節は下田にて捕はれ無宿同樣なれども、此の度は御國より

(一) 毛利藩の幕府及び他藩と交涉の任に當る役所

多勢の警衛にて差出されたることとなれば、少しは立派にせねば不都合なり。此の事兄の御腹中にも尤もと思召し候はば、周・兼二子(二)の間へ得(とく)と御談じ下され候か、又は松(三)田清吉・河野徇人も小生の事悪敷(あし)くは計ひ呉れざる事に付き、右兩人へ御談じ下され候か、何れにしても事成就する樣に兄の御厚配賴み奉り候。越の橋本左内などは當月二日入獄、七日死罪に處せられ、五日の間引續き留守居より屆物致し候なり。僕は言ふに足らず候へども、亦吾が藩の厚薄に關係する事なれば嘆願仕るなれ。

屆物大略

一、澤庵漬一桶、四斗樽　一、煮醤油一樽　一、干魚(ほしうを)五百枚

一、だぐわし一桶（併しまんぢゆう類にても可なり）　一、こわめし壹斗五升　煮染壹桶

大略右の通りにて、是れに相かかりし費用は小生此の度の御公費に付けて(四)は、誠に少分の事には之れなくや。何分御建白賴み奉り候。

(二) 周布政之助・兼重讓藏、ともに當時行相府右筆
(三) 二人共に松陰を江戸へ護送せし護吏にして、爾來藩邸に在る間も松陰の取調べに當りし役人
(四) 比べての意

六一二　高杉晋作宛　十月七日　松陰在江戸獄 高杉在江戸

僕此の度の災厄、老兄在江戸なりしのみにて大いに仕合せ申し候。御厚情幾久敷く感銘仕り候。急に御歸國とあれば殘念なり。然れども此の間の様子父兄朋友へ御話下されば又喜ぶべし。是れ望外の大幸なり。〇爰に一つの御面倒の御願あり。何卒小生心中御體認下され御計ひ下さるべく候。其の事件は別符小林民部の一翰なり。歸途京師へ御立ちより此の符御屆け下さるべく候。鈴鹿筑石兩人(一)は小林の知己の人なり。此の事別紙に具す。〇口羽の病死は如何にも痛哭なり。諸友中小田村大いに進歩、且つ深く足下を知る、與に語るべし。杉藏學問さぞ進むなるべし。弟和作敏才學問も進むべし、傳之輔と三人獄に在り、勵むべし。小生一件落着まで待ち居れと御傳へ。實甫(二)必ず進境あらん、但し才勝ちて動き易し、能々御添心下さるべく候。久保は不動心。吏事錬達ならん。徳民(三)平生に負かじ。彌二(四)・作間、後進中屬望のものなり、鼓舞し給へ。福原又四郎必ず進境あらん、變じはすまじ。岡部富太亦用ふるに足る。輕佻を以て是れを捨つるは偏なり。榮太(五)と天野は同志中にても別ものなり。老兄深く顧みて呉れ給へ。天野少しく才を負み勉強せず、是れ惜しむべし。榮太の心中誠に憐むべし。渠れ自ら曰く、「復た慈母の涙眼を見るに忍びず」と。其の言

(一) 鈴鹿筑前守・同石見守の二人。公卿の諸大夫ならん
(二) 久坂玄瑞
(三) 增野徳民
(四) 品川彌二郎・作間忠三郎
(五) 吉田榮太郎・天野清三郎〔關傳〕

吉田松陰全集 月報

第八號

昭和十四年十一月發行
第八回配本附錄

岩波書店

忠義と功業

——松陰門下諸士の行動に就いて——

東條 收

大和に於ける松陰先生

山田勝美

第九回配本 第七巻（雑作の七）

編輯室より

橋本景岳全集 全二巻

岩波書店

背[illegible]して、救國實踐の指導者としての責任的觀念と相俟つて、彼れを一日一時と雖も放漫怠惰な境地におかせなかつた。身體の自由はよしんば束縛し得ても、その精神と信念こそは絶對的である。松陰にあつて重要なのはこの精神であり、不動の信念自體である。魂の永遠的勝利を七生説に[illegible]說いた松陰は、絶えず己が肉體の死を以てしてもこの眞理を證明しなければならぬと考へ來たつたが故に、身は獄内に繋縛せられても、精神の昂揚を忘れなかつた。而もこの精神の教育は教育するために何等特定の場所を必要としないが故に、松陰は松下村塾に在つた時にも增して嚴肅な教育を書簡を通じて門下に施すとともに、時勢が要求する實踐運動を通じてその精神を發顯せしめようとはかつたのである。

然るに松陰のこの熱誠にも拘らず、同志門下よりは何等の反響もないのみか、村塾の様子さへも知らされない。明かに絶交を宣言しないだけで、何れもが何時となく松陰を敬遠するかに見え始めたのである。恰も好し、日頃、俗論の首領として抗爭して來た周布政之助・井上與四郎等の役人は東上中であり、而も藩主は在國であるから、この機に乘じて防長二國の形勢を眞勤皇に挽回することも容易であり、かくてこそ正議を以て任ずる松下塾徒の當然の義務であるとする松陰にとつて、これはまことに心外なことであつた。折角やつて來た水戸の密使は追返すし、續いて松陰門下を頼つて藩政府に働きかけようとした梅田門下の大高又次郎・平島武次郎の二士も無情にも放逐する有樣、最早勤皇の名藩をもつて天下に翹望された毛利の存在も疑はれる程のこの衰勢を眼前にし、その責任を自ら負はねば藩主に對して申譯がないとする松陰の心は漸く冷靜を失ひ、あれだけ信じきつて來た門下同志に對してすらその望むところは「刻苦讀書などの人物を拵へ立つるより外手段之れなく」とて、救國實踐どころではないことを告白し「小生初め八人其の他同志いづれも盛んとは申しながら、此の儘に二三年もゆくと節の撓まぬといふ受合は立ち難く候。

……これを見れば傷心に堪へ申さず候」と感傷の言を吐かざるを得なかつた。正月十一日附の兄宛の書簡に「熟中何如。德民今に居住に候や。作間・馬島來り候や。久保如何。是れも一齊來らず候、定めし衰萎なるべし」と述べて、自分なき後の塾を切實に心配し、この國家の一大變に際し、正議の役人として尊敬して來た前田孫右衞門等すら役目を犧牲にして藩主を忠諫し、邪說俗議を御けることの出來ぬを慨嘆しては「扨も〱澤山な御家來の事、吾が輩のみが忠臣に之れなく候。吾が輩皆々先驅けて死んで見せたら觀感して起るものもあらん、それがなき程ではなんぼう時を待ちたりとて時は來ぬなり」とて、時勢觀望の日和見論者の餘りにも多きを悲憤するに至つたのである。かくして今こそ松陰は自分と諸友門下等との考への相違をはつきりと知つたのである。それは「僕は忠義をする積り、諸友は功業をなす積り」なのであつた。まことに悲しい發見ではあつたが、顧みて自己の教育的無力を反省してみれば「人々各々長ずる所あり、諸友を不可とするには非ず」で、諸友は諸友のその長ずるところに進むの他はないとしつつも、「尤も功業をなす積りの人は天下皆是れ、忠義をなす積りは唯

だ吾が同志數人のみ。吾れ等功業に足らずして忠義に餘りあり」とて、今更諸友をなけに責める以上に、自己一人の清純な世界に返つて新しく出發する他に道のないことをも知つたのである。

それでは抑々忠義とは何であり、功業の人とは如何なる人をいふか。單なる理窟の上の解釋でなく、具體的に如何なる姿をとつてあらはれるか。松陰の言ふところに從へば、功業の人とは時を主張する人間、ひいては時を待つて事を成就せしめようといふ待時論者なのである。從つて彼等は松陰の最後の筆である藩主の參府を止めさせることも、その駕を伏見に要して京都に入り天下に義を唱へることも、皆時に非ず成功の望なしとして退けたのである。彼等は諫死も犬死と見るのである。それが松陰には氣に食はない。支那で名のある創業の功臣を見よ、皆々敵國より降參して來た不忠不義もの、二君にも三君にも主をかへて恥とせぬ人々である。功業は時さへ來れば忠臣義士でなくても出來る。その誰れでも出來ることを無理に我々まで時勢を待つてやる必要はないではないかといふのである。

これに對して忠義とは「鬼の留守の間に茶にして呑むやうなものではなし」、君國のために理窟ぬきで癡として見て居られぬ心、而もそれは君國のためにしてあげる心ではなく、しなければどうしても氣がすまぬ、己れの本分がすまぬといふ崇高な理に從ふ心なのである。時事を見てたまらぬから前後を顧みず忠義をするではなきか」と松陰はその眞情を吐露するのである。卽ち己れの行爲に對して微塵も報酬を求めないが故に、この心を持つ人は甘んじて生命を捨てることが出來るのである。そして松陰は既に現實を道義のために一人として死する者もゐない末世的時代と見、國事濟すべからずと見たのである。この頽廢の世の中にどうして安然と生きてゐることが出來よう。又生きてゐてどうして忠義が出來よう。そこで「死なぬ忠義の士は山の如くあるなり」と喝破もすれば「日本もよくも〱衰へた事」と淚も流すのである。

顧へば、過去數年にわたり至誠をこめて教育して來た門下の塾徒もこの山の如くある人間、生命を惜しみ時が來たら濡手で粟を摑む人間であるとしたならばどうであらう。松陰はかくの如く決して信じたくはなかつた。信じたくはなかつたが、彼等門下諸友の現實の態度は嘗ての政府役人等と同じではないか。自分の議論を誰れも眞面目に相手にして呉れぬばかりか正月二十三日には無二の親友桂小五郎が諸同志と松陰との絶交を叔父の玉木の處に持ち出して、松陰にその旨を諷諭してくれと賴んで去つたことを知つたのである。「嗚呼、吾れの敬信する所の者、獨り桂と來原とのみ。來原已に吾れを賣つて西に去り、桂亦陰計もて吾れを撓むること此くの如し。吾が道非なるか」と泣くにも泣けぬ氣持で歎息し「諸友交々吾れを棄つ、吾れ生きて樂しむべきものなし」(新全集[illegible]一〇九頁)と、今は唯だ一人の同志入江杉藏に苦衷を訴へるのである。

抑々野山獄とはどんな人間の入るところであるか。無廉恥の姦婦、淫婁道の奸賊、死罪よりは輕いが遠島よりは重い所謂惡人を人世と隔絶する所である。嘗ては眞の錚撥の首領と自負し自重して來た身が、その獄窓に奸賊姦婦と肩を並べ、門下諸友には絶交されて今は手足なきの猛士となり了せた松陰には、最早寢ては食ひ、食うては寢る動物的生活以外、殘された道は一つしかなくなつたのである。

かくて正月二十四日の午後より飲食を絶つた。「錚撥爲すべからざるに非ず、吾れの錚撥を非とするなり。錚撥自ら期して而も錚撥に非ず、吾が事已みぬ。然らば則ち如何せん、其れ積誠より始めんか。吾れの錚撥は誠なきなり、宜なり人の動かざることや。……誠あらば則ち生き、誠なくんば則ち死せん」(新全集[illegible]一〇八頁)と六つの條項をあげて切々提醒し、絶食無言の反省生活に入り、自分の至誠の有無を神明に聞き、死生を天にまかせたので

各々前後二回、或は更に節齋に侍して遠く富田林・岸和田に文を論じ學を講ぜしめし所以のものは、一に節齋の文章と三山の博洽とが、ピタリと先生の心を捉へたからと見ねばなるまい。事實一時は先生も兵學を棄てて文事を以て立たんかと迷ひしほどで、又節齋からもその旨を慫慂せられてゐる由を家兄に言ひ送つてゐる。

却說、始めて松陰先生が大和路に歩を印したのは嘉永六年二月十二日で、大阪を發し高津宮を拜した先生は、南河内から竹内峠を越えて、翌十三日早くも吉野川に架せる大川橋々畔の僑居に節齋を訪ひ([illegible])、その後一時五條を辭して節齋に從つて河・泉の間に遊び、更に單身遠く浪華に出た先生は、再び四月の六日には五條に來り、節齋の下で史記論贊及孫子を讀み([illegible])、又三山の高弟森竹汀と往來して、孫子に就て議論を上下してゐる。竹汀も孫子に關しては一家の見を持してゐたものの如く、二人の討論は極めて興味深いものがあつたらうと想像せられる。竹汀はその門下より幾多の英才を出したが、陸奥宗光の如きもその一人である。

かくて松陰先生は五條を發して八木に至り、五月二日谷三山をその村在室に訪うてゐる([illegible])。もつとも此より先、四月五日浪華より五條への途次既に一度三山に面會してゐるからして、この時は二度目である。然し前回は唯面接した程度に止り格別の話も出なかつた樣であるが、今度は筆談を交へたものの如く、その要項ならんと想像せらるるものが癸丑遊歷日錄五月二日の條([illegible])にあるこれである。それ以外に、三山の當時の著述「海外異傳商榷」([illegible])のことも話に出たことは、三山が松田元修([illegible])に與へた書束(同年六月十五日附)に「…サテ吉田生ヨリ捕寄海外異傳商榷之事御聞及云々」とあることによつて知られ、更に又、三山より元修宛の七月十六日附の書束で、「洋外紀略」([illegible])先日吉田生へ乘り候ハカリニテ未讀候云々」([illegible])と述べてゐることからして、當時三山の腦中を去來してゐた外夷の問題が當然話題として取り上げられたであらうことは確かである。何となれば、三山はこの年七月には幕府から下問あり、九月にはあの堂堂たる攘夷論「靖海詢言」を書き上げて居り、從つて三山の頭の中には海外に關する知識が彼獨得の識見によつて統制されて居り、松陰先生も亦浪華に於て後藤松陰の門を叩いた時「これは文人なれども海外の事などは甚迂濶、不足言」([illegible])と言つて直ちに辭去した程であるからである。

果然松陰先生はこの年の十月二十七日には長崎に下つて露艦に投じ外國に赴かんとして果さず、翌安政元年三月二十七日下田に於て米艦に乘じてその素志を遂げんとして遂に捕はれた事を思ひ合はせる時、勿論松陰先生には遠い動機も、又近い刺衝もあつたに相違ないが、一面又三山と二日に亙る筆談がその海外渡航決意の一役を買つてゐる樣にも思へるのである。

尙、三山・松陰の筆語の草稿と思はれるものが、現在八木町の谷家に秘藏されてゐるが、それは松陰先生の自筆で新全集第八卷七〇號の後半に出てゐるものである。

して見ると兩人の間には人物月旦やら諸藩の評判なども交はされたものと見える([illegible])。この時三山は五十二歲、若くして既に全聾となつたが獨學研精、經傳百家通ぜざるなく、博洽無比と稱せられ、松陰先生もこの聾儒からは大いに啓發されたものの如くである。後松陰先生は安政二年九月十三日野山獄から深居默窺に復した書中に「大和の谷昌平聾にして學あり、史學精敷、尤も名分を識む云々」と評し、又安政三年五月二十四日附の書簡に於て「僕發此說は何卒大和國八木([illegible])にて谷昌平と申聾にして學ある人あり。([illegible])此男子の死なぬ中に、十日十四五日なりとも其談御聞被成候は、濁益可有之存する故なり。僕見此人三四度のみなれども、聞たる事今以耳に殘り、讀書中往々思出し何かにつけ發明有之樣覺、由是申上候」と言うてゐる。かくて五月三日午後八木を發

し、郡山に出、節齋の門人安元杜預藏、保官藤川勵二([illegible])等を訪ね、奈良に出でたが五月四日、やがて奈良を發して山城路に入り、江戸へと急いだ。

松陰先生の大和滯留二箇月は全く偶然の機會から行はれたが、然もその結果松陰先生は思はぬ儲けものをした。即ち節齋からは文章を學び、三山からは種々の點に於て啓發される所が多かつた。殊に先生が後來、「士規七則」をはじめ「七生說」等の堂々たる文章を作り得た素地は全く此時に於て養はれたものであらう。從つてこの二箇月は松陰先生の三十年の生涯から見れば僅かの月日に過ぎぬが、晩年の先生の活動に與へた影響は蓋し少くなかつたであらう。

安政元年松陰先生が海外渡航を企てて成らず捕へられた時、節齋は次の詩を詠んでゐる。

寄吉田寅次郎

寥々門下久聞無　誰補妖氛立偉勳

獨有於菟膽如斗　單身欲踏五州雲

又谷家には松陰先生が三山を訪つた時に差出した先生自筆の名刺が秘藏されてゐるが、蓋し天下の珍とするに足るものであらう。

松陰先生留魂の碑

東京市十思小學校及び十思公園の敷地は舊の傳馬町牢獄に當り、從つて松陰先生終焉の地であつた。現在小傳馬町と本町三丁目の市電停留場間の北側にあつて周圍は道路に取圍まれてゐる。永らく不淨の地として忌み嫌はれたが、明治三十年以來は兒童教育の聖場となつて、今日に及んだ。然るに昨今松陰先生の偉大さが特に認識され、この地に先生留魂の碑を建立することは兒童教育の上にも實に意義あることが痛感され、今回地元十思通學區民内の有志が中心となり、一般の寄附を仰いで、寫眞の如き留魂碑が完成し、除幕式は六月二十四日、楫取子爵・廣瀨委員・先生の後裔吉田茂子氏その他萩より上京せる有志も加はり、盛大に舉行された。

正面碑石には根府川銘石で高さ六尺三寸、幅五尺八寸、厚さ一尺四寸、七百貫の自然石、之に留魂歌「身はたとひ武藏の野邊に朽ちぬとも留置まし大和魂　十月念五日　二十一回猛士」の文字を百參拾五倍に廓大して謹刻したもので、向つて左側の石も亦根府川銘石でこれには小學兒童に理解し得ることを標準として先生の略歷を記し、右側の石は萩市有志者より寄附されたもので、これには荒木文部大臣が特に「松陰先生終焉之地」と揮毫せられたものを刻んである。

なかつた。入江杉藏が忠を弟に讓り、自分は老母への孝を盡すために勤皇の實行運動から身を引かうと決意し、松陰に對して、先生は少しも孝子の心情を理解して吳れない、これでは絶交もやむを得ぬと云つて强硬な手紙を出した時「如何如何、僕已に狂人、孔孟流儀の忠孝仁義を以て一々責められては一句も之れなく、只た時事切齒流涕、何事も他は暗やみなり」と自分の眞情を端的に表明してゐるやうに、松陰にとつては一の眞心によつてのみ動いたのである。松陰のこの眞心こそ戀闕の情であり、忠義に他ならないのであつて、この誠を虛飾してまで時代に媚びる必要、從つて生きる必要はなかつたのである。

一方門下生のすべてが待時功業の功利者流では勿論なく、彼等の態度には彼等としての正當の理由も持つてゐたと思はれ、且つ椎の發言になる絶交の提議も實は江戸の久坂・高杉・中谷等が、このままの推移にまかすならば師の生命が危險であるとて心配の餘りに一時の權宜として、師の鋭鋒を折るために仕組んだことでもあつたが、これは考へやうによれば自分等の俗情や淺薄な心を以て崇高な松陰の心を勝手に忖度したものであり、結果から見れば「是れなりで懲りる樣なら最初から手出しをせぬがよし、勤王のきの字を吐きし初めより小弟素より一死をはめての事なり」と眞向から松陰にきめつけられても一言半句もない次第である。ここに絶交は一時の便宜的處置とのみで解釋しつくされぬ門下等の心のひけ目があり、それ故にまた松陰から彼等は屢〻急所をつかれなければならなかつた。時を待たなくても今すぐに出來るもの、即ち忠義のために喜んで死ぬる心に對する門下諸友の認識不足の責は免かれない。我々は丁度クリトンにあらはれたソクラテス的な態度を松陰に見ることが出來るのである。この點からしても松陰が維新の志士一般性格より區別されて永遠の鑽仰をうけるであらうことが知られるとともに、維新完成後の功臣となることは實に松陰の教育の目標ではなかつたのである。

書簡にあらはれたる松陰

河原田 耕

松陰の書簡は嘉永二年から安政六年の約十年間に本全集に收められたものだけでも六二七通に達してゐる。これを內譯してみると、安政五・六年で三三四通といふ過半數を占めてゐるが、總じてこの多數の書簡が遺されてゐること自體がすでに松陰の社會的性格を意味してはゐないであらうか。

この多數の書簡にあらはれた社會的性格は、一概にいへば彼の革新的教育家の風貌を有つそれであり、このことは大多數がいはゆる後期、殊に松下村塾新開以後の實踐的活躍期にぞくすることによつて明かであるとされてゐる。入江杉藏宛三三通、高杉晉作宛一九通、小田村伊之助宛一五通、品川彌二郎宛一三通、久坂玄瑞、佐世八十郎、野村和作宛各〻一一通、岡部富太郎宛九通、久保清太郎宛八通、等々の塾門下宛の書簡が、量的にも壓倒的に多數であることは、こゝに試みた表出でうなづけよう。又これを時間的にみても、安政五年十一月（間部要擊血盟）、及び十二月（再投獄）の實踐的活動期の終末には月々廿二・三通に達し、明くる安政六年正月・二月・三月・四月・五月の東送までの五ケ月間に月々卅通前後からの書簡を同志門下に與へてゐることがわかる。この再囚野山獄の半歳は彼の革新的教育家としての眞骨頂を理論的にも實踐的にも示した最後的な期間であつたとともに、彼がこの嚴囚の一室から、家囚となつた八門弟・ついで投獄された入江兄弟その他の門下生に對して書簡を通じて教育を續けたことを示すものである。この瞬間以後、彼の執拗な教育家的情熱は、その唯一の通路として書簡を選んだのだ。そして、この塾門下生への通路はまた後世後學への通路ともなつて、不朽に傳へられてゐることは云ふまでもない。

次に試みられた表出は、しかしこの樣な教育家的性格を云々するよすが

とするためのものではない。筆者はいはゆる教育家としての松陰先生よりも、憂國維新の志士としての二十一回猛士吉田寅次郎に注目し度い、教育家として門弟・後世に垂教する彼よりも教育家以前の社會的性格の特異に心を惹かれる。こゝに教育家以前といふのは、憂國の至情凝つて思想的・人格的に結晶した不世出の志士はそれ自身に於いて自ら教育家的側面をもつものであり、且つ幕末における先覺志士の立場が多かれ少かれこの啓蒙教育家的な任務を負はされてゐたからである。（安政獄の人々をみよ。）松陰が別して直接的な教育的感化を强烈に同藩門下に與へたのは、彼の純粹且つ一徹な性格によると共に、特殊には藩內の實質的な地位に關係してゐるのであらう。そして、彼のもつとも注目すべき純情且つ徹底的な性格はといへば、むしろ志士のそれに通じてゐて、なかんづく彼の學究的思想家的な生活道程によつてこの性格が鍛冶されたものであらうと推察される。從つていま筆者が教育家以前といふのも、志士としての學究又は思想家を指し、特にその思想家的學究的なプロセスに着目することを意味するのである。

見らるる通り、この表出は、全集所收の書簡目次の單なる數字的表現に過ぎない。凡そ書簡の外見的位置をあらはすものは宛名・時・場處の三條件であるが、編年的な全集書簡を基礎として、縱の鍵―年代を六期に區分し、横の鍵―宛名を近親、師友（兵學門下、藩關係者を含む）、同志門弟（江戸獄友を含む）に三分する便宜的處置をとつた。たゞ六期といふのは、表に現はれたままの單に年次的なものではなくて、實は概略彼の思想的推移のプロセスに照應して分けられたものである。なほ居處の移動を一つの鍵とすることも彼の場合特に適切なのであるが、ここでは思想的推移の一つの標識として注意することに留めておいた。

(一)第一期――思想的準備期（兵學研究期）　明倫館兵學師範、海岸視察、操練實施より鎭西旅行（佐賀・長崎・平戸・熊本）、家學完成を遂げ第一回江戸遊學、房・相視察、東北旅行のため亡命（第一回用猛）（嘉永四年十二月）まで。

第二期――思想的遍歷期　東北旅行（水戸・白河・會津・越佐・秋田・青森・盛岡・仙臺・米澤）より、江戸着（五年四月）、萩屏居（五月―十二月）を經て諸國旅行（讃・播・河・大和・勢・濃・信・上野）より江戸に再上（六年一月―五月）、浦賀行後の意見上書（第二回用猛）、更に踏海を目ざして、京都を經、長崎へ往復、交友論議（江戸・京都・長崎・熊本・萩・京都・伊勢・尾張・江戸）（嘉永六年十二月）に及ぶ遍歷期、これは事實上翌三月の下田踏海まで續いてゐる。

第三期――思想的沈潛期への過渡　思想的決定への實踐的契機としての下田踏海（安政元年三月）（第三回用猛）より、江戸獄（四―九月）、野山獄（十月―二年十二月）まで。（いはゆる前期）

(二)第四期――思想的沈潛期（幽室時代前期）　免獄後、杉家幽室に在つて著作又は開講の沈潛期。思想家としての內容はこの沈潛によつて形成された。

第五期――思想的實踐期（幽室時代後期）　松下村塾新開（安政四年十一月）より塾舍增築（五年三月）を經て塾教育に心血を注ぐに至ると共に、「狂夫之言」（正月）以降實踐的諸策を次々と揭げ、自ら運動の中樞に躬をおいた乾坤一擲の時期である。これは再投獄（第四回用猛）（十二月）によつて阻まれたが、事實上翌年野山獄時代まで續いてゐる。

第六期　思想的切斷期　野山獄より江戸獄へ東送（第五回用猛）在獄四ケ月（七―一〇月）、刑死に了る。（以上後期）

書簡を通じて、松陰の思想生活上の推移の傾向は、量的にも質的にもかなり明瞭に看取されよう。先づ大まかに、下田踏海前後を過渡として前期と後期にわけるとすれば、前期には兵學關係に始まり思想關係に終る師友關係が書簡の特徴的な部分であり、これに對して後期には同志門下生宛の

顯と稱するも、亦夫子自らの痛ましい心の蹟である。かくして「今後才略功業人は出來もしよう、忠義の種は最早滅絶と思し召さるべく候」と、遂に江戸の高杉に宛てて書かねばならなかつたのである。

この頃門下の作間忠三郎が周防三井村にゐた叔父に宛てて、「松陰先生は獄に投せられ、助教の富永退轉の志を發し、松陰投獄以來親戚へ行きて學を怠り遊行を事とし候間、松下村塾も滅亡の時に相成り候」（[illegible]）と書いてゐるやうに、松陰が居なくては塾も破滅の他なき悲しい現實を呈してゐたのである。血盟十七人を得て間部を堂々と論諫要擊せんとした死士の氣魄と「誓つて神國の幹とならん」と村塾の壁に留題せしめたあの旺盛な塾の精神とは何處に消え去つたのであらうか。松陰の心の疼きは想像に難くない。而も兄に代つて忠孝を分任することになつた野村が「吾士家を毀つの二十金」を得て旅費とし、要駕のため脫走したのは二月二十四日であつたが、この秘密の一擧は佐世から岡部、岡部から小田村、小田村から政府へと遂に嘗ての同志內部から暴露されて、入江は揚屋に投せられ、野村は京都で逮捕せられて了つた。自分が死ぬことが出來ないし、忠義をすることも出來ないからと云つて、他人の忠義の一擧を洩らす必要が何のためにあるだらう。松陰はこの餘りにも無情冷酷な諸友の態度に悲憤し、早く死罪を賜はるやう死の周旋を小田村・久坂等に頼むに至つた。

この切實な松陰求死の理由は「生きて事をなすべき目途なし、死んで人を感ずる一理あらんかと申す所と、此の度の大事に一人も死ぬもののなき、餘りも〳〵日本人が臆病になりきつたがむごいから、一人なりと死んで見せたら朋友故舊生き殘つたもの共も少しは力を致して吳れようかと云ふ迄なり」であつた。然しこれも「吾れ生年三十、未だ嘗て自分の事を人に賴んだ覺えはない、今日自殺することが出來ぬ計りで諸友へ一死を賴めども一人も周旋して吳れる人なし、恨めし〳〵」にて、誰れも相手にしてくれなかつた。藩主の在國中に是非忠義の一死を欲した松陰はかくしてこれより後は揚屋在囚中の入江・野村兄弟とひたすら死の問題に沒頭し、一夕は縊死の眞似までしたが、結局門下諸友を相手に賴る心のあつた自分が未だ修行の足りなかつたことを悟つて、次第に平心に歸つて行つた。卽ち「吉田義卿、神州の爲め自愛すべし、一義卿あれば死士少なからず」と新しく生きる力を見出し、「只今の縊死しようとまで思ひたる志を終身忘れさへせねば事必ず成るべし」と確信し、「今日は鋒芒を斂めて政府諸友を安心させ、そしらぬ貌して一年なりと早く脫獄を得ること妙ならん」といふ餘裕ある境に到達したのである。

扨て以上述べたことによつて分るやうに、松陰は最愛の門下同志と根本的な意見の相違を眼前に見て、結局信じ得る力は自己一人といふ境地に反省を餘儀なくされ、その間餘りにも國を憂ひ時勢を慨み、倫理道德の失墜を憤るが故に些か冷靜を失して狂的な言辭もなかつたのではないが、それも詮じつめればこの人の清純を愛し道を慕ふ美しい性格の故にこそ尊いとされねばならない。然も松陰のこれ等沈痛な苦悶期の言辭には所謂口先きばかりの儒家者流の忠孝仁義論はない。それは見臺を叩いて論語・孟子を說く職業的寺小屋師匠とは違ふのである。松陰の場合に於ては自らの一つの行ひ、一つの言語自體が、內からの至上命令に基く發現であり、決して孔子が何と云ひ、孟子がどう云つたからといふが如き束縛されたものでは

松陰書簡分類表（新全集發表）

宛名	嘉永三・四	嘉永五・六	安政一・二	安政三・四	安政五	安政六
杉梅太郎（兄）	三	一七	二五	—	—	九
百合之助（父）	二	一	四	—	一	四
瀧（母）	—	—	一	—	—	一
千代（妹）（諸妹）	—	—	三	—	—	三（二）
吉田久滿（養母）	一	—	一	一	—	—
玉木文之進（叔父）	九	一	三	二	—	[illegible]
父（叔）兄	五	三	—	—	—	二
兒玉太兵衞（從叔父）	一	—	—	—	—	—
兒玉初之進（義弟）	一	一	—	—	—	—
久保五郎左（外叔父）	—	—	—	一	—	—
竹院（伯父）	—	—	—	—	一	—
繁澤平左（周防）	一	—	—	—	—	—
郡司覺之進	一	—	—	—	—	—
村田清風	一	—	—	—	—	—
山鹿万介（平戶）	二	—	—	—	—	—
葉山佐內（平戶）	二	—	—	—	—	—
山田宇右衞門（等）	二	—	—	—	—	—
山田亦介	—	—	—	—	一	—
佐世主殿	一	—	—	—	—	—
小田村伊之助	—	一	二	一〇	二	一三
久保清太郎	—	二	八	一三	一	七
山縣半藏	—	二	—	三	—	—
齋藤新太郎	—	一	—	—	—	—
中村道太郎	—	一	—	四	一	—
谷三山（大和）	—	二	—	—	—	—
森田節齋（大和）	—	二	—	—	二	—
瀨能吉次郎	—	一	—	—	—	—

宛名	嘉永三・四	嘉永五・六	安政一・二	安政三・四	安政五	安政六
道家龍助	一	—	—	—	—	—
宮部鼎藏（熊本）	[illegible]	四	—	—	—	—
長原武（大垣）	一	—	—	—	二	—
長井芳之助（水戶）	二	—	—	—	—	—
坂本鼎齋（大坂）	一	—	—	—	—	—
横井小楠（熊本）	一	—	—	—	—	—
横井・宮部・丸山等	—	—	—	—	一	—
來原良藏	一	二	二	—	八	—
來原良・中村道	一	—	—	—	—	—
村田巳三郎（福井）	—	一	—	—	—	—
桂小五郎	一	二	四	—	四	—
白井小助（周防）	—	一	—	—	—	—
小倉健作	—	五	—	—	—	—
土屋蕭海	—	六	六	—	六	三
松本源四郎	—	一	—	—	—	—
妻木士保（上山縣）	—	一	二（三）	—	—	—
富永有隣	—	一	二	—	—	—
默霖（安藝）	—	一	—	—	—	—
齋藤貞市	—	一	—	—	—	—
口羽德祐	—	一	—	—	—	—
河野數馬（吉村善）	—	一	三（二）	—	—	—
月性	—	三	七	—	七	—
金子重輔遺族	—	一	—	—	—	—
梁川星巖（京都）	—	—	一	—	二	—
秋良敦之助（周防）	—	—	三	—	一	—
岸御園（三田尻）	—	—	五	—	—	—
伊藤靜齋（馬關）	—	—	一	—	一	—
櫻井幸三郎（松代）	—	—	一	—	—	—
益田彈正	—	—	一	—	三	—
益田丹下	—	—	一	—	—	—

宛名	嘉永〜安政四	安政五	安政六
久坂玄瑞	一	八	一
吉田榮太郎	一	一	[illegible]
小國剛藏	—	六	—
須佐兩士	—	一	—
佐世八十郎	—	九	[illegible]
佐世彥七	—	一	—
品川彌二郎	—	三	二
荻野時行	—	二	—
中谷正亮	—	[illegible]	一
前田孫右衞門	—	六	—
大原重德	—	二	—
周布政之助	—	一	—
松浦松洞	—	一	一
野村和作	—	一	一〇
增野德民	—	一	[illegible]
高杉晉作	—	二	七
二宮小太郎（岩國）	—	一	—
尼寺新之丞	—	一	一
來島又兵衞	—	一	—
山田七兵衞	—	一	—
品川茱（須佐）	—	一	—
玉野東平（岩國）	—	一	—
小野爲八	—	一	—
生田良佐	—	[illegible]	—
清水圖書	—	二	—
大谷茂樹（須佐）	—	一	—
作間忠三郎	—	一	[illegible]
入江杉藏	—	二	三
入江滿智（杉藏母）	—	—	一
松岡良哉	—	一	—

宛名	嘉永三・四	嘉永五・六	安政一・二	安政三・四	安政五	安政六
岡部富太郎	—	—	—	—	—	九
飯田正伯	—	—	—	—	—	一
船越清藏	—	—	—	—	—	一
高橋藤之進	—	—	—	—	—	一
北山安世（松代）	—	—	—	—	—	三
赤川淡水	—	—	—	—	—	一
桂・赤川・久坂	—	—	—	—	一	—
福原・中村・中谷	—	—	—	—	一	—
松浦・吉田	—	—	—	—	一	—
入江・小田村	—	—	—	—	一	—
佐世・岡部・入江	—	—	—	—	—	一
岡部・入江・增野	—	—	—	—	—	二
作間・品川・增野	—	—	—	—	—	二
小田村・岡部	—	—	—	—	—	一
來島・小田村・桂・久保	—	—	—	—	—	一
小田村・久保（・久坂）	—	—	—	—	一	三（一）
久保・杉（梅）	—	—	—	—	—	一
野村・增野	—	—	—	—	—	一
入江・野村・品川	—	—	—	—	—	一
高杉・飯田	—	—	—	—	—	一
久保・久坂	—	—	—	—	—	二
飯田・尾寺（・高杉）	—	—	—	—	—	三（一）
同志諸友（塾生）	—	—	—	—	一	四
堀江克之助（水戶）	—	—	—	—	—	八
堀達之助（蕃所調所教授）	—	—	—	—	—	一
鮎澤伊太夫（水戶）	—	—	—	—	—	二
有長	—	—	—	—	—	一
小林民部（京都）	—	—	—	—	—	二
某	一	三	一	三	一五	一三
合計	五三	四九	一二二	八二	一三五	一九九

甚た悲しむべきなり、而して又才智あり、唯だ小生一面して志を言はざること殘念たり。此の間多少血涙の談あり。吾れ榮太を愛する昔日の如し、榮太吾れの愛する所となるは卻つて禍根たるを洞視して吾れを疎(うと)んぜんと欲す。吾れ深く榮太が心事を知れども榮太遂に棄て難し。舊臘二十四夜、こう(香)せん(煎)を一杯呑んで榮太と別れしは永訣かも知れざるなり。〇同志中の事時々胸中を往來して忘れ難し。然れども僕大いに趣向をかへた。たとへ歸國することありても同志と同志に非ず、唯だ老兄に一言し度き事あるのみなり。しかし諸友も一言すると又吾れに同ずるかも知れ申さず候。一咲一咲。〇老兄歸國に付き、別に言ふことなし。且つ短景多用何分行屆き申さず。只だ願はくは愚兄へ御面會、小生安全の事御申し傳へ偏(ひとへ)に願ひ上げ奉り候なり。

十月七日　松陰拜

高杉暢夫兄　足下

御道中寒冷中御自重專一に存じ奉り候。

六一三　父兄宛　十月七日　松陰在江戸獄 父兄在萩

頑兒壯健在獄仕り候。幕鞫も存外の仁厚、先々何事も御苦心成し遣はさる間布く祈り奉り候。此の度高杉君歸國に付き、萬事御聞取り成し遣はさるべく存じ奉り候。飯田正伯より金八兩借用仕り候。是れは早く御償還の策願ひ上げ奉り候。頑兒落着未だ知るべからず候へども、いづれ日月未だ地に墜ちず候へば、膝下に侍し天下の奇談申上げ候日も之れあるべく候間、隨分御氣體御保重是れのみ專ら祈り奉り候。大急ぎにて亂筆の儘差上げ候なり。

色々珍話も之れあり、面白き事に御座候。

十月七日　　頑兒寅二郎

家大人　膝下

家大兄　座下

六一四　堀江克之助宛　十月八日　松陰在江戸獄西奥 堀江在江戸獄東口

十月七日また三士(一)を打たれしとききて

打ちつづく小春のけふぞ時雨るるは打たれし人を嘆く涙か

終にゆく死出の旅路の出立(いでたち)はかからんことぞ世の鏡なる

國のため打たれし人の名は永く後の世までも談り傳へん

矩方

十ロル君(二)追々仰せ下され候神器論の事、小生も大いに愚案之れあり、木々君(三)に談じ候所、隨分行はれ申すべしとの事。委細は後便申上ぐべく候。

六一五　高杉晉作宛

十月八日　松陰在江戸獄　高杉在江戸

補略(四)にても雲上明覽(五)にても宜しく、改まり候分一部鈴鹿へ御賴み御貰ひ、僕まで御贈り下さるべく候。小林へは僕より送るなり。

獄中の交は總じて父子兄弟の如し。況や小林氏は同志同艱の人、且つ多材多能にて善く人を誘する人にて、僕も大いに恩を受けたる人に付き、小生心中御察し下され御歸途京都御立寄り鈴鹿へ御尋ね下さるべく候。鈴鹿石筑の兩人は小林氏知己の人に付き、

（一）橋本左内・頼三樹三郎・飯泉喜内
（二）堀江克之助、克の字の分音讀
（三）小林民部
（四）不明
（五）齋宮・皇胤・天朝の世系氏族、武門等を記録せし書

老兄も御藏腹（ござうふく）なく萬事御談じ下さるべく候。△一、小林遠島立ち當月二十一日と相聞き候。島は何れの島か未だ相分り申さず候。△一、去年已來追々無病に相成り候由。△一、先年仙石家の岩田靜馬願ひの上家來一人島へ召連れ候例あり。此の度水戸の臣鮎澤伊太夫も願ひ候由に付き、小林も病人老人の事に付き偏に願ひ奉り候。此の事同役牧式部少輔へ筑州より談じ呉れ候樣との事。小林忰（せがれ）越前守は若年にて此の事を辨ずること能はざればなり。一、福原與三兵衛(一)へ御面會にども候はば、此の度福原とかかり合ひの儀は一向評定所にて申立てず候間、此の段御安心下さるべく候。

△一、江戸の事情、水戸の事、評定所のこと、外夷のこと等御見聞の次第筑州へ御直話下さるべく候。

△一、京の事情、粟田親王・近衛左府公(二)・鷹兩公(三)・三條前內府公(四)は如何在らせられ候や。御落飾の風聞もあり、眞僞如何。此の事御聞取りの上、書中にて飯田・尾寺の間へ御通じ小生へ屆け候樣御賴み仕り候。左候へば獄より島へ通ずる便宜あるなり。

此の分京城の風聞、御所內の風聞も御見聞の所御申し遣はし下さるべく候。

(一) 毛利藩の京都留守居役なり
(二) 左大臣近衛忠熙
(三) 鷹司政通・同輔熙
(四) 前內大臣三條實萬

右△印の所鈴鹿へ御面談下さるべく候。

鈴鹿へ行く書中に老兄の事詳かに認め之れあり候。木甚は小林氏の合印、清水辰藏は小林の名なり。御心得の爲め申上げ置き候。

又白す、江戸本所龜澤町醫師山口三輶と云ふ奇士あり、水戸鮎澤の懇意にて殊の外島獄等の事周旋、小林の爲めにも大いに働き候。此の事も鈴鹿へ御話下さるべく候。

大原三位卿は御無事か、是れも鈴鹿へ御尋ね下さるべく候。

追啓

橋本と頼は幕(ばく)に憚つて斬つたも尤もなれど、飯泉(五)喜内を斬つたは無益の殺生、夫れはともあれ喜内を斬る程では回(六)も斬られずとも遠島は免かれずと覺悟致し候。口書(くちがき)未だ定まらず候へども、蟄居中相愼むべきの所外人へ相對し書翰を他國へ往復し、剩へ書を著はし大政を議し、且つ鯖江(七)諫爭の事歎訴(たんそ)に近き儀を相企て、大事遂げずといへども公儀を恐れざる致方と申す事に相成るに相違なく、然れば死罪一等を宥め遠島より致方はなし。遠島も大いに妙趣向あり。且つ遠島と相成り候とも同志一人

(五) 名は友楨、前出四三〇頁參照

(六) 松陰

(七) 鯖江藩主にして老中なりし間部詮勝

の連及なきは吾が長門の爲めに大幸なり。且つ鯖江（さばえ）を撃ち果すの本謀を諫爭として吳れたは三奉行の慈悲なり。遠島敢へて辭せんや。遠島に相成り候へば來る四月出帆なり。小林・鮎澤は當出帆なるべければ、同島へ行くこと願ふ手段あり。故に小林と同居を約し置き候。島に付いて種々の難題之れあり候へども、此の度鮎・林深く策を廻らし難を凌ぐ手段も出來候。跡より右兩人間の同島へ行けば、何事も舊廬に歸る如し。右の次第に付き高君京師御立寄りの一事は必ず御賴み仕り候。是れは小林の爲めなれども則ち來る四月小生が爲めになればなり。其の譯（わけ）は島の地役人は神主にて卽ち吉田（一）の配下なれば、鈴鹿より策を廻らして貰ふ策あり。山口三輶又大いに周旋する奇士なり。已に此の度も小林の爲めに一友を上京さする程の事なり、感々。遠島の妙趣向は追つて申上ぐべく候。彌々（いよいよ）遠島に決し候はば來る三月末まで一友江戸に來り諸事周旋仕り吳れ候樣御計ひ下さるべく候。尤も四月出帆まで飯（二）・尾兩君江戸に候や、是れ亦承り置き度く候なり。

八日　　松陰

（一）本姓卜部氏、唯一神道の宗家にして、京都にあつて全國大半の神社神職を支配す

（二）飯田正伯・尾寺新之丞

六一六　高杉晋作・飯田正伯・尾寺新之丞宛　十月八日　松陰在江戸獄 三生在江戸

高君（三）へ京師の事相託し申し候様子飯・尾二君まで申し参るべくに付き、申し参り次第獄中へ御知らせ下さるべく候。且つ補略か雲上明覧か参り候はゞ、是れも金六へ御命じ御入れ下さるべく候。金六へ堅く命ぜられ候はば間違の儀は絶えて之れなき故、御氣遣ひ成さる間敷く願ひ奉り候。以上。八日

尤も入れ賃弐朱御付け下さるべく候、萬々御頼み仕り候。

昨日は又三義士（四）を誅し候。をしき事〳〵。

晴れつづく小春のけふぞ時雨るるは打たれし人を嘆く涙か

終にゆく死出の旅路の出立はかからんことぞ世の鏡なる

國の爲めに打たれし人の名は永く後の世までも談り傳へん　矩方

別紙に之れあるは小林氏の詠歌なり。御棄て之れなき様御預り置き下さるべく候。

三君　足下

安政六年

（三）高杉晋作

（四）[illegible]

（別紙）

いさぎよく思ふかいさや知らねどもうたるる身こそあはれなりけり

うたれたる身にはともあれかくもあれのこりし妻子さぞなげくらん

此のごろ五七日打ちつづき小春のけしきいとのどかにありしが、昨日は終日打ちくもり時雨れつつよろしからねばいかなる事かと思ひしが、今日又いとのどかになりにければ

うたるるを天もあはれと思ふらん昨日ばかりのくもりたりしは

六一七* 堀江克之助宛 十月十一日

・松陰在江戸獄西奥
堀江在江戸獄東口

（一）水火和合の論感服仕り候。小生兼て同志と相勵み候一論申上げ候。天照の神勅に「日嗣（あまつひつぎ）の隆（さか）えまさんこと、（まさに）天壌（あめつち）と窮りなかるべし」と之れあり候所、神勅相違なければ日本は未だ亡びず、日本未だ亡びざれば正氣重ねて發生の時は必ずあるなり。只今の時勢に頓着するは神勅を疑ふの罪輕からざるなり。

＊本書は第六巻口絵参照
（一）内容未詳

皇神の誓ひおきたる國なれば正しき道のいかで絶ゆべき

道守る人も時には埋もれどもみちしたえねばあらはれもせめ　矩方

(二)旦那よりも別段御答申上げず候所、日來の御厚情幾回も感伏、乃ち谷冊一つ有之と之れある分差出され候。然るべく御推察願ひ上げ奉り候。

十一日　寅二

尚ほ以て近來旦那(三)様へ大いに御無沙汰申上げ候。御目算にてはいかがや。追付け御落着御出牢にも相成るべくやと察せられ候。御歸國に相成り候へば小生國元よりは通路宜敷き故、後來の儀克々賴み奉り候段御申上げ願ひ上げ奉り候。

六一八　小林民部宛　十月十二日　松陰在江戸獄西奥　小林在江戸獄東口

昨夜は存外に御移獄、只々當惑仕り候。

やよやまてと云ふにいとまもなかりけり君が出でゆくよべの別れは

しかし東口へ御出でに相成り候趣、さすれば思つたり叶つたり、(四)十兄・年君御互に御

(二) 同室の名主代沼崎吉五郎〔關傳〕

(三) [illegible]

(四) [illegible]

嬉び拜察し奉り候。○旦那(一)にも至極御殘念に思はれ候。すなはち御怨みの一句、

出立（いでたち）をともにと思ふ君なるにしばしはよしとおもひ給ふか

○長谷川宗右衛門君も入牢に相成り候よし、扨々（さてさて）苦心の事。速子(二)の心中別して察し入り申し候。速子昨日の御吟味は、先日の小金(三)井の節白井織部謀主云々のこと承り及ばざる旨申立て置き候に付き、常助(四)とつき合せに相成り、是れは常助相誤り速子勝ちに相成り候。又一條は京都にて杉浦仁右衛門へ面會の節、綸旨のこと、湖・贊(五)二侯を撃ち果すこと等承り候に付き、實は常助へ其の後語り候事之れあり、常助其の儀を申立て候故、速曰く、「杉浦我れに語らず、我れ常助に語らざるなり」と。此の事昨日つき合せに相成り候へども水かけ論にて日沒に相成り候。追つて御吟味ある筈なり。

右の次第、十兄・年君へ御申し傳へ願ひ奉り候。

神器論の事、十兄へ御話願ひ奉り候。呉々も愚考は板行（はんかう）して天下に傳ふるは甚だ難きことにも非ざるべけれども、夫れにては伊勢の御祓（おはらひ）も同様にて、人心に染み込み正道を明かにするやうには參り難く、夫れよりは例の學習院か懷德堂かの御工夫を以て神

(一) 沼崎吉五郎
(二) 宗右衛門の子、速水〔開傳〕
(三) 下總國小金の誤り。前出四三八頁頭註參照
(四) 岩本常助
(五) 湖は井伊直弼、贊は讚岐高松松平讚岐守

道儒教を興隆し、上　天子親王公卿方の御學問筋を民間まで示し、民間の俊傑を天朝の大學校に貢し、上下合體の邊よりして右學校中論定する所を以て著述とし、古人の正論をも抜取り、其の上にて十兄の御論の如く板行して天下に頒つ時は、伊勢の御祓の如くには相成らざるなり。今朝速子より乃父へ一書あるべきの所、双方呼出しにて其の暇なし。宗右君入獄の次第御聞及びも御座候はば、御知らせ待ち奉り候。

(六)日命に添書の事忘れ申さず候。　十月十二日　　　同拜

(七)木甚君

尚々昨夜兩人入り之れあり候へども、未だ福の向ひ候と申す譯に參り兼ね候。何卒(八)かがなてみれば十日ばかりなり、早く福あれかし〳〵。(九)保三郎君御來に相成り、大いに力を得喜び居り候段、(一〇)三木君へ御一言賴み奉り候。

六一九　尾寺新之丞宛　　十月十七日　松陰在江戸獄　尾寺在江戸

一簡呈上仕り候。私儀昨日御呼出しにて口上書書判仕り候。然る處存外の儀ども之れ

(六) 九條津[illegible]書十にして後出獄して歸藩[illegible]宗を堅む。松陰安政五年江戸獄に在りし時書を以て先きに在り、同囚の交りを結ぶ。當時遠島に處せられありしを以て、松陰小林の紹介状を書くもへなりしなきす

(七) [illegible]

(八) [illegible]

(九) [illegible]

(一〇) [illegible]

あり、今更當惑は仕らず候へども、屹と覺悟仕り候。最前七月九日入牢の節申立て候內、間部侯在京の節同志連判罷り登り旨趣申立て度き段取工（とりたくら）み候へども、事未だ遂げずして國元にて入牢仰せ付けられたる段申立て候處、三奉行席を改め、多人數連判せしは御取用ひ之れなく候へば刄傷にも及ぶべき存念なるべし、輕からざる御役人へ對し大膽至極なり、覺悟しろ、吟味中揚屋入り申付くるとの事なり。此の時は小生も勿論覺悟致したり。其の後九月五日呼出し色々御吟味之れある內、先日必死の覺悟にて上京仕るべき段相計り候趣申立て候が、必死と云ふ所今一應詳かに申出づべしとの事に付き、七月九日に刄傷にも及ぶべき存念なるべしと仰せ懸けられ候に付き、其の段申し開くべき儀に候へども、揚屋入り仰せ付けらるとて御引落しに相成り候儀に付き、又重ねての御吟味の節と思ひ延し罷り下り候。全體必死と覺悟仕り候故は、蟄居の身分にて是れ等の儀取計ひ候上は勿論事敗露（はいろ）する時は一死國に報ずる外致方之れなくと申す譯にて、刄傷に及ぶと申す儀には全く之れなき趣申立て聞取りに相成り候。其の後十月五日の御吟味にも同樣の御尋ねにて同樣申立て、同樣聞取りに相成り候。然る

に昨十六日口上書讀聞せを承り候へば、下總殿へ旨趣申立て御取用ひ之れなき節は差［じ］

達へ申すべく、警衞人數相支へ候はば切拂ひ候て御輿へ近づき申すべく云々の趣。之

れに因り小生云はく、差違へるは思ひも寄らず、切拂ひと申す事も志に之れなき事、

口に云はざる事と大いに辯爭致し候所、然らば下れ、後に又申し聞けることありとの

ことなり。左候て總人數口書相濟み候後又々呼出しに相成り、又讀聞せの趣は差違へ

のことは除き切拂ひと云ふ事計りなり。僕又大いに辯爭致し候所、遂に口上の事はど

ちらへ違うても罪科の輕重に預る事に非ざれば、迚もの事に其の方の申分通りに致し

遣はすべし、併し他の文言に存念はなきかとて、末文の所兩度御讀聞せ之れあり候故、

志になきことと口に發せぬ事は何分にも一字も受け難く、仰せ懸けられ候儀何ぞ敢へて

拒まんと申し、書判致し候。末文の處「公儀に對し不敬の至り」と申す文あり、「御

吟味を受け誤り入り奉り候」と申す文あり。迚も生路はなきことと覺悟致し候。右初

日七月九日と昨日と三奉行出座なり。九月五日と十月五日とは吟味役出座なり。吟味

役寛容の調べは全く無用に僕をだましした計りにて、石谷［一］・池田其の外最初見込を付け

（一）[illegible]奉行、石谷因幡守・池田播磨守

た所は首を取る積りに相違なく、差違と切拂との四字を背を折つて拔き候へども、末文の改まらざるをみれば矢張り首を取るに相違なし。不敬の二字餘り承り馴れざる文なれども、不屆など云ふよりは餘程手重き事に考へられ候。鵜飼や頼・橋本なんどの名士と同じく死罪なれば、小生においては本望なり。昨日辯爭に付いては隨分不服の語も多けれども、是れを一々云ふも面白からず、只だ天下後世の賢者吾が志を知つて吳れよかし。

右の趣一寸御報知申上げ候。此の書は御一見御返し賴み奉り候。以上。

十月十七日　寅二拜

昨日金六方まで御出で下され候趣、尾君(一)か、高君(二)か。金六より詳かに承るに暇なし。然る處今日又々御出で下され候由に付き此の書を認め候。○高君十五日定めて御出足とは存じ候。是れ亦御知らせ下さるべく候。○高君御出立後なれば小林の書は此の方へ御返し候とも宜敷く候。○小生昨日口上書書判仕り候。委細の儀は申上げ兼ね候へども存外の儀之れあり、迚も輕典には參らざるに付き屹と心中に覺悟仕り置き候。此

（下に委細申上げ候）

（一）尾寺新之丞
（二）高杉晉作

の覺悟の處後日申上げ候樣仕るべく候。いづれ十日を出でず落着と存じ候。〇五日程同居致し候（阿部十次郎家來なり、神田橋外なり。）勝野保三郎昨日申口相立ち出牢相成り候。此の人勝野豐作の弟にて（三）行年二十二、才氣ありて純粹なる男子後來賴母敷く、去年以來在獄にて、僕投獄已來時々音信致し候へども未だ心事を盡さず候處、四五日同居、大いに學事を論じ懸け候所出牢殘念なり。此の人の事御物色下さるべく候。〇別紙の趣、飯田兄へ一と周旋御願仕り候。出來難く候へば强ひて願ふにも非ざれども、何卒かく致し度くと申す事に御座候なり。

十月十七日　　　　松陰拜

尾新兄　足下

（三）關宿四位勝野正道、保三郎がその弟とあるは松陰の誤りにして實は子なり（詳傳）

六二〇　堀達之助宛　　十月十七日

松陰在江戸獄西奧
堀在江戸獄東口

堀先生　座右

三木君（四）へ申上げ候。保三君（五）昨日は御目出度く存じ奉り候。暫時ながら御同獄大慶仕り

（四）[illegible]
（五）森之助 [illegible]

候。色々學談等仕り懸け、保君も御悦びに候處、御出牢相成り大いに力を失ひ候。しかし心事は略ぼ申上げ置き候故、死後の事ども御賴み申上ぐる積りに御座候。何分御賴み仕り候。

(一)十兄君・年君拜面は仕らず候へども、度々御厚情に預り感謝し奉り候。小生死後十兄君御出牢成され候はゞ、國元の小田村・久坂などへ當所にて御懇命を受け候段御通じ、後來御通信下さるべく候。是れ誠に本望に御座候。

(二)木君別して御同居にて御懇命を受け、追々敎を受け候事も今は水の泡なり。海島の事など御約束も申上げ候へども、皆又無益と相成り候。

再案するに此の書御返却に及ばず候間三木君へ御預け置き、小生御仕置(おしおき)に相成り候上にて保三君へ御渡し、保三君より弊藩麻布邸に詰め居る醫者飯田正伯か、靑山の山腰某と申す兵家へ入塾仕り居り候尾寺新之允かへ御渡し下さるべく候。尾寺の居所は金六存じ候に付き、三木君御出牢の上金六へ御聞合せ下さるべく候。

冬のよるひとりまくらのさむからぬまたあけきぬかきくもかなしき

(一) 堀江・鮎澤

(二) 小林民部

生死由來任所宜　生死由來宜しき所に任す、
樂夫天命復奚疑　夫の天命を樂しんで復た奚をか疑はん。(三)
皇道陵夷夷狄熾　皇道の陵夷、夷狄の熾、
欲成日本眞男兒」　成さんと欲す日本眞男兒。」

○

明嵩宋檜世知賊　明嵩(四)・宋檜(五)、世、賊たるを知り、
繼盛施全史褒忠　繼盛(六)・施全(七)、史、忠なるを褒む。
龍畫本哈葉公事　龍畫もと哈ふ葉公(八)の事、
讀書曾慕古賢風　讀書曾て慕ふ古賢の風。

右二首は御隣獄の長谷君より詩二首來り候に付き、其の韻をつぎ心事を賦し申し候。
長谷君に未だ返書差出さず候。折も御座候はば此の二首御贈り願ひ上げ奉り候。

吾れの國を出づるや友人扇面藍關深雪(九)の圖を以て餞と爲す者あり。

(三) との一句は陶淵明の歸去來の辭の終句として出づ
(四) 明の嚴嵩、世祖の時首輔に居り權を攬りて賄賂を貪り、時政を直言するものは皆之れを罪す
(五) 宋の秦檜、欽宗の時相となる。金との和議を主張して[illegible]
(六) [illegible]
(七) [illegible]
(八) [illegible]

因つて韓昌黎の韻に仍りて之れに答ふ

敢望昌黎誠動天。檻輿暑路亦三千。擁關深雪非今日。收骨瘴江乃昔年。永訣原期違膝下。一封無不達階前。故人贈我扇頭畫。風落長安大道邊。

六二一　父叔兄宛　十月二十日

松陰在江戸獄
父叔兄在萩

平生の學問淺薄にして至誠天地を感格すること出來申さず、非常の變に立到り申し候。嘸々御愁傷も遊ばさるべく拜察仕り候。

　親思ふこころにまさる親ごころけふの音づれ何ときくらん

さりながら去年十月六日(一)差上げ置き候書、得と御覽遊ばされ候はば左まで御愁傷にも及び申さずと存じ奉り候。尙ほ又當五月出立の節心事一々申上げ置き候事に付き、今更何も思ひ殘し候事御座なく候。此の度漢文にて相認め候諸友に語ぐる書(二)も御轉覽遊ばさるべく候。幕府正議は丸に御取用ひ之れなく、夷狄は縱橫自在に御府内を跋扈致し候へども、神國未だ地に墜ち申さず、上に　聖天子あり、下に忠魂義魄充々致し候

彫りて樂みとす。龍聞きて葉公の室に至れば葉公驚き色を變じて遁れ去る。劉向新序に出づ。賢士を好むの名ありて禮する能はざるを諷す

(九)　支那陝西省藍田商縣にあり。韓愈の詩の一句に「雪は藍關を擁して馬前まず」とあるを圖にせしなり。この詩第七卷「縛吾集」六月六日の條に出づ、參照すべし

(一)　十一月六日の記憶違ひなり。第五卷二六四頁「家大人・玉叔父・家大兄に上る書」をさす

(二)　次揭六

二二二號のこと

（三）習付けたきと實行苦[illegible]

（四）第五巻二六四頁の「家大人・玉叔父・家兄、足下上る書」をさす

（五）嘉永二年。

へば、天下の事も餘り御力御落し之れなく候樣願ひ奉り候。隨分御氣分御大切に遊ばされ、御長壽を御保ち成さるべく候。以上。　十月二十日認め置く。

寅二郎百拜

家大人　膝下
玉叔父　膝下
家大人兄　座下

兩北堂樣隨分御氣體御厭ひ專一に存じ奉り候。私誅せられ候とも、首までも葬り呉れ候人あれば、未だ天下の人には棄てられ申さずと御一咲願ひ奉り候。兒玉・小田村・久坂の三妹へ五月に申し置き候事忘れぬ樣御申し聞かせ賴み奉り候。呉々も人を哀しまんよりは自ら勤むること肝要に御座候。〇私首は江戸に葬り、家祭には私平生用ひ候硯と、去年十（二）月六日呈上仕り候書（四）とを神主と成され候樣賴み奉り候。硯は己酉（五）の七月か、赤間關廻浦の節買得せしなり、十年餘著述を助けたる功臣なり。

松陰二十一回猛士とのみ御記し賴み奉り候。

六二二　諸友宛　十月二十日頃　松陰在江戸獄　（原漢文）

諸友に語ぐる書

吾れ甲寅の擧(一)、自ら萬死を分とす。圖らざりき、幕府寛貸以て死せざるを得たり。是れ今日宜しく幕府の爲めに死すべきの一なり。甲寅の後、幽囚せられて國に在り、而も吾が公眷顧衰へず。是れ今日宜しく吾が公の爲めに死すべきの二なり。加之、聖天子宵衣旰食、夷事を軫念したまひ、去年來の事豈に普率(二)の宜しく旁觀坐視すべき所ならんや。是れ今日宜しく天子の爲めに死すべきの三なり。三の宜しく死すべきありて死す、死すとも朽ちず。亦何ぞ惜しまん。

吾が藩多士、最も卓犖を稱する者は僧清狂なり、而して清狂は則ち死す。最も忠貞を稱する者は口羽德祐なり、而して德祐亦死す。此の二人の者は人士の望を屬する所、而も疾病の犯すや死より貰されず。是れ死は人の免かれざる所、吾が迂愚に於て益々惜しむに足らざるなり。

水戸の鵜飼幸吉・越前の橋本左內・京師の賴三樹三郎の諸人、皆當世の名士にして年齒皆壯、吾れと伯仲す。今皆死して不朽の人となる。吾れ豈に獨り諸人に後るべけん

(一) 金子重之助と共に米艦に投じて海外に赴かんとせしこと

(二) 普天の下、率土の濱の略、全國隅隅の人間迄全部をさす

や。

漢の朱雲(三)・宋の施全(四)・明の楊繼盛、吾れ嘗て仰いで之れを慕ふ。今吾れ幸に一死を得ば亦以て三賢の亞（つぎ）たるべし。

今茲（ことし）五月、檻輿（かんよ）國を去る、平生の心事具さに諸友に語り、復た遺缺なし。諸友蓋し吾が志を知らん、爲めに我れを哀しむなかれ。我れを哀しむは我れを知るに如かず。我れを知るは吾が志を張りて之れを大にするに如かざるなり。

吾れの將に去らんとするや、子遠(五)吾れに贈るに死の字を以てす。吾れ之れに復するに誠の字を以てす。子遠の言大いに是れ理あり、若し誠字にして未だ遂げずんば、或は頭巾の氣習(六)あらん。但し（後文闕）

六二三　飯田正伯・尾寺新之丞宛　十月二十日　松陰在江戸獄 飯田・尾寺在江戸

一、長谷川速水は八月二十二日より同居致し候。此の人もし追放ども相成り候はば、國元へも參るべき存念に御座候。宗右衛門の悴（せがれ）なれば何卒鼓舞致し度く、僕も精々

(三) 第十卷四五九頁參照
(四) 前出四七九頁參照
(五) 入江杉藏
(六) 俗儒なさまならん

心を盡し候間、其の御心得に成し下さるべく候。宗右衛門は東奥揚屋にあり、老功の人なり。

一、勝野保三郎・山口三輪の兩人御申合せ、小生の後事御取計ひ下さるべく候。

一、囚中にて恩になり候人沼崎吉五郎と申す人なり。此の人篤志の人なり、用に立つべき人に御座候。遠島なり。

一、鷹司殿御家來小林民部同居致し候。水戸殿御家來鮎澤伊太夫是れは同居は致さず、兩人遠島なり。姓名御記念下さるべく候。

一、東口揚屋名主堀達之助、此の人にも世話に相成り候。

一、首を葬ることは沼崎と堀江に賴み置き候。代料三兩計りもかかり候よし、御償返下さるべく候。

一、周布に賴み金十兩計り御かかり、首の償料の外沼崎に三兩、堀に一兩、堀江に一兩計りも小生生前の恩惠を忘れざる志を表して御贈り下さるべく候。

一、傳之助・杉藏・和作三人、此の度小生口上書にも出でざる様精々骨折り候。三奉

行も御慈悲之れあり、大原往來の人物御しらべ之れなく候。右に付き右三人速かに出牢に相成り候樣御周旋下さるべく候。

十月二十日認め置く　　　松陰

飯田君

尾寺君

堀江より子遣へ遣はし候書間違ひ申さざる樣御願仕り候。

六二四　入江杉藏宛　十月二十日　（松陰在江戸獄　入江在萩岩倉獄）

小生出立の節、足下一死を以て期とせよと申されたるは實に至當の言なり。僕が誠と申したはまだ命が惜敷き故の事ならん、今更後悔少なからず候。さりながら命を惜しみしも、由なく惜しむにあらず、大原公丼びに足下などの爲めに半ばは惜しみ申し候。此の度吾れ一人死して大原公丼びに足下輩禍なきは天下の大幸なれば、足下輩も此の後の死所を御工夫然るべく候。〇十郎左衞門へ託し候足下の韻に次するの七律、（中略）

幷びに大原公を憶ふの七律(一)［他年若し源公の間に遇はば、爲めに報ぜよ寅終に知に負かずと］は悉く御落手下され候事と存じ候。大原公へ何卒時を以て御通じ下さるべく候。〇別符堀江の書中御熟覽下さるべく候。意味足下の「死を以て期と爲せ」と同意なり。僕も深く感銘の餘り足下に示すなり。

十月二十日　松陰

子遠　足下

(一) 第七卷「縛吾集」六月十二日の條に出づ。割註はこの七律の最後の二句なり

六二五　入江杉藏宛　十月二十日［松陰在江戸獄 入江在萩岩倉獄］

兼て御相談申し置き候尊攘堂(二)の事、僕は彌々念を絶ち候。此の上は足下兄弟の内一人は是非僕が志成就致し呉れられ候事と賴母敷く存じ候。春已來の在囚飽くまで讀書も出來、思慮も精熟、人物一變なるべくと殊に床敷く、日夜西顧父母を拜する外、先づ第一には足下兄弟の事を思ひ出し候。尊攘堂の事は中々大業にて速成を求めては却つて大成出來申さず、又亡命等にて國を出で候ては往先の不都合も之れあり候故、足下出牢の上は先づ慈母の心を慰め、兄弟間遊學の事も政府邊の指揮を受けての事が宜敷

(二) 維新前にはこの松陰の遺託成就せず、明治になりて品川彌二郎遺志をつぎて京都に建つ。現に京都帝國大學内にあり

く、是れは小田村其の他の諸友も隨分盡力致すべく候。扨て僕も江戸に來り天下の形勢一覽致し、餘程知見の進み候所之れあり、神州未だ地に墜ちず、人物も隨分之れある事承知、委細に御話申し度く候へども心に任せず候間、唯々何事も心強く拋(なげう)たざる樣御心懸け專一に存じ候。尊攘堂の事に付いても一策を得たり。御聞及びも候はん、堀江克之助と申す水戸の豪士あり、羽倉の三至錄に久保善助とあるは此の人なり。丁巳墨使登營の節、(一)信田(しのだ)・蓮田と共に墨使を討たんことを計る。兩田は獄死、堀江は今に東口揚屋に在り、(此の人の事は追々高杉へも申し遣はし候)此の人殊の外神道を尊び　天朝を尊ぶ人なり。毎々申され候事に、神道を明白に人々の腹に入(はい)る如く書を著はし、　天朝より開版して天下に御頒示(ごはんし)成され度くと頻りに祈念仕り居られ候。僕が心得には教書のみ天下に頒ちても、天下の人心一定と申す樣には參り難きに付き、京師に大學校を興し、上　天子親王公卿より下武家士民まで入寮寄宿等も出來候樣致し、恐れながら　天朝の御學風を天下の人々に知らせ、天下の奇材英能を　天朝の學校に貢し候樣致し候へば、天下の人心一定仕るに相違なし。併し急に京師に大學校を興すと申しては、只今の時勢逆

(一) 安政四年十月ハリスの江戸登城を要して刺さんとす

もく出來ぬ事と誰れしも存ずべく候へども、是に亦策あるべし。小林民部より承り候、只今學習院は學職方は公家なり。儒官は菅(一)・清家と地下の學者と混じて相務めれ、定日ありて講釋之れあり。是の日は町人百姓まで聽聞に出で候事勝手次第、勿論堂上方御出座なり。然れば學習院の基に依り今一層興隆致し候へば何樣にも出來申すべし。扨て學問の節目を糺し候事が誠に肝要にて、朱子學ぢやの陽明學ぢやのと一偏の事にては何の役にも立ち申さず、尊王攘夷の四字を眼目として、何人の書にても何人の學にても其の長ずる所を取る樣にすべし。本居(二)學と水戸學とは頗る不同あれども、尊攘の二字はいづれも同じ。平田(三)は又本居とも違ひ、癖なる所も多けれども、出定笑語・玉襷等は好書なり。關東の學者道春(四)以來、新井(五)・室・徂徠・春臺等皆幕に佞しつれども、其の内に一二ケ所の取るべき所はあり。伊藤仁齋などは尊王の功はなけれども、人に益ある學問にて害なし。林子平も尊王の功なく攘夷の功あり。兼て御話申し候高山・蒲生・對馬の雨森伯陽(六)・魚屋の八兵衛(七)の類は實に大功の人なり。各〻神牌を設くべし。

(一) 菅原家と清原家
(二) 國學者本居宣長の學派
(三) 平田篤胤
(四) 幕府の儒者林羅山
(五) 新井白石。室鳩巣・荻生徂徠・太宰春臺
(六) 名は東、字は伯陽、芳洲と號す、木下順庵の門下。朝鮮より書を幕府に呈するに日本國大君の稱を以てす。新井白石改めて日本國王と稱せしむ。芳洲乃ち書を白石に與へて大いに其の非を論ず
(七) 與八兵衛、後光明天皇崩御にあたり、有司例により火葬に行

はんとするを慨し、上代の舊制に復せんことを請ひて儀改めらるるに至る。贈正五位

右諸家の書を聚め長所を拔取り、人物格別功あるは學習院中に神牌を設くる等の評議は中々大議に付き、天下の人物を聚めねば出來ず。人物聚まらずとも諸國へ京師より人を遣はし豪傑の議論を聞き聚め、京師にて大成すべし。此の議論中に天下の正論大いに起るべし。又水戸日本史の後も之れなく、天朝六國史の後も缺く。天皇の御諡號も光孝天皇までなり。其の後の帝紀御選述、諡號御定め等勅諚にて學習院に仰せ付けられ度き事なり。尤も是れは書籍と人物と大いに學習院に集まりたる上の事なり。

學習院興隆の事

一、天下有志の者出席を免し給ふべき事。居寮寄宿を免す。

一、天下有用の書籍獻上を免し給ふべき事。古書近世書に限らず。

一、尊攘の人物の神牌を立て給ふべき事。

但し神代の神々、式内の神々も時宜を酌みて院中に祭るべし。其れ以下菅公・和氣公・楠公・新田公・織田公・豐臣公、近來の諸君子に至るまで其の功德次第神牌を

（八）式は延喜式のこと

立つるなり。

向(さき)に御相談申し候尊攘堂の本山ともなるべし。

人物集まり書籍集まりたる上にて、神道を尊び神國を尊び　天皇を尊び、正論計り拔取り、一書として天下に頒つべし。

(一)△慶比(ごろ)の人清原某神代卷の跋、松苗(二)十八史略の序、此の二篇小子深く心服仕る論なり。

一、院中に史局を設け、六國史以下の缺を補ふ事。

右等の趣向を眼目として御工夫を御こらし然るべく候。他日御出國出來候はば先づ大原公父子に御謀り、公卿方の御論御伺ひ、又關東下向堀江とも御相談成され、天下同意の人々申合せ、そろ／＼京師にて御取建て然るべし。尤も湖城(三)・鯖江(四)等威權を振ふ間は少し御見合せ成さるべく候。近年の內兩權仆るべし。京師も九條公(五)御辭職あらん。其の後よき關白ありて關東と御一和の事も調ひ候はば、其の節妙なり。其の內夷事も日々禍深く相見え候に付き、好機會の出づる事もあらん。何分京と關東との形勢を熟

(一)△符號は松陰この年號の上の一字思ひ出されざるを以てあけおきし印ならん

(二)岩垣松苗、東園と號す。十八史略の序とは、東園の養父龍溪の著「十八史略標註」七卷の序をさす

(三)井伊直弼

(四)間部詮勝

(五)親幕派の統領關白九條尙忠

覽して、どうも六ケ敷くば最前の論の如く吉田にてなすなり、妙なれば學習院に出るなり、此の所は足下の眼中にあれば委しくは申し難く候。堀江何卒出牢させ度きものなり。僕より勝野保三郎に申し遣はし置き候。山口三輪(六)など好策はなきかと申し遣はし置き候。堀江出牢と御聞き成され候はば早速諸事御通信然るべし。僕天下の士を多く見候へども、無學にして篤志なる事此くの如き人は多く見申さず、實に奇人なり。學ぶべし、賴むべし。別符(七)一通御覽、此の人の心中察し給へ。

僕出國以來五ケ月に相成り候へども、小田村・久坂等一書もなし。足下は在獄なればせん方なし。僕においては苦しからざる事には候へども、諸友の疏濶は志の薄き故かと大いに懸念致し候。此の事兄出牢せば一論あるべし。作間(八)・彌二・德民などの事甚だ懸念なり。此の三人は決して變ぜぬに相違はなしと存じ候。岡部是れ亦棄つるべからず。此の四人兄幸に之れを愛せよ。福原(九)は長進と察し候、何如にや。佐世(一〇)も心にかかり候。來原・中村餘り周布風を學び大人振り、後進を導くこと能はざるが患なり。中谷は自ら妙、山口にて一世界をなせかし。之れを要するに諸人才氣齷齪、天下の大

(六) 本町饗澤町の醫師にして、當時の志士の世話に盡力せし奇士

(七) 今傳はらず、内容不明

(八) 作間忠三郎・品川彌二郎・野村德民、三人相を以て囑せられし冊子一冊傳ふ

(九) 福原又四郎

(一〇) 佐世八十郎、後の前原一誠

事を論ずるに足らず、吾が長（州）人をして萎靡せしむ。殘念殘念。足下と久坂とのみを頼むなり。高杉大いに長進とは察し候へども、此の地にても十分の議論せず歸國、大いに殘り多き事どもなり。

未十月二十日　　　　松陰

子遠兄　足下

六二六　鮎澤伊太夫宛　十月二十三日（松陰在江戸獄西奥 鮎澤在江戸獄東口）

御細書を賜はり拜閲仕り候。近日大和歌御取出し成され候由、大賀し奉り候。日命[一]へ投簡の事承知仕り、乃ち別紙差出し候。御落手成し下さるべく候。僧徒一概に惡むべからずの愚論は釋迦前の説法、今更赤面仕り候。右に付き申上げ候。鄕友に淸狂（名月性 字知圓）と申す奇衲（きたふ）之れあり、尊攘の志あるものに御座候所、昨年物故致し候。辰年[二]比（ごろ）上京、梁川星巖・藤森弘庵[三]・大久保要[四]等も大いに愛したる人に御座候。此の僧（佛法）護國論と申すもの一小冊之れあり、上梓仕る筈に御座候。上梓出來候はば關東の一向宗信者へ與

（一）前出四七三頁參照
（二）安政三、年
（三）勤王家、江戸の儒者。嘉永六年海防備論及び芻言を著はす。安政中言論人心を鼓吹するを以て江戸を逐はる
（四）土浦藩の志士、水戸賜勅のことにあづかりて安政六年牢死す。贈從四位

（五）堀達之助

へ度く存じ奉り候間、（此の事別段君へ申上げず候、御傳へ頼み奉り候。）トロル（五）君より小田村・久坂などへ御申越し御取寄せ、海上にて御一見下さるべく候。又清狂吟稿三卷計り之れあり、長篇に頗る誦すべきもの之れあり候。乙卯の一稿尤も慷慨淋漓なり。又口羽德祐と申す者賴むべき人物に御座候所先日死去、年二十五六にて寺社奉行相勤め居り候。此の者の詩稿亦其の志を見るべきものあり。何卒清狂と口羽との兩稿、久坂玄瑞へ御申し遣はし御取寄せ御一誦下さるべく候。鄕友の姓名なりともせめて同志へ傳へ度き愚心に御座候。來書に云はく、「尊兄には此の先き御處置の程計り難く、小子は海外へ赴き申し候云々」。讀み去りて覺えず一慟仕り候。此の慟や、私情之れを致すに非ず、亦憂國の已むを得ざるものなり。責て同志へ殘し後輩へ托し度しの語服膺仕り候。右兩稿も亦其の媒介と存じ奉り候て申上げ候なり。

念三　　　　　　　　　　　　　　　　回白す

年君樣

又白す、囊園に默霖史狂子と申す一向僧あり。此の僧聾且つ啞、博學強記、文翰流る

るが如し。小生と同庚なり。殊の外王室を尊び自ら王民と稱したり。死去(一)す、惜しむべし。此の僧の菊詩(きくのし)錄上仕り候。

遙對二南山一泣二短籬一。黃花感慨少二人知一。千秋郁郁天家號(二)。乃是淵明(三)以上枝。

(別紙)

日命老上人　座右

江戸獄御同囚と相成り候は最早六年に相成り候。爾後御樣子も絶えて御伺ひ申上げず候處彌〻御安寧、島上にて法務御勤め在らせられ候事と大慶し奉り候。小生事は國元蟄居中又々厄難差起(さしおこ)り、當七月九日西奥揚屋へ投ぜられ候。兼て御志の敵國懾服(せふふく)益〻御祈念在らせられ候事と察し奉り候へども、異人日に御國内へ攻め入り國事如何にも恐れ多く存じ奉り候。昨年以來色々京師・江戸の間に大事差起り、あたら志士多人數罰を蒙り候。右死に殘りの人鷹司殿御內小林民部・水戸殿御內鮎澤伊太夫、此の度島流しに相成り候。兩人とも小生當所にて格別懇意に致し候人物に御座候。京師・水戸とも上人兼て御心を寄せられ候御事に付き、御兩人より委細の近狀御聞取り成さるべ

(一) 實は未だ死せず、當時の誤報なり
(二) 天子の御紋
(三) 晉の陶潛、字は淵明。菊を東籬のもとに採りて悠然として南山を見るの句あり

く候。又兩人とも新渡の儀、萬事に付き嘸々困り入り候事と存じ奉り候間、萬端御助勢成し下され度く、小生より別して御頼み申上げ候。澁谷は御同居に候や、然るべく御傳聲頼み奉り候。又六年前百姓牢の名主仕り候妙吉と申す人、私一件もの重之輔(四)病中厚く手當仕り呉れ候段當人深く感じ居り候。然る處歸國の明年正月十一日死去仕り候。妙吉も八丈(島)と承り候故、若しも御面會の事ども御座候はば右の趣御傳言頼み奉り候。六年來の事色々申上げ度き事御座候へども、取急ぎ閣筆仕り候。海上異(い)候(こう)、御保嗇專一に存じ奉り候。頓首。

未の十月二十三日　　　　長門　吉田寅次郎拜

尙々越後の宥長和尙も當九月六日出牢に相成り候、枯楊華(はな)を生ずと云ふべし。銀座(五)も當春揚屋(あがりや)入りに相成り候由、當時は宿預け、先づ御安心成さるべく候。

尙ほ以て小生は寅年御出帆後九月十八日出牢、國元蟄居に相成り申し候。

(四)金子重之助(闕傳)

(五)[illegible]

六二七　小林民部宛　十月二十三日　松陰在江戸獄西奧　小林在江戸獄東口

安政六年

(一)子遠へ御通路の事は私も色々心組仕り居り候。私呼出し之れなき内御書符に相成り候はば、此の方へ御遣り下さるべく候。私より慥かに屆け候樣仕るべく候。私呼出しは五六七か九に之れあるべきか、いづれ來月には越し申す間敷く候。〇往先の御通路は子遠は未だ在獄に付き、小田村伊之助・久保清太郎・久坂玄瑞など皆子遠と兄弟の交をなし候故、上符は是れへ御當て成さるべく候。貴君樣の御名前も當時憚りあること故、山三(二)か勝保の上符が宜敷く候。只今僕の友人在江戸仕へ僕の爲め周旋仕り候は飯田正伯・尾寺新之允に御座候。此の兩人も小田村や子遠とは格別懇意に付き、小田村へ御遣はしの書此の兩人へ御賴み成さるべく候。此の兩人の事は金六へ御尋ねにて相分り候。但し飯田・尾寺は來る五月比まで在江戸に御座候。〇子遠へ遣はし候書の外、歌稿(三)、諸友に語ぐる書等は暫く御預り下され、私落着の上矢張り右の手繼を以て飯・尾より國元へ屆け呉れ候樣御賴み仕り候。〇災に付き御普請方揚屋に入るの事承知仕り候。〇山三、周(四)へ參り呉れられ候次第承知仕り候。成ると成らざるとは計り難く候へども、少し愚計を運らし見申すべく候。二十三日、回(五)御報申上げ候。

(一) 入江杉藏
(二) 山口三輔・勝野保三郎
(三) 前出四八二頁參照
(四) 周布政之助か、未詳
(五) 二十一回猛士の略

解題

本卷には安政五年六年即ち松陰二十九歳三十歳の最後の二年間に於ける書簡と、特に重要なる父母叔父及び門人よりの書簡數通とを併せて三三四通を收めた。配列その他の編纂方法は第八卷書簡の一と全く同じである。

僅か二ヶ年であるが、この期間が松陰の最も活躍した時代であり、且つ又再び獄に投せられ文通以外には外部と交渉の方法がなくなつただけに書簡の數はまさに驚異的である。而もこれ等の書簡によつて、身體の自由を奪はれた松陰が門下教育の聖業を嚴かに完成したことを思へば、その教育的價値は大である。尚ほ又本卷の書簡內容には松陰の次から次へと企圖した實行的對策を含み、目まぐるしい情勢の變化をも反映せしめてゐる故、讀者は特にこの時代の文稿たる第五卷戊午幽室文稿・第六卷己未文稿及び第十一卷東行前日記等を參照しつつ讀まれんことを希望する。

本卷の書流し並びに校訂、頭註は委員廣瀨豐が擔當した。

（岡山製本）

昭和十四年十月 九 日印刷
昭和十四年十月十四日發行

吉田松陰全集第九卷

編纂者　山口縣教育會
右代表者　齋藤彥一

發行者　東京市神田區一ツ橋二丁目三番地
岩波茂雄

印刷者　東京市神田區錦町三丁目十一番地
白井赫太郎

印刷所　東京市神田區錦町三丁目十一番地
精興社

發行所　東京市神田區一ツ橋二丁目三番地
岩波書店
電話九段(33)一一八七・一一八八番
～一八九・一八〇番
振替口座東京七四四一六番

小店出版物中、萬一不完全な品（落丁・亂丁等）がありました節は、御手數乍ら遠慮なく御申出下さる事を御願ひ致します。たとへ御讀後でありましても、早速お取替致します。